明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十九年六月二十六日

○第四十六回国会 衆議院会議録追録（一）

第四十五回国会閉会中審査報告書
行政機構並びにその運営に関する件等閉会中審査報告書
一　行政機構並びにその運営に関する件
二　恩給及び法制一般に関する件
三　国の防衛に関する件
四　公務員の制度及び給与に関する件
五　栄典制度調査並びに栄典法案起草に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
内閣委員長　綱島　正興
衆議院議長船田中殿

地方自治に関する件等閉会中審査報告書
一　地方自治に関する件
二　地方財政に関する件
三　警察に関する件
四　消防に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
地方行政委員長　森田重次郎
衆議院議長船田中殿

裁判所の司法行政に関する件等閉会中審査報告書
一　裁判所の司法行政に関する件
二　法務行政及び検察行政に関する件
三　国内治安及び人権擁護に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
法務委員長　濱野　清吾
衆議院議長船田中殿

国際情勢に関する件閉会中審査報告書
一　国際情勢に関する件
右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
外務委員長　赤澤　正道
衆議院議長船田中殿

学校教育に関する件等閉会中審査報告書
一　学校教育に関する件
二　社会教育に関する件
三　体育に関する件
四　学術研究及び宗教に関する件
五　国際文化交流に関する件
六　文化財保護に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
文教委員長　久野　忠治
衆議院議長船田中殿

厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件等閉会中審査報告書
一　厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件
二　社会保障制度・医療・公衆衛生・社会福祉及び人口問題に関する件
三　労使関係・労働基準及び雇用・失業対策に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
社会労働委員長　田口長治郎
衆議院議長船田中殿

甘味資源特別措置法案等閉会中審査報告書
一　甘味資源特別措置法案（内閣提出第一二号）
二　沖縄産糖の政府買入れに関する特別措置法案（内閣提出第一三号）
右両案は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
農林水産委員長　高見　三郎
衆議院議長船田中殿

電源開発促進法の一部を改正する法律案閉会中審査報告書
一　電源開発促進法の一部を改正する法律案（小笠公韶君外六名提出、衆法第一号）
右案は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
商工委員長　二階堂　進
衆議院議長船田中殿

郵政事業に関する件等閉会中審査報告書
一　郵政事業に関する件
二　郵政監察に関する件
三　電気通信に関する件
四　電波監理及び放送に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
通信委員長　加藤常太郎
衆議院議長船田中殿

予算の実施状況に関する件閉会中審査報告書
一　予算の実施状況に関する件
右件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
予算委員長　荒舩清十郎
衆議院議長船田中殿

昭和三十六年度一般会計歳入歳出決算等閉会中審査報告書
一　昭和三十六年度一般会計歳入歳出決算
二　昭和三十六年度特別会計歳入歳出決算
三　昭和三十六年度国税収納金整理資金受払計算書
四　昭和三十六年度政府関係機関決算書
五　昭和三十六年度国有財産増減及び現在額総計算書
六　昭和三十六年度国有財産無償貸付状況総計算書
七　昭和三十六年度物品増減及び現在額総計算書
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。
昭和三十八年十二月十九日
決算委員長　白濱　仁吉
衆議院議長船田中殿

国会法等改正に関する件等閉会中審査報告書
一　国会法等改正に関する件
二　議長よりの諮問事項
三　その他議院運営委員会の所管に属する事項
右各件は審査を終了するに至らなかつた。
右報告する。

昭和三十八年十二月十九日

議院運営委員長　福永　健司

衆議院議長船田中殿

災害対策に関する件閉会中審査報告書

一　災害対策に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和三十八年十二月十九日

災害対策特別委員長　中山　榮一

衆議院議長船田中殿

公職選挙法改正に関する件閉会中審査報告書

一　公職選挙法改正に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和三十八年十二月十九日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　小泉　純也

衆議院議長船田中殿

科学技術振興対策に関する件閉会中審査報告書

一　科学技術振興対策に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和三十八年十二月十九日

科学技術振興対策特別委員長　前田　正男

衆議院議長船田中殿

石炭対策に関する件閉会中審査報告書

一　石炭対策に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和三十八年十二月十九日

石炭対策特別委員長　中村　寅太

衆議院議長船田中殿

オリンピック東京大会準備促進に関する件閉会中審査報告書

一　オリンピック東京大会準備促進に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。

右報告する。

昭和三十八年十二月十九日

オリンピック東京大会準備促進特別委員長　島村　一郎

衆議院議長船田中殿

議案に関する報告書

〔第六号参照〕

昭和三十八年度一般会計補正予算（第3号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は、産業投資特別会計及び同特別会計資金への繰入れ、義務教育費国庫負担金等義務的経費の不足補てん等を内容とするものであり、その財源としては、租税及び印紙収入の増収をもつて充てることとしている。

本補正の結果、昭和三十八年度一般会計予算は次の通りとなる。

（単位千円）

	歳出	歳入
（当初）	二、八五〇、〇〇八、二一七	二、八五〇、〇〇八、二一七
（補正第2号）		
追加額	二三四、一八七、〇〇〇	二三五、二五八、〇〇〇
修正減少額	〇	一、〇七一、〇〇〇
計	二三四、一八七、〇〇〇	二三四、一八七、〇〇〇
（補正第3号）		
追加額	八三、七〇三、六一〇	八三、六二三、〇〇〇
修正減少額 △	一、〇九一、六一〇	修正減少額 〇
計	八二、六一二、〇〇〇	八二、六二三、〇〇〇
（合計）	三、〇五六、八〇七、二一七	三、〇五六、八〇七、二一七

本補正予算の概略は次の通りである。

歳出

1　産業投資特別会計及び同会計資金へ繰入

（1）産業投資特別会計へ繰入

	当初	補正第3号追加	計
	四九、七〇〇、〇〇〇	五五、七〇〇、〇〇〇	一〇五、四〇〇、〇〇〇

産業投資特別会計における投資支出の追加に必要な財源を同会計へ繰り入れるものである。

（2）産業投資特別会計資金へ繰入

	当初	補正第3号追加	計
	〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇

産業投資特別会計の原資を補完するため同会計の資金に繰り入れるものである。

2　義務的経費の不足補てん

（単位千円）

	当初	補正第2号追加	第3号追加	計
(1) 義務教育費国庫負担金	一八〇、四〇八、〇〇〇		六、二八八、六四四	一九四、九二八、六五四
(2) 養護学校教育費国庫負担金	四〇三、六九六		一七、〇〇〇	五七六、三三九
(3) 生活保護費	七二、二六八、〇一三		三八、六九五	八〇、七四五、六四六
(4) 児童保護費	一八、五三二、〇五三		五二八、七〇二	一九、一六九、五三二
(5) 身体障害者保護費	八五九、一四八		七、七三六	八七九、八八四
(6) 国民健康保険助成費	六六、五三二、二四八		三五一、〇三六	八、五一九、九三四
(7) 結核医療費	三、六三五、七五八		〇	三、六三五、七五八
(8) 精神衛生費	二、〇三〇、三一五		四三、八五七	二、〇七三、一七二
(9) 法定伝染病予防費補助金	七七七、七一七		〇	七七七、七一七
(10) 漁業共済金支払資金補助金	〇		〇	〇
計				

(11) 漁船再保険特別会計へ繰入　　0　　八〇、六九六　　七五七、一〇六

(12) 失業保険費負担金　　一九、八六六、〇〇〇　　0　　五、三八〇、九一〇　　三五、二四六、九一〇

3　自衛隊の産炭地域への移駐経費（防衛庁施設整備費）　　（単位千円）

当初	補正第3号追加	計	
八、四八九、二七九	二七四、〇〇〇	八、七六三、二六九	

産炭地域の振興を図り、自衛隊施設の整備に資するため、陸上自衛隊の一部の部隊を筑豊地区へ移駐するために必要な不動産の購入に要する経費である。

4　オリンピック東京大会実施準備費　　（単位千円）

当初	補正第3号追加	計	
五、〇四七、七七七	五〇〇、〇〇〇	五、五四七、七七七	

オリンピック東京大会の柔道会場として使用する武道館の施設整備費に対する補助金として必要な経費である。

5　空港整備事業費　　（単位千円）

当初	補正第3号追加	計	
四、六六九、四〇〇	八八八、四九四	五、五五七、八九四	

大阪国際空港拡張整備に伴う用地買収等に必要な経費で、最近の用地取得の進展に対応して、用地買収費及び家屋移転補償費の追加を行なうものである。

6　老人福祉費　　（単位千円）

当初	補正 第2号追加	第3号修正減少	差引	計
四、七四、三九五	七一、二八四	△ 一、〇九一、六一〇		三、七五四、〇六九

昭和三十八年四月から予定した「老人福祉法」の制定施行が遅れて昭和三十八年八月から施行することとなつたため、既定の老人福祉施設収容保護費の一部が不用となるので、これを修正減少するものである。

7　地方交付税交付金　　（単位千円）

当初	補正 第2号追加	第3号追加		計
五三九、七五二、八二六	三〇、八六六、八七五	一三、六七一、四二四		五六四、三二一、一三五

今回の補正予算で所得税及び法人税の増収四百七十三億六百万円を歳入に計上したことに伴う地方交付税交付金の増加額である。

歳入
租税及び印紙収入　　（単位千円）

当初	補正 第2号追加	第3号追加		計
二、三〇五、三三四、〇〇〇	二四、一八七、〇〇〇	八二、六二二、〇〇〇		二、五三二、一三三、〇〇〇

今回の補正追加額の内訳は、次の通りであるが、いずれも最近までの収納実績等をそれぞれ勘案して増加見込額を算出したものである。

	（単位千円）
所得税（源泉分）	一九、二四七、〇〇〇
法人税	二八、〇五九、〇〇〇
相続税	八、五〇九、〇〇〇
物品税	八、六六六、〇〇〇
関税	一八、一三一、〇〇〇
計	八二、六一二、〇〇〇

二　本補正予算の可決理由

本補正予算は、当面必要な経費に限つて補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年二月十一日

予算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長船田中殿

昭和三十八年度特別会計補正予算（特第3号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計の補正に関連して、種業投資特別会計ほか二特別会計について所要の補正措置を講ずるものである。

各特別会計補正予算の内容は、次の通りである。

1　産業投資特別会計

この会計においては、一般会計から六十億円を受け入れ、これを財源として日本輸出入銀行に六十億円の追加出資を行なうこととしている。

2　交付税及び譲与税配付金特別会計

一般会計歳入予算の補正に伴う地方交付税交付金の増加額に相当する金額百三十六億七千百万円を一般会計から受け入れ、これを財源として地方交付税交付金を百三十六億七千百万円増額するものである。

3　失業保険特別会計

この会計においては、歳入において、一般会計からの受け入れ五十三億八千百万円、保険料収入の増加見込額四十八億一千二百万円、計百一億九千三百万円を追加計上し、歳出において、保険金の増加見込額百一億九千三百万円を追加計上している。

二　本補正予算の可決理由

本補正予算は、当面必要な経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年二月十一日

予算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長船田中殿

昭和三十八年度政府関係機関補正予算（機第3号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は、日本国有鉄道における改良費の不足を補うため、

所要の補正措置を講ずるものである。

その補正の内容は、資本勘定の鉄道債券（政府引受債）を百億円追加して、工事勘定の工事費（改良費）の支出に充てるものである。

二　本補正予算の可決理由

本補正予算は、当面必要な経費について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年二月十一日

予算委員長　荒舩清十郎

衆議院議長船田中殿

〔第二十八号参照〕

行政書士法の一部を改正する法律案（渡海元三郎君外九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における行政書士の業務の実情にかんがみ、行政書士の資質の向上を図るとともに、その業務の範囲を明確化しようとするものであつて、その要旨は次の通りである。

(1)　行政書士の業務の範囲を明確にするため、行政書士の作成する書類のうちに、実地調査に基づく図面類を含むものとすること。

(2)　国又は地方公共団体の公務員として在職したことにより行政書士の資格を取得する期間を十二年（現行八年）、高等学校卒業者等にあつては九年（現行五年）に引き上げるものとすること。

(3)　行政書士会に入会している行政書士以外の者は、他の法律で別段の定めがある場合を除き、業として行政書士の業務を行なうことができない旨を明らかにすること。

(4)　本法は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとするとともに、その他所要の経過規定を設けるものとすること。

二　議案の可決理由

行政書士の資質の向上と業務の適正な執行を確保することにより、それを利用する国民の便益に資することを目的とする本案の措置は妥当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年五月七日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

〔第三十一号参照〕

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員共済組合法の制定後、国家公務員共済組合法等他の共済制度における給付水準が引き上げられたことに伴い、農林漁業団体職員共済組合における給付内容の改善を図るほか、規定の整備その他所要の改正を行なおうとするもので、改正の主な内容は次の通りである。

(一)　給付に関すること

1　標準給与の月額を最低六千円、最高七万五千円に引き上げること。

2　平均標準給与の算定基礎期間を三年に改めること。

3　退職年金の基本額を平均標準給与の年額の百分の四十に、加給額を百分の一・五に引き上げること。

4　退職一時金の支給対象となる組合員期間を一年以上二十年未満とし、その額を組合員期間に応じ、平均標準給与の日額の最低二十日分、最高五百十五日分に引き上げること。

5　障害年金を職務による障害年金と職務によらない障害年金とに区分し、職務による障害年金に厚い給付を行なうこと。

6　障害一時金の支給対象となる組合員期間を一年以上とし、その額を平均標準給与月額の十二カ月分に引き上げること。

7　遺族年金を職務による遺族年金と職務によらない遺族年金とに区分し、職務による遺族年金に厚い給付を行なうこと。

8　遺族一時金の支給対象となる組合員期間を一年以上とし、その額を組合員期間に応じ平均標準給与日額の最低二十日分、最高二百二十日分に引き上げること。

9　年金者遺族一時金の制度を廃止すること。

(二)　規定の整備及び所要の改正を行なうこと。

(三)　経過措置

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　施行日前後の組合員期間を有する組合員に対する給付額は、施行日前後の組合員期間に応じ、施行日前の組合員期間については、旧法の支給率をもつて計算した額、施行日後の組合員期間については新法の支給率をもつて計算した額の合算額とする等、所要の経過規定を定めること。

二　議案の修正議決理由

農林漁業団体職員共済組合による給付の内容を他の共済組合制度に準じて改善するとともに、この制度の円滑な運営を図るため規定の整備をすることは、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するために必要なことであるが、さらに、標準給与の月額の最高を引き上げること、退職年金及び遺族年金の最高限度を引き上げること、国の補助対象を増すこと。

厚生年金保険期間に係る給付額の調整は行なわないこととすることの方がより適切妥当なものと認め、本案は、多数をもつて別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和三十九年度一般会計予算に、農林漁業団体職員共済組合に必要な経費として、二億三千九十三万六千円が計上されている。また、本修正の結果必要とする経費は平年度三千万円程度の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見として、赤城農林大臣は、「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対し、標準給与の等級範囲を拡大する等の修正については、政府としては、院議を尊重する所存である。」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

第二十条第一項の表を次のように改める。

（小字及び――は修正）

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	六、〇〇〇円	六、五〇〇円未満
第二級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第三級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第四級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第五級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上　一一、〇〇〇円未満
第六級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上　一三、〇〇〇円未満
第七級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上　一五、〇〇〇円未満
第八級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上　一七、〇〇〇円未満
第九級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上　一九、〇〇〇円未満
第十級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上　二一、〇〇〇円未満
第十一級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上　二三、〇〇〇円未満
第十二級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上　二五、〇〇〇円未満
第十三級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上　二七、〇〇〇円未満
第十四級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上　二九、〇〇〇円未満
第十五級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上　三一、五〇〇円未満
第十六級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上　三四、五〇〇円未満
第十七級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上　三七、五〇〇円未満
第十八級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上　四〇、五〇〇円未満
第十九級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上　四三、五〇〇円未満
第二十級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上　四六、五〇〇円未満
第二十一級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上　四九、五〇〇円未満
第二十二級	五一、〇〇〇円	四九、五〇〇円以上　五三、〇〇〇円未満
第二十三級	五五、〇〇〇円	五三、〇〇〇円以上　五七、〇〇〇円未満
第二十四級	五九、〇〇〇円	五七、〇〇〇円以上　六一、〇〇〇円未満
第二十五級	六三、〇〇〇円	六一、〇〇〇円以上　六五、〇〇〇円未満
第二十六級	六七、〇〇〇円	六五、〇〇〇円以上　六九、〇〇〇円未満
第二十七級	七一、〇〇〇円	六九、〇〇〇円以上　七三、〇〇〇円未満
第二十八級	七五、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上
第三十級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上
第三十一級	八一、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第三十二級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上
第三十三級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上
第三十四級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上
第三十五級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上
第三十六級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上
第三十七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上

第三十六条第一項及び第二項を次のように改める。

組合員期間が二十年以上である組合員が退職したとき、又は任意継続組合員が第十七条第六項第二号に規定する事由に該当したときは、その者の死亡に至るまで、退職年金を支給する。ただし、その者が五十五歳に満たない間は、その支給を停止する。

2　退職年金の年額は、平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額（組合員期間が二十年をこえるときは、その額にそのこえる年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この章において同じ。）一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

第三十七条に次の一項を加える。

3　前項後段の規定による改定額が、改定前の退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額の百分の六十に相当する金額（前条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、前条第二項ただし書（平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額とする部分に限る。）の規定にかかわらず、当該金額をもつてその改定額とする。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

（遺族年金）

第四十六条　次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に遺族年金を支給するものとし、その年額は、当該各号に掲げる額とする。

一　組合員が職務上傷病により、組合員である間に、又は退職した後に死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の四十に相当する額（組合員期間が二十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額）

二　組合員期間が二十年以上である者が職務上傷病によらないで死亡した場合　その者が受ける権利を有していた退職年金（退職年金を受ける権利を有していなかつた者及び再び組合員となつていた者については、その死亡のときに退職したものとみなし、かつ、障害年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金）の額の百分の五十に相当する額

三　組合員期間が十年以上二十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員若しくは任意継続組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者で障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の十に相当する額（組合員期間が十年をこえるときは、そのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額）

四　組合員期間が十年未満の者で職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病に

よらないで死亡した場合　平均標準給与の年額の百分の十に相当する額

2　前項の規定による遺族年金の額が二万一千三百六十円より少ないときは、これを二万一千三百六十円とし、同項第一号の規定による遺族年金の額が平均標準給与の年額の百分の六十七に相当する金額をこえるときは、当該金額とする。

3　次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十六条第三項ただし書（第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により定める額を返還した者を除く。）である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一　第一項第一号に規定する者　前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条第三項本文（第三十九条の二第三項において準用する場合を含む。以上この項において同じ。）の政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二　第一項第二号に規定する者　同号に掲げる額（その額が二万一千三百六十円からその者に係る第三十六条第三項本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額）

三　第一項第三号又は第四号に規定する者　前二項の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六条第三項ただし書の政令で定めるところにより算定した額の百分の六十七に相当する額を控除した額

（遺族年金の停止）

第四十七条　夫、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が五十五歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、別表第二の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある場合には、その状態にある間は、この限りでない。

第六十一条第二項中「同条第二項」の下に「（第十七条第七項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十二条第一号中「政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。」を削る。

第六十三条第一項中「給付に関する決定、掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収」を「組合員若しくは任意継続組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分」に、「異議」を「不服」に改める。

附　則

（標準給与に関する経過措置）

第二条　組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十条第一項の規定の例による。

2　施行日前に旧法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員となつたものとみなし、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

3　施行日の属する月の前月の標準給与の月額が五万二千円である組合員で前二項の規定によれば施行日の属する月の標準給与の月額が五万一千円となるものが、施行日から六十日以内に五万二千円を各月の標準給与の月額とすることを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定にかかわらず、その者の施行日の属する月以後の各月の標準給与の月額は、新法の規定によりその者の標準給与の月額が五万一千円以外の標準給与の月額となるまでの間は、五万二千円とする。

（更新組合員に係る退職年金の額に関する一般的経過措置）

第六条　更新組合員に係る新法第三十六条第二項に規定する退職年金の年額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が三万五千五百二十円より少ないときは、三万五千五百二十円とし、その額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十七に相当する金額をこえるときは、当該金額（第一号の額が新法の平均標準給与の年額の百分の六十に相当する額をこえるときは、同号の額）とする。

一　旧法組合員期間　二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二　新法組合員期間　前号に掲げる期間と合算して二十年に達するまでの年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この号において同じ。）については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

2　前項の場合において、同項第一号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第二号の期間に加算するものとする。

3　新法附則第四条第一項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間（以下「厚生年金保険期間」という。）を有する更新組合員に係る第一項第一号の額は、同号の規定にかかわらず、同号の額から、その額に厚生年金保険期間を旧法組合員期間で除して得た割合を乗じて算定した額の百分の二十（組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、当該月額を一万八千円で除して得た割合を百分の二十に乗じて算出した比率。附則第十一条第二項において同じ。）に相当する額を控除した額とする。

（更新組合員で再退職するものに係る退職年金の額の改定に関する経過措置）

第七条　旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員に係る退職年金の改定額は、前条の規定の例により算定した額を新法第三十六条第二項の規定による額とした場合の同条の規定による退職年金の額とする。

2　前項の規定による改定額が、その者の旧法の規定による退職年金（以下この条において「従前の退職年金」という。）の額に次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

一　旧法組合員期間（従前の退職年金の基礎となつた旧法組合員期間を除く。）　その年数一年につき再び退職した当時の旧法の平均標準給与の年額の九十分の一に相当する額

二　新法組合員期間　その年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）一年につき再び退職した当時の新法の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額

3　前条第二項の規定は、前項各号の年数の計算に準用する。

4　第二項の規定による改定額が、新法の平均標準給与の年額の百分

七の六十に相当する金額（旧法第三十六条第三項本文の規定の適用を受けた者にあつては、同項本文の規定により従前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）をこえるときは、第二項の規定にかかわらず、当該金額（その額が従前の退職年金の額に同項第一号に掲げる額を加算して得た額より少ないときは、当該加算して得た額）をもつてその改定額とする。

（更新組合員に係る退職一時金の額に関する経過措置）

第十一条　更新組合員に係る新法第三十八条第二項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる額の合算額とする。

一　旧法組合員期間　旧法の平均標準給与の日額を基礎として旧法第三十八条第二項第一号の規定の例により算定した額

二　新法組合員期間　新法の平均標準給与の日額に当該期間と前号に掲げる期間とを合算した期間に対応する新法別表第一に定める日数（一年未満の期間その他政令で定める期間にあつては、政令で定める日数。以下この号において同じ。）から前号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た額

2　前項第一号の額の計算の基礎となるべき期間に厚生年金保険期間が含まれている更新組合員に係る同号の額は、同号の規定にかかわらず、同号の額から、旧法の平均標準給与の日額を基礎として厚生年金保険期間につき旧法第三十八条第二項第一号の規定の例により算定した額の百分の二十に相当する額を控除した額とする。

［別紙］

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この際政府は、農林漁業団体役職員の給与の改善について、積極的な施策と強力な指導を行なうべきであるが、本年金制度について特に左記事項に検討を加え、すみやかにこれが実現を図るべきである。

記

一　新法の給付を旧法組合員期間にも適用すること。

二　物価変動等に対応する年金額のスライド制を実施すること。

三　最低保障額を実情に合わせて速やかに引き上げること。

四　組合の経常事務費に対する国の補助を増額すること。

五　組合の余裕金運用についてはその自主性を尊重し、組合員及び農山漁家の福祉向上等のためにも積極的にこれを活用すること。

六　整理資源は国の負担としその他、国の補助を増額して、組合員の掛金負担の軽減を図ること。

七　公益法人等で農林漁業の発展に資する事業を行なつているものについて、希望がある場合には、本法の適用対象団体となし得ること。

右決議する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主なる改正点は、次のとおりである。

1　現在、わが国経済は、全面的な解放経済へ移行しつつあり、わが国企業の自己資本の充実とそのための証券市場の一層の整備拡充が重要な課題となつている。かかる経済情勢に対処し、証券行政の充実を図るため、本省の理財局から証券部を分離独立させて証券局を設置する。

2　最近における情勢の推移に伴い、管財局及び為替局の名称を、それぞれ所掌事務の実体に即するよう国有財産局及び国際金融局に改める。

3　経済発展に伴う財政規模の拡大により主計局の事務量は著しく増大し、その事務内容も複雑化しつつあるので、予算編成その他主計局の事務の円滑なる運営を図るため、同局の次長を一人増員して三人とする。

4　東京及び大阪国税局の調査査察部を、その事務量の増大に対処するため、東京国税局においては調査第一部、調査第二部及び査察部に、大阪国税局においては調査部及び査察部に分割する。

5　税務職員の資質と職務能力の向上を期し、税務講習所及び同支所の名称を税務大学校及び同地方研修所に改め、教育内容の充実を図る。

6　税関業務の増加に伴う税関職員の増員等のため、本省の定員を二二二人増員して一六、二五九人に改める。

なお、施行期日は本年四月一日としている。

二　議案の修正議決理由

本案は、財務・金融行政の効率的運営を図る等のため妥当な措置と認めるが、その施行期日については、四月一日をすでに経過しているのでこれを公布の日に改める等所要の修正を行なう必要があり、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十九年度一般及び特別会計予算にあわせて約五千六百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、大蔵省設置法第四十九条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

社会保障研究所法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうとともに、その成果を普及することにより国民の福祉の向上に寄与することを目的とする社会保障研究所を設立することとし、その組織、業務及び財務等に関し、所要の規定を設けたものである。

その要旨は次の通りである。

1　社会保障研究所は法人とし、他の特殊法人の例にならい、定款、登記等について規定すること。

2　研究所の役員として、所長一人、理事二人及び監事一人を置き、所長及び監事は厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任命すること。

3　研究所は、その目的を達成するため、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究、情報及び資料の収集、成果の普及等の業務を行なうものとすること。

4　その他財務、会計及び監督等について、所要の規定を設けること等である。

二　議案の修正議決理由

国民の福祉の向上に寄与するため、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なう社会保障研究所を設立することは時宜に適するものと認めるが、なお監事の権限に関する規定について修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に関する経費

社会保障研究所補助に必要な経

費として、昭和三十九年度一般会計予算（厚生省所管）に一千六百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年五月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

（――は修正）

（役員の職務及び権限）

第九条　所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、研究所の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、所長又は所長を通じて厚生大臣に意見を提出することができる。

〔別紙〕

社会保障研究所法案に対する附帯決議

社会保障研究所の機能の重要性にかんがみ、政府は今後この機関の充実と研究の能率化のために更に行政的、財政的措置につき一段の努力を払うべきである。

〔第三十二号（その一）参照〕

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

自家用自動車による国際旅行の発展をはかり国際親善の増進に資するとともに、わが国の観光政策の振興に寄与する等のため、別途今国会に提出された自家用自動車の一時輸入に関する通関条約は、特定の保証団体の発給する一時輸入書類の担保のもとに、自家用自動車またその修理用部分品について、それが再輸出されることを条件として、輸入税を徴収せず、かつ、輸入制限を適用することなく国際間の携行を認めること等を内容としているので、この通関条約の実施に備え、関税法、関税定率法、物品税法及び国税通則法の特例を設けるとともに、制度の乱用を防止するため所要の措置を講じようとするものである。

主な内容は次の通りである。

1　輸入税（関税、物品税）の免除をうけて自家用自動車等を輸入しようとする者は、その輸入手続として、税関に対し、一時輸入書類及び同書類に対する保証団体の認証済証明書を提出しなければならないこととしている。

2　右により輸入された自動車等が一時輸入書類の有効期間内に再輸出されない場合、および、用途外使用又は譲渡された場合等条件に適合しなくなつた場合には、その自動車等の輸入者、譲渡者、譲受人又は保証団体等から輸入税を徴収することとしている。

なお、この場合において、その自動車等が事故により著しく損傷したため再輸出されなくなつた場合、もしくは、税関長の承認を受けてその自動車等が滅却される場合には、輸入税を軽減又は徴収免除することとしている。

3　保証団体となるには、大蔵大臣の認可を要することとし、その認可手続を定めるとともに、業務報告の徴取及び立入検査等その業務につき監督を行なうため所要の規定を設けることとしている。

4　条約の非加盟国からの一時輸入自動車であつても、わが国の加盟している国際団体（保証団体の発給する一時輸入書類の再保証を行なう国際的機関）と同一の国際団体に加盟している保証団体の保証書類を有するものであれば、必要に応じ、この一時輸入制度の便益を及ぼすことができることとしている。

二　議案の可決理由

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約は、国際間における人的交流を促進する面において国際協力及び国際親善に資するほか、オリンピックの本邦開催をひかえている現在、わが国の観光政策の振興にも寄与するところが少なくないとみられるので、同条約を実施するための国内的措置である本案は、時宜を得た適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年五月二十九日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

〔第三十三号参照〕

重度精神薄弱児扶養手当法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の精神薄弱児対策は、児童福祉法に基づく各般の援護措置が講ぜられているが、本案は、重度精神薄弱児対策の一環として、これらの児童が家庭にあつて介護されている場合には、在宅指導を強化するとともに、父母その他の養育者に対し、重度精神薄弱児扶養手当を支給し、その福祉の増進をはかろうとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　重度精神薄弱児の定義

重度精神薄弱児とは、二十歳未満であつて精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある者とすること。

2　支給要件

(1)　重度精神薄弱児扶養手当は重度精神薄弱児を監護する父若しくは母又はこれらの児童を養育する父母以外の者に対して支給すること。

(2)　受給資格者又は重度精神薄弱児が公的年金を受けることが出来るときは原則として支給しないものとすること。

3　手当額

重度精神薄弱児一人につき月額千円とすること。

4　認定

手当の受給資格者及び額については、都道府県知事が認定するものとすること。

5　支払期月

手当は、毎年一月、五月及び九月の三期にそれぞれの前月までの分を支払うものとすること。

6　支給期限

重度精神薄弱児扶養手当は次の場合には支給しないこと。

(1)　受給資格者が前年において十八万円（前年の十二月三十一日において生計を維持した児童一人につき三万円加算）をこえる所得を有したとき。

(2)　受給資格者の配偶者が、前年において所得税を課せられる程度の所得を有したとき。

(3)　受給資格者の直系血族及び兄弟姉妹が前年において標準世帯（所得税法上の扶養親族等が五人である世帯）にして六十五万円以上の所得を有したとき。

7　不服の申立て

手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができるものとする。

8　支払事務取扱機関

手当の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うものとすること。

9　費用

手当の支給に要する費用及び手当の支給に関する事務の処理に要する費用は、国が負担するものとすること。

10　事務の委任

手当の支給に関する事務の一部は、政令の定めるところにより市町村長に行なわせることが

できるものとすること。

11　施行期日

この法律は、昭和三十九年九月一日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

重度精神薄弱児が置かれている社会的状況にかんがみ、重度精神薄弱児を監護し、又は養育する父母等に対し、重度精神薄弱児扶養手当を支給することは時宜に適するものと認めるが、なお、受給者本人の所得による支給制限の緩和及び公的年金給付との併給につき支給要件を緩和することについて、修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和三十九年度一般会計予算（厚生省所管）に重度精神薄弱児扶養手当に必要な経費として、一億六千五百十四万九千円が計上されている。

なお、修正の結果必要とする経費は、昭和三十九年度においては約一千三十万円を要する見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して小林厚生大臣より本修正に対し「支給制限の限度額の引上げについてはやむをえない」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十九年六月四日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（支給要件）

第四条　国は、重度精神薄弱児の父若しくは母がその重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育する（その重度精神薄弱児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、重度精神薄弱児扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

2　前項の場合において、当該重度精神薄弱児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該重度精神薄弱児の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該重度精神薄弱児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該重度精神薄弱児を介護する者）に支給するものとする。

3　第一項の規定にかかわらず、手当は、重度精神薄弱児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該重度精神薄弱児については、支給しない。

一　日本国民でないとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

三　父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

四　父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができる場合、父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母若しくは父の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

五　第一項の規定に該当する父若しくは母（父及び母が同項の規定に該当するときは、前項の規定に該当する父又は母）又は養育者以外の者に支給される公的年金給付の支給要件となり、又はその額の加算の対象となつているとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

4　第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一　日本国民でないとき。

二　日本国内に住所を有しないとき。

三　〇国民年金法に基づく障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに児童扶養手当法に基づく児童扶養手当以外の〇公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているとき、その他政令で定める場合に該当するときを除く。

（支給の制限）

第七条　手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において二十八万円（その者が前年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童（重度精神薄弱児を除く。以下「児童」という。）の生計を維持したときは、二十八万円にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一条　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る宅地、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、第七条から前条までの規定を適用しない。

2　前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を国に返還しなければならない。

一　当該被災者が損害を受けた年において二十八万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童の生計を維持したときは、二十八万円にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする。）をこえる所得を有したこと。当該被災者に支給された手当

二　当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第八条各号の規定の例により計算した額をこえること。当該被災者の配偶者に支給された手当

三　当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ第九条各号の規定の例により計算した額をこえる

こと。当該被災者を扶養義務者とする者に支給された手当

〔別紙〕

重度精神薄弱児扶養手当法案に対する附帯決議

政府は、精神薄弱者対策の重要性並びにその著しく立ち遅れている現状にかんがみ、左の各項につき急速に実現するため、立法上行政上予算上の措置を強力に進めるべきである。

一　精薄者発生の原因究明と予防並びに能力向上社会復帰のため、一貫した研究機関の充実をはかるとともに、その他精薄者福祉のため万般の措置を講ずること。

一　精薄児および精薄者の施設を充実して、可及的速やかにいやしくも入所希望者が入所できないことのないよう措置すること。なお、養護学校および特殊学級の増設充実をはかること。

一　施設従事者および在宅指導者の養成および待遇の改善につき、最大の努力を払うこと。

一　精薄者を年金手当等の給付の支給対象とし、本法の手当については、対象の拡大、要件緩和、金額増加等抜本的改善につき検討すること。なお、各種年金および年金制度の合理的な併給を行なうことにつき、検討を急ぐこと。

一　精薄児施設に入所中のものが、二十歳をこえても必要ある場合は引き続き在所できるよう取り計うこと。

〔第三十五号（その一）参照〕

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十九年三月十二日付の国会及び内閣に対する人事院勧告を実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　現行の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を統合し、寒冷地手当として一本化するとともに、現行法の題名を「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」と改めること。

2　新寒冷地手当の額は、従来の寒冷地手当に相当する定率による支給額に、在勤地に応じ従来の石炭手当または薪炭手当に相当するものを加算した額とし、その加算額については人事院勧告どおりこれを増額して、北海道にあつてはその最高額を、甲地二七、二〇〇円（一、四六〇円増）、乙地二五、〇〇〇円（一、四〇五円増）、丙地二三、三〇〇円（一、一三五円増）とし、北海道以外の地域にあつてはその最高額を、八、六〇〇円（一、一〇〇円増）とすること。

3　右加算額のない地域に豪雪があつた場合には、定率による寒冷地手当のほか、さらに二、五〇〇円以内の額を寒冷地手当として支給すること。

4　病気休職者等に対しても、新たに寒冷地手当を支給すること。

5　支給日後一定期間内に寒冷地手当の支給されない地域から支給地域に異動した職員及び支給地域の区分を異にして異動した職員には、異動の時期に応じ内閣総理大臣が定める額の寒冷地手当を支給し、または返納させることとすること。

その他、防衛庁の職員の準用規定につき所要の改正を行なつている。

二　議案の修正議決理由

昭和三十九年三月十二日付人事院勧告の趣旨にかんがみ、本案は、おおむね妥当な措置と認めるが、定率による寒冷地手当の最高支給率については、修正を加えることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

〔別紙〕

第二条を次のように改める。

第二条　北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額を加算した額とする。

（小字は修正）

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
甲地	二七、二〇〇円	一八、一四〇円	九、〇七〇円
乙地	二五、〇〇〇円	一六、六七〇円	八、三四〇円
丙地	二三、三〇〇円	一五、五四〇円	七、七七〇円

2　北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては八千六百円（扶養親族のない職員にあつては、五千七百四十円）、その他の職員にあつては二千八百七十円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を加算した額とする。

3　北海道及び前項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額とする。

4　前三項に規定する定率額は、基準日における職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に百分の五の八十以内で地域ごとに内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

5　前条後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定による額に内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

6　北海道及び第二項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に豪雪があつた場合においては、内閣総理大臣が定める当該豪雪に係る地域に内閣総理大臣が定める期間内に在勤する職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）で前条の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、二千五百円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を寒冷地手当として支給する。

7　前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員が内閣総理大臣が定める期間内に、寒冷地手当の

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費及び本修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費は、約三億一千万円の見込みである。

なお、本修正の結果、必要とする経費は、約四億六千万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して大橋国務大臣より「院議として決定される以上、政府としてはこれを尊重する所存である。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十九年六月十一日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

額の異なる地域に異動し、又は寒冷地以外の地域に異動した場合には、当該職員（内閣総理大臣が定める職員を除く。）に、その異動した地域に在勤する職員が受ける寒冷地手当の額等を考慮して内閣総理大臣が定める額を支給し、又は返納させるものとする。

8　第一項の表に掲げる支給地域の区分は、別表のとおりとする。

〔別紙〕

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本年三月十二日付の人事院勧告をもつてしても、類似した気象条件をもつ寒冷地域間における級地区分には、なお、適正を欠くものがあると認められるので、政府は、すみやかに、人事院をして調査研究せしめ、その是正措置を講ずべきである。

右決議する。

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は次のとおりである。

㈠　恩給法の一部を改正する法律の一部改正

1　昭和三十七年法律第百十四号附則の規定により、恩給扶助料をいわゆる一万五千円ベースから二万円ベースに引き上げた際、六十歳未満の者（公務傷病者、遺族たる妻、子を除く。）については、増額分を停止するという制限をつけたが、この制限を解除すること。

2　政令で定める外国特殊機関（旧満洲開拓青年義勇隊訓練機関、旧満洲協和会及び旧上海共同租界工部局）の職員となるため、恩給公務員を退職した者が、終戦時まで当該外国特殊機関の職員として在職していた場合には、当該職員としての在職期間を恩給公務員期間に算入すること。ただし、恩給公務員を退職した際、普通恩給を受けられる年限に達していた者を除くこと。

3　旧軍人軍属の政令で定める戦地服務（昭和十九年十月から昭和二十年九月までの間の南西諸島における戦地服務）については、政令で定めるところにより、その服務期間の一か月につき三か月以内（昭和二十年四月から同年六月までの沖縄本島における服務期間については一か月につき三か月その他は一か月につき二か月）の戦地加算に準ずる在職年の割増しをすること。

4　傷病年金受給者の妻に対して扶養家族加給を認めること。

5　連合国最高司令官の命令に基づき在職七年以上普通恩給所要最短年限未満で退職した者で、この措置を実施する際、年金恩給または共済制度の退職年金を受けることができずかつ共済制度の適用者として在職していない者については、いわゆる追放解除時のベースにより計算した一時恩給額に相当する額の一時金を支給すること。

㈡　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正

1　奄美群島の教育職員または警察監獄職員の行政分離期間中の勤続期間を一般内地職員と同様、勤続加給の対象とすること。

2　琉球政府職員に恩給法を適用する場合について、恩給扶助料の年額の計算の基礎俸給額が、行政分離当時の俸給の額をいわゆるベース・アップしたものになつているのを、行政分離当時の俸給の額に琉球政府職員期間一年ごとに、その額の四・五％の割合で計算した額を加え、これをベース・アップしたものに改める等の改善をすること。

二　議案の可決理由

本案は、恩給給与の公正を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十九年度一般会計予算に約六億八千六百万円が計上されている。

なお、昭和四十年度の所要経費は、約二十六億九千万円が見込まれる。

右報告する。

昭和三十九年六月十一日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

現在現職公務員の給与ベースは約三万円となつているが、退職公務員の恩給の基礎となるベースは、公務死亡・傷病恩給関係が約二万四千円、普通恩給関係が約二万円となつており、その格差の是正は遺族未処遇、傷恩間差の是正、抑留加算等の問題とともに従来から重大な懸案となつている。

政府はこの格差是正のために、恩給及び共済制度の適用をうける戦争犠牲者、退職公務員等の給与ベースを現職公務員の給与ベースの上昇にスライドさせるような適切な方途を検討すべきである。

また、公務員の退職年金制度が恩給制度から共済組合制度に移行した経緯にかんがみ、昭和三十六年の閣議決定にもとづいて定員化された常勤的非常勤職員の定員化前の在職期間について通算措置を検討すべきである。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六五号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昨年十一月に行なわれた衆議院議員の総選挙の結果等にかんがみ、補充選挙人名簿制度及び立候補制度の合理化、選挙運動の方法の合理化、選挙公営の拡充、政党その他の政治団体の政治活動及び選挙運動の合理化、罰則の整備その他所要の改正を行なおうとするものである。

その要旨は次の通りである。

㈠　補充選挙人名簿に関する事項

日本国民で、年齢満二十年に達した者又は、市町村の区域内に住所を移した者について随時、補充選挙人名簿の登録申出ができる制度を設けることとし、その登録申請及び申出は、本人に限りできるものとする。

㈡　立候補制度に関する事項

1　立補候の届出期間を短縮して、公示又は告示の日から四日間にするものとする。

2　衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙について、公託金を倍額とする。

㈢　連呼行為等に関する事項

1　衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙について、午前八時から午後八時までの間に限り、運行中及び停止中の選挙運動用の自動車又は船舶の上においてする選挙運動のための連呼行為を認めることとする。

2　街頭演説及びその場所においてする連呼行為ができる時間についても、午前八時から午後八時までとする。

3　選挙運動のための連呼行為及び街頭演説をする者は、学

校、病院等の周辺においては、静穏を保持するよう努めなければならないものとする。

(四) 選挙運動用自動車等の文書図画に関する事項

1 選挙運動用の自動車又は船舶に取り付けて使用する文書図画の記載事項は制限しないものとする。

2 ただし、街頭演説用の文書図画は、使用できないものとする。

(五) 選挙運動用ポスター及びポスター掲示場に関する事項

1 衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙について、選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場以外には掲示してはならないものとし、ポスター掲示場は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内設けるものとする。

2 土地又は工作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスター掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならないものとする。

(六) 新聞広告及び「テレビ」による経歴放送に関する事項

衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙について、新聞広告の回数をそれぞれ二回増加するものとし、あらたに「テレビ」による経歴放送をおおむね三回行なうものとする。

(七) 個人演説会場外の文書図画に関する事項

1 衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙について、個人演説会場外には、公営立札制度を廃止して、ちょうちん一箇のほかポスター、立札、看板の類（通じて二箇に限る。）の掲示を認めるものとするとともに、これらの選挙運動用の文書図画を掲示した者に撤去義務を課するものとする。

2 右に伴い、選挙管理委員会は、廃止された選挙事務所に掲示されている文書図画、使用しなくなつた選挙運動用自動車等に取り付けられている文書図画及び演説会の終了後会場外に掲示されている文書図画を撤去することができるものとする。

(八) 政治活動に関する事項

1 確認団体の選挙当日における政治活動は、認めないものとする。

2 確認団体のポスターは、衆議院議員の選挙については、一選挙区ごとに一千五百枚以内（所属候補者数が二人以上であるときは、一人あて七百五十枚を加えた枚数以内）とし、参議院議員の通常選挙については、全国を通じて七万枚以内（所属候補者数が十人をこえるときは、その五人を増すごとに五千枚を加えた枚数以内）とする。

3 政党その他の政治団体のポスターは、選挙運動のために使用できるものであつても、これに当該選挙区の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載できないものとする。

4 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙について、午前八時から午後八時までの間に限り、運行中又は停止中の確認団体の自動車の上においてする政治活動のための連呼行為を認めるものとする。

(九) 罰則に関する事項

1 当選を得しめない目的をもつて候補者等に関し事実を歪曲して公にしたときにも虚偽事項の公表罪が成立するものとする。

2 当選を得、若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて、真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして、郵便、電報又は電話により通信した者を処罰するものとする。

(十) その他

その他所要の改正を行なうものとする。

二　議案の修正議決理由

選挙が公明かつ適正に行なわれるためには、選挙の実態に即応した不断の制度の整備が必要であつて、そのため選挙の実際に現われた弊害を是正し、選挙民の啓発に資する等、諸制度の合理化をすすめ、もつて制度面及び運営面に少しでもよき成果をもたらさんとする本改正は、必要かつ妥当なものであると認めるが、供託金に関する事項、連呼行為に関する事項、個人演説会のために使用する文書図画に関する事項、政治活動に関する事項、罰則に関する事項について、現在の実情に即しないと考えられる点があり修正する必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約一千万円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して赤澤自治大臣より本修正に対し「政府としては、やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十九年六月十一日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　小泉　純也

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

（小字及び┃┃は修正）

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十三条（文書図画の掲示）」を「第百四十三条（文書図画の掲示）」に、「第百四十四条の二（文書図画の撤去義務）」を「第百四十四条の四（任意制ポスター掲示場）」を「第百四十四条の四（任意制ポスター掲示場）」に、「第百四十四条の五（ポスター掲示場の設置についての協力）」を「第百四十七条（文書図画の撤去）」に、「第百四十四条の六（夜間の街頭演説の禁止）」を「第百六十四条の六（夜間の街頭演説の禁止等）」に、「第百四十四条の三（選挙放送等の制限違反）」を「第二百三十五条の三（選挙放送等の虚偽の制限違反）」に改める。

第二十六条第五項中「前四項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「行う場合において」を「行なう場合においては」に、「有するものがあるときは、申請により」を「有するものであつて、登録の申請又は次項の規定による登録の申出をしたものについて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されていない日本国民で、当該市町村の区域内に住所を

有し、年齢満二十年に達した者又は年齢満二十年以上で当該市町村の区域内に住所を有するにいたつた者は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙管理委員会に補充選挙人名簿の登録の申出をすることができる。

第二十七条第三項中「方法等は」の下に「、政令で定めるところにより」を加える。

第四十条第一項ただし書中「市町村の選挙管理委員会は、」の下に「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は」を加える。

第八十六条第一項を次のように改める。

公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から四日間に、郵便によることなく、文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

第八十六条第十項中「第一項各号の区分による日」を「第一項の期間の末日」に改める。

第九十二条第一号中「十五万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「三十万円」を「六十万円」に改め、同条第三号及び第五号中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第百四十条の二ただし書中「場合」の下に「並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前八時から午後八時までの間に限り、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第百四十一条第三項ただし書中「貨物自動車を」の下に「、政令で定めるところにより、」を加える。

第百四十一条の三ただし書中「演説をすること」の下に「及び第百四十条の二第一項《連呼行為の禁止》ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。

第百四十三条第一項第二号中「で当該選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したもの」を削り、同項第四号中「及び街頭演説の場所においてその演説中」を削り、同条中第八項を○同条第九項とし、○同条○第四号の二の個人演説会告知用ポスター（衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県知事の選挙の場合に限る。）○第五号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第百四十四条の二第一項《ポスター掲示場》の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につき○それぞれ○一枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

第百四十三条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二　個人演説会告知用ポスター（衆議院議員、参議院地方選出議員及び都道府県知事の選挙の場合に限る。）

第百四十三条に次の二項を加える。

10　第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスターは、長さ四十二センチメートル、巾十センチメートルをこえてはならない。

11　第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

第百四十三条の次に次の一条を加える。

（文書図画の撤去義務）

第百四十三条の二　前条第一項第一号、第二号及び第四号に規定するポスター、立札、ちようちん及び看板の類を掲示した者は、選挙事務所を廃止したとき、第百四十一条第一項《自動車、拡声機及び船舶の使用》の自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会が終了したときは、直ちにこれらを撤去しなければならない。

第百四十四条第一項中「前条」を「第百四十三条《文書図画の掲示》」に改め、同項第一号を削り、同項第二号ただし書を次のように改める。

ただし、一の都道府県においては、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万二千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合にはその一を増すごとに五千枚を一万二千枚に加えた数をこえることができない。

第百四十四条第一項中第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第三項及び第四項中「第一項」を「第百四十三条第一項第五号」に改める。

第百四十四条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項○中「第五号のポスター一枚」を「第四号の二及び第五号のポスターそれぞれ一枚」に改め、同項○に後段として次のように加える。

この場合において、市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

第百四十四条の二第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の場合において、公職の候補者一人が○することができる掲示場の区画ポスター一枚を掲示○の規格は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合に限り、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、縦四十二センチメートル以上、横三十センチメートル以上とすることができる。

第百四十四条の二第二項中「一投票区につき一箇所以上」を「一投票区につき、政令で定めるところにより、五箇所以上十箇所以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会の承認を得て、その数を減ずることができる。

第百四十四条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村の選挙管理委員会は、第一項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

第百四十四条の四に次のただし書を加える。

ただし、ポスターの掲示場の数は、一投票区につき一箇所以上とする。

第百四十四条の四の次に次の一条を加える。

（ポスター掲示場の設置についての協力）

第百四十四条の五　第百四十四条の二《ポスター掲示場》及び前条の規定によりポスターの掲示場を設置する場合においては、土地又は工作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。

第百四十五条第一項中「何人も」

の下に「、参議院（全国選出）議員、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については」を加え、同項ただし書中「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条」を「及び第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」に改め、同条第二項中「何人も」の下に「、前項の選挙については」を加える。

第百四十七条に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

第百四十七条の次に次の一条を加える。

（文書図画の撤去の措置）

第百四十七条の二　都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、選挙事務所を表示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類で、廃止された選挙事務所を表示するために使用されたものであることが明らかに認められ、かつ、当該廃止された選挙事務所の場所においてなお掲示されているもの、第百四十一条第一項《自動車、拡声機及び船舶の使用》の自動車若しくは船舶に取り付けるポスター、立札、ちょうちん及び看板の類で、当該自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめた後当該自動車若しくは船舶になお取り付けられているもの又は演説会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類で、終了した演説会の開催中に使用されたものであることが明らかに認められ、かつ、当該演説会の終了後当該演説会場の会場外においてなお掲示されているものを撤去することができる。この場合において、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長に通報するものとする。

第百四十九条第一項中「三回」を「五回」に、「四回」を「六回、都道府県知事の選挙にあつては四回」に改める。

第百五十条第一項中「放送設備」を「ラジオ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九条第一項第一号イに規定する標準放送をいう。以下同じ。）の放送設備」に改める。

第百五十一条第二項中「概ね十回」を「ラジオ放送により概ね十四及びテレビジョン放送（放送法第九条第一項第一号ハに規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。）により概ね三回」に、「概ね五回」を「ラジオ放送により概ね五回及びテレビジョン放送により概ね三回」に改める。

第百六十一条第一項第一号中「（学校教育法第一条に規定する学校をいう。）」を削る。

第百六十四条の二第五項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改める。

第百六十四条の六の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条中「午後九時から翌日午前六時」を「午後八時から翌日午前八時」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第百四十条の二第二項《連呼行為における静穏の保持》の規定は、選挙運動のための街頭演説をする者について準用する。

第百六十四条の九を削る。

第百六十五条及び第百六十五条の二中「街頭演説をすること」の下に「及び第百四十条の二第一項《連呼行為の禁止》ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車又は船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすること」を加える。

第百六十六条の見出し中「演説」を「演説等」に改め、同条本文中「演説」の下に「及び連呼行為」を加える。

第二百一条の四第五項中「演説の禁止」を「演説等の禁止」に改め、同条第八項中「第百四十三条第四項」を「第百四十三条第六項及び第七項」に、「第百四十三条第六項及び第七項」を「第百四十三条第七項及び第八項」に改め、「数及び規格》」の下に「並びに第百四十三条の二《文書図画の撤去義務》」を加え、「この場合において」を「この場合において、第百四十三条の二中「選挙事務所を廃止したとき、第百四十一条第一項《自動車、拡声機及び船舶の使用》の自動車若しくは船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき、又は演説会」とあるのは「推薦演説会」と」に、「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条」を「及び第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第六項第一号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載してはならない。

第二百一条の五第一項本文中「ポスターの掲示」の下に「、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の五第一項ただし書中「政治活動につき」の下に「、その選挙の期日の公示の日から選挙の期日の前日までの間」を加え、同項第四号中「一選挙区につき」を「一選挙区ごとに」に、「二千枚」を「一千五百枚以内、当該選挙区の所属候補者の数が一人をこえる場合においては、そのこえる数が一人を増すごとに七百五十枚を一千五百枚に加えた枚数」に改め、同条第二項○中「第五号」を「第六号」に改め、同項ただし書を加える。

ただし、前項第四号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない。

○本文中「ポスターの掲示」の下に「、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の七第一項中「一人」と」の下に「「公示」とあるのは「告示」と」を加え、同条第二項中「一人」との下に「「公示」とあるのは「告示」と」を加え、「一台とする」を「一台とし、参議院（地方選出）議員の再選挙又は補欠選挙については、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、衆議院議員の一選挙区ごとに一千枚以内とする」に改める。

第二百一条の八第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の六第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の六第一項第四号の次に次の一号を加える。

四　その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の五第一項ただし書中「並びに第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」を「及び第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」に改め、同項ただし書中「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条」を「及び第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第六項第一号のポスターについては、当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載してはならない。

第二百一条の五第一項本文中「ポスターの掲示」の下に「、立札及び看板の類（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）の掲示」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の六第一項第四号の次に次の一号を加える。

四　その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の七第一項中「一人」と」の下に「「公示」とあるのは「告示」と」を加え、同条第二項中「一人」との下に「「公示」とあるのは「告示」と」を加え、「一台とする」を「一台とし、参議院（地方選出）議員の再選挙又は補欠選挙については、同項第四号に規定するポスターの枚数は、所属候補者の数にかかわらず、衆議院議員の一選挙区ごとに一千枚以内とする」に改める。

第二百一条の八第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　立札及び看板の類の掲示については

イ　その開催する政談演説会の告知のため

に使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場内で使用するもの

ロ　第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの

第二百一条の十第一項中「演説の禁止」を「演説等の禁止」に改め、同条第四項中「市長の選挙については、」を「参議院議員の通常選挙及び参議院全国選出議員の再選挙又は補欠選挙については自治大臣、市長の選挙については」に改め、同条第六項中、○「並びに第百四十四条の二《ポスター掲示場》第一項及び前条」を「及び第百四十四条の四《任意制ポスター掲示場》」に改め、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改める。

第二百一条の十一第一項中「午後九時から翌日午前六時」を「午後八時から翌日午前八時」に改め、同条第二項及び第三項中「開催することができない。」の下に「次条第一項ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車の上において政治活動のための連呼行為をすることも、また同様とする。」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第百四十条の二第二項《連呼行為における静穏の保持》の規定は、本章の規定による街頭政談演説を開催する政党その他の政治団体について準用する。

第二百一条の十二中「場所において」を「並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙については、午前八時から午後八時までの間に限り、本章の規定により政策の普及宣伝及び演説の告知のために使用される自動車の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条第二号中「並びに第二百一条の五《総選挙における政治活動の規制》第一項第四号（第二百一条の七第一項において準用する場合を含む。）のポスター及び同項○」を「及び第二百一条の五《総選挙における政治活動の規制》第一項○」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第百四十条の二第二項《連呼行為における静穏の保持》の規定は、前項ただし書の規定により政治活動のための連呼行為をする政党その他の政治団体について準用する。

第二百三十四条中「引札」の下に「、電報」を加える。

第二百三十五条中「引札」の下に「、電報」を加え、同条第二号中「公にしたとき」を「公にし、又は事実を歪曲して公にしたとき」に改める。

第二百三十五条の三の次に次の一条を加える。

（氏名等の虚偽表示罪）

第二百三十五条の四　当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて真実に反する氏名、名称又は身分の表示をして郵便、電報又は電話により通信をした者は、二年以下の禁錮又は二万五千円以下の罰金に処する。

第二百三十六条を次のように改める。

（詐偽登録、虚偽宣言罪等）

第二百三十六条　詐偽の方法をもつて選挙人名簿に登録をさせた者は、六月以下の禁錮又は七千五百円以下の罰金に処する。

2　第五十条第一項（選挙人の確認のための宣言）の場合において虚偽の宣言をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

3　第二十一条（船員の基本選挙人名簿の調製）の規定に違反して船員名簿の提出を怠つた者も、前項と同様とする。

第二百四十三条第一号の二中「第百四十条の二」の下に「第一項」を加え、同条第八号の二を次のように改める。

八の二　削除

第二百四十三条第九号中「演説」を「演説若しくは連呼行為」に、同条第十号中「演説の禁止」を「演説等の禁止」に、「演説を」を「演説又は連呼行為を」に改める。

第二百四十四条第四号中「第一項」を削り、同条第六号中「第百六十四条の六」の下に「第一項」を加える。

第二百五十二条の二第一項中「同条第一項、第六項若しくは第七項又は同条第八項」を「同条第一項、第六項、第七項若しくは第八項又は同条第九項」に、「第百四十三条第六項若しくは第七項」を「第百四十三条第七項若しくは第八項」に改め、同条第二項中「第八項」を「第九項」に改める。

第二百五十二条の三第一項中「第二百一条の十一」の下に「第一項から第三項まで」を、「第二百一条の十二」の下に「第一項」を加える。、同条第二項第一号中「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同項第二号中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第九項」に、「違反してポスター又は立札若しくは看板の類」に改める。

第二百六十三条第十号の二及び第十号の三を削る。

第二百六十四条第一項第一号中「及び第十号から第十一号まで」を「、第十号及び第十一号」に改め、同条第二項中「、第十号の二」を削る。

第二百六十六条第一項ただし書中「《補充選挙人名簿の調製》第二項」を「《補充選挙人名簿の調製》第三項」に改める。

第二百六十九条中「第一項及び第二項」を「第一項及び第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、昭和三十九年十月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法の規定（第二十六条の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日から適用する。

2　施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された衆議院議員の選挙、施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその選挙の期日を告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙以外の選挙については、なお、この法律による改正前の公職選挙法の規定（第二十六条の規定を除く。）の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の適用前にした行為及び前条第二項の規定によりこの法律による改正前の公職選挙法の規定（第二十六条の規定を除く。）の例により行なわれる選挙に関してこの法律の適用後にした行為については、なお、この法律による改正前の公職選挙法第十六章（これを準用する場合を含む。）の規定の例による。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第四条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号を次のように改める。

七　削除

第三条第八号の二、第九条の二及び第十条の二を削る。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八

号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「（夜間の街頭演説の禁止）」を「（夜間の街頭演説の禁止等）」に、「（特定の建物及び施設における演説の禁止）」を「（特定の建物及び施設における演説等の禁止）」に改める。

〔別紙〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　政府は、選挙に際して告示の事前事後の違反文書図画の絶無を期するため、厳格な取締まりを励行すること。

二　政府は、国会議員の選挙に際しての政党によるテレビ放送の合理的制度の確立について検討し、その速やかな実現を期すること。

〔第三十八号参照〕

道路法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、従来の一、二級国道の区別を廃止して、国道についての建設大臣の管理責任を強化し、かつ道路交通の安全確保に関し規定を整備する等、所要の措置を講じようとするもので主な内容は次の通りである。

1　一級国道及び二級国道の区別を廃止して、新たに道路の種類として一般国道の制度を設けるものとする。

ただし、従来一級国道又は二級国道であつたものは、すべて一般国道となるものとする。

2　一般国道の指定基準は、従来の指定基準に加えて、特に国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と重要な国道とを連絡する道路を一般国道として指定できるものとする。

3　一般国道の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び管理に関する費用の負担は、従来の一級国道の通りとするものとする。

ただし、一般国道のうち、従来の二級国道については、当分の間、都道府県知事又は指定市の長に、その新設、改築を行なわせることができるものとする。

4　道路交通の安全と円滑を図るため、交通安全施設に関して必要の規定の整備を行なうものとする。

5　道路審議会の委員の定数を五名増加するものとする。

6　以上のうち1から3までについては昭和四十年四月一日から、その他については公布の日から施行するものとする。

二　議案の可決理由

本案は、国道についての建設大臣の管理責任を明確化し、全国的な幹線道路網の整備を図るため妥当なものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月十九日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

道路法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

道路の管理責任の明確化に伴い、経費の負担区分についても、その明確化を図る必要がある。よつて、政府は、すみやかに国道に関する国の負担については、新設改築にかかわるものは現行の暫定負担率を恒久化するとともに、維持修繕その他の管理についても同様の負担を行なうよう措置を講ずべきである。

右決議する。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

大企業と中小企業との事業活動の調整について、中小企業基本法第十九条の趣旨及びこれに関する中小企業政策審議会の意見具申に基づき、本案は、次のような措置を講じようとするものである。

1　一定の要件を備えた商工組合は、大企業の進出によつて中小企業の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、期間を限つて、その大企業が進出を停止し又は計画を変更すべき旨の契約（これを「特殊契約」という。）を締結することができることとする。

2　特殊契約は主務大臣の認可制とし、その契約が事態に対処するための必要最少限のものであり、一般消費者等の利益を不当に害するおそれがない場合に限り認可することとする。なお、認可を受けた特殊契約は、「独禁法」の適用除外とする。

3　特殊契約の相手方たる大企業は、商工組合から契約を締結するための交渉の申出があつたときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならないこととする。

4　交渉の当事者は、主務大臣に対し、交渉についてのあつせん又は調停を申請することができる。この場合、主務大臣は、中小企業調停審議会に諮問して、あつせん又は調停（調停案の作成、受諾勧告及び公表等）を行なうものとする。

5　中小企業調停審議会に専門委員を置くとともに、関係行政機関に対し資料の提出等の協力を求めることができることとする。

6　本改正法は、公布の日から六月以内で政令で定める日から施行する。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業者の事業活動の機会の適正な確保に資する措置として、有効適切なものと認めるが、特殊契約の認可の締結の要件等について整備するよう別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月十九日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　次の各号に掲げる要件を備える商工組合は、その地区内において中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。以下同じ。）が大規模な資格事業の開始又は資格事業の大規模な拡大をすることが、急速に第一項第四号に掲げる事態を生じさせ、又は現に生じている同号に掲げる事態を悪化させ、その地区内において資格事業を営む中小企業者の経営の安定に重大な悪影響を及ぼすおそれがあるときは、期間を定めて、当該中小企業者以外の者とその者が資格事業の開始若しくは拡大を停止し又はその計画を変更すべき旨の契約（以下「特殊契約」という。）を締結することができる。

一　全国及びその地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二　その地区内において資格事業を営む中小企業者の三分の二以上が組合員となつていること。

第三十条の見出しを削り、同条の次に次の三条を加える。

（特殊契約）

第三十条の二　第十七条第五項の特殊契約は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可の申請に係る特殊契約又はその変更が次

の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　第十七条第五項に掲げる事態を放置するときは国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合に締結するものであること。

二　第十七条第五項に掲げる事態に対処してその商工組合の地区内において資格事業を営む中小企業者が経営の合理化又は事業の転換を円滑に行なうため必要な最少限度をこえないこと。

三　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3　第一項の特殊契約については、第二十条から第二十二条までの規定を準用する。この場合において、第二十一条中「第十九条第一項各号（合理化事業に係る調整規程については、同項第三号又は第四号。以下第九十条第四項において同じ。）」とあるのは、「第三十条の二第二項各号」と読み替えるものとする。

第三十条の三　中小企業者以外の者は、第十七条第五項各号に掲げる要件を備える商工組合の代表者（その商工組合が会員となつている商工組合連合会の代表者を含む。）が、政令で定めるところにより、同項の特殊契約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

2　商工組合の代表者は、前項の規定による申出をしようとするときは、その申出に係る特殊契約の内容及びその申出の相手方につき総会の承認を得なければならない。

3　前項の承認の議決については、第二十三条第二項の規定を準用する。

第三十条の四　前条第一項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は特殊契約の内容につき協議がととのわないときは、主務大臣に対し、そのあつせん又は調停を申請することができる。

2　主務大臣は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行なうものとする。

3　主務大臣は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

4　主務大臣は、第二項のあつせん又は調停を行なおうとするときは、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

林業基本法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、林業及びそのにない手としての林業従事者が、国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみ、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図り、あわせて国土の保全に寄与するため、林業に関する政策の目標を掲げ、その目標達成上必要な国の施策を具体的に列挙し、林業従事者等の自主的な努力を助長することを旨として国及び地方公共団体が講ずべき措置、責任を明らかにしたものである。

その要旨は次のとおりである。

(一)　政策の目標

国の林業に関する政策の目標は、林業の自然的経済的社会的制約による不利を補正し、林業総生産の増大を期するとともに、林業の生産性の向上を目途として林業の安定的発展を図り、あわせて林業従事者の所得を増大してその経済的社会的地位の向上に資することにある。

(二)　国の施策

国は、前項の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、必要な施策を、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮しつつ、総合的に講じなければならない。

1　林産物の需要の動向に応ずるように林業生産を転換する等林野の林業的利用の高度化を図ること。

2　林業経営の規模等により類型的に区分される経営形態の差異を考慮して、林地の集団化、機械化、小規模林業経営の規模の拡大その他林地保有の合理化及び林業経営の近代化（以下「林業構造の改善」と総称する。）を図ること。

3　林業技術の向上を図ること。

4　林産物の需給及び価格安定並びに流通及び加工の合理化を図ること。

5　近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者の養成及び確保を図ること。

6　林業労働に従事する者の養成、確保及び福祉の向上を図ること。

(三)　地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めるものとする。

(四)　財政上の措置等

政府は、前記(三)の施策を実施するため、これに要する法制上、財政上及び金融上の措置を講ずるものとする。

(五)　年次報告等

政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が講じた施策に関する報告と、講じようとする施策を明らかにした文書を提出するものとする。

(六)　国有林野の管理及び経営の事業

国は、国有林野の管理及び経営の事業について、国土の保全その他の公益的機能が確保されるよう努めるとともに、その適切な運営を通じて施策の遂行に資し、とくに林産物の需給及び価格の安定に貢献し、林業の総生産の増大に寄与するほか、地元の農業、林業の構造改善その他産業の振興、住民の福祉向上のために国有林野の積極的活用を図るようにするものとする。

(七)　林政審議会

内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律に基づく重要事項を調査審議するため、総理府に学識経験者十五名からなる林政審議会を置くものとする。

二　議案の修正議決理由

林業及び林業従事者が国民経済において果たすべき重要な使命と、最近における林業及びこれをとりまく諸条件の変化にかんがみ、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図るため、林業の向うべき新たな道を明らかにし、林業政策の目標を示す措置は、適切なものと認めるが、なお一層、本案の内容を整備するため全会一致をもつて、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月十九日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

目次

第一章　総則（第一条―第八条）

第二章　林業生産の増進及び林業構造の改善（第九条―第十四条）

第三章　林産物の需給及び価格の安定等（第十五条・第十六条）

第四章　林業従事者（第十七条・第十八条）

第五章　林業行政機関及び林業団体（第十九条・第二十条）

第六章　林政審議会（第二十一条―第二十六条）

附則

（法律の目的）

第一条　この法律は、林業及びそのにない手としての林業従事者が国民経済において果たすべき重要な使命にかんがみ、国民経済の成長発展と社会生活の進歩向上に即応して、林業の発展と林業従事者の地位の向上を図り、あわせて○森林資源の確保及び国土の保全に寄与するため、林業に関する政策の目標を明らかにし、その目標の達成に資するための基本的な施策を示すことを目的とする。

（国の施策）

第二条　国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一　林産物の需要の動向に応ずるように林業生産を転換する等林野の林業的利用の高度化を図ること。

二　林業経営の規模等により類型的に区分される経営形態の差異を考慮して、林地の集団化、機械化、小規模林業経営の規模の拡大その他林地保有の合理化及び林業経営の近代化（以下「林業構造の改善」と総称する。）を図ること。

三　林業技術の向上を図ること。

四　林産物の需給及び価格の安定並びに流通及び加工の合理化を図ること。

五　近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者の養成及び確保を図ること。

六　林業労働に従事する者の○福祉の向上、及び○養成、確保及び福祉の向上を図ること。

2　前項の施策は、○国土の保全その他○地域の自然的○森林の有する公益的機能の確保及び経済的社会的諸条件を考慮して講ずるものとする。

（林業従事者等の努力の助長）

第七条　国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるに当たつては、林業従事者又は林業に関する団体がする自主的な努力を助長することを旨とするものとする。

（林野の所有者等の責務）

第八条　林野の所有者又は林野を使用収益する権原を有する者は、その林野が、農業上の利用その他林業の用以外の適切な用途に供される場合を除くほか、林業の生産基盤として効率的に利用されるように努めなければならない。

（林業の動向に関する年次報告等）

第九条　政府は、毎年、国会に、林業の動向及び政府が林業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3　政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

第二章　林業生産の増進及び林業構造の改善

（○森林資源に関する基本計画及び○林産物の需給等に関する長期の見通し）

第十条　政府は、○森林資源に関する基本計画並びに○重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これを公表しなければならない。

2　政府は、○森林資源の状況、○重要な林産物の需給事情その他の経済事情、森林資源の状況等の変動により必要があるときは、前項の○基本計画及び○長期の見通しを改定するものとする。

3　政府は、第一項の○基本計画及び○長期の見通しをたて、又はこれを改定するには、林政審議会の意見をきかなければならない。

（林業生産に関する施策）

第十一条　国は、林野の林業的利用の高度化を図るため、前条第一項の○基本計画及び○長期の見通しを参酌して、林道の開設その他林業生産の基盤の整備及び開発、優良種苗の確保、樹種、又は林相等の改良○、等の造林の推進機械の導入等必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てん等必要な施策を講ずるものとする。

（林業経営の健全な発展）

第十二条　国は、林業経営を近代化してその健全な発展を図るため、経営形態の整備、合理的な経営方法の導入、資本装備の増大等必要な施策を講ずるとともに、小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として、林地の取得の円滑化、分収造林の促進、国有林野についての部分林の設定の推進、入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

（協業の促進）

第十三条　国は、林業生産の合理化を図つて林業経営の発展に資するため、生産行程についての協業を助長する方策として、森林組合等による森林の施業又は経営の共同事業の発達改善等必要な施策を講ずるものとする。

（林業技術の向上）

第十四条　国は、林業技術の向上を図るため、技術の研究及び開発の推進、その成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

（林業構造改善事業の助成等）

第十五条　国は、小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の基盤の整備及び拡充、近代的な林業施設の導入等林業構造の改善に関し必要な事業が総合的に行なわれるように指導及び助成を行なう等必要な施策を講ずるものとする。

第三章　林産物の需給及び価格の安定等

（林産物の需給及び価格に関する施策）

第十六条　国は、重要な林産物について、需給及び価格の安定を図るため、素材生産の円滑化、出荷の調整等必要な施策を講ずるほか、外国産の木材について輸入の適正円滑化等必要な施策を講ずるものとする。

（林産物の流通及び加工に関する施策）

第十七条　国は、林産物の流通及び加工の合理化を図るため、森林組合、中小企業等協同組合等が行なう林産物の販売、購買又は加工に関する事業の発達改善、林産物取引の近代化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章　林業従事者

（教育の事業の充実等）

第十八条　国は、近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者の養成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（林業労働に関する施策）

第十九条　国は、林業労働に従事する者の○養成、○福祉の向上、及び確保及び福祉の向上を図るため、○就業の促進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充、○職業訓練の事業の充実、就業の安定化、社会保障

の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

第五章　林業行政機関及び林業団体

（林業行政に関する組織の整備等）

第二十九条　国及び地方公共団体は、第三条第一項及び第五条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（林業団体の整備）

第三十〇条　国は、林業の発展及び林業従事者の地位の向上を図ることができるように、林業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずるものとする。

第六章　林政審議会

（設置）

第三十一条　総理府に、附属機関として、林政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）

第三十二条　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2　審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第三十三条　審議会は、委員十五人以内で組織する。

2　委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第三十四条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第三十五条　審議会の庶務は、林野庁林政部において処理する。

（委任規定）

第三十六条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条第三項、第九条第三項、第六章及び次項の規定並びに附則第三項中森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六十八条、第六十九条及び第七十一条を改める部分の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

3　森林法の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「林産物の需給等に関する長期の見通し及び」を削り、同条第一項中「重要な林産物の需要及び供給並びに森林資源の状況に関する長期の見通しをたて、これに即し」を「林業基本法（昭和三十九年法律第　号）第九条第一項の○基本計画及び○長期の見通しに即し」に改め、同条第三項中「第一項の長期の見通し又は」を削り、同条第四項中「第一項の長期の見通し若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、「全国森林計画に係るときにあつては」を削り、同条第五項中「第一項の長期の見通し若しくは」を削り、「これら」を「これ」に、「全国森林計画に係るときにあつては当該計画」を「当該計画（変更の場合にあつては、変更後の計画）」に改める。

第六十八条第二項中「森林に関する重要事項について、」を「この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について」に改め、同条第三項中「森林に関する重要事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第六十九条第二項を削り、同条第三項第一号中「十七人」を「十三人」に改め、同項第二号中「十三人」を「七人」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第三項第一号」を「第二項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「及び臨時委員」を削り、同項を同条第五項とする。

第七十一条第一項中「第六十九条第三項第一号」を「第六十九条第二項第一号」に改める。

4　この法律の施行の際現にたてられている改正前の森林法第四条第一項の長期の見通しは、第九条第一項の規定により最初に同項の○基本計画及び○長期の見通しがたてられるまでの間は、改正後の同法第四条の規定の適用については、同条第一項に規定する林業基本法第九条第一項の○基本計画及び○長期の見通しとみなす。

［別紙］

林業基本法案に対する附帯決議

政府は、林業基本法の実施に当たつては、次の事項に関して遺憾なからしむべきである。

一　森林資源の維持、開発の施策としての林道網の整備拡充と造林の推進については国庫負担及び補助率の引上、貸付条件の改善並びに予算及び融資の飛躍的増大等特段の措置を講ずること。

二　国有林野事業の運営に当たつては、特に地元産業の振興と地元住民の福祉の向上に留意し、山村地域の振興に貢献するよう努めること。

三　民有林業並びに木材産業の振興のため、更に積極的な施策を講ずるとともに、これに対応する行政機構の整備改善を行なうこと。

四　国内森林生産の増強に努め、外材輸入についてはこれを弾力的に指導して木材需給の調整と価格の安定に努めること。

五　林業労働者に対しては、労働法規に基づく保護及び各種社会保障の諸権利を速やかに享受できるよう雇用の安定、労働条件の改善等その実現に努めること。

六　林政審議会の委員に、林業経営者、林業労働者等広く各界より権威者の参加を求め、法の適正、円滑な運用がより一層可能となるよう配慮すること。

七　本法施行に伴い、必要な関連立法の早期実現に努めるとともに、関係法を速やかに整備すること。

右決議する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四三号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、選挙制度審議会の答申の趣旨に基づき、さしあたり衆議院議員の総定数及び各選挙区において選挙すべき定数について是正をはかろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

㈠　別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の各選挙区において選挙すべき議員の数は、次表のとおりとする。

選挙区	議員数 現行	議員数 改正	差引増減
東京都 第一区	四人	六人	二人増
東京都 第二区	三人	五人	二人増
東京都 第三区	三人	四人	一人増
東京都 第四区	三人	五人	二人増
東京都 第五区	四人	六人	二人増
東京都 第六区	五人	八人	三人増

神奈川県	第一区	四人	五人　一人増
愛知県	第一区	五人	六人　一人増
大阪府	第一区	四人	六人　二人増
	第二区	四人	五人　一人増
	第五区	三人	四人　一人増
兵庫県	第一区	三人	四人　一人増

(二)　奄美群島選挙区に関する規定を公職選挙法に統一的に規定するため、所要の改正を行なう。

(三)　右に伴い、衆議院議員の定数を、当分の間、四百八十六人とする。

(四)　この法律は、次の総選挙から施行する。

二　議案の修正議決理由

民主政治の健全な発達を期するためには、選挙が公明かつ適正に行なわれることが根本の要件であり、特に議員定数の不均衡是正に関する事項についての選挙制度審議会の答申の趣旨を尊重した本改正は、必要かつ妥当なものであると認めるが、現行の衆議院議員の選挙区制度にかんがみ、中選挙区制を維持する等のため修正する必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月十九日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　小泉　純也

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の四項を加える。

7　別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

東京都	
第一区	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区

東京都	
第一区	千代田区 港区 新宿区　三人
第八区	中央区 文京区 台東区　三人

（小字及び――は修正）

大阪府	第一区	四人	五人　一人増
	第二区	五人	六人　一人増
	第五区	四人	五人　一人増
兵庫県	第一区	四人	四人　一人増

8　別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

東京都	
第一区	六人
第二区	五人
第三区	四人
第四区	五人
第五区	六人
第六区	八人
神奈川県	
第一区	五人
愛知県	
第一区	六人

大阪府	
第一区	六人
第二区	五人
第五区	四人
兵庫県	
第一区	四人

東京都	
第一区	六人
第二区	五人
第三区	四人
第四区	五人
第五区	六人
第六区	八人
神奈川県	
第一区	五人
愛知県	
第一区	六人

大阪府	
第一区	三人
第二区	四

し、第一項の次に次の一項を加える。

2　衆議院議員の定数は、第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、四百八十六人とする。

附　則

1　この法律は、次の選挙から施行する。

2　奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

〔別紙〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回の定数改正は選挙制度審議会の答申により昭和三十五年度国勢調査の人口を基準にしているため、四年を経過した今日においては、東京都第六区を始め、すでに多くの人口と議員定数のアンバランスを生じている。

よつて政府は、次期国勢調査の結果に基づき、更に合理的改訂を検討すべきである。

〔四十一号参照〕

納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

納税貯蓄組合制度は、納税資金の貯蓄を助成し、もつて租税の円滑な納付に資するため、昭和二十六年に制定されたものであるが、その後における本制度の普及状況等にかえりみ、その一層の普及と発達をはかるため、大要次のような改正を行なおうとするものである。

1　納税貯蓄組合預金を取り扱う金融機関として、新たに商工組合中央金庫を加えることとしている。

2　現在、各地に自然発生的に結成されている納税貯蓄組合連合会を法制化し、これに必要な規制と助成の措置を講ずることとしている。

3　納税貯蓄組合預金を納税以外の目的で引き出した場合において、その引出額に応ずる利子所得を非課税とする引出限度額を、現行の五万円から十万円に引き上げることとしている。

なお、今回の改正のうち納税貯蓄組合預金の利子に対する措置に伴い、本年度において約五百万円の減収が見込まれている。

二　議案の可決理由

納税貯蓄組合制度の一層の健全な発展をはかる必要性にかんがみ、適切なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

毒物及び劇物取締法は、毒物又は劇物の製造、輸入等について規制を行ない、保健衛生上の危害の防止をはかつているが、最近における毒物又は劇物による事故は、それらを原料として使用する等の業務上毒物又は劇物を取り扱う者の取扱い又は管理が適当でないことに起因する場合が多い状況にかんがみ、本案は、業務上取扱者に対する規制の強化をはかる等所要の改正を行なおうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　毒物及び劇物の取扱いに関する事項

(1)　毒物又は劇物の販売業の登録を一般販売業、農業用品目販売業及び特定品目販売業の三種類に分けること。

(2)　毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録基準のうち、その構造設備の基準を詳細かつ、明確にするため、これを厚生省令で定めること。

(3)　事業管理人の名称を毒物劇物取扱責任者に改め、その義務を明確にするとともに、その者に法律違反の行為があるとき、又はその者が、毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事は、毒物劇物営業者に対して、その毒物劇物取扱責任者の変更を命ずることができることとし、さらに、その変更命令に従わないときは、業務の停止又は登録の取消しを命ずることができることとすること。

(4)　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所、店舗又は研究所の外に毒物若しくは劇物又はこれらを含有する物であつて政令で定めるものが流出しないよう必要な措置を講じなければならないこととすること。

(5)　毒物又は劇物を含有する物で政令で定めるものについても、その廃棄方法についての技術上の基準を政令で定めること。

(6)　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その所持する毒物若しくは劇物又はこれらを含有する物で政令で定めるもののにより、保健衛生上危害を生ずるような事故が発生したときは、保健所又は警察署に届け出なければならないこととすること。

2　業務上取扱者の規制に関する事項

(1)　政令で定める事業を行なう者でシアン化ナトリウムその他政令で定める毒物又は劇物を取り扱うものは、都道府県知事に届け出なければならないこととするとともに、これらの届出者に対し、毒物劇物取扱責任者の設置義務、事業場外への毒物又は劇物等の流出防止措置の義務及び事故届出義務を課すること。

(2)　届出を要しない業務上取扱者のうち厚生省令で定める毒物又は劇物を取り扱う者についても、毒物劇物取扱責任者の設置義務を除き届出者と同様の義務を課すること。

3　その他

毒物、劇物及び特定毒物の範囲を定める別表の整理、罰則の整備等をはかること等である。

二　議案の可決理由

毒物又は劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物の取扱いに関する規定の整備等をはかることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

保健所において執行される事業等に伴う国からの負担金及び補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、年度末において交付額の確定が行なわれ、その際、負担金又は補助金の交付の対象である各事業ごとの地方公共団体の実支出額と当該負担金又は補助金について定まつている算定基準で計算した対象経費の限度額との比較が行なわれているが、保健所事業の範囲は各般にわたり、事業に対する国からの負担金又は補助金も

相当数にのぼつているため、各事業ごとの実支出額を把握するためには非常な事務の繁雑が伴つていることにかんがみ、本案は、保健所における事業費等に係る国の負担金及び補助金に関する経理事務の合理化をはかるため、これらの負担金及び補助金の率等について特例を定めようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　保健所において執行される事業等に要する費用に係る国の負担金及び補助金のうち負担率等が法律で定められているものについて、その率を、会計年度ごとに政令で定める一定の率とすること。この場合、その政令で定める率は、事業等に要する費用ごとの見込額にそれぞれ当該法律で定める率を乗じて算出した額の合算額を当該見込額の合算額で除して得た数値を基準として定めるものとすること。

2　保健所において執行される事業等に要する費用に係る国の負担金及び補助金についての実績報告は、当該事業等ごとに行なうことを要しないものとし、かつ、交付すべき額の確定も、これらの負担金及び補助金として交付すべき額の総額を確定すれば足りることとすること等である。

二　議案の可決理由

保健所において執行される事業費等に係る国の負担金及び補助金に関する経理事務の合理化をはかるため、これ等の負担金及び補助金について、その率等の特例を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

㈠　防衛庁設置法の一部改正

1　防衛力を整備するため、防衛庁本庁の定員を二、九三二人（自衛官二、一七一人、非自衛官七六一人）増員して、二七三、一二三人に改めること。

増員内訳

海上自衛官　一、六七二人

（艦艇の増強等のための要員）

航空自衛官　四九六人

（飛行部隊の新編等のための要員）

統合幕僚会議の自衛官　三人

非自衛官　七六一人

2　従来、大蔵省で行なつていた、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条第二項に基づくアメリカ合衆国政府に対する円資金の提供の事務（いわゆる在日米軍事援助顧問団に対する交付金事務）を、防衛施設庁に行なわせることとすること。

㈡　自衛隊法の一部改正

1　航空団の任務遂行の円滑を期するため、航空団に飛行群を新たに編成すること。

2　友好国との親善関係に寄与するため、自衛隊の学校において委託を受けて外国人の教育訓練を実施することができるとすること。

3　予備勢力確保のため、予備自衛官を五、〇〇〇人増員して、その員数を二四、〇〇〇人に改めるとともに予備自衛官の呼称及び制服の着用等についての規定を整備すること。

4　南極観測の実施に際し、自衛隊が輸送その他の協力を行なうこととすること。

5　町村合併に伴い、第十師団司令部の所在地名を守山市から名古屋市に改めること。

6　任務の円滑な遂行を図るため、飛行教育集団司令部の所在地を宇都宮市から浜松市に改めること。

7　第八航空団を新たに編成し、その司令部を福岡県築上郡椎田町に置くこと。

二　議案の可決理由

本案は、わが国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に対処するため、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約五億三千六十六万円（二千九百三十二人の増員分）が、昭和三十九年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　高等学校の教員の免許教科に包括されている特定の技能に係る事項について特別の高等学校教諭免許状の制度を新たに設け、文部大臣が行なう高等学校教員資格試験に合格した者にこの免許状を授与することができること。

2　小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員の免許状を取得している者がそれぞれの免許資格を上進する場合に必要とされる在職年数には、これらの学校に相当する盲学校、聾学校又は養護学校の各部における教員としての在職年数を含めることができるように改めること。

3　その他所要の規定を整備すること。

4　この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

高等学校教育の振興に資するため特別の高等学校教諭免許状の制度を新たに設けるとともに、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員としての免許資格を上進する場合に必要な在職年数の取扱いを改めることは、時宜に適するものであることを認め、本案は、多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算に、百六十六万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、女子の実習助手が出産する場合、産前産後の法定期間中、その職務を補助させるため、教育職員の臨時的任用を行ない、もつて学校教育の正常な実施を確保することを目的とするものである。

その要旨は次の通りである。

1　国立又は公立の学校に勤務する教育職員の範囲に実習助手を新たに加えること。

2　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

二　議案の可決理由

女子の実習助手を教育職員の範囲に加え、それらの職員が出産する場合その職務を補助させるため教育職員の臨時的任用を行なうことは、時宜に適するものであると認め、本案は全会一致をもつて原

案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

電源開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電源開発株式会社が建設する福井県九頭龍川水系の電源開発資金の一部を国際復興開発銀行から借り入れるため、その借款に担保を附する等、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　国際復興開発銀行が貸付金債権に関し、電源開発株式会社の財産について、先取特権を有するものとする。

2　電源開発株式会社が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき引き渡した外貨社債を外国投資家が譲りうけた場合の元本及び利子の送金手続の簡略化を図るため、当該外貨社債に係る貸付金債権について外資に関する法律による大蔵大臣の指定をうけたものとみなし、同法の規定を適用するものとする。

3　附則において、国際復興開発銀行からの外資受入について、日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等の発行債券の利子に対する所得税免除に関する法律の一部を改正し、電源開発株式会社が国際復興開発銀行からの借入契約に基づいた発行社債につき、所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は、本店もしくは主たる事務所を有しない法人が支払をうける利子について所得税を免除するものとする。

二　議案の可決理由

本案は、水力開発により増大するわが国中央部の電力需要の充足を図る措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

日本電気計器検定所法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、通産省電気試験所および社団法人日本電気協会の検定部門を合体して、その資産、職員等を承継し、公正中立かつ能率的な運営が行なわれる特殊法人日本電気計器検定所を設立し、電気計器の一元化を図り、もつて電気計器検定の効率的かつ近代的な体制を確立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　日本電気計器検定所は、電気の取引に使用する電気計器の検定等の業務を行ない、もつて電気の取引の適正な実施の確保に資することを目的とする。

2　検定所の資本金は、その設立に際し、政府及び社団法人日本電気協会が出資する額の合計額とする。

3　検定所に役員として、理事長一人、専務理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

理事長及び監事は、通商産業大臣が任命し、専務理事及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて理事長が任命する。

4　検定所は、次の業務を行なう。

イ　電気測定法（明治四十三年法律第二十六号）第七条第一項（取引用電気計器の検定）の検定を行なうこと。

ロ　依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行なうこと。

ハ　電気計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行なうこと。

ニ　イからハまでの業務に附帯する業務

なお、検定所は右の業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、通商産業大臣の認可を受けて、依頼に応じ、その保有する機械設備を用いて右の業務以外の業務を行なうことができる。

5　業務方法書の認可等

イ　検定所は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

ロ　検定所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

ハ　検定所は、毎事業年度終了後三月以内に、財務諸表を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6　検定所は、通商産業大臣が監督する。

7　本法は、公布の日から施行する。ただし、附則第十九条（通商産業省設置法の一部改正）の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、電気の取引に使用する電気計器の検定の効率的な実施を図る措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

日本電気計器検定所法案に対する附帯決議

本法施行にあたり、政府は次の諸点に関し十分配慮すべきである。

一　新法人の従業員の給与等の待遇条件は、旧機関の場合より上回るよう努めること。

二　新法人の従業員の給与、退職金等労働条件につき、現在の労働組合と協議して速やかに決定の上、当委員会に報告すること。

三　新法人移行後も雇用の安定を図り、人員整理を行なわないこと。

四　検定料金につき、合理的かつ公平な制度を確立すること。

五　土地賃借料が新法人の過重負担とならないよう措置すること。

六　電気試験所従業員の新法人への転籍については、本人の意志を十分尊重すること。

七　新法人設立後は、電気計器の追跡検査を十分に行なうよう努めること。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、千九百六十年の海上における人命の安全のための国際会議において承認された国際海上衝突予防規則の改正に対応して、現行法に所要の改正を行なおうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　船舶の燈火の表示区別を船舶のトン数から長さにあらためるとともに、一定の長さをこえる引き船または、引かれ船に対して標識を掲げること。

2　特殊作業従事船の範囲を拡大するとともに、掃海作業船に対して特別の燈火及び標識を掲げること。

3　漁ろうに従事している船舶の表示すべき識別燈火等を簡明なものに改めること。

4　霧中等により視界が制限される状態にある時、レーダー使用船の航法を新たに規定したこと。

5　狭い水道における小型の帆船及び動力船に対して、大型船舶の安全な通航を妨げてはならないこととしたこと。

6　その他、改正に伴う所要の規定を整備すること。

二　議案の可決理由

本案は、海上における船舶の航行の安全を確保するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

住宅地造成事業に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現在、都市における住宅用地がその需要の著しい増加に伴い、市街地の周辺に無秩序、無計画に造成され、拡がりつつあり、特に民間が行なつている宅地造成事業の中には、公共施設の不備等により種々の弊害を生じている現況にあることにかんがみ、都市及びその周辺の地域において相当規模の住宅地の造成に関する事業が行なわれる場合に、事業の施行について災害の防止及び環境の整備のため必要な規制を行ない、道路、排水施設等の公共施設を整備した良好な住宅地を確保し、もつて公共の福祉増進に寄与することを目的とするもので、主な内容は次の通りである。

(1)　建設大臣は、人口の集中に伴う住宅用地の需要の著しい都市及びその周辺の都市計画区域内の土地の区域を関係都道府県（指定都市の区域内については指定都市）の申出に基づき、都市計画審議会の意見をきいて住宅地造成事業規制区域として指定することができること。

(2)　住宅地造成事業規制区域内において、政令で定める規模以上の一団の土地について住宅地造成事業を施行しようとする者は、事前に事業計画を定めて、都道府県知事（指定都市の区域内において行なわれる場合は指定都市の長）の認可を受けなければならないこと。

(3)　(2)の事業計画においては、災害を防止し、及び環境の整備を図るため必要な道路、排水施設等の公共施設の整備に関する計画が適正に定められていなければならないものとし、又、事業計画の認可に際しては、工業地域、災害危険区域、地すべり防止区域その他政令で定める住宅地の造成を行なうのに適当でない区域内の土地を含めてはならないこと。

(4)　事業主は、(2)の認可を受けた施行地区の全部の工事を完了した場合は都道府県知事に届け出なければならないこと、及び知事は届出があつた場合は、その工事が事業計画に適合しているかどうかを検査し、適合している場合は、検査済証を事業主に交付し、当該施行地区について工事の完了の公告を行なうものとし、この公告があつた後でなければ、工事用の仮設建築物又は都道府県知事の承認を得た場合を除き、建築物の建築をしてはならないこと。

(5)　国及び地方公共団体は、(2)の認可を受けた事業主に対し、必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとし、農林大臣又は都道府県知事は、施行地区内の農地又は採草放牧地の転用の許可については、住宅地造成事業が促進されるよう配慮すること。

二　議案の可決理由

本案は、大都市周辺の地域において行なわれている住宅地造成事業について、災害を防止し、環境を整備させるための必要な規制を行ない、その適正な施行を促進させるための措置として必要と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（野田卯一君外三十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、宅地建物の取引が、国民生活あるいは産業活動の上でますます重要となり、取引内容も複雑化しつつある反面、業務に対する規制の不備、業者に対する監督取締まりの不徹底等のため、依頼者その他に多大の迷惑を及ぼしている実情にかんがみ、業者に対する規制監督を強化して、取引の公正を確保するとともに、業務の適正な運営を図ることを目的とするもので、その要旨は次の通りである。

1　宅地建物取引業を営もうとする者は、建設大臣又は都道府県知事の免許を受けなければならないものとしたこと。

2　宅地建物取引員試験を宅地建物取引主任者資格試験と改称し、受験資格を高等学校卒業程度に引き上げるとともに、従前の試験合格者を宅地建物取引員と略称することを廃止するものとしたこと。

3　営業保証金の供託限度額三十万円を撤廃するものとしたこと。

4　宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、その事務所ごとに帳簿を備え、また、建設省令で定める標識を業務を行なう場所等に掲げなければならないものとしたこと。

5　宅地建物取引業者は、宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができるものとしたこと。

二　議案の可決理由

本案の主旨である免許制度の実施、営業保証金の供託限度額の撤廃等は、宅地建物の取引の公正を確保し、業務の適正な運営、依頼者等の保護を図るための措置として必要なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等による麦等の農作物の被害が広範かつ大規模であることにかんがみ、当該長雨等について、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の対象となる特別被害農業者の範囲内に関し、同法の適用の特例措置を講じようとするものである。

1　昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等による麦その他の政令で定める農作物の減収による損失額の合計が、平年における当該農作物（四月から五月上旬までの期間に栽培されるものに限る。）による収入額の合計の百分の八十以上（開拓者にあつては百分の七十以上、昭和三十八年四月から六月までの長雨に係る被害農業者であつて当該長雨による麦及びなたねの減収による損失額の合計が平年における麦及びなたね（四月から六月

までの期間に栽培されるものに限る。）による収入額の合計の百分の八十（開拓者にあつては百分の七十）以上である旨の市町村長の認定を受けたものにあつては百分の五十（開拓者にあつては百分の四十）以上）である被害者を天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による経営資金のうち利率が年三分五厘以内と定められているものを借り入れることができる特別被害農業者とする。

2　昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等による特別被害地域内において農業を営むものに貸し付けられる経営資金について、償還期限内に六月以上一年以内の据置期間を設けることとする。

二　議案の可決理由

本案は、被害農業者に対する資金の融通を円滑にし、その経営の安定を図るうえにおいて、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七百万円の見込みである。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

災害対策特別委員長　中山　榮一

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、今次長雨等災害における特例法制定の趣旨にかんがみ、政令指定をうけざる地域についても、被害農民の実情を十分考慮して特段の措置を図ること。

請願に関する報告書

〔第四十二号（その一）参照〕

法務委員会

福島地方法務局常葉出張所存置に関する請願（請願者　福島県田村郡常葉町長宮原正亥外七百二十一名）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七七号）、同（請願者　福島県田村郡常葉町議会議長石井忠蔵）（伊東正義君紹介）（第一五五号）及び同（請願者　福島県田村郡常葉町常葉地区労働組合協議会議長安瀬安善）（野口忠夫君紹介）（第三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島地方法務局常葉出張所は、法務省の法務局出張所統合整理計画によつて、昭和三十九年一月一日から廃止統合される旨、福島地方法務局長より示達を受けたが、もし廃止統合されることになると、関係地区は、遠距離のため、住民は労力的にも経済的にも直接、間接に大なる影響を受けることになり、特に農業構造改善事業に伴う土地交換分合と土地区画整理のための登記事務に重大な支障をきたすことになるので、この際、福島地方法務局常葉出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出張機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、たんに人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきものである。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十三日

法務委員長　濱野　清吾

衆議院議長船田中殿

長野地方法務局遠山出張所存置に関する請願（請願者　長野県下伊那郡南信濃村長山崎忠知外三名）（吉川久衛君紹介）（第一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野地方法務局遠山出張所は近く関係庁と統合され、移転が行なわれるやに聞き及んでいるが、同出張所は交通に恵まれない僻地の下伊那郡南信濃村大字和田殿町に存置されており、関係住民の受けた恩恵は大きく、常々感謝してきたにもかかわらず、もし移転統合されれば時間的、経済的に住民が受ける影響は少なくなく、また赤石林道はすでに着工され、さらに中部横断道路開設の見通しも明るく、同出張所管内の大きな発展が期待されているとき、七十有余年の歴史をもつ遠山出張所が移転されることはまことに遺憾である。ついては、これを存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、たんに人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十三日

法務委員長　濱野　清吾

衆議院議長船田中殿

鹿児島地方法務局横川出張所存置に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡横川町議会議長吉永栄吉）（池田清志君紹介）（第二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島地方法務局横川出張所は、昭和三十八年八月鹿児島地方法務局長から栗野出張所へ統合の方針が示され、関係の横川町、牧園町は極力その存置方を要望してきたにもかかわらず、十一月二十一日付同局長名で統合方針の変更はできない旨の通知に接したが、もし同出張所が統合廃止されれば、管内はきわめて交通不便であるから、関係住民に及ぼす影響はじん大である。ついては、横川出張所を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、たんに人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十三日

法務委員長　濱野　清吾

衆議院議長船田中殿

鹿児島刑務所霧島農場の移管促進に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡吉松町長中水千利外一名）（池田清志君紹介）（第四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　鹿児島県姶良郡吉松町においては、霧島山ろく総合開発事業の一環として、畜産センターの設置を計画しているが、鹿児島刑務所霧島農場はこの開発区域内の欠くことのできない位置にあるので、この際すみやかに同農場を移管されたいというのである。
二、請願の議決理由
　国の行刑施設の充実は望ましいことであるが、国民の利害を考慮する必要のあることも明らかであり、殊に、地元民の要望は十分尊重する要がある。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十三日
　法務委員長　濱野　清吾
　衆議院議長船田中殿

鹿児島地方法務局横川出張所存置に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡牧園町議会議長竹下平治）（池田清志君紹介）（第四〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　最近、鹿児島地方法務局横川出張所が栗野出張所に統合される旨の通知に接したが、横川出張所管内の牧園町においては、今次町有林野等の開放払い下げによる登記事務が数千件もあり、さらに霧島開発に伴う土地、家屋の登記事務も将来増大が予想されており、もしこれが統合されれば関係住民は時間的にも経済的にも多大の不便を感じるようになり、登記事務の進捗にきわめて容易でない状況に立ち至ることは明らかである。ついては、横川出張所を存置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、たんに人員の不足等の理由によつて廃止さるべきでなく、その統廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願の趣旨は、妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十三日
　法務委員長　濱野　清吾
　衆議院議長船田中殿

福島地方法務局竹貫出張所存置に関する請願（請願者　福島県東白川郡古殿町長根本慶福外一名）（澁谷直藏君紹介）（第四三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　福島地方法務局竹貫出張所は、明治三十二年竹貫村に設置以来、六十有余年の現在に至るまで古殿町（昭和三十年宮本村、竹貫村合併）一円の広大な地域を受け持ち、年間相当件数の事務を扱つてきており、さらに今後も経済界の構造変革による法人組織の増加や銀行誘致実現等によりますます法務局事務取り扱い件数の増大が予想されるが、現在最寄りの石川出張所に統合されると、大久田、論田区等の遠隔地では宿泊しなければ用件が足せないことになり、地域住民にとつては、はなはだ不便となるので、同出張所を存置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方法務局出張所は国民の権利義務に関する登記事務を扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであつて、たんに人員の不足等の理由等によつて廃止さるべきでなく、その統廃合についてはまず地元住民の利便を考慮すべきである。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十三日
　法務委員長　濱野　清吾
　衆議院議長船田中殿

印鑑法の制定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　印鑑証明の重要性については、いまさら論ずるまでもないが、現在印鑑証明は、各市町村の条例にまかせられ、そのまちまちな取り扱いも野放しにされているため、種々問題があるから、その取り扱いの正確を期するため、早急に印鑑法を制定されたいというのである。
二、請願の議決理由
　現在、印鑑の届出、証明等の事務は、おおむね、条例をもつて処理されているようであるが、国民の日常生活に重要な役割を果たす印鑑の取扱いに厳正を期する上に、何らかの立法措置を必要とするものと思われる。本請願の趣旨を妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十三日
　法務委員長　濱野　清吾
　衆議院議長船田中殿

青森県鶴田町に法務局出張所設置に関する請願（請願者　青森県北津軽郡鶴田町長永沢与之助外二十名）（竹内黎一君紹介）（第一一〇三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　青森県北津軽郡鶴田町の登記事務は、五所川原支局等四カ所の管轄下に分れて処理されているので、町民の不利不便はきわめて大きなものがあり、法務局においては四カ所のうちの一カ所に統合する意向のようであるが、しかしながら、そのような統合は地理的にみて一方に偏するきらいがあり、不便解消にはならないし、一方同町は官公庁出先機関や金融機関を有し、行政規模の大きな町であり、今後、農業基盤整備事業及び区画整理事業による農地の交換分合事務の集中等が予想され、ますます法務局出張所の必要性が生じつつあるので、この際、同町に法務局出張所を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方法務局の出張所は国民の権利義務に関する登記事務を取り扱う第一線の出先機関であり、直接その地方の住民の日常生活に重要な関係をもつものであるので、その利便を十分考慮して、これを設置すべきである。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十三日
　法務委員長　濱野　清吾
　衆議院議長船田中殿

厚木米海軍航空基地近接地域住民に対する人権侵犯事件の調査に関する請願（請願者　神奈川県大和市上草柳千五百五十六番地厚木基地爆音防止期成同盟委員長知久重一外千三百十三名）（大出俊君外四名紹介）（第一八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者らの居住する地域は、神奈川県厚木米海軍航空基地周辺に近接し、その最も遠い個所でも二キロメートルの範囲内にあつて、米軍ジェット機等の爆音、エンジンテストの爆音が昼夜の別なく頭上を襲い、居住者は物心両面にわたり甚大な被害を受けているばかりでなく、今日まで付近における航空機の墜落事故は十回になんなんとし、また模擬爆弾、補助タンク等の誤投、悪臭の油様の異物が落下する事例等は一再ならず、居住者の生存権は全面的に脅かされている実情である。そのため請願者らは、日米両当局に対して、爆音、騒音の緩和並びに飛行時間、飛行区域の規制等の急速措置方を、また日本政府に対しては、被災地域住民の補償移転その他の補償の早急実施方を強く要望してきたのであるが、今日なお爆音等の緩和、飛行の規制については、何ら改善の見るべきものなく、また補償移転については、その範囲を基地着陸帯から一キロメートル以内と決定し、昭和三十五年度から実施に移したのであるが、補償額の査定が不当に低額のため、関係住民は全面的に納得できず、移転を不能ならしめ、今日なお危険区域に居住を余儀なくされている者が少なくない。また補償移転の範囲を一キロメートル以内と決定したことについても科学的根拠によるものではなく、基地から二キロメートルの地点における音量の最大は百二十九ホーン、飛行回数一日七百八十八機、一時間の平均三十三機であり、かつ音量については、距離一キロメートルの地点よりもかえつて高いという県当局の調査結果が出ている。請願者らはさきに横浜地方法務局に対し、これらの事情を訴え、同問題を人権侵犯事件として調査されるよう提訴し、じ来十数回にわたつてこれが調査完結の促進方を要請してきたのであるが、いまだ何らの結論に到達していないのはまことに遺憾である。ついては、人権擁護の見地から同提訴事件に対し国政調査権に基づき法務当局の調査内容と処理方針を明らかにせられ、同件調査の完結を困難とする一切の事情を排除するとともに、すみやかに調査の完結をもたらすための適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

飛行場周辺並びに航空機の進入路下に当たる地域においては騒音がはなはだしく附近住民の日常生活に重大な支障を与えつつあることは公知の事実に属する。従つて、それがこれらの住民に対し精神的、肉体的および物理的に与えつつある害悪その他の悪影響の実情を緊急に調査し、これに対し適切な措置を講ずる必要がある。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十三日

法務委員長　濱野　清吾

衆議院議長船田中殿

岐阜地方裁判所高山支部庁舎改築に関する請願（請願者　岐阜県高山市川原町五十六番地高山調停協会長川上辰彦外十六名）（金子一平君紹介）（第三八四八号）及び同（請願者　岐阜県高山市長岩本晋一郎君外七名）（金子一平君紹介）（第三九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜地方裁判所高山支部庁舎（高山簡易裁判所、高山検察審査会及び岐阜家庭裁判所高山支部併設）は、昭和二十五年度に、旧庁舎を木造二階建モルタル式に改築したものであるが、当時、朝鮮動乱やジェーン台風などの影響で資材入手難のおりに建設されたので、その材質が悪く、飛騨地方特有の長い冬季の積雪と酷寒のため、各所に著しい損傷と腐朽を生じ、毎年多額の費用で応急的修理を行なつている現状であり、屋根、壁、天井等の要修理個所をあげるならば、庁舎の大部分を補修しなければならず、その上、防火設備の点でも憂慮すべき状態にある。すなわち庁舎内の水道管は、十二月中旬より三月下旬まで凍りつき、炊事場を除いては全く用をなさず、さらにこの水道管もすでに腐食がはなはだしく、春先の通水時にも容易に水が出ず、全面的に取りかえの時期が来ているが、現在の木造建物では、たとえ取りかえても水道管の不凍結を期することはとうてい不可能と思われる。ついては、近時道路交通違反事件が激増しているので、同裁判所においても即決裁判あるいは切符制度を実施したいのであるが、実施のための検察官、警察員の常駐施設がないことも考え合わせ、この際現庁舎を鉄筋コンクリートの永久建物に改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

裁判所の設備が不完全であることは裁判所の威信に関し、国民の信頼を失う虞れがあり、法的秩序の維持のためにも国家財政の許すかぎり設備の改善充実をはかるべきである。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十三日

法務委員長　濱野　清吾

衆議院議長船田中殿

改正刑法準備草案第三百六十七条に関する請願（請願者　東京都台東区浅草千束町二丁目三百九十五番地全国古物商組合連合会和田長敬）（田中伊三次君紹介）（第四六四九号）、同（請願者　東京都千代田区西神田一丁目七番地全国質屋組合連合会長古沢勇士）（田中伊三次君紹介）（第四七五二号）及び同外二件（請願者　東京都中央区京橋三丁目十一番地社団法人全国金融業団体連合会長篠原長太郎外九名）（田中伊三次君紹介）（第四九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

法務省法制審議会刑事法特別部会において、刑法改正のための検討が行なわれていると聞いているが、さきに発表された改正刑法準備草案第三百六十七条によると「営業に関し、過失により情を知らないで盗品その他財産に対する罪によつて得た物を保管し、有償で取得し又はその処分の周旋をした者は、三十万円以下の罰金に処する。」と規定している。このような過酷な義務を負わされては、請願者ら古物商を営む者は、安んじて営業ができなくなるばかりでなく、不名誉な贓物罪による罰金刑に処せられる恐れが多分にあり、まことに憂慮にたえない。ついては、次記理由により、このような規定の新設を行なわぬよう措置されたいというのである。（一）旧質屋取締法、古物取締法が、物品の処分権の確認義務を要求したのに対し、現行質屋営業法、古物営

業法が、相手方の身分の確認だけで足りるとしたのは、物品の処分権の確認は不可能に近い困難事であり、求めることが無理であると立法者が判断したからにほかならないこと、（二）贓物の取引は営業上損失になるので、業者は法令上の義務を守り、慎重に取引をしているが、実際上は、相手方の巧妙な手段に欺瞞されて、贓品と知らずに取引をすることがあり、これを回避することはほとんど不可能に近いこと、（三）具体的な取引において業者に過失があったかどうかの判断が困難であり、法律上問題が多く、どんな注意を払えば過失にならないのか、草案の規定に例示がなく、その認定を第一線の警察官にまかせられるとすれば、弱い立場にある業者の不安は倍加されること、（四）物品処分の取引は、切実で小額な場合が多いが、過失贓物罪が制定されて、業者が取引の安全をはかることに専心するならば、金融の渋滞をきたし、円滑な庶民の経済生活を阻害するおそれが生じ、その上、物品の正当性を確認するため必要以上の調査を行ない、人権上の問題を生じかねないこと、（五）業者に配布される贓品の品ぶれ書によれば、都内の場合、半年間の重要品ぶれは四百八十九点、普通品ぶれは千八百七十五点の多数に及び、取引に際して、いちいち事前に照合することが不可能に近いこと、等。

二、請願の議決理由

いわゆる贓物に関する犯罪行為の特性にかんがみ、その処罰規定の構成要件をどのように定めるかについては、種々議論のあるところであるが、罰則が人権に及ぼす影響力に照らし、それが、不当に古物商その他の関係業者の営業を脅かし、又は苛察にわたることのないよう慎重な配慮が必要である。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十三日

法務委員長　濱野　清吾

衆議院議長船田中殿

大蔵委員会

たばこ販売手数料の引き上げに関する請願（請願者　千葉県船橋市宮本町二丁目三百七十四番地千葉県たばこ商業協同組合連合会理事長岩瀬進外二十名）（紹介）（第一六号）、同（請願者　群馬県沼田市甲七百六十六番地森下年男外四百五十九名）（福田赳夫君紹介）（第七〇号）、同（請願者　大阪市西淀川区姫島町四百七十三番地大阪たばこ商業協同組合連合会柏原平太郎外七名）（田中伊三次君紹介）（第一一六号）、同（請願者　仙台市東三番丁四十五番地の一煙草会館内東北たばこ販売協同組合連合会会長宍戸平造外八十五名）（保科善四郎君紹介）（第一六四号）、同（請願者　金沢市長土塀五番丁十六番地北陸たばこ販売協同組合連合会理事長小杉得平外十七名）（植木庚子郎君紹介）（第二二五号）、同（請願者　水戸市川崎町三百七十四番地の一専売公社水戸地方局内茨城県たばこ販売協同組合連合会長伊藤建之助外二十一名）（加藤高蔵君紹介）（第二二六号）、同（請願者　高松市福岡町百五番地四国たばこ販売協同組合連合会理事長池田伊三郎外十八名）（關谷勝利君紹介）（第二二七号）及び同（請願者　札幌市南一条西五丁目北海道煙草販売協同組合連合会長早川基外十名）（篠田弘作君紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年七月たばこ販売手数料が引き上げられ、月間売上げ定価の十二万円以下は、九分四厘となつたが、しかし、たばこ販売に要する経費は逐年増大し、諸物価も高騰しているから、同手数料を戦前と同率の一割に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

専売事業の円滑なる運営をはかるため、近時営業費の漸増傾向にかんがみ、財政全般の見地等をも勘案し、適切な処理を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

旧令共済組合加入期間を公的年金制度に通算に関する請願（請願者　神奈川県横須賀市不入斗町三丁目二十一番地旧軍属全国連合会横須賀支部長徳間正雄外二名）（田川誠一君紹介）（第一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項について措置されたいというのである。（一）旧陸海軍軍属のうち、終戦により旧令による共済組合の年金受給資格取得年限（勤続二十年）に達しないで退職させられた者に対し、その勤続年数を公的年金（厚生年金保険または国民年金）の通算対象期間に繰り入れること、（二）旧陸海軍文官として終戦を迎え、恩給受給年限に達しないで退職させられた者のうち、任官以前に旧陸海軍共済組合に加入していたもので、恩給公務員期間と旧令共済組合加入期間とを通算し二十年以上に達する者に対し、普通恩給（または退職年金）が支給できるようにすること。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

農業用ガソリンに対する揮発油税及び地方道路税の免除等に関する請願（請願者　富山市表町五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯）（内藤隆君紹介）（第一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業は他産業の急速な生産性の上昇についていけず、特に若年令層を中心とする労働力の流出などによる労働力の不足、消費者物価の高騰により、農業と非農業部門間の生活及び所得上の格差は拡大する一方である。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）農業用ガソリンについては、揮発油税及び地方道路税を免除すること、（二）農業用固定資産（償却資産）税を減免すること、（三）予約売渡米に対する予約減税は、昭和三十八年産米についても実施すること。

二、請願の議決理由

農業の機械化を促進し、農業経営の合理化をはかるため、本請願の趣旨は考慮の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

医療法人の課税是正に関する請願（請願者　東京都文京区本郷五丁目十四番地日本医療法人協会荘寛）（毛利松平君紹介）（第一一八号）、同（請願者　大阪市西区九条通二丁目十五番地多根要之助外四十名）（菅野和太郎君紹介）（第二七八号）、同外一件（請願者　島根県浜田市港町二百九十三番地医療法人西川病院代表理事西川正勝外一名）（大橋武夫君紹介）（第二八六号）、同（請願者　大阪府寝屋川市八坂町五丁目二百六十一番地福永利夫外十一名）（和爾俊二郎君紹介）（第二八五号）及び同（請願者　宮崎県小林市本町池井常彦）（小山長規君紹介）（第三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国の医療保障政策に直接寄与するという医療法人本来の目的を達成させるため、医療法人に対する課税を次記のとおり是正されたいというのである。（一）医療法人は非営利事業であるから法人税は二八％以下にすること、（二）医療法人の出資持分のある社団にあっては、その相続にあたり利益配当と財産処分を禁止されているので、社会保険等の診療報酬により維持されている医療法人の出資持分の算定については、出資持分額面金額に準じて相続税を課することを明確にし、納付に要する資金は医療金融公庫より長期低利資金を融資すること、（三）医療法人の財団及び出資持分の定めがない社団で、解散後の残余財産が、国、地方公共団体または同種の公的法人に帰属移譲されることが、寄付行為または定款に明記され、その経営が主として社会保険等の診療報酬により維持されているものについては、相続税及び贈与税は非課税とすること、（四）医療施設の改善存続のために供し、患者の診療に還元される医療設備、施設の固定資産の不動産取得税は非課税とすること。

二、請願の議決理由

今国会において、特定の医療法人に対する法人税は、請願の趣旨の通り二八％に引き下げられたが、更に医療法人制度の整備と平行して検討を要するものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

政府関係金融機関の資金増額に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一八九号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（唐澤俊樹君紹介）（第一五九号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二六〇号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三一四号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三一五号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第三六七号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業は急速に企業の合理化、設備の近代化をはかり、有効需要の増強とともに資金額が大幅に増額されたため、商工組合中央金庫の年間四百三十億円の純増計画よりもはるかに融資額が増大し、ために同金庫は繰り上げ融資を余儀なくされている実情で、組合に対する融資事情はきわめて困難な事態にあり、このことは、中小企業金融公庫並びに国民金融公庫の場合も全く同様な実情にある。ついては、中小企業の経営合理化をはかるため、すみやかに政府関係金融機関に対し、国は資金増額の措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の経営合理化をはかるため、本請願の趣旨は考慮を要するものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

再就職公務員に対する国家公務員等退職手当法の特例制定に関する請願（請願者　水戸市駅前教育会館内茨城県海外引揚再就職教職員対策委員会会田忠良）（塚原俊郎君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

太平洋戦争遂行前後の社会生活の混乱期にやむを得ない事情のため、一旦退職し、その後復職した公務員について、最終退職の際の手当の算定について、前勤務年数を通算されず、またこれら再就職公務員の賃金は、はなはだ低く格付けされていて著しく均衡を失している。ついては、次記事項を盛った国家公務員等退職手当法の特例に関する法律を制定されたいというのである。（一）昭和二十一年六月三十日（退職手当制度の実施された日）以前の退職者は前勤務年数を無条件通算すること、（二）昭和二十一年六月三十日より昭和三十四年九月三十日までの間の退職者は、支給された退職手当額を返納して前勤務年数を通算すること。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

元満州国政府等職員期間のある非更新共済組合員の在職期間通算に関する請願（請願者　神奈川県藤沢市鵠沼七千三百六十五番地上村行孝）（毛利松平君紹介）（第五二八号）、同外六件（請願者　山口市大内御堀今井東吾外六名）（田中龍夫君紹介）（第六二六号）、同（請願者　三重県松阪市湊町松島茂）（田村元君紹介）（第七九五号）、同（請願者　長野県飯田市竜丘駅科駅岡田章治）（原茂君紹介）（第八四二号）、同外二件（請願者　愛知県豊橋市手川町中郷七十八番地加藤寛外二名）（上村千一郎君紹介）（第九五四号）、同外一件（請願者　岐阜県多治見市小田町五丁目六十一番地安藤教雄）（濱田幸雄君紹介）（第九五五号）、同（請願者　宮城県登米郡迫町錦二百二十九番地菅原宣）（内海安吉君紹介）（第一〇〇五号）、同（請願者　三重県松阪市駅部田三百六十九番地の一北川一男）（田村元君紹介）（第一〇二五号）、同外五件（請願者　仙台市長町八本松八番地氏家義充外五名）（愛知探一君紹介）（第一二二一号）、同外一件（請願者　新潟市旭町通二番町五千二百三十九番地平原信六外三名）（小沢辰男君紹介）（第一二五三号）、同外二件（請願者　東京都小金井市前原三丁目千百四十

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

九番地大木正夫外二名）（田中龍夫君紹介）（第一五二一二号）、同外一件（請願者　横浜市港北区高田町千三百五十六番地鉢呂源三郎外一名）（田原春次君紹介）（第一五二三号）、同外一件（請願者　東京都杉並区堀ノ内二丁目四百五十九番地長穀外一名）（石橋政嗣君紹介）（第一五六一号）、同（請願者　大阪市生野区片江町五丁目百十二番地小味渕肇）（笹山茂太郎君紹介）（第一六三〇号）、同外二件（請願者　宮城県栗原郡高清水町字本町梅崎徳治外二名）（大石武一君紹介）（第一六八〇号）、同外一件（請願者　東京都千代田区神田猿楽町一丁目四番地本輝外一名）（永山忠則君紹介）（第一七四六号）、同外一件（請願者　神奈川県川崎市上平間千二百五十四番地伏木清吉外一名）（内藤隆君紹介）（第一八一四号）、同（請願者　東京都千代田区一番町十二番地石田勝）（永山忠則君紹介）（第一八五四号）、同外一件（請願者　宮城県栗原郡瀬峰町大里字富根岸七十三番地佐々木嘉一外一名）（大石武一君紹介）（第二五八九号）、同外三件（請願者　宮城県気仙沼市幸町二十四番地及川英吉）（内海安吉君紹介）（第二五九〇号）、同（請願者　宮城県気仙沼市松崎柳沢九十一番地白藤衛邦）（長谷川峻君紹介）（第二七〇一号）、同外三件（請願者　仙台市銀杏町三丁目五番地椙目勇外三名）（愛知揆一君紹介）（第三一二七号）及び同外二件（請願者　仙台市小田原山本町四番地今井文子外二名）（保科善四郎君紹介）（第三一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元満州国等外国政府職員期間または元満鉄等外国特殊法人職員期間のある国家公務員、地方公務員、三公社職員に対しては、これらの期間を通算して退職年金を支給されることとなつたが、その通算措置はいわゆる更新組合員に対するものであり、非更新組合員、すなわち現行共済組合法施行日以後の新入者（三公社の場合は再就職者を含む）及び施行日以前の退職者（恩給法適用者を除く）には適用されていない。しかし両組合員を共済給付上差別すべき合理的理由がなんら存しないから、非更新組合員にも平等の処遇をされ、前歴通算措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

農業協同組合に対する法人税及び事業税等の撤廃に関する請願（請願者　富山市表町五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯外十四名）（佐伯宗義君紹介）（第六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由により、農業協同組合及び同連合会を、法人税、事業税などを課さない税法上の非課税法人とするよう法の改正を行なわれたいというのである。（一）諸外国では、農業協同組合については、いずれも大幅な税法上の優遇措置が講ぜられており、わが国でも戦前の産業組合は諸税を課されていなかつたこと、（二）農協の組織は、区域が決まつていて利用者の範囲が限定されていること、（三）出資金は営利を目的とした投資ではなく、組合員の相互扶助の精神に基づいて分に応じた出資をするよう持口数制限が行なわれていること、（四）自己資本の運用や、信用、販売、購買などの組合活動から生じる剰余金は、すべて利潤でなく組合員の持分であること、（五）農協は零細な農民の自衛手段としての組織にほかならず、日本農業振興という使命を課せられていること、（六）農協の発展を促進するためには資本装備の充実をはかる必要があること。

二、請願の議決理由

農業協同組合の実態等にかんがみ、今後の研究課題として検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

砂糖消費税及び関税の減税等に関する請願（請願者　東京都台東区竹町十番地全国菓子工業協同組合理事長山本宗次郎）（春日一幸君紹介）（第八一五号）及び同（請願者　東京都台東区蔵前四丁目三十番地食糧加工砂糖実需者協議会長三堀参郎）（池田清志君紹介）（第三〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

砂糖貿易の自由化実施により、国内糖価格が暴騰したため、ぶどう糖、水あめ相場も暴騰し、原料のでん粉でさえ生産出回り期にもかかわらず、高値を示している現状にあり、製菓業者はこれら甘味原料品の異常高値で破滅的打撃をこうむり、経営が苦境におちいりつつある。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）砂糖消費税法を全廃すること、（二）砂糖関税率を引き下げること、（三）国際砂糖価格が高くなつた場合は関税率をさらに引き下げ、糖価が安くなつた場合は税率をもとに戻すことを適宜実施し得るよう、弾力的関税制度を設けること、（四）世界の主要国では今回の砂糖価格の暴騰に際し、国内糖価を安定すべく税率の引き下げ、または輸入糖の差損金の補償を行なつているから、わが国もこれを参考として右のような制度を採用すること、（五）でん粉の貿易自由化を実施し、水あめ、ぶどう糖の原料価格を安定させること、等。

二、請願の議決理由

砂糖消費税は、第四十五国会である程度引き下げられたが、更に税制全般の見地より検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

酒類販売の免許制度存続に関する請願（請願者　金沢市横伝馬町四番地徳田与吉郎外二万七百二十名）（岡良一君紹介）（第八四三号）、同（請願者　石川県七尾市徳田町守成一外二万七百二十名）（益谷秀次君外二名紹介）（第八四四号）、同（請願者　富山市八人町四十万芳次郎外七千五百六十名）（佐伯宗義君紹介）（第二〇三七号）、同（請願者　富山県魚津市新住吉町寺崎良平外七千五百六十名）（正力松太郎君紹介）（第二〇三八号）、同（請願者　富山県魚津市本江宮内吉次郎外七千五百六十名）（内

藤隆君紹介）（第二〇三九号）及び同（請願者　富山県上新川郡大沢野町藤岡勝治外七千五百六十名）（佐野憲治君紹介）（第二二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては酒類の販売に関し、現行の免許制度を大幅に緩和し、あるいはこれを廃止せんとする意向があると伝えられるが、同制度はひとり酒税の保全に資するのみならず、もしこれを開放すれば一部料飲業者と密接な関係にある暴力団に格好の資金源を供給するおそれがあり、また最近飲酒に基づく青少年の不良化あるいは交通事故の増加、あるいは酒類中毒患者の増加が伝えられるとき、社会の秩序を維持するためにも、国民保健の立場からも酒類販売の市場を放任することはとうてい許されないと考える。ついては、酒類の販売について厳に現行免許制度を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

酒類販売制度は、種々検討されている段階にあるが、本請願の趣旨についても十分考慮の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願（請願者　名古屋市北区生駒町五丁目百十一番地名古屋郵政局郵政退職者共助会員永田義市）（春日一幸君紹介）（第一〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員共済組合法施行以前の旧勅令共済組合の組合員期間の、退職年金算定基礎期間算入については、昭和三十四年一月一日以降三十六年六月十八日までの間の退職者、死亡者は新法の適用を受けず、三十六年六月十九日以降の該当者のみに旧令組合員期間が退職年金算定期間に通算されており、まことに片手落ちな扱いとなつている。ついては、一生涯みじめな取り扱いを受けているこれらの者を現状から救済するため、国家公務員共済組合法の一部を改正し、この不合理、不均衡な差別を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

旧海軍文官の国庫返納退職賞与更訂支給に関する請願（請願者　京都府舞鶴市余部下八百五十七番地舞鶴地区旧海軍文官退職賞与金返還期成同盟委員長谷沢要兵衛外二百四十四名）（谷垣専一君紹介）（第一二八三号）及び同（請願者　京都府舞鶴市字余部下七百六十五番地の一全国旧海軍文官退職賞与即時支払期成同盟連合会平木隆二外百六十六名）（谷垣専一君紹介）（第四二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧海軍文官は、終戦時支給された退職賞与金のうち千円を超える額については銀行の定期預金証書で支給されたが、昭和二十一年三月勅令第一〇五号及び同年同月大蔵省令によつて国庫に返納を命ぜられた。終戦に伴つて退職した陸海軍以外の文官に対しては、退職賞与金が支給され、また戦後他の政府機関に転官転用された者は、すべて旧軍関係の勤務年数が通算され、退職時の俸給額に基づいて退職金が支払われているなどの事実があるのに比較し、いまだに同退職賞与金に関しては復権のためのなん等の措置も講じられていないのは不均衡である。ついては、これが給付上の矛盾等を是正され、更訂支給するための措置を講じられたい、なおその際には現在の貨幣価値の変動を考慮されるとともに、不当な私有財産の侵害に対する補償と占領下の犠牲となつた慰謝を含めて適当な倍率の適用を実施されるよう特別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

ガス、石油燃焼器具の物品税減免に関する請願（請願者　東京都台東区下車坂町三番地日本ガス石油器具工業会織内経緯）（天野公義君紹介）（第一三五六号）及び同（請願者　東京都台東区下車坂町三番地日本ガス石油器具工業会尾崎新治）（天野公義君紹介）（第二七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ガス、石油燃焼器具は、生活必需品であるにもかかわらず、一般奢侈品と同じく高率の物品税が課税されており、同器具製造業の発展に重大な支障をきたしている。ついては、これらの物品税を再検討され、すみやかに、次記のように減免措置を講じられたいというのである。（一）ガス器具について、（1）冷蔵庫（Z－7）の税率を二〇％とし、免税点を外側の体積が一・三九立方メートル以上のもの、特殊恒温装置を有するもの及び外気の温度が三十度である場合において、その作動中の有効庫内の平均温度が零下十五度以上になり得ないものとすること、（2）ストーブ（T－一八）の税率を一〇％とし、免税点を車両に取り付けるための特殊性状を有するもの、発熱量一万キロカロリー以上のもの、庫出価格が五千五百円以下のものとすること、等、（二）石油ストーブの税率を一〇％とし、免税点を庫出価格八千円以下のもの、発熱量一万キロカロリー以上のものとすること。

二、請願の議決理由

昭和三十九年度税制改正の一環として、物品税法の一部を改正する法律案が、今国会においてすでに可決成立しているが、なお、今後物品税の可及的合理化をはかるため十分検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（請願者　名古屋市千種区若竹町二丁目三十六番地田中光次郎外十一名）（辻寛一君紹介）（第一四四七号）、同（請願者　三重県伊勢市辻久

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

留町二百二十九番地西岡敬蔵外十一名）（田村元君紹介）（第一五六三号）、同（請願者　東京都立川市富士見町二丁目百八十一番地高橋彦七）（淡谷悠蔵君紹介）（第一六一一号）、同（請願者　埼玉県所沢市大字上新井八十七番地の四市川誠）（長谷川正三君紹介）（第一六一二号）、同（請願者　千葉県印旛郡四街道町和良比二百五十六番地旧軍属全国連合会下志津支部宮間仁左衛門）（山花秀雄君紹介）（第一六一三号）、同（請願者　青森県十和田市大字切田字下切田角田清次郎）（田澤吉郎君紹介）（第一六三一号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字新堀三百七十一番地木佐貫清吉）（鴨田宗一君紹介）（第一七〇二号）、同（請願者　神奈川県横須賀市本町二丁目二番地旧軍属全国連合会横須賀支部長徳間正雄）（河野一郎君紹介）（第一七〇三号）、同（請願者　広島市皆実町二丁目市営住宅六十三号旧軍属全国連合会支部古田忠行）（小山省二君紹介）（第一七〇四号）、同（請願者　神奈川県横須賀市本町二丁目二番地旧軍属全国連合会横須賀支部又部事務局長今泉正）（田川誠一君紹介）（第一七〇五号）、同（請願者　三重県伊勢市辻久留町二百二十九番地西岡敬三）（辻寛一君紹介）（第一七〇六号）、同（請願者　岐阜県各務原市蘇原伊吹町旧軍属全国連合会各務原支部長水野善吾）（野田卯一君紹介）（第一七〇七号）、同（請願者　群馬県群馬郡群南村八幡原旧軍属全国連合会群馬支部田口磯吉）（松山千惠子君紹介）（第一七〇八号）、同（請願者　広島県安芸郡江田島町旧軍属全国連合会江田島支部服部三五郎外十二名）（大原亨君紹介）（第一七二六号）、同（請願者　岐阜県各務原市蘇原伊吹町旧軍属全国連合会各務原支部副支部長真鍋栄造）（金子一平君紹介）（第二二一六号）、同（請願者　岐阜県各務原市蘇原伊吹町旧軍属全国連合会各務原支部副支部長足立良一）（中村幸八君外一名紹介）（第二二一七号）、同（請願者　神奈川県横須賀市本町二丁目二番地旧軍属全国連合会横須賀支部副支部長高橋功）（小泉純也君紹介）（第二二一八号）、同（請願者　埼玉県所沢市大字久米千九百七十八番地吉野清松）（小宮山重四郎君紹介）（第二二一九号）、同（請願者　埼玉県所沢市旭町三百四十九番地古谷正雄）（田口長治郎君紹介）（第二二二〇号）、同（請願者　神奈川県横須賀市本町二丁目二番地旧軍属全国連合会横須賀支部副支部長長島秀吉）（中嶋英夫君紹介）（第二二二一号）、同（請願者　広島県安芸郡江田島町小用市川重男）（前田榮之助君紹介）（第二二二二号）、同（請願者　千葉県印旛郡四街道町四街道千五百三十七番地大能秋）（伊能繁次郎君紹介）（第二八八八号）及び同（請願者　千葉県印旛郡四街道町鹿渡千二十八番地木村吉一）（寺島隆太郎君紹介）（第二八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧令による共済組合等からの年金制度について、次記事項を措置されたいというのである。（一）元陸軍文官で終戦により恩給受給年限に達しないで退職させられたため、旧陸軍共済組合の年金または普通恩給のいずれをも受給できなかつた者に対しては、恩給公務員期間と共済組合期間とを通算し、二十年以上に達するものについては普通恩給（または退職年金）を支給すること、（二）旧軍属として勤続二十年未満の者で終戦により、旧令の共済年金を支給されていない者に対しては、その勤続年数を会社保険（厚生年金または国民年金）の算定年数に通算すること。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

公務員共済組合長期給付に要する費用の国庫負担分増額等に関する請願（請願者　京都市伏見区深草西伊達町今井純一郎外三十七名）（岡本隆一君紹介）（第一八七三号）、同（請願者　大阪府堺市片蔵三百八十三番地樫本洋三外十二名）（堂森芳夫君紹介）（第一八七四号）、同外一件（請願者　大阪市大正区大正通一丁目四十八番地梶秀夫外六十名）（野原覺君紹介）（第一八七五号）、同外四件（請願者　大阪府枚方市禁野行竹宏外二百六十三名）（松原喜之次君紹介）（第一八七六号）、同（請願者　京都市伏見区深草正覚町七丁目四番地楠瀬淳外二十七名）（柳田秀一君紹介）（第一八七七号）、同外一件（請願者　大阪市旭区大宮町五丁目四十八番地井川秀雄外十七名）（横路節雄君紹介）（第一八七八号）及び同外一件（請願者　大阪市生野区杭全町三百十番地山崎喜代治外七十四名）（阪上安太郎君紹介）（第一九一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

憲法第二十五条は「国民の健康で文化的生活に営む権利」と「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定しているが、わが国の社会保障はきわめて劣悪で、ことに国家公務員のこの種の問題は、制度的に民主的に改善されることが急務となつている。ついては、公務員社会保障諸制度、特に共済制度を次のとおり改善されたいというのである。（一）公務員共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分を、現行一〇％から二〇％に引き上げ、公務員の使用者である政府負担分の増額を行なうこと、（二）公務員及びその遺族の権利であつた恩給制度当時の積立金を整理資源として確保し、国家公務員共済組合運合会に全額繰り入れること、（三）公務員賃金引き上げと年金改定による追加費用は、政府負担とし完全保障を行なうこと、（四）五年ごとの再計算にかこつけての公務員共済組合長期掛金の引き上げを強行しないこと、（五）国及び自治体事業として、低家賃公務員宿舎、独身宿舎、保育所を設置すること。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として、共済制度の健全なる発展をはかる見地より検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

定価　一部　十五円（ただし良質紙は二十円）（配送料とも）
発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京（五八）（九〇二）（代表）（九〇三）（代表）
官報　訃

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十九年六月二十六日

○第四十六回国会　衆議院会議録追録（二）

請願に関する報告書

〔第四十二号（その一）参照〕

大蔵委員会

生活協同組合に対する租税特別措置に関する請願（請願者　山形市木の実町十四番地の十七労働会館内山形県生活協同組合連合会長理事田中利一）（有馬輝武君紹介）（第一九四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

租税特別措置法の一部を改正する法律案は、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業協同組合などの留保所得の特別控除をうたつているが、同措置から生活協同組合が除外されていることは理解に苦しむところであり、また同組合が自主的な共同購入機関であるとともに、商品研究など生活を良くしようとする主婦の勉強の場でもあるから、同法の改正にあたり、留保所得の特別控除対象に生活協同組合並びに同連合会を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

生活協同組合の実態を十分掌握し、税制全般の見地から課税の合理化をはかる等のための検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

戦傷病者の国税等減免に関する請願（請願者　松山市府中町一丁目一番地愛媛県傷痍軍人会連合会長長岡綾夫外一名）（今松治郎君紹介）（第二一〇三号）、同（請願者　高松市宮脇町五百五番地香川県傷痍軍人会理事長白井要平）（加藤常太郎君紹介）（第二一〇四号）、同（請願者　富山市泉町三番地森田忠平）（佐伯宗義君紹介）（第二一〇五号）、同（請願者　新潟県高田市南城町一丁目九十番地渡辺直一郎外一名）（高橋清一郎君紹介）（第二一〇六号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡高城町麓一松静志）（中馬辰猪君紹介）（第二一〇七号）、同（請願者　千葉市幕張町四丁目八百十番地千葉県傷痍軍人連合会高橋正次）（寺島隆太郎君紹介）（第二一〇八号）、同（請願者　長野市県町長野県傷痍軍人会長下村正五）（羽田武嗣郎君紹介）（第二一〇九号）、同（請願者　松山市府中町一丁目一番地愛媛県傷痍軍人会古河福義）（關谷勝利君紹介）（第二一一〇号）、同（請願者　山口県大津郡油谷町五百十八番地乃美ムメ）（田中龍夫君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　高知県土佐市高岡町高石馨）（田村良平君紹介）（第二一二九三号）、同（請願者　札幌市南五条西二丁目北海道傷痍軍人会長本田貞三）（地崎宇三郎君紹介）（第二一二九四号）、同（請願者　岡山県川上郡成羽町二千五百三十二番地岡山県傷痍軍人会長小坂喜代二外三名）（藤井勝志君紹介）（第二四四三号）、同（請願者　新潟市関屋本村町一丁目百一番地松本久吾）（小沢辰男君紹介）（第二五三二号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目百十三番地藤井八郎）（砂田重民君紹介）（第二五三三号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目一番地笹山香風外十六名）（中村寅太君紹介）（第二五三四号）、同（請願者　金沢市広坂通り徳田保久）（井村重雄君紹介）（第二七六四号）、同（請願者　名古屋市熱田区森後町一丁目七十五番地長尾昶）（江崎真澄君紹介）（第二七六五号）、同外二件（請願者　三重県伊勢市渕町四百六十七番地の四伊勢市傷痍軍人会長真島三平外二名）（木村俊夫君紹介）（第二九三一号）、同（請願者　山形県酒田市十玉堂町四十五番地高橋一郎）（松澤雄藏君紹介）（第三一七二号）、同（請願者　鳥取県東伯郡羽合町上浅津島田安夫）（赤澤正道君紹介）（第三三二〇号）及び同（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目一番地日本傷痍軍人会武藤勝喜）（大坪保雄君紹介）（第三三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者に対する国税、地方税は、健康者と同率の課税がなされているが、一方、身体障害者には、所得税で六千円の税額控除がなされ、地方税では一定の所得までは非課税となつている。これは身体障害者の自立更生を促し、生計の安定をはかり、生活の営みが得られるように配慮されたものである。ついては、戦傷病者に対しても、同様の配慮をされ、所得税については、一万二千円の税額控除を、地方税については、一定額の所得までは非課税とし、傷病年金等（障害年金を含む）受給者の普通恩給には課税しないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦傷病者の実情等にかんがみ、恩給及び年金との関連性をも考慮しつつ、今後検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

税務職員の守秘義務違反に対する罰則の国税通則法に統一、明記等に関する請願（請願者　東京都中央区銀座五丁目三番地清水昭）（木村武千代君紹介）（第二五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税務職員の職権乱用を防止するため次記事項について措置を講じられたいというのである。（一）税務職員が、その守秘義務に違反した場合、現行法では法人税法第五十条、所得税法第七十一条、相続税法第七十二条により二年以下の懲役または三万円以下の罰金に処するとそれぞれ明示されているが、これらの罰則を国税通則法に統一、明記するとともに、現行の罰則内容ではあまりにも軽きに失するうらみがあるから、この罰則を加重化すること、（二）前項の税務職員の守秘義務違反に関連して、国税犯則取締法によつて行政官庁により、国民に対して告発が行なわれた場合、検察当局の起訴以前に法人税法に定められている質問検査権の範囲を逸脱し、人権を無視し、権利を侵害するような

一方的な事件の内容を統一見解として、新聞、ラジオ、テレビ等に発表することは絶対禁止し、もしこれを犯した場合はニュース・ソースのいかんを問わず、事の重大性にかんがみ、前項の罰則の適用を受けるよう規定すること、(三)現行の行政不服審査法では、行政庁が相当期間内になんらかの処分、その他公権力の行使にあたる行為をすべきにもかかわらず、その不作為によつて、国民が経済的にも、人権擁護の立場から言つても、じん大な損害、迷惑をこうむり、また名誉が棄損された場合、行政庁に対し、国家公務員法以外になんら罰則がないので、ぜひ不作為の期間を明示して、その期間内に行なわない場合の罰則を追加立法すること。

二、請願の議決理由

税務行政の円滑なる運営をはかるため検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

豪雪地帯における国税等軽減に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豪雪地帯対策については、豪雪地帯対策特別措置法の制定、豪雪地帯対策基本計画の樹立等により、ようやく抜本的諸施策が講じられようとしており、地域住民は強い関心と期待を寄せているが、現行税制においては、豪雪地帯の積雪による除雪費用、物価高騰等による生計費の増加、家屋の耐雪構造化、維持管理等諸経費の増高並びに産業の沈滞、農耕地遊休化に起因する収支の不均衡等に対していまだ十分な配慮がなされていないため、地域住民の負担は、無雪地帯に比較し著しく重荷となつている。ついては、豪雪地帯の地域格差を是正するため、所得税、法人税及び固定資産税の税率改正等国税、地方税の軽減を主体とする課税の合理化をはかるとともに、地方交付税の積雪寒冷補正の充実強化について適切な措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域における実情等を勘案し、検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願（請願者　札幌市豊平一条十一丁目土屋礼子外十九名）（安井吉典君紹介）（第三九九〇号）及び同（請願者　北海道札幌郡平稲町字東一の二十七番地野田澄子外十九名）（武藤山治君紹介）（第四〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

通算年金通則法の施行に伴い、国家公務員共済組合法では、組合員期間一年以上二十年未満の者の退職一時金の一部または全部は、一定の凍結率に従つて凍結され、通算退職年金支給のための必要費用に振り向けられることになつたが、昭和三十六年十一月一日に在職していたもので、明治四十四年四月一日以前に生まれた者、男子で昭和三十九年十一月一日以前に退職する者及び女子で四十一年十一月一日以前に退職する者については、特例として、退職一時金を全額受給するか凍結するかは本人の選択にまかせることになつているが、退職一時金制度が果たしてきた役割りを判断して、将来とも退職一時金の受給については、本人の自由な選択ができるよう、同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

公務員共済組合制度の改善等に関する請願（請願者　京都市伏見区奉行前町高村勝外三十九名）（平林剛君紹介）（第四五五八号）、同外九件（請願者　大阪府茨木市総持寺六百八十番地上山和郎外二千五百四十四名）（川上貫一君紹介）（第四八一二号）及び同外一件（請願者　京都市伏見区淀本町斉藤敏子外四百十八名）（谷口善太郎君紹介）（第四八一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

憲法第二十五条では、国民の健康で文化的生活の権利と国はすべての生活部門で社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上増進に努めなければならない旨定めているが、わが国の社会保障はきわめて劣悪で、ことに国家公務員のこの種の問題は、制度的にまた民主的に改善されることが急務となつている。ついては、公務員社会保障制度、ことに共済制度について次記事項をすみやかに実施されたいというのである。(一)公務員共済組合の長期掛金給付所要財源の負担割合を国庫負担分現行一〇％を二〇％に引き上げること、(二)公務員及びその遺族の権利であつた恩給制度当時の積立金を整理資源として確保し、国家公務員共済組合連合会に全額繰り入れること、(三)公務員賃金引き上げと年金改定による追加費用は、政府負担として完全保障を行なうこと、(四)五年ごとの再計算にかこつけて公務員共済組合長期掛金の引き上げを強行しないこと、(五)国及び自治体事業として、低家賃公務員宿舎、独身宿舎、保育所を設置すること。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として、共済制度の健全なる発展をはかる見地より検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

国家公務員共済組合法の改正に関する請願（請願者　松山市土居田町三百八十七番地西川恵夫外三百八名）（湯山勇君紹介）（第四五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員は、昭和三十三年に恩給法から共済組合法による年金制度に切りかえられたが、発足当時請願者らは、この制度の不備な点、矛盾点につき数多くの指摘をし、その改善を要求したのにかかわらず、その後具体的措置をみずにこんにちに至り、物価の高騰など諸情勢により、その欠陥と矛盾はま

すます明らかになつてきている。ついては、社会保障の充実強化は、先進近代国家においては最も重要視される問題なので、憲法に定められている健康で文化的な生活ができるよう、次記事項についてすみやかに改善措置をとられたいというのである。（一）国庫負担率を二〇％に引き上げること、（二）既支給年金額を物価にスライドして改定する制度を設け、ベース改定、年金改定の追加費用は、全額国庫負担とすること、（三）年金額の算定基礎俸給を退職時の俸給とし、最低保障額を二十万七千円に引き上げること、（四）年金受給資格期間二十年をこえる年金割り増し率を百分の二十とすること、（五）退職一時金の支給率を引き上げるとともに、通算年金控除選択期間を無期限とすること、（六）過去の非常勤職員期間を年金の組合期間に算入すること、等。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として、共済制度の健全なる発展をはかる見地より検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

個人所得税率の引き下げ等に関する請願（請願者　宇都宮市大工町百五十九番地栃木県青色申告会連合会長坂本久吾）（小平久雄君紹介）（第四六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

税制内容について、抜本的改正をすべき段階にきていると考えられるので、次記事項の措置を講じられたいというのである。（一）個人所得税の税率を引き下げること、（二）給与所得者の場合、給与所得控除を引き上げるとともに、標準家庭の課税最低限が少くとも八十万円程度になるよう諸控除を引き上げること、（三）個人青色申告者に対し給与制を確立すること、（四）個人事業主退職金制度を確立し、これに対し税法上の優遇を行なうこと、（五）給与所得者の退職金に対する控除額は、現行法より五割程度引き上げなければ現在の社会情勢に適合しないと考えられるから、その改正をすること、（六）相続税の基礎控除を一千万円と法定相続人一人当り百万円に引き上げること、（七）医療費控除の認容額を低所得層に有利になるよう特に考慮すること、（八）配偶者控除、扶養控除の引き上げとともに、生命保険料控除をともに五割程度引き上げること、（九）地代家賃統制令下にある不動産所得税の課税標準は収入の四〇％程度に通達を新設すること、（十）現行税法をもつとやさしくだれにもわかるようにすること。

二、請願の議決理由

税制全般の見地より、検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

共済組合掛金率引き上げ反対等に関する請願（請願者　神戸市生田区海岸通十六番地三建地方本部内兵庫県国家公務員労働組合共闘会議長阿草弘清外百六十七名）（川上貫一君紹介）（第四七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者らは、低賃金に加え、高物価、重税で生活が日増しに苦しくなつている折、政府は、共済組合掛金を引き上げ、独占資本の合理化資金につぎ込み、ますます請願者らの生活と権利を破壊しようとしている。ついては、現在、政府や独占資本家の意図するままに行なわれている共済組合の一方的な運営に反対するとともに、その運営は労働者の意志によつて民主的に行なわれるべきであると考えるから、次記事項を措置されたいというのである。（一）国家公務員共済組合の掛金率引き上げは絶対やめること、（二）国庫負担すべき整理資源を全額繰り入れること、（三）国の負担割合を引き上げ、組合員の掛金率を引き下げること、（四）共済組合のすべての管理運営を民主化し、労組代表を各機関に過半数参加させること、（五）給付内容を改善し、保育所、宿泊所を新設すること。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として、共済制度の健全なる発展をはかる見地より検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

大蔵委員長　山中　貞則

衆議院議長船田中殿

文教委員会

学童の栄養改善に関する請願（請願者　新潟市教育委員会内新潟県ＰＴＡ連絡協議会長鈴木嘉市）（小沢辰男君紹介）（第二一号）、同（請願者　熊本市草葉町二十一番地日本栄養士会熊本県支部長西郷とし）（坂田道太君紹介）（第二二号）、同外一件（請願者　長野県上田市新参町五千五百三十六番地日本栄養士会長野支部長峯村一外一名）（倉石忠雄君紹介）（第五二九号）及び同（請願者　福島市杉妻町一の二十四番地福島県学校栄養士会長佐川久子）（粟山秀君紹介）（第八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学童の体位向上と栄養改善をめざす学校給食の成果をおさめるには、学校給食の完全実施と、食事内容の改善充実を期することが肝要であるが、そのためには、高度の専門的な知識と給食管理技術を有する栄養士を各給食実施校に配置し、栄養管理、衛生管理等の全般にわたつて充実をはかる必要がある。しかるに学校給食実施校現在二万余りに対し、学校栄養士の設置数は、教育委員会設置の栄養士の数を含めても、わずか三千名、学校勤務の者は二千名（一〇％弱）にも及ばない有様で、これではとうてい前記の目的達成はおぼつかない。ついては、各学校給食実施校に一名の栄養士または管理栄養士を設置し、これに対して国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食における衛生、栄養管理等の徹底を図るため、これが専門的職員の配置と財政措置とを求めている本請願の趣旨は考慮すべきものと認め、政府はその実現に一層の努力をなすべき必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

学校栄養士設置に関する請願（請願者　徳島市　万代町一丁目　徳島県学校栄養士会長曾我部マスミ）（武市恭信君紹介）（第七一号）、同（請願者　福島市杉妻町一丁目二十四番地福島第一小学校内佐川久子）（八田貞義君紹介）（第七二号）、同（請願者　千葉県船橋市滝台町八十番地の五十七　布留川武夫外八十八名）（桜井茂尚君紹介）（第一三〇号）、同外一件（請願者　和歌山市金竜寺町四番地和歌山県市長会長高垣善一外一名）（坊秀男君紹介）（第一三三号）、同（請願者　岡山市内山下三十八番地　日本栄養士会岡山県支部長坪田良治）（星島二郎君紹介）（第一六五号）、同（請願者　鹿児島市山下町百二十六番地全国学校栄養士協議会鹿児島県支部池端正之）（床次徳二君紹介）（第一六六号）、同外七件（請願者　大阪府高槻市上田部五十二番地高槻市立小学校長会長子安吉樹外七名）（阪上安太郎君紹介）（第二〇一号）、同外四件（請願者　滋賀県伊香郡木の本町滋賀県地域婦人団体連合会長富田栄子外四名）（今松治郎君外一名紹介）（第二一八号）、同（請願者　福島市杉妻町一丁目二十四番地福島市立福島第一小学校　渡辺正徳）（天野光晴君紹介）（第二一九号）、同（請願者　千葉県香取郡干潟町立中央小学校長実川好一外三百三十一名）（上林山榮吉君紹介）（第二三〇号）、同（請願者　長野県松本市宮村町六百八十七番地武田浩）（増田甲子七君紹介）（第二三一号）、同（請願者　京都市中京区三条通柳馬場京都家庭料理学校内日本栄養士会京都府支部長羽室滋美）（小川半次君紹介）（第二七九号）、同外二件（請願者　千葉市轟町二十四番地千葉市学校保健会長茂手木幸忠外六百二十四名）（臼井荘一君紹介）（第二八九号）、同（請願者　長野県諏訪市中州千五百九十六番地堀内延子）（原茂君紹介）（第三〇〇号）、同（請願者　千葉市松波町三丁目一番地田中文正外百十二名）（臼井荘一君紹介）（第三三六号）、同外二件（請願者　長野県東筑摩郡麻績村飯森英男外二名）（唐澤俊樹君紹介）（第三三七号）、同外一件（請願者　千葉県山武郡九十九里町立豊海小学校長野老益外百三名）（千葉三郎君紹介）（第三三八号）、同（請願者　和歌山市小松原通り一丁目一番地日本栄養士会和歌山県支部長津田凱外三百九十八名）（辻原弘市君紹介）（第四五一号）、同（請願者　山口県宇部市藤山宇部短期大学内日本栄養士会山口県支部長和田サキ代外一名）（田中龍夫君紹介）（第四七二号）、同（請願者　新潟県両津市大字両尾九十一番地中浜万亀雄）（小沢辰男君紹介）（第六六五号）、同外一件（請願者　名古屋市千種区大久手町七丁目二十一番地日本栄養士会愛知県支部学校部会青木務外一名）（江崎真澄君紹介）（第一五三四号）、同（請願者　名古屋市千種区大久手町七丁目二十一番地日本栄養士会愛知県支部学校部会保谷幸子）（江崎真澄君紹介）（第一五六五号）及び同（請願者　和歌山市小松原通り和歌山県連合小学校長会長小野作之助）（田中織之進君紹介）（第三五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童生徒の体位向上と栄養改善をめざして実施されている学校給食の成果を収めるためには、高度の専門的知識と給食管理技術を身につけた栄養士を各給食実施校に配置し、栄養管理、衛生管理等の全般に当らせ、学校給食管理体制の万全を期することが必要であるが、現在学校給食実施校二万数千に対し学校栄養士の設置数は、教育委員会設置の栄養士の数を含めても、わずかに三千百名、学校勤務の者は二千名にも及ばず、学校給食の所期の目的を達成することは不可能である。ついては、各学校給食実施校に一名の栄養士または管理栄養士を設置し、これに対し国庫補助の措置を講ずるとともに学校栄養士の制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食における衛生、栄養管理等の徹底を図るため、これが専門的職員の配置と財政措置とを求めている本請願の趣旨は考慮すべきものと認め、政府はその実現に一層の努力をなすべき必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

義務教育施設に対する国庫補助率並びに起債基準単価の引き上げ等に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号　福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村の行なう義務教育施設に対する国庫補助は、法律によつて二分の一または三分の一に定められているが、その基準単価は構造比率の関係もあり、現実価格に比し開きを余儀なくされ、市町村財政を圧迫している。ついては、これが是正のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）国庫補助率はすべての事業について二分の一とすること、（二）国庫補助事業は現行十分の七負担方式を全事業を対象とすること、（三）起債基準価格においても構造比率の改善をはかるとともに実質価格まで引き上げること。

二、請願の議決理由

義務教育水準の充実向上に資するため、公立義務教育諸学校の施設整備については、国としても、なお、万全の施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

僻地教育の振興に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号　福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国においては地域格差、産業間の格差是正について種々施策を講じられつつあり、教育の地域格差についても僻地教育振興法を制定して、その是正改善をはかつているが、僻地における教育施設及び児童生徒の学力は、都市部に比して著しく低位にあることは否定できない事実であり、教育の機会均等の趣旨に照らしてもゆゆしい問題と考える。ついては、僻地教育の振興に必要な各種事業に対し国庫補助を増額するとともに施策運営費の国庫助成を法制化し、また統合中学校における寄宿舎舎監設置制を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地教育の特殊性にかんがみ、これらの地域における学校教育の充実振興を求めている本請願の要請事項については、国としても十分考慮する必要があるものと認め

る。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

僻地教育振興法の一部改正に関する請願（請願者　新潟県議会議長平田早苗）（田中彰治君紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年六月へき地教育振興法が制定されて以来、国、都道府県及び市町村は、僻地における教育の振興を目的として種々の行財政措置をとり、これがため僻地における教育水準は逐年進展向上をみているところであるが、新潟県は交通不便な多数の山間地及び離島あるいは冬期積雪による季節的僻地性等複雑な地理的悪条件を有し、僻地市町村の財政力の劣弱により、その施策の完遂にはなお幾多の困難があり、これを克服して名実ともに教育の機会均等を実現するためには、さらに強力な行財政措置が必要である。ついては、へき地教育振興法の一部を改正して、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）僻地学校寄宿舎制度を確立すること、（二）同法第六条の規定による国の補助率を三分の二に引き上げること、（三）同法第五条の三の規定による僻地手当の支給割合を引き上げること。

二、請願の議決理由

へき地教育の特殊性にかんがみ、これらの地域における学校教育の充実振興を求めている本請願の要請事項については、国としても十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

社会教育法の一部改正に関する請願（請願者　宮城県白石市字中町公民館運営審議委員長山田浩吉）（古川丈吉君紹介）（第一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会教育法では公民館の館長のみを必置制とし、公民館の中心的担い手である主事の配置については、市町村の財政脆弱と理解不足から形式的で、その数もきわめて少ない状態であるが、公民館が人づくり村づくりのため果す役割の重要性を考慮し、住民の大きな期待にそうよう、主事を必置制とし、次の事項を実現して、公民館の機能を十分発揮せしめられたいというのである。（一）公民館施設に対する均一国庫補助の不合理を改め、建設坪数及び費用の基準を定め、基準費用に対し、三分の一補助金を交付すること、（二）同法第二十七条中「館長を置き、主事その他必要な職員」を「館長及び主事を置き、その他必要な職員」に、第三十五条中「市町村に対し、予算の範囲内において、施設、設備に要する経費その他」を「市町村に対し、公民館の施設、設備に要する経費の三分の一を職員に要する経費及びその他」にそれぞれ改正すること。

二、請願の議決理由

社会教育の重要性にかんがみ、政府は本請願の要請事項の実現について一層の努力をなすべき必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一九一号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（唐澤俊樹君紹介）（第二六三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二六四号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三一八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三一九号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第三六九号）、同（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県町村会長角市左ヱ門）（池田清志君紹介）（第九九五号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併に伴い小、中学校の学校統合が行なわれ、その結果、必然的に通学区域が拡大し、バスを利用する児童、生徒の通学費は多額を要するため、市町村においては、スクールバスの運行または通学費の一部負担を行なつている現状にあるが、最近の自動車運賃の引き上げ等により、市町村の負担額は急増し、すでに市町村財政ではこの通学費負担に耐えられない段階に立ち至つている。ついては、学校統合によるバス利用の小、中学校児童、生徒に対する通学費助成の特別措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校統合によつてバス利用を必要とする小学校及び中学校の児童、生徒に対する通学費の助成について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

義務教育費の財源確保に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一九二号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（唐澤俊樹君紹介）（第二六五号）、同（請願者　長野県　議会議員　羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二六六号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三二〇号）、同（請願者　長野県議会議員津金常知）（松平忠久君紹介）（第三二一号）、同（請願者　長野県　議会議員　林義郎）（下平正一君紹介）（第三七〇号）及び同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は義務教育国庫負担金を現行の実員実額制から定員実額制に改める由であるが、このことは、地方財政を極度に圧迫し、教育水準の低下をきたすことになるので、次記事項を措置されたいというのである。（一）義務教育費国庫負担法を改正せず、現行の実員実額負担制度を維持すること、（二）交付税算定に当つては、実学級による教職員定数を基礎とすること。

二、請願の議決理由

義務教育費国庫負担金制度の運用については、第四十五回国会における公立義務教育諸学校の学級

編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨に従い、地方の実情にそうよう十分検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

日本学校安全会の国庫補助増額に関する請願（請願者　愛媛県議会議長宇都宮光明）（井原岸高君紹介）（第二九四号）及び同（請願者　愛媛県議会議員飯尾増雄）（藤田高敏君紹介）（第三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本学校安全会法施行以来この制度における全国児童生徒の災害給付件数は、昭和三十五年度に三十七万余件、同三十六年度に五十一万余件、同三十七年度に五十五万余件と毎年上昇し、同三十八年度以降も相当件数の増加が推測されるので、この傾向に対処するため、日本学校安全会に対する災害防止対策関係補助費を大幅に増額し、普及啓発を活発化するとともに、安全会事務費の全額二億二千二百六十万円を国庫補助し、共済掛金はすべて給付資金に充当して給付事業を一段と強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本学校安全会の災害共済給付事業の円滑な運営と児童生徒等の安全の徹底を図るため、国が強力なる財政措置を講ずるよう要請している本請願の趣旨は、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校全員入学及び義務教育無償等に関する請願（請願者　山形県東根市大字泉郷千八百七十四番地鈴木助蔵外千四名）（安宅常彦君紹介）（第三三五号）及び同（請願者　長野県須坂市新町百六番地高森一江外七十二名）（林百郎君紹介）（第四八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高等学校全員入学、義務教育無償及び教職員の定数について、次記事項を実現されたいというのである。（一）全員入学を保償にする関係法律の改正を促進すること、（二）試験科目に配点差を付けないこと、（三）義務教育を無障にするため、教育費を大幅に増額し、父母負担をなくすこと、（四）教職員の定数を増員し、すべての子供にゆきとどいた教育をするため、一学級の編成を昭和三十九年度に四十六名以下とし、すべての学校、分校に最低もう一人の教員を配当するとともに、すべての学校に事務職員と養護教員を配当すること。

二、請願の議決理由

本請願がその実現を要望するものとして掲げた具体的項目の全面的実現はもとより困難なものがあると思われるが、その趣旨については考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

スポーツ振興に関する請願外四件（請願者　松山市一番町十五番地愛媛県体育協会長山中義貞外七名）（藤田高敏君紹介）（第三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

オリンピック東京大会を目前にひかえて、国民のスポーツ熱はいよいよ高まりつつある折、国民体力の向上やスポーツ振興の施策を講ずることは、国家的要請でもある人づくりに直接つながる重要事であると思われるが、スポーツに取り組もうとしている国民、特に青少年に対し、きわめて大きな障害となつているのは施設設備の不足と、事業を運営している各種スポーツ団体の財政的貧困である。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）水泳修得の好機にある児童、生徒のための学校プール並びに一般国民のための国民プールの建設について国庫補助の大幅増額、（二）スポーツ振興の意欲に燃えている地方公共団体に対し、五カ年計画で公立の体育館、運動場（夜間定時制高校運動場照明施設を含む）、野外活動センターの設置を奨励し、これに必要な経費について国庫補助の大幅増額、（三）スポーツ実践の機会に恵まれない国民、特に勤労青少年に対し、その機会を与えるため市町村にスポーツ教室の開設を奨励し、青少年に自己の体力の現状を認識させ、健康と体力の増進をはかる意欲を持たせるため、スポーツテストの実施を奨励し、これらに要する経費について国庫補助の増額、（四）体育、スポーツの振興のための事業を主たる目的としている団体に対する補助の大幅増額、等。

二、請願の議決理由

スポーツの健全な普及発達を図るため、適切な振興施策特にこれが裏づけとなる財政措置について十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

学校図書館法の一部改正に関する請願（請願者　福井市御幸町二丁目県立高志高校内福井県学校図書館協議会事務局長平野勇吉）（植木庚子郎君紹介）（第八一六号）、同（請願者　京都市下京区西七条石井町十八番地京都府学校図書館協議会長井内竜三）（小川半次君紹介）（第八一七号）、同外一件（請願者　千葉県香取郡多古町立十余三小学校内市原正夫外一名）（桜井茂尚君紹介）（第八一八号）、同（請願者　東京都渋谷区立中幡小学校長渡辺正）（重盛寿治君紹介）（第八一九号）、同（請願者　徳島市徳島町城の内一番地徳島県立図書館長上原浩一）（武市恭信君紹介）（第八二〇号）、同（請願者　福岡市赤坂小学校内福岡県学校図書館協議会長西田貞実）（中島茂喜君紹介）（第八二一号）、同（請願者　高知市追手筋追手前高等学校内高知県学校図書館協議会長鈴木二郎）（濱田幸雄君紹介）（第八二二号）、同（請願者　高松市六番町二番地香川県高等学校ＰＴＡ連合会長国見厳雄）（藤本孝雄君紹介）（第八二三号）、同（請願者　名古屋市東区東白壁町十五番地愛知県立愛知商業高等学校長浅岡美徳）（上村千一郎君紹介）（第八四五号）、同（請願者　松江市西川津町千五百七十九番地松江市立第二中学校内島根県学校図書館協議会笠置唯男）（櫻内義雄君紹介）（第八四六号）、同（請願者　盛岡市馬場町一番地下橋中

学校内岩手県学校図書館協議会長奥野金四郎）（椎名悦三郎君紹介）（第八四七号）、同（請願者　徳島市城の内一番地徳島県学校図書館協議会長藤居信雄）（森下元晴君紹介）（第八四八号）、同（請願者　佐賀市赤松町佐賀高等学校内佐賀県学校図書館協議会長西村芳雄）（三池信君紹介）（第八七五号）、同（請願者　神奈川県川崎市上平間千七百番地神奈川県学校図書館協議会長中村喜一郎）（門司亮君紹介）（第八九三号）、同（請願者　神奈川県平塚市中原上宿七番地平塚市立花水小学校長小川桂助）（秋山徳雄君紹介）（第九〇四号）、同（請願者　青森市油川町船岡青森市立油川小学校長吉田正美）（熊谷義雄君紹介）（第九〇五号）、同外二件（請願者　鹿児島市加治屋町百十四番地郡山幸子外二名）（床次徳二君紹介）（第九〇六号）、同外一件（請願者　盛岡市三ツ割字田畑岩手県中学校長会長及川正夫外一名）（山中吾郎君紹介）（第九〇七号）、同（請願者　京都市左京区下鴨泉川町二番地橋本辰紀）（柳田秀一君紹介）（第九五九号）、同（請願者　津市刑部県立津高等学校内三重県学校図書館協議会長市川一郎）（濱地文平君紹介）（第一〇〇七号）、同（請願者　群馬郡邑楽郡板倉町立南中学校群馬県学校図書館協議会岡島輝男）（坂村吉正君紹介）（第一四〇六号）、同（請願者　神奈川県厚木市厚木四百二十三番地市立厚木中学校長杉山金吾）（田川誠一君紹介）（第一四六六号）、同（請願者　兵庫県西宮市甲子園八番町八番地兵庫県学校図書館協議会長大坂庫雄）（三木喜夫君紹介）（第一九八五号）、同外二件（請願者　愛知県岡崎市綱町字中柴二十四番地市立東海中学校長岩月清）（上村千一郎君紹介）（第三九九五号）及び同外十五件（請願者　愛知県豊橋市東小田原町五十八番地川口平外三百五十五名）（上村千一郎君紹介）（第四三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校図書館は学童の学習活動と人間形成に大きな役割を果しているにもかかわらず、今日まで運営する人員を一人も配置しないで放置されているため、学校では教諭の過重勤務か、ＰＴＡその他の援助を得て採用した学校司書により、その運営をはかるなど苦心している。ついては、司書教諭を即時発令するとともに、学校司書の制度を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校図書館の充実振興を図るため、司書教諭の確保を求めている本請願の要請については、十分考慮を加え、理想の実現に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校の教職員定数増員等に関する請願（請願者　秋田県大館市相染町四十二番地石川光明）（沢田政治君紹介）（第九〇八号）、同（請願者　福岡県行橋市大正町五百二十一番地垣上斉）（田原春次君紹介）（第九〇九号）、同（請願者　京都市伏見区勧進橋町百十二番地川田孝次郎）（加賀田進君紹介）（第九五六号）、同（請願者　高知県吾川郡伊野町三瀬浜岡菊）（森本靖君紹介）（第九五七号）、同（請願者　京都市伏見区淀下津町百二十九番地黒坪一男）（柳田秀一君紹介）（第九五八号）、同（請願者　福岡県直方市下境千六百三十五番地の一大友宗春）（松本七郎君紹介）（第九八七号）、同（請願者　京都市下京区西洞院通仏光寺下ル酒井長三）（永末英一君紹介）（第一〇〇六号）、同（請願者　三重県度会郡二見町字江浜口暁弘外七百二十一名）（中井徳次郎君紹介）（第一〇六六号）、同（請願者　福岡県飯塚市東町薮敏也）（多賀谷眞稔君紹介）（第一一〇五号）及び同（請願者　福岡市箱崎帝大前町二千三百五十九番地阿部敏元）（河野正君紹介）（第一四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律は、高等学校教育本来の目的に立脚するとき、適正な指導と学習活動を展開するためにはきわめて不十分であり、特にすしづめによる過大学級の存在は、教職員の定数の配置の低さと相まつて過重な労働に苦しんでいる状態である。ついては、この際、教育の効果を上げ、学校運営により円滑にし、適正な教職員の配置をすることによつて、高等学校教育の水準向上に資するため、次記事項の措置を講じられたいというのである。（一）前記法律を次の内容で改正すること、⑴定時制高校教員の最低配置保障を十二名に引き上げること、⑵夜間定時制高校には養護教員を配置すること、⑶実習助手の増員をはかるとともに、附則第四項を削除すること、等、（二）生徒数五十名あるいは四十名以上のすしづめ学級及び、やみ学級を直ちに解消すること、（三）高校定数法によるすしづめを解消するため、同法の附則第五項及び第六項を削除するとともに、これにかかわる所要財源の完全確保と、確実に定員が増加するよう保障すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡東伯町武信弘外五名）（足鹿覺君紹介）（第一四五六号）、同（請願者　山形県寒河江市白岩二百九十五番地那須貞太郎外八百五十一名）（安宅常彦君紹介）（第一四五七号）、同外二十七件（請願者　宮崎県児湯郡高鍋町大池久保四千四百三十二番地の一永友忠久外五百二十五名）（片島港君紹介）（第一四五八号）、同外一件（請願者　岐阜県関市上利町二十番地中村篤外四百七十五名）（山本幸一君紹介）（第一四六二号）、同（請願者　鹿児島市下荒田町六十八番地板敷奈代子外三百四名）（有馬輝武君紹介）（第一四九七号）、同（請願者　鹿児島県出水郡野田村上名九十一番地上野善一外三百二十八名）（川崎寛治君紹介）（第一四九八号）、同（請願者　仙台市追廻住宅五百三十七号我妻ちよ）

（佐々木更三君紹介）（第一四九九号）、同（請願者　福島県喜多方市御清水五十嵐五郎外七百十六名）（松本七郎君紹介）（第一五〇一号）、同（請願者　鹿児島県出水市下鯖渕三千二百二十七番地新立昇外六百二十九名）（村山喜一君紹介）（第一五〇二号）、同（請願者　東京都板橋区志村町二丁目二十三番地落合仁吉外百名）（河野密君紹介）（第一五三〇号）、同（請願者　京都市左京区一乗寺葉山町八番地渡部洋外十名）（永末英一君紹介）（第一五三一号）、同（請願者　福岡県嘉穂郡穂波町太郎丸瀬戸口孝瑞外三千五百六十三名）（伊藤卯四郎君紹介）（第一五三二号）、同外一件（請願者　福岡県久留米市国分町千二百三十一番地後藤タツヨ外五千七百八十三名）（稲富稜人君紹介）（第一五三三号）、同外四件（請願者　甲府市東二条通り二十九番地広瀬泰平外五百九十二名）（金丸徳重君紹介）（第一五六六号）、同（請願者　福岡県鞍手郡若宮町原田大峰昇外二千九百二十名）（多賀谷眞稔君紹介）（第一五六七号）、同外二件（請願者　東京都立川市柴崎町二丁目四十二番地尾藤浩三外三百八名）（中村高一君紹介）（第一五六八号）、同外二件（請願者　神奈川県鎌倉市大町九百十四番地植田ヨシ外七千二百七十五名）（秋山徳雄君紹介）（第一五九一号）、同外一件（請願者　東京都小金井市東町四丁目二十三番地鴨下次男外二百三十一名）（神近市子君紹介）（第一六一九号）、同外十二件（請願者　埼玉県秩父市大字上影森四百七十五番地小池邦男外千二百九十九名）（只松祐治君紹介）（第一六二〇号）、同（請願者　岡山県御津郡加茂川町豊岡下江田栄外二千七百十七名）（和田博雄君紹介）（第一六二一号）、同外二件（請願者　岡山県川上郡成羽町星原小野博外二千六百四十五名）（山崎始男君紹介）（第一七二八号）、同外十七件（請願者　埼玉県秩父郡小鹿野町三山千五百十五番地陽遊福司外千六百十四名）（只松祐治君紹介）（第一七四八号）、同（請願者　京都市左京区岡崎徳成町源照子外九名）（玉置一徳君紹介）（第一七九〇号）、同（請願者　東京都世田谷区烏山町千三百五十八番地油井康由外九名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一八六一号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡国立町高橋喜満外六百八十九名）（山花秀雄君紹介）（第一八六二号）、同（請願者　福岡県粕屋郡篠栗町尾仲河野邦子）（河野正君紹介）（第一八六三号）、同（請願者　兵庫県西宮市塩瀬町名塩長沢正江外四十九名）（山口丈太郎君紹介）（第一九六四号）、同（請願者　岡山市津島西坂相沢正雄外八十三名）（黒田壽男君紹介）（第四一八九号）、同（請願者　岡山県西大寺市中野二百三十五番地杉村たか子外四百四十八名）（村上喜一君紹介）（第四二一八号）、同外三件（請願者　名古屋市中区王子町三十八番地菊川英樹外一万四百三十三名）（加藤進君紹介）（第四六七四号）、同外二件（請願者　群馬県伊勢崎市上泉町二百三十八番地石関昌司外四千四百九十七名）（川上貫一君紹介）（第四六七五号）、同外二件（請願者　秋田市石根小屋町十三番地高橋きね外三千四百六十六名）（谷口善太郎君紹介）（第四六七六号）、同外二件（請願者　秋田県鹿角郡十和田町田村唯志外一万一千六百六十四名）（林百郎君紹介）（第四六七七号）、同（請願者　長崎市目覚町八十八番地深山又治外一万一千二百十八名）（加藤進君紹介）（第四七三九号）、同（請願者　長崎県南松浦郡有川町小島日出男外一万五百二十七名）（川上貫一君紹介）（第四七四〇号）、同（請願者　長崎県大村市諏訪二区四百八番地神原幸子外一万四百十九名）（谷口善太郎君紹介）（第四七四一号）及び同外一件（請願者　長崎県佐世保市権常寺町千五百一番地奥野幹恭外一万三百三十六名）（林百郎君紹介）（第四七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の教育諸条件は、先進国に比べて著しく低位にあるので、国民教育の水準を高めるとともに、その教育条件を国際水準なみに向上させるため、末端の実情をくわしく再調査され、地域住民の諸要求を集約し、民主団体の意見を尊重した教育政策と文教行政を行なわれ、特に今国会で次記事項のすみやかな立法措置を講じられたいというのである。（一）高等学校の建築等に要する経費については、建物、土地に対し、国庫補助を義務制なみに行なうこと、（二）日本育英会の貸与金についてそのワクを拡大し、単価を引き上げること、（三）学校給食費を全額無償とし、脱脂粉乳を生乳に切りかえて、施設設備に対する国庫補助を大幅に増額すること、（四）地方財政法を改正し、小、中、高校の建築費、維持運営人件費に対する住民負担の禁止を拡大すること、（五）高校教育の水準向上を目ざし、高校定数法を改正してすしづめの解消をはかること、（六）義務教育教材費の父母負担分を全廃すること。

二、請願の議決理由

本請願がその実現を要望するものとして掲げた具体的項目の全面的実現はもとより困難なものがあると思われるが、その趣旨については考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校の施設整備及び全員入学等に関する請願（請願者　福島県郡山市南町三十一番地鈴木正男外二十四名）（松井政吉君紹介）（第一四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

憲法並びに教育基本法の趣旨にのつとり、教育の機会均等と民主教育を守り、生活の向上と国民教育条件の整備充実をはかるため、学校警備員制度確立に関する請願（請願者　広島市雑魚場町三百三十番地広島県教職員組合執行委員長成田健造）（前田榮之助君紹介）（第一四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員の宿日直勤務を廃止して本務に専念できるよう、小・中・高等学校、盲・ろう（聾）及び養護学校に二人以上の警備員を配置する法律を制定し、そのために要する財源は国で措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校警備員の配置を求めている本請願の願意は認めるが、地方財政との関連にも留意しつつ検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

育の充実をはかるため、次記事項を措置されたいというのである。（一）高校進学希望者の全員入学とその施設設備の拡充、（二）教育費の父母負担の軽減、（三）すしづめ学級の解消、（四）教職員の配当基準の引き上げ。

二、請願の議決理由

本請願がその実現を要望するものとして掲げた具体的項目の全面的実現はもとより困難なものがあると思われるが、その趣旨については考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願（請願者　大阪府茨木市奈良八十五番地の四堀江達夫）（栗山礼行君紹介）（第一六〇三号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、高等学校の定時制教育、通信教育が義務教育に続く、いわゆる後期中等教育の一環として重要視されてきたが、反面、なお多くの問題があり、これが解決に迫まられている。ついては、当面現行の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法を次のように改正されたいというのである。（一）定時制教育または通信教育を受けようとする勤労青年または受けている勤労青年を雇用する使用者に対し、当該勤労青年の労働時間その他労働条件等について、特段の便宜をはかり、これがためにこれらの者が不利益な取り扱いを受けないよう法律で規制すること、（二）定時制通信教育手当の実習助手への支給制限を撤廃し、また事務職員及びその他の職員に支給の範囲を拡大すること。

二、請願の議決理由

勤労青少年教育の重要性にかんがみ、高等学校の定時制教育及び通信教育の一層の充実振興を図るための可能な措置に関し十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校全員入学等に関する請願（請願者　岡山県久米郡久米南町南庄三千五百六十九の二番地藤茂登京平外百八十二名）（和田博雄君紹介）（第二〇四〇号）、同（請願者　岐阜県吉城郡神岡町東町小谷茂次外四百八十一名）（楯兼次郎君紹介）（第二四九六号）及び同（請願者　長野県諏訪郡下諏訪町網倉利定外九千百八十七名）（林百郎君紹介）（第四八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項について措置されたいというのである。（一）進学希望者が全員入学できるよう、中学浪人を出さないよう高校の施設設備を国庫負担で大幅に増加すること、（二）定時制高校を充実して、働く青少年に就学の機会を与えること、（三）奨学資金制度を完備し、だれでも高校に入れるようにすること、（四）学校が足りない上に有名校へ志願者が集中し、入試地獄が激化しているので、その解消のため人事、行政面の学校差をなくし、学区制、男女共学、総合制を確保するよう教育行政を確立すること、（五）教科書の値上げをやめ、直ちに義務教育諸学校の教科書の無償配布を実施すること、（六）給食費の値上げをやめ、学校給食の実施を高校にまで広げ、完全給食ができるよう国庫の負担で保障すること、（七）すし詰め学級を解消し、教職員の定数を大幅に増加すること、（八）いかなる名目のＰＴＡ負担も徴収しないよう法律で禁止するとともに、憲法や教育基本法に明示された教育が実施されるよう行政、財政上の措置をすること。

二、請願の議決理由

本請願がその実現を要望するものとして掲げた具体的項目の全面的実現はもとより困難なものがあると思われるが、その趣旨については考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

時の尊重運動実施に関する請願（請願者　高松市宮脇町八百五十二番地愛時会香川県本部会長細溪宗次郎外一名）（木村武千代君紹介）（第二〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本人の時に対する無関心から生ずる損失は、毎日各所に起る火災や天災地変の損失よりもはるかに大きいと言われているが、この損失は各自の心構えだけで防ぐことができるばかりでなく社会が合理化し、能率化し、明朗化する時間空費の防止問題を政府や識者がいつまでも等閑視するのは遺憾である。特に今秋に東京オリンピックを控え、直接客人に接する日本人の中に時の尊重度の少い人がいるならば、外国人にわが国の国民性に疑惑と軽蔑感を与えるようなことになりはしないかと懸念される。ついては、この際、時を尊ぶ観念の普及が最も必要であると信ずるから、時尊重運動を一大国民運動に取り上げ実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

私立中学校及び高等学校経営助成に関する請願（請願者　岡山県議会議長杉本昌太）（亀山孝一君紹介）（第二七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私立の中学校及び高等学校は、生徒急増対策の一翼をになつてきたが、このため、多くの私立学校は現在多額の負債をかかえている上、最近毎年行なわれている公務員給与のベース・アップ等を反映して、数職員給与費の増大に悩まされ、その経営は悪化の一途をたどつている。しかも、このような経営状態のもとにおいて、一両年後には高等学校においても生徒数の急減期を迎えるので、このまま放置するならば、その経営はまことに憂慮すべき状態に立ち至ることが予想される。ついては、現在、授業料等父兄負担もすでに限度に達しているから、このように急迫した私立学校の経営難を緩和するため、経常的運営費及び施設費の一部を国庫負担とする措置を立法化され、これが援助をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の学校教育における私立

学校の役割は、きわめて重要である。私立学校教育の充実振興と私立学校経営困難な現状に対処するため、政府は私立学校に対する強力な財政援助措置等万全の施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

各種学校教育振興に関する請願（請願者　岐阜市東金宝町一丁目岐阜ドレスメーカー女学院石井正之）（野田卯一君紹介）（第二九九〇号）、同（請願者　札幌市中ノ島三百三十三番地自動車学園理事長増永治作）（壽原正一君紹介）（第三二六四号）、同（請願者　北海道江別市字西野幌五百八十二番地酪農学園理事長黒沢西蔵）（壽原正一君紹介）（第三三三七号）及び同（請願者　札幌市北十五条西四丁目学校法人ファッションドレスメーカー女学院理事長宮島ハツ）（壽原正一君紹介）（第三三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法第八十三条に基づく各種学校の教育は、他の上級学校に進学不可能な有為な多数の青少年に対し、必須の職能教育と人格の涵養とを目的としているきわめて重要な教育機関であるが、国はその教育にいまだ振興施策を実現していないのは、まことに遺憾である。ついては、すみやかに各種学校教育振興策を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における各種学校に対する社会的要請にこたえるため、各種学校教育の充実振興を図ることについて検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校生徒急増に伴う施設整備財源確保に関する請願（請願者　福島県議会議長佐川幸一）（湊徹郎君紹介）（第三二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高校教育の振興は、わが国教育文化の向上発展にきわめて重要な地位を占めており、さらに現下の高校生徒急増期にあたつての施設整備はまことに緊急を要する問題であるが、さきに地方財政法の一部が改正され、都道府県は昭和三十九年度以降の公立高等学校施設整備事業費について、市町村に対する負担はもちろん、住民に対してもその負担を課することを禁止されたので、これに伴う都道府県負担経費の確保は容易でない実情にある。ついては、地方公共団体の財政窮迫の実情にかんがみ、高校教育振興に支障を来たさないよう、補助率の引き上げ、地方交付税法による財源補てん及び起債ワクの拡大等の特別措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校教育の重要性と地方財政の現状とにかんがみ、高校学校進学希望者の急増に伴う高等学校生徒収容施設の整備にあたつて、特に本請願が求めている国の財政措置については、十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

国立夜間工業短期大学教育の拡充強化に関する請願（請願者　東京都調布市小島町電気通信大学工業短期大学教授滝波健吉）（臼井荘一君紹介）（第三六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤労青年に大学教育の機会と向上の希望を与えるための重要な機関として、夜間工業短期大学の充実振興は絶対に必要であるが、現在国立夜間工業大学はすべて国立四年制大学に併設されており、施設、設備及び職員組織が母体学部と共用、協力ができると考えられることから、これらに非常な制約が加えられて、適正な教育ができ難い現状である。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）夜間工業短大施設基準として、文部省の専用施設基準公式を、管理部門施設、一般教育・共通施設及び専門科施設の三項よりなるものとし、管理部門を五十坪を基準とし一科増加ごとに二十坪を増加し、一般教育・共通施設を専門科一科について百二十坪を当て、専門科については昼間工学部基準に準じ百二十に四分の三とK（一専門科当たり講座数で三とみる）を乗じるよう改定して、これら基準の引き上げを要望するとともに、専用として必要な種類及び数の機械、器具等備品が皆無なので、その専用備品基準を至急設定すること、（二）全国国立夜間工業短大専任教官は、各科とも一般教育科を含めて、一科わずかに三、四名程度の配員で、入学定員三十名―四十名の学生指導を余儀なくされ、非常勤講師に依存する度合いが非常に多くなつているが、これは同学生数に対し五、六講座分教官十五、六名が配置されている昼間工学部と比較して、いかにも不当であるから、夜間工業短大として、少なくとも、各科二、三講座分八、九名の教官定員（入学生十五名について一講座分くらいの定員）を配置すること。

二、請願の議決理由

国立夜間工業短期大学教育の充実振興を図るため、これが施設、設備及び教員組織の拡充強化を求めている本請願は、政府において十分検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

私立学校助成に関する請願（請願者　兵庫県西宮市鳴尾町武庫川中・高等学校内日本私立中学高等学校連合会公江喜市郎）（山下榮二君紹介）（第三六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私立学校は国・公立学校とともに子弟の教育を協力分担しており、幼稚園から大学に至るまで私学の果たしている役割りは非常に大きく、私立の存在を無視してわが国の学校教育を語ることはできず、わが国の教育がややもすれば混乱しがちな中にあつて、正常な教育を指向し、堅持しつづけてきた私学の役割りは注目に値する。しかるに終戦後、学校法人の基金造成は思うにまかせず、寄付金その他による学校運営資金の調達も多くを期待できない現状であり、加えて私立学校に対する国や地方公共団体の助成にも種々の障

害を生じ、国の経常費助成は全く行なわれていない状態である。いま中学、高等学校の問題に限つて見ても、高等学校生徒急増時に、公立学校九十万人に対して四十六万人もの多数の急増生徒を引き受けている私立高等学校は多大の犠牲をはらつており、これに加えて教育内容の高度化、教職員給与ベースの改定等により、私学経営は困難の一途をたどつている状態である。ついては、次記事項について措置されたいというのである。（一）「経常費」の補助を含む「私立学校助成法」（仮称）を立法化すること、（二）教職員の身分の安定をはかり、教育に専念できるよう私立学校教職員の退職金制度を確立すること、（三）地方交付税法を改正して、公立学校同様に、「教育費」の中に私立学校助成費を計上すること。

二、請願の議決理由

わが国の学校教育における私立学校の役割は、きわめて重要である。私立学校経営困難な現状に対処するため、政府は私立学校に対する強力な財政援助措置等万全の施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

文部省における芸術に関する行政機構の拡充整備に関する請願外七件（請願者　東京都文京区宮下町六十五番地日本芸術院会員松田権六外七名）（床次徳二君紹介）（第三六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後、わが国は、文化国家を唱えてきたが、文化、芸術に対する施策が、体育、スポーツなどに比して、きわめて見劣りのするのが現状である。世界の主要な国には、文化省（少なくとも文化、芸術局）があつて、それぞれ大いなる成果をあげているが、わが国は、わずかに文部省の一芸術課がこれを担当しているにすぎない。ついては、この際、真に文化国家にふさわしい総合施策を樹立し、美術の進展に寄与するため、たとえば、文部省における芸術に関する内部部局を拡充整備する等適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国芸術の振興に資するため、芸術に関する行政機構の改善について検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

日本芸術院の再検討に関する請願外七件（請願者　東京都文京区宮下町六十五番地日本芸術院会員松田権六外七名）（床次徳二君紹介）（第三六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本芸術院のあり方を再検討し、次記事項を措置されたいというのである。（一）日本芸術院会員及び日本芸術院賞受賞の候補者の推薦にあたつては、芸術関係者、学識経験者をもつて構成する第三機関も関与させ、公平妥当な方途を講じること、（二）日本芸術院各部の定員、特に部内各分科の会員数の配分について、その均衡をはかり公正を期すること、（三）日本芸術院に付属施設として陳列館を新設し、会員は、その作品数点を常時自由に陳列でき、物故後は同館に永久に保存できるようにすること、（四）日本芸術院会員の待遇改善をはかり、税法上の優遇について考慮すること。

二、請願の議決理由

わが国芸術の振興上、日本芸術院に関する本請願の要請事項について特に検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

芸術大学の教育内容改善に関する請願外七件（請願者　東京都文京区宮下町六十五番地松田権六外七名）（床次徳二君紹介）（第三六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の大学制度は、各種の大学が一つの大学設置基準により、一律にその規制を受けているため、おのおのの大学の目的や性格に応じた特殊性が教育内容に必ずしも反映され難い仕組みになつている。このことについては、昭和三十八年一月二十八日の中央教育審議会の「大学教育の改善について」の答申においても、「それぞれの特殊性に応じ、教育内容に特色をもたせるように、設置基準を定めるべきである」とし、また高等教育機関の種別として特に芸術大学を他の一般大学と区別して、その特殊性を強調している。ついては、この際、芸術に関する高等教育機関の特殊性にかんがみ、真の美術家を養成し得るよう、芸術大学の教育内容及びその方法を抜本的に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国芸術の発達に資するため、芸術に関する大学教育の改善について適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

日本学校安全会法の一部改正に関する請願（請願者　宮崎県都城市牟田町百二十一番地宮崎県私立幼稚園協会長佐々木文雄）（相川勝六君紹介）（第三六四一号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区上富野寿和の台福岡県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長石橋忠次）（田中六助君紹介）（第三六四二号）、同（請願者　富山市赤江町二十七番地富山県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長鈴木福子）（内藤隆君紹介）（第三六四三号）、同（請願者　大分市中島西三丁目八番地大分県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長羽田野忠文）（二宮武夫君紹介）（第三六四四号）、同（請願者　千葉市登戸町二丁目百二十四番地千葉県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長臼井春江）（臼井荘一君紹介）（第三七三八号）、同（請願者　東京都千代田区九段四丁目四番地全国私立幼稚園ＰＴＡ連合会副会長中上川アキ）（原田憲君紹介）（第三七三九号）、同（請願者　浦和市仲町二丁目八十九番地麗和幼稚園埼玉県私立幼稚園協会長中島修）（松山千恵子君紹介）（第三七四〇号）、同（請願者　青森市大字寺町三十九番地青森県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長石黒良吉）（熊谷義雄君紹介）（第三七七四号）、同（請願者　高松市朝日町五百二十五番地香川県私立

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

昭和三十九年六月二十六日　衆議院会議録追録（二）　請願に関する報告書

幼稚園ＰＴＡ連合会長伊藤脩）（藤本孝雄君紹介）（第三七七五号）、同（請願者　東京都千代田区九段四丁目四番地東京都私立幼稚園ＰＴＡ連合会長中上川アキ）（藤山愛一郎君紹介）（第三七七六号）、同（請願者　長野県松本市大字南深志中町三百七十二番地長野県幼稚園ＰＴＡ連合会長水城基次）（増田甲子七君紹介）（第三七七七号）、同（請願者　京都市北区小山東元町明幼稚園内京都府私立幼稚園協会保護者連合会長竹岡清太郎）（田中伊三次君紹介）（第三八五二号）、同（請願者　山口県防府市三田尻松原口鞠生幼稚園内山口県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長二木謙吉）（田中龍夫君紹介）（第三八五三号）、同（請願者　札幌市旭町北海道私立幼稚園連合会事務局内札幌第一幼稚園ＰＴＡ会長原田重信）（地崎宇三郎君紹介）（第三八五四号）、同（請願者　名古屋市中区御幸本町通り一丁目一番地愛知県私立幼稚園ＰＴＡ連合協議会長橋本繁蔵）（久野忠治君紹介）（第三九四六号）、同（請願者　横浜市戸塚区戸塚町五千百十八番地神奈川県私立幼稚園連合会長金子馨）（田川誠一君紹介）（第三九四七号）、同（請願者　岐阜市菊地町一丁目十五番地岐阜県私立幼稚園連合会長浅野竜教）（三田村武夫君紹介）（第三九四八号）、同（請願者　鳥取市吉方八百八番地鳥取県私立幼稚園連合会長岡田哲夫）（古井喜實君紹介）（第三九八〇号）、同（請願者　徳島県麻植郡鴨島町徳島県私立幼稚園協会長筒井磯枝）（三木武夫君紹介）（第三九八七号）、同（請願者　鹿児島市松原町十三番地鹿児島県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長増田静）（床次徳二君紹介）（第三九九六号）、同（請願者　水戸市仲町五百三十五番地茨城県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長根本節夫）（落合寛茂君紹介）（第四〇〇六号）、同（請願者　津市一身田町三重県私立幼稚園協会長常磐井教子）（木村俊夫君紹介）（第四〇九〇号）及び同（請願者　神戸市生田区北長狭通り四丁目一番地の三十四兵庫県私立幼稚園連合会長尾田きぬ）（砂田重民君紹介）（第四一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本学校安全会の行なう給付のうち、廃疾見舞金及び死亡見舞金の給付については、その給付事由が第三者の行為によつて生じた場合には、その給付価格の限度において、災害を受けた幼児または保護者に対して有する損害賠償の請求権を安全会が取得し、または第三者から損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行なわないことができることになつているので、政令で定める額がそのまま災害者又はその保護者に支給されていない現状である。ついては、同見舞金は、第三者よりの損害賠償とは関係なく政令で定める額をそのまま支給できるようにされたい。また日本学校安全会に対する国の補助は、日本学校安全会法により事務費の一部を補助することができるようになつているだけなので、地方によつては、同種の事業に地方公共団体が補助していた会発足前より掛金が高くなり、給付内容が低下した所もあるので、安全会設立の趣旨に沿い、その事業内容を改善向上させるため、安全会の行なう事業に対しても国の補助ができるよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認められるが、他の共済保険制度との均衡をも勘案し、検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

幼稚園教員の確保に関する請願（請願者　宮崎県都城市牟田町百二十一番地宮崎県私立幼稚園協会長佐々木文雄）（相川勝六君紹介）（第三六四五号）、同（請願者　大分市中島西三丁目八百十四番地大分県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長羽田野忠文）（二宮武夫君紹介）（第三六四六号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区上富野寿和の台福岡県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長石橋忠次）（田中六助君紹介）（第三六四七号）、同（請願者　富山市赤江町二十七番地富山県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長鈴木福子）（内藤隆君紹介）（第三六四八号）、同（請願者　千葉市登戸町二丁目百二十四番地千葉県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長臼井春江）（臼井荘一君紹介）（第三七四一号）、同（請願者　東京都千代田区九段四丁目四番地全国私立幼稚園ＰＴＡ連合会副会長中上川アキ）（原田憲君紹介）（第三七四二号）、同（請願者　浦和市仲町二丁目八十九番地麗和幼稚園埼玉県私立幼稚園協会長中島修）（松山千恵子君紹介）（第三七四三号）、同（請願者　青森市大字寺町三十九番地青森県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長石黒良吉）（熊谷義雄君紹介）（第三七七八号）、同（請願者　高松市朝日町五百二十五番地香川県私立幼稚園連盟理事長末沢瀬太）（藤本孝雄君紹介）（第三七七九号）、同（請願者　東京都千代田区九段四丁目四番地東京都私立幼稚園ＰＴＡ連合会長中上川アキ）（藤山愛一郎君紹介）（第三七八〇号）、同（請願者　長野県松本市大字南深志中町三百七十二番地長野県幼稚園ＰＴＡ連合会長水城基次）（増田甲子七君紹介）（第三七八一号）、同（請願者　京都市北区小山東元町明幼稚園内京都府私立幼稚園協会保護者連合会長竹岡清太郎）（田中伊三次君紹介）（第三八五五号）、同（請願者　山口県防府市三田尻松原口鞠生幼稚園内山口県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長二木謙吉）（田中龍夫君紹介）（第三八五六号）、同（請願者　札幌市旭町北海道私立幼稚園連合会事務局内札幌第一幼稚園ＰＴＡ会長原田重信）（地崎宇三郎君紹介）（第三八五七号）、同（請願者　名古屋市中区御幸本町通り一丁目一番地愛知県私立幼稚園ＰＴＡ連合協議会長橋本繁蔵）（久野忠治君紹介）（第三九四九号）、同（請願者　横浜市戸塚区戸塚町五千百十八番地神奈川県私立幼稚園連合会長金子馨）（田川誠一君紹介）（第三九五〇号）、同（請願者　岐阜市菊地町一丁目十五番地岐阜県私立幼稚園連合会長浅野竜教）（三田村武夫君紹介）（第三九五一号）、同（請願者　鳥取市吉方八百八番地鳥取県私立幼稚園連合会長岡田哲夫）（古井喜實君紹介）（第三九八一号）、同（請願者　徳島県麻植郡鴨島町徳島県私立幼稚園協会長筒井磯枝）（三木武夫君紹介）（第三九八八号）、同（請願者　鹿児島市松原町十三番地鹿児島県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長増田静）（床次徳二君紹介）（第三九九七号）、同（請願者　水戸市仲町五百三十五番地茨城県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長根本節夫）（落合寛茂君紹介）（第四〇〇七号）、同（請願者　津市一身田町三重県私立幼稚園協会長常磐井教子）（木村俊夫君紹介）（第四〇九一号）、同（請願

者　神戸市生田区北長狭通り四丁目一番地の三十四兵庫県私立幼稚園連合会長尾田きぬ）（砂田重民君紹介）（第四一八七号）及び同（請願者　佐賀市上多布施町中折千十五番地佐賀県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長村山宅美）（大坪保雄君紹介）（第四三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本育英会は、義務教育諸学校の優秀教員確保のため、一般奨学制度とは別ワクをもつて教育奨学生制度を設けており、また、厚生省は、保育所保母確保のため、保母養成機関在学者に対して特別な保母修学資金貸与制度を設けている。しかしながら、現在幼稚園教員志望者に対しては何ら特別の措置が講じられていない。また、日本育英会よりの奨学金の返還免除の適用を受けられる者の範囲は、日本育英会法の規定により、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校その他の施設の教育職にある者となつており、第三十九回国会において日本育英会法の一部改正案が審議された際、幼稚園教員も返還免除の対象とすべきであることが付帯決議されたが、いまだに学校教育法第一条に規定する学校のうち幼稚園の教員のみがこの規定の適用を受けないことになつているのはまことに遺憾である。ついては、日本育英会制度の改善もしくは別途制度の創設により、幼稚園教員志望者にも特別な奨学資金の貸与が受けられるように措置するとともに、日本育英会法の一部を改正して、幼稚園教員も奨学資金返還免除規定が適用されるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

幼児教育の重要性にかんがみ、優秀な幼稚園教員を確保するための特別な奨学制度及び日本育英会の学資貸与金の返還免除の対象に幼稚園教員を加えることについて十分検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消に関する請願（請願者　宮崎県都城市牟田町百二十一番地宮崎県私立幼稚園協会長佐々木文雄）（相川勝六君紹介）（第三六四九号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区上富野寿和の台福岡県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長石橋忠次）（田中六助君紹介）（第三六五〇号）、同（請願者　富山市赤江町二十七番地富山県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長鈴木福子）（内藤隆君紹介）（第三六五一号）、同（請願者　大分県中島西三丁目八番地大分県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長羽田野忠文）（二宮武夫君紹介）（第三六五二号）、同（請願者　千葉市登戸町二丁目百二十四番地千葉県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長臼井春江）（臼井荘一君紹介）（第三七四四号）、同（請願者　東京都千代田区九段四丁目四番地全国私立幼稚園ＰＴＡ連合会副会長中上川アキ）（原田憲君紹介）（第三四七五号）、同（請願者　浦和市仲町二丁目八十九番地麗和幼稚園埼玉県私立幼稚園協会長中島修）（松山千恵子君紹介）（第三七四六号）、同（請願者　青森市大字寺町三十九番地青森県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長石黒良吉）（熊谷義雄君紹介）（第三七八二号）、同（請願者　高松市朝日町五百二十五番地香川県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長伊藤脩）（藤本孝雄君紹介）（第三七八三号）、同（請願者　東京都千代田区九段四丁目四番地東京都私立幼稚園ＰＴＡ連合会長中上川アキ）（藤山愛一郎君紹介）（第三七八四号）、同（請願者　長野県松本市大字南深志中町三百七十二番地長野県幼稚園ＰＴＡ連合会長水城基次）（増田甲子七君紹介）（第三七八五号）、同（請願者　京都市北区小山東元町明幼稚園内京都府私立幼稚園協会保護者連合会長竹岡清太郎）（田中伊三次君紹介）（第三八五八号）、同（請願者　山口県防府市三田尻松原口鞠生幼稚園内山口県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長二木謙吉）（田中龍夫君紹介）（第三八五九号）、同（請願者　札幌市旭町北海道私立幼稚園連合会事務局内札幌第一幼稚園ＰＴＡ会長原田重信）（地崎宇三郎君紹介）（第三八六〇号）、同（請願者　名古屋市中区御幸本町通り一丁目一番地愛知県私立幼稚園ＰＴＡ連合協議会長橋本繁蔵）（久野忠治君紹介）（第三九五二号）、同（請願者　横浜市戸塚区戸塚町五千百十八番地神奈川県私立幼稚園連合会長金子馨）（田川誠一君紹介）（第三九五三号）、同（請願者　岐阜市菊地町一丁目十五番地岐阜県私立幼稚園連合会長浅野竜教）（三田村武夫君紹介）（第三九五四号）、同（請願者　鳥取市吉方八百八番地鳥取県私立幼稚園連合会長岡田哲夫）（古井喜實君紹介）（第三九八二号）、同（請願者　徳島県麻植郡鴨島町徳島県私立幼稚園協会長筒井磯枝）（三木武夫君紹介）（第三九八九号）、同（請願者　鹿児島市松原町十三番地鹿児島県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長増田静）（床次徳二君紹介）（第三九九八号）、同（請願者　水戸市仲町五百三十五番地茨城県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長根本節夫）（落合寛茂君紹介）（第四〇〇八号）、同（請願者　津市一身田町三重県私立幼稚園協会長常磐井教子）（木村俊夫君紹介）（第四〇九二号）、同（請願者　神戸市生田区北長狭通り四丁目一番地の三十四兵庫県私立幼稚園連合会長尾田きぬ）（砂田重民君紹介）（第四一八八号）及び同（請願者　佐賀市上多布施町中折千十五番地佐賀県私立幼稚園ＰＴＡ連合会長村山宅美）（大坪保雄君紹介）（第四三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、私立幼稚園と国公立幼稚園との父兄の負担している教育費を比較すると非常な差があるが、これは、私立の父兄は教育費のほとんど全部を負担しているのに対し、国公立の父兄は教育費の一部を負担するのみで、そのほとんどが公費によつてまかなわれているからである。ついては、私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消のため、私立幼稚園児にも国公立幼稚園児と同様に公費（教育費）を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

私立の幼稚園教育を受けさせるために父兄が負担している教育費を軽減するよう求めている本請願の趣旨は、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

りんごの学童給食採用に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三六七五号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三六七六号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三

六七七号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七五七号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（增田甲子七君紹介）（第三七九八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三七九九号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九〇四号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九〇五号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九〇六号）、同（請願者　長野県議会議員松田晴男）（林百郎君紹介）（第四二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国のりんご産業は、今後の開放経済進展に伴う諸外国からのフルーツ攻撃に対処し、経営の近代化はもちろん、さらに積極的な消費の拡大が要請されている。ついては、りんご産業の健全な発展をはかるため、栄養豊富なりんごを学校給食として採用するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学童に対する栄養の補給源としてりんごを学校給食に使用することについて考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

義務教育費の負担軽減に関する請願（請願者　埼玉県議会議長三ツ林弥太郎）（福永健司君外十二名紹介）（第三八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育費の父兄負担は、教育内容の充実をはかるため、累年増加の一途をたどつており、父兄の生計を圧迫しているが、元来義務教育費は無償であるのが当然であり、父兄負担の廃止に伴う不足分は、義務教育費の基本単価、補助率の引き上げ並びに起債ワクの拡大等により補なうべきものである。ついては、義務教育の本旨を理解され、義務教育費に対する市町村の財源の拡大とあわせてこれが措置を早急に講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

公教育費の増額をはかつて、義務教育費の父兄負担軽減を求めている本請願の趣旨は、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

司書教諭の定数化に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助）（池田清志君紹介）（第四〇九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県は学校図書館法の規定に基づき各学校に司書教諭を配置しなければならないが、同法附則に、当分の間司書教諭を置かないことができる旨を定めているために、ほとんどの学校に司書教諭を配置していないので、各学校はやむなく市町村またはＰＴＡが雇用した職員に学校図書館の業務を処理させている実情である。このことは、県が負担すべき経費を市町村にしわ寄せするばかりでなく、教育課程の展開及び児童生徒の健全な教養育成を目的とする学校図書館の使命を達成する上に大きな支障があると思われる。ついては、司書教諭を定数化するための措置をすみやかに講ずるとともに、現在司書教諭にかわつて学校図書館の事務を処理している職員に要する経費を、市町村の負担とならないよう十分な財政措置を講じるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校図書館の充実振興を図るため、司書教諭の確保を求めている本請願の要請については、十分考慮を加え、理想の実現に向つて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願（請願者　鹿児島県大口市長森田盛之助）（池田清志君紹介）（第四〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校施設整備補助金の補助単価は、年々引き上げられてきているが、総額が少ないため、現行国庫補助率は二分の一ないし三分の一とされているにもかかわらず、現実には補正率等の関係から所定の補助率を下回わつて補助されているから、現実に即応し補助金の増額をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の施設整備については、その進捗度の現状と地方の財政事情とにかんがみ、国としても、地方の実情にそうようさらに財政その他各般の施策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

高等学校定時制教育の改善等に関する請願（請願者　福岡県久留米市瀬ノ下町高瀬正二郎）（長谷川峻君紹介）（第四二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

定時制教育は、全日制に比較しいまだに差別的教育が行なわれている実情にあるから、これが改善等のため、(1)定時制教育内容の刷新、(2)教育制度の再検討、(3)夜間学生の健康管理のため、完全給食の促進、(4)就職差別撤廃の即時達成、(5)夜間中学生救済及び実情改革、(6)夜間、通信課程大学の抜本的改革について、おのおの審議し、次記事項を盛り込んだ法律を制定されたいというのである。

（一）都道府県において三校以上の高等学校定時制課程の独立校を設置すること、（二）全日制と定時制の併合教育が行なわれている学校において、定時制課程教育にも専任校長を配置し、さらに教育設備及び教具などの教育財産は定時制課程生徒に対しても自由に使用させ、開放し、教育の平等を規定すること、（三）各都道府県において勤労学生に対する学生寮を建設し、苦学生を救済すること、等。

二、請願の議決理由

勤労青少年教育の重要性にかんがみ、高等学校の定時制教育及び通信教育の一層の充実振興を図るための可能な措置に関し十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議

決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

国立大学夜間部教育の確立に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町中清戸都立大泉高校清瀬分校内全国夜間教育協会長中島健蔵外一名）（臼井荘一君紹介）（第四四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立大学夜間学部については、国立学校設置法中なんらの根拠規定がなく、夜間短大も含めて、夜間教育の特殊性、重要性に十分な配慮がなされていない現状にあるが、大学卒技術者の不足は、全産業ことに中小企業において深刻なものがある現在、国立大学夜間工学部（工業短大を含む）を増設強化して、職場にある潜在的タレントの登用をはかり、求人難に悩む産業界、特に中小企業の近代化の促進をはかるとともに、勤労家庭の子弟に対し、少額の学費により大学において技術教育を修める方途を開く必要がある。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）夜間学部は昼間学部に併設されているとはいえ、昼間学部の付属ではないから、国立学校設置法中に夜間学部について根拠規定を明記するとともに、夜間教育の特殊性を明らかにし、従来の二部のごときあいまいさを改め、独立学部としての第二部を設置すること、（二）前記措置に伴い関係条文の整理を行なうとともに、夜間学部の施設、設備の共用、教官の兼任についても教育効果の高揚をはかり得るよう、新しい基準を確立すること、（三）勤労青年が数百万に達し、しかも年々その数が増大している現在、夜間国立工業短大十校、工学部二部四校の現状では、あまりにも僅少で青年の向上の道を閉ざしているから、夜間工業短大と夜間工学部を増設し、教育の機会均等の道を開くこと。

二、請願の議決理由

勤労青少年に大学教育を受ける希望を与えるため、夜間に授業を行なう国立大学の整備、拡充について抜本的な施策を求めている本請願は、政府において特に考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

私立大学の助成振興等に関する請願（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内全関西私立大学国庫補助促進同盟久井忠雄）（原田憲君紹介）（第四五九四号）及び同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内関西私立大学国庫補助促進同盟谷岡登外十六名）（西尾末廣君紹介）（第四五五一号）、同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内全関西私立大学国庫補助促進同盟公江喜一郎）（清瀬一郎君紹介）（第四五五〇号）、同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内全関西私立大学国庫補助促進同盟大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地全関西私立大学国庫補助促進同盟公江喜一郎）（清瀬一郎君紹介）（第四五五〇号）、同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内関西私立大学国庫補助促進同盟久井忠雄）（原田憲君紹介）（第四五九四号）及び同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内関西私立大学国庫補助促進同盟谷岡登外十六名）（西尾末廣君紹介）（第四五五一号）、同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内全関西私立大学国庫補助促進同盟大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地全関西私立大学国庫補助促進同盟公江喜一郎）（清瀬一郎君紹介）（第四五五〇号）、同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内全関西私立大学国庫補助促進同盟谷岡登外十六名）（西尾末廣君紹介）（第四五五一号）、同（請願者　大阪市大淀区長柄中通二丁目十二番地関西大学内関西私立大学国庫補助促進同盟久井忠雄）（原田憲君紹介）（第四五九四号）及び

大学院の研究条件改善に関する請願（請願者　仙台市米ヶ袋中ノ坂八番地古川俊英外四百名）（谷口善太郎君紹介）（第四八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、大学院には、独自の設備はおろか、スタッフも予算も与えられておらず、これらはいずれも学部に依存し、老朽化した研究室に詰め込まれ、文科系大学院に至つてはそれすらない有様であり、また学部教官は増大する学部学生の教育に追い回わされ、労働過重から大学院に関してはほとんど放任し、逆に学部学生の実験指導まで大学院生が行なわなければならない状態に立ち至つている。さらにこのような劣悪な研究条件の中にある院生に対する処遇もきわめて厳しいものがあり、たとえこの困難を克服し、五年間のコースを修了しても適当なポストにつけるというわけでもなく、何年かの無給時代を送らなければならない。ついては、大学院の研究条件改善のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）大学院独自のスタッフの定員化並びに独自の設備、大学院生による研究費請求の権利を保障すること、（二）奨学金を全員に一律無条件給与すること、（三）研究料は廃止すること、（四）P・D・Fを大幅に拡充し、希望者全員に支給し、額に関しては国家公務員研究職に準じ、相応の研究費並びに科研費申請の権利を与えること。

二、請願の議決理由

大学院の研究条件を改善されたいという本請願の趣旨は、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

人間形成の根本理念に関する請願（請願者　福島市八島町五十九番地桑名妙子外七百十三名）（粟山秀君紹介）（第四九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世界平和のため今こそ深く省みて、人間として、また日本人としていかに生くべきか、かつての教育勅語のような人づくりの根本理念となるべきものをすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

国立工業教員養成所卒業生に対する研修制度創設に関する請願（請願者　仙台市荒町百七十八番地平方田中克則外百十五名）（上村千一郎君紹介）（第四九六二号）、同外十八件（請願者　東京都大田区久ヶ原二百三十二番地小林喜佐男外百七名）（久野忠治君紹介）（第四九六三号）、同外三件（請願者　東京都大田区久ヶ原二百三十二番地阿部方寺井清外十五名）（山中吾郎君紹介）（第四九六四号）及び同（請願者　福岡市箱崎前川町一丁目生田方仲村正則外二百六十二名）（賀川清之君紹介）（第四九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立工業教員養成所の設置に関する臨時措置法により、現在全国九国立大学に工業教員養成所が設置されているが、同養成所の制度は四年制でも困難とされているのに、三年制となつているため、優れた教員になるために必要な自主的活動を通じての人間形成が不十分であり、幅広い勉学をすることが困難である。ついては、国立工業教員養成所卒業生に対し、所属大学に戻り原則的に最低限一年間の研修制度を創設し、四年制大学に比し不足している科目を履修するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

国立工業教員養成所卒業生の資質を向上させることを求めている本請願の趣旨は、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

青少年の健全育成に関する請願外十四件（請願者　宮崎市橘通五丁目十七番地吉田修外十四名）（床次徳二君紹介）（第四九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在人づくり政策の重大性が叫ばれている折、青少年の健全育成の推進は、高い知性、豊かな情操、たくましい意志をおのおの身につけ、それぞれの能力と個性を生かし、進んで国家の繁栄と人類の福祉に奉仕する気概ある青少年を育成することにあるから、青少年が、みずからかかる努力をなし得るよう環境を整備し、適切な指導を行なうことこそ、人づくりの基本である。ついては、これが基本政策を達成するため、次記諸施策を講じられたいというのである。（一）義務教育の充実については、各般の改善強化がなされているが、教育の場の現況を見るに知識教育に重点がおかれ、人格形成の面が閑却されている場合が多く見受けられるので、不良化防止のためにも学校内における専任のカウンセラー制度を拡充整備すること、（二）社会教育指導者の養成確保のため、民間指導者をも育成する必要があるから、青少年教育における指導者の養成を目的とするものを開設し、民間有志の積極的参加を求め、その教育によつて青少年指導の有資格者を育成して、青少年の非行化防止対策の一環とし、さらに健全育成の実を挙げるよう必要な措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

次代をになう青少年の健全な育成は、きわめて重要である。政府は青少年の健全な育成を図るため適切妥当な施策を講じ、万全を期すべき必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

文教委員長　久野　忠治

衆議院議長船田中殿

農林水産委員会

部分林の分収率引き上げに関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国と町村との間に設定されている部分林については、その分収率が現行七分三分と定められているが、近年山林の管理費が年々増高をきたしている実情であるから、分収率の引き上げを行ない町村財

政に寄与されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

林地の高度利用と町村財政確保の上から本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農業構造改善事業に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農政の基幹的施策としての農業構造改善事業は、実施以来ようやく三年目を迎え、実施町村は全力でその推進をはかつているが、同事業が地区方式で行なわれることは、町村行政の推進上と地域内農民の所得向上に及ぼす影響が甚大なので、次記事項を早期確実に実現されたいというのである。

（一）農業構造改善事業として行なわれる場合の土地基盤整備事業に対する補助率は七〇％であるのに反し、一般公共事業で行なう場合の補助率は、それより相当低率であるから、これを農業構造改善事業と同様、七〇％に引き上げること、（二）農業構造改善事業の地区方式を解消し、その実施期間を七カ年に短縮するとともに引き続き第二次対策を完全に実施し、他産業との格差是正と地域内農民の所得均衡をはかること。

二、請願の議決理由

農業の近代化を図る上において、農業構造改善事業が果たすべき役割は至大なものがあり、農業構造改善事業の地区方式を改め、その補助率を一般公共事業にも及ぼされたいという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

市町村農業行財政体制の強化対策に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農政の基調は地方自治体並びに地域農民の自主的創意と努力に大きく期待されており、この基調を真に地方自治体のものとするためには、市町村における農業行財政体制の強化と、国、県における農業行政方針の改善を要するものであるが、従来からの農政施策の方向は、画一的かつ部門的色彩が強く、そのため地域の実情に即応した総合性に欠ける点が見受けられるので、これらの欠陥を是正し、また地域農民に密着した施策を浸透させるには、市町村農政部門を拡充強化すべきであると考える。ついては、国及び県は市町村における農業行財政体制の推進について、その施策方針を統一し、農業構造改善事業の推進など農林漁業行政について、市町村の主導的地位を明確にするとともに、市町村が各種農業団体と協調の上に農村及び農林漁業の近代化を推進できるよう現行制度を検討して改められたいというのである。

二、請願の議決理由

農業の近代化を推進するため、市町村における農業行財政体制の強化と国、県における農業行政方針の改善を図られたいという本請願の趣旨は妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農業水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

母畑ダム建設促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第九二号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会議長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川地区の水田は、阿武隈川及び同支流の小河川から直接かんがいしているが、その面積は少なく、かつ不安定な用水源に依存している現状であり、ダム建設の要望が久しいものがあるが、母畑ダムの建設こそは既成田の用水確保と未開発地域の開発をはかり地域産業振興に大きな役割を有しているので、農林省においてもその重要性を認識され、すでに調査に着手しているが、これが建設を促進し、早急に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

この地域の開発並びに農業経営安定のため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

早場米時期別格差金制度の存続に関する請願（請願者　新潟県議会議長平田早苗）（田中彰治君紹介）（第一二〇号）及び同（請願者　富山市表町五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯外十四名）（内藤隆君紹介）（第一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

早場米時期別格差金制度は、昭和三十八年産米について従前の四段階から三段階に縮小され、さらに三十九年産米については二段階に縮小されると言われているが、これがため農家の所得減に伴い農民の勤労意欲の低下を招くことが懸念されるとともに、農業が他産業と均衡した発展をするためにも適切な配慮が望まれる。ついては、昭和三十九年産米は少なくとも本年と同様三段階制を維持されたいというのである。

二、請願の議決理由

早場米の時期別格差金の漸減にあたつては、農家所得の確保と他産業との所得格差の是正についても、あわせ考慮すべきものとして、本請願の趣旨は、検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

政府米の集荷手数料及び保管料等引き上げに関する請願（請願者　富山市表町五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯外十四名）（内藤隆君紹介）（第一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の政府米の集荷手数料及び保管料等は、最近の急速な賃金並びに諸物価の高騰に加え、端境期における米のピストン輸送などによる産地農業倉庫の保管期間短縮などのため、農協の経営に大きな経済的損失を与え、業務遂行に重大な支障をきたしているので、次記事項を措置されたいというのである。（一）米の集荷手数料について、現行一俵当り六十八円を百二十二円以上に引き上げること、（二）農業倉庫の保管料について、現行一俵一期六円九十七銭を常温倉庫八円六十銭以上に引き上げること、（三）端境期における需給調整のための早期出庫米について、九月及び十月中の出庫米に対して保管料収入の減少に伴う損失補てん措置として保管料四期分以上の奨励金を支払うこと、（四）特別指定倉庫搬入の特倉搬入運賃を現行の倍以上に引き上げること、（五）その他の品目についても米の引き上げ率をもつて引き上げること。

二、請願の議決理由

円滑な米麦等の集荷、保管業務を遂行するため、集荷手数料および保管料につき、人件費、諸物価等の変動の実態に即応し適正な改訂を行なうべきであるとの本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

乳価値下げ撤回措置並びに国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外二十二件（請願者　北海道旭川市上川支庁内上川地方農業委員会連合会長奥野忠治外五千二百六十三名）（芳賀貢君紹介）（第一三一号）同外八件（請願者　北海道河西郡芽室町高橋雄之助外三千三百二十四名）（本名武君紹介）（第一七一号）、同外六件（請願者　北海道標津郡中標津町計根別農業協同組合長理事高橋節雄外千三百十四名）（中川一郎君紹介）（第二八〇号）、同外七件（請願者　北海道留萌市旭町一丁目留萌地方生産農業協同組合連合会長理事春木清作外二百五十一名）（松浦周太郎君紹介）（第二九一号）、同外五件（請願者　北海道根室市大字和田村百七十八番地矢部光之外二千七百七十八名）（松浦定義君紹介）（第四一八号）、同外十二件（請願者　北海道紋別郡湧別町基線十九番地湧別農業協同組合長理事羽田宏外四千五百五十四名）（永井勝次郎君紹介）（第四四〇号）及び同（請願者　北海道勇払郡早来町農民同盟安藤政恵外百二十七名）（林百郎君紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乳製品の大量輸入による現状の気運を背景とした乳価値下げ通告が、昨冬に続いて再びもたらされたが、これはみずからの企業努力を怠り、輸入乳製品等による国内産乳製品市況の軟調を、一方的に原料乳価値下げによつて切り抜けようとする乳業会社の常套的な手段の繰り返しにほかならないから、政府はすみやかに乳価値下げ撤回措置を講ぜられたい、また発育期にある児童、生徒に対し、新鮮にして栄養価の高い国内産牛乳を年間供給して心身の健全な発達をはかり、あわせて酪農の発展に資するため、国内産牛乳による学校給食制度を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

乳価値下げの撤回はおおむね実現をみたが、なお、酪農振興と学童の体位向上等の見地から、国内産牛乳による学校給食事業を強化し、これが法制化を行なわれたいという本請願の趣旨は適切妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願（請願者　群馬県吾妻郡中之条町大字岩本神保一司外十九名）（小渕恵三君紹介）（第一六八号）、同（請願者　茨城県土浦市下高津小橋千二百五十四番地の一土浦酪農業協同組合長理事戸谷義次外二千六百九十二名）（加藤高蔵君紹介）（第二〇二号）、同外百十八件（請願者　群馬県伊勢崎市宮前町千四百六十六番地山口茂夫外二千四百七十八名）（久保田円次君紹介）（第二〇三号）、同（請願者　群馬県太田市大字飯田五百十四番地東毛酪農業協同組合長根岸孝外三百五名）（東海林稔君紹介）（第二〇四号）、同外一件（請願者　水戸市黒羽根町三百番地茨城県酪農会議会長国府田仁平外五千三百四十六名）（中山榮一君紹介）（第二〇五号）、同外五件（請願者　群馬県新田郡新田町小金井峯岸重雄外百四名）（長谷川四郎君紹介）（第二〇六号）、同外三件（請願者　埼玉県児玉郡児玉町飯倉前川英一外千二百七十六名）（高田富之君紹介）（第二〇七号）、同（請願者　埼玉県行田市大字荒木秋山七蔵外六十四名）（青木正君紹介）（第二四四号）、同外四件（請願者　埼玉県児玉郡神川村高田茂外千八十八名）（鴨田宗一君紹介）（第二七五号）、同外十一件（請願者　群馬県新田郡尾島町亀岡新井文雄外百九十八名）（長谷川四郎君紹介）（第二八一号）、同外百二十八件（請願者　群馬県高崎市八幡町長坂周司外二千四百四十八名）（福田赳夫君紹介）（第二九〇号）、同外十八件（請願者　群馬県新田郡尾島町阿久津百八十六番地箱田シモ外三百二十名）（坂村吉正君紹介）（第三四七号）、同（請願者　埼玉県比企郡川島村大字正直宮下武外百三十七名）（小宮山重四郎君紹介）（第三六三号）、同外十五件（請願者　佐賀県唐津市山田谷口兼男外四百四十四名）（井手以誠君紹介）（第三九一号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡櫛形町星野重次外二千三十六名）（金丸信君紹介）（第三九二号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡小淵沢町小淵沢開拓農業協同組合長保坂美明外五千百三十六名）（田邊國男君紹介）（第四一七号）、同外一件（請願者　茨城県久慈郡大子町大字大子二百五十五番地の八保内郷酪農業協同組合長理事藤田武夫外五千八百三十八名）（石野久男君紹介）（第四三八号）、同（請願者　佐賀県伊万里市波多津町筒井松尾三次郎外四百三十一名）（舘林三喜男君紹介）（第四三九号）、同（請願者　水戸市田見小路六百三十四番地茨城中央開拓酪農業協同組合長理事小林正夫外二千八百一名）（塚原俊郎君外二名紹介）（第四五八号）、同（請願者　山梨県韮崎市円野町入戸野深沢光男外四千四百三十名）（内田常雄君紹介）（第四五九号）、同外九十九件（請願者　群馬県富岡市七日市七百七十一

番地浅香登市外千八百三十九名）（中曾根康弘君紹介）（第四七八号）、同外三件（請願者　佐賀県東松浦郡鎮西町打上農業協同組合麻生照夫外二百九十九名）（井手以誠君紹介）（第五三六号）、同（請願者　山梨県北巨摩郡長坂町清春農業協同組合長理事井手中秋外三百六十四名）（金丸徳重君紹介）（第五三七号）、同（請願者　山梨県韮崎市円野町下円井真壁孝正外千八百四名）（堀内一雄君紹介）（第六一九号）、同（請願者　宮城県白石市南寺前二十九番地鈴木孝一郎外五千二百五十一名）（保科善四郎君紹介）（第六三三号）、同（請願者　宮城県石巻市石巻住吉町百四十九番地畠山喜久治外二万二千六十名）（内海安吉君紹介）（第六八八号）、同（請願者　宮城県登米郡迫町北方字金ケ森十二番地袋光雄外二万一千六百名）（大石武一君紹介）（第六八九号）、同外一件（請願者　佐賀県伊万里市黒川町福田瀬戸実外千四十六名）（舘林三喜男君紹介）（第六九〇号）、同外三十五件（請願者　栃木県那須郡那須町大字寺子丙二番地那須農業協同組合長理事鈴木正射外千二百九十五名）（渡辺美智雄君紹介）（第七七六号）、同（請願者　群馬県沼田市下川田町三百一番地大竹文作外七百三十四名）（茜ケ久保重光君紹介）（第八三二号）、同外三十八件（請願者　佐賀県東松浦郡厳木町瀬戸木場居石好太外千百七十二名）（井手以誠君紹介）（第八六四号）、同外十二件（請願者　富山県東礪波郡井波町松川貞吉外七百九十八名）（内藤隆君紹介）（第八六五号）、同（請願者　盛岡市大通一丁目岩手県農業協同組合中央会長石田晋外七百六十八名）（野原正勝君紹介）（第八六六号）、同外七件（請願者　栃木県佐野市寺中町二千四百三十六番地植野農業協同組合長柿沼徳次郎）（小平久雄君紹介）（第八八八号）、同（請願者　宮城県栗原郡若柳町字上畑岡夷穴九番地岩松清美外五千八百六十二名）（長谷川峻君紹介）（第八九九号）、同外三件（請願者　佐賀市高木瀬町長瀬秋山五郎外五十二名）（八木昇君紹介）（第九二五号）、同外七件（請願者　栃木県芳賀郡益子町大字上山五十三番地荒川真海外二百七十三名）（藤尾正行君紹介）（第一〇二〇号）、同（請願者　宮城県栗原郡一迫町字大川口中屋敷三十番地高橋鉄夫外四千六百二十九名）（愛知揆一君紹介）（第一〇四三号）、同外一件（請願者　福島県田村郡船引町大字笹山字黒井所五十六番地真壁市太郎外七千五百三十九名）（亀岡高夫君紹介）（第一〇四四号）、同外九件（請願者　佐賀市高木瀬町坂井宝太外百七十九名）（八木昇君紹介）（第一一一六号）、同（請願者　静岡県浜松市東三方町四百六十四番地松浦茂外三百五名）（長谷川保君紹介）（第一二二二号）、同外三件（請願者　兵庫県津名郡五色町広石国芳小治郎外八十九名）（永田亮一君紹介）（第一二二三号）、同外六件（請願者　静岡県田方郡函南町仁田百九十六番地の一石井宗三郎外三百二十九名）（木部佳昭君紹介）（第一二六一号）、同外一件（請願者　静岡県田方郡函南町上沢露木林平外三十六名）（山田彌一君紹介）（第一二六二号）、同外七件（請願者　静岡県小笠郡浜岡町上朝比奈二千六百十七番地の一小野忠司外七百八名）（大石八治君紹介）（第一二九〇号）、同外十八件（請願者　静岡県藤枝市兵太夫大石春司外五百六十名）（高見三郎君紹介）（第一三四一号）、同外二十二件（請願者　静岡県浜北市新原高林要一外千四百六十四名）（竹山祐太郎君紹介）（第一三四二号）、同外二件（請願者　静岡県田方郡韮山町山木八百十八番地神田武次郎外百三十三名）（久保田豊君紹介）（第一四一八号）、同（請願者　静岡市丸子五千二百一番地中野米作外百十二名）（神田博君紹介）（第一四八二号）、同外一件（請願者　栃木県下都賀郡石橋町大字下古山二千九百四十九番地栃木県明石酪農業協同組合長湯浅栄外七百二十二名）（藤尾正行君紹介）（第一四八三号）、同外三件（請願者　栃木県那須郡西那須野町南郷屋三十一番地栃木県北部酪農業協同組合長理事渡辺左千雄外千六百五十一名）（渡辺美智雄君紹介）（第一四八四号）、同外四件（請願者　佐賀市兵庫町野中野中米作外百三十二名）（八木昇君紹介）（第一六二五号）、同外七件（請願者　佐賀市金立町大字千布二千九百九十五番地の三金立町農業協同組合長理事野口稔外四十八名）（八木昇君紹介）（第一六六三号）、同外二十二件（請願者　佐賀市嘉瀬町戊申田中今朝一外六百七十七名）（八木昇君紹介）（第一七五四号）、同（請願者　大分県西国東郡香々地町瀬口孫次外三十九名）（西村英一君紹介）（第一七九四号）、同（請願者　栃木県鹿沼市引田六百九十番地石川博外千二百六十九名）（森山欽司君紹介）（第一七九五号）、同（請願者　佐賀県杵島郡有明町錦江南有明農業協同組合長理事久野二一外千四名）（大坪保雄君紹介）（第二〇一二号）、同外二件（請願者　静岡県富士宮市入穴筒井伍郎外五十三名）（勝間田清一君紹介）（第二〇一三号）、同外十件（請願者　岡山県津山市一方十番地美作酪農業協同組合長理事黒瀬長志外三百八十八名）（小枝一雄君紹介）（第二二三四号）、同外三件（請願者　埼玉県児玉郡児玉町河内今井益太外千四百六名）（荒舩清十郎君紹介）（第三〇四八号）及び同外一件（請願者　静岡県富士宮市上井出富士開拓農業協同組合酪農委員会熊谷幸一外八十名）（勝間田清一君紹介）（第三二九一号）に関する報告書

請願の要旨及び目的

一、児童、生徒の健康増進と酪農の安定した発展をはかるためには、学校給食に栄養価の高い新鮮な牛乳を取り入れることが必要であり、また生徒、父兄の不評を受けている現在の輸入脱脂粉乳を国内産牛乳に置きかえる必要があると考えるから、次記事項を骨子とした国内産牛乳による学校給食の法制化を早急に実現されたいというのである。（一）国は年次計画によつて、全児童、生徒に国内産牛乳の給食を実施すること、（二）年次計画の作成、実施にあたつて生産者団体の意見を十分反映させる方法をとること、（三）乳業者は正当な理由のない限り、生産者団体の学校給食向け委託加工を拒むことができないものとすること、（四）学校給食向け生乳の生産者手取り価格は通常の市乳取引価格を下回らないこと。（五）国及び都道府県、市町村は父兄負担を増加させないため、また供給の円滑をはかるために必要な助成、奨励をなすこと。

二、請願の議決理由

酪農振興と学童の体位向上等の見地から、国内産牛乳による学校給食事業を強化し、これが法制化を行なわれたいという本請願の趣旨は適切妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

飼料値上げに伴う畜産物の価格安定に関する請願（請願者　静岡県藤枝市前島二千八百三十五番地志太農業協同組合長会長谷坂建次外三百十七名）（高見三郎君紹介）（第一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の畜産界は飼料事情の悪化による飼料価格の早急な値上げにより、その経営は不振をきわめ、さらに今後も値上げムードにあるので、このまま放置すれば畜産振興はもとより農業の近代化もできず、畜産農家の倒産は火を見るよりも明らかである。ついては、次記対策をすみやかに確立されたいというのである。（一）卵価の保証制度を一日も早く確立すること、（二）農業経営近代化資金の返済期限の延長並びに利息の軽減をはかること、（三）養鶏の育成費に対しても近代化資金融資の対象とすること。

二、請願の議決理由

畜産振興を推進している現下農政の見地から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

繭糸価格安定対策に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一九四号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二七二号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三二六号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三二七号）、同（請願者　長野県議会議員唐木田稲治郎）（井出一太郎君紹介）（第一三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕糸業は、わが国の重要輸出産業の一つであり、養蚕農民は、蚕繭の増産に積極的努力を傾注してきたが、最近の繭糸価格は騰落の変動が激しく、養蚕農民、製糸業者をはじめ関係者はきわめて深刻な不安と焦燥にかられている実情にある。ついては、すみやかにこれが不安を一掃するとともに蚕糸業の一層の振興発展を期するため、繭糸価格安定法による標準生糸の最低価格を引き上げ、一キログラム当り五千円に改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

養蚕業の安定した振興発展を図る上において繭糸価格安定対策を強化することは必要なことであり、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

漁港整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡上甑村長上村良平外十一名）（池田清志君紹介）（第二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁港の整備促進をはかることは、水産業の振興と近代化のため、欠くことのできないことであり、全国漁業者の待望する切実な問題であるが、政府の行なつている漁港整備八カ年計画の初年度である昭和三十八年度の漁港関係予算は、きわめて僅少であり、このまま推移するならば、全事業の予定期限内完遂はとうてい望まれないことになり憂慮にたえない。ついては、次記事項を実現されたいというのである。（一）漁港関係予算は次の全額を計上すること、(1)漁港施設費九十六億九千三百十三万円、(2)海岸事業費二十億四千三十七万円、(3)漁港施設災害関連事業費四億八千六百五十万四千円、(4)漁港施設災害復旧事業費二十八億四千五百六十六万五千円、(5)その他五百三十八万円、（二）漁港整備事業の国庫補助率を次の通り引き上げること、(1)第一種漁港及び第二種漁港について現行四割を五割、(2)特定第三種漁港について現行六割を七割五分。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、水産業における生産基盤整備事業の中核をなす漁港の整備を促進せんとするものであり、これがため整備計画の完全実施を期するとともに補助率及び負担率の引き上げを行ないこれが実施の円滑化に資せんとすることは適切なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

植物防疫事業推進に関する請願（請願者　鹿児島県知事　寺園勝志）（池田清志君紹介）（第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

植物防疫事業は、農業生産の合理化、近代化の推進力となるのみならず、農業構造改良対策として農業の協同化、協業化に寄与するところ大であると信ずるから、次記事項の実現を配慮されたいというのである。（一）防除組織の強化拡充、（二）土壌病害虫防除対策の拡充強化、（三）航空防除事業の推進強化、（四）特殊害虫アリモドキゾウ虫防除事業の強化。

二、請願の議決理由

農業の健全な発展を図るためには植物防疫事業をさらに推進すべきであり、本請願の趣旨は妥当なものと思料せられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

バナナ加工室の防災措置に関する請願（請願者　埼玉県南埼玉郡八汐村二丁目上四百七十六番地井上通利）（華山親義君紹介）（第二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

バナナ加工室は、バナナ熟成のため使用される特殊施設で、その熟成過程でガス等を使用するため、取扱いの不備から爆発その他の災害により死傷者を出している事実があり、災害防止上幾多の危険と欠陥がみられ、従業者として安心して居住したり、作業することはきわめて危険であるにもかかわらず、同室の上部に居住所、事務所を設けているので、きわめて危険にさらされている。しかるに、バナナの輸入自由化実施に伴い各所にバナナ加工室が増設さ

れ、また、旧来の危険な室が都心において盛んに使用されているが、かかる災害を未然に防止することは急務である。ついては、危険な室の使用および設置に際し、法的取締り、または使用制限等の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

バナナ室の危険防止のうえから、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

北洋材のいかだ輸送廃止並びに漁業被害補償措置に関する請願（請願者　北海道議会議長岩本政一）（寿原正一君紹介）（第三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年以来、毎年ソ連引き船による海洋いかだが北海道日本海沿岸に近接航行し、あるいは避難する等のため、水産資源並びに漁業施設にじん大な損害を与え、沿岸漁民の生活安定に重大な影響を及ぼしていることはまことに遺憾である。ついては、今後北洋材の海洋いかだ輸送が全廃されるよう措置するとともに、すでに漁民がこうむつているこれら損害に対し、その責任の所在を明確にされ、すみやかにこれが対策と補償措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業は、災害等により生産が左右されるウエイトが高いため、その経営は不安定である。なかんずく沿岸漁業において顕著であり、これが経営の健全な安定を図るため、この種の漁業被害補償措置を講じられたいという本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

糖価引き下げ等に関する請願（請願者　名古屋市西区菊井通七丁目五番地愛知県菓子商工組合連合会長伊吹峻外六十四名）（江崎真澄君紹介）（第四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世界市場における最近の糖価は、近来に見ない著しい暴騰を示し、このため国内の菓子産業の経営は圧迫され、特に菓子産業の大部分を占める中小企業においては深刻で、すでに企業閉鎖あるいは倒産者を生ずる事態となつているが、諸外国においては、この暴騰に対処し、早くから税負担の減免、交付金の支出等を行ない、極力その影響排除に努めているにもかかわらず、ひとりわが国においては、それが実現を見ないまま、いたずらに時を過ごしていることは、まことに遺憾である。ついては、消費需要者の利益を守り、関連産業の発展を期するため、早急に国内糖価を引き下げて、その安定をはかり、砂糖消費税を全廃し、砂糖の輸入関税を弾力関税方式に改め、現行関税の引き下げ措置を講じ、かつ精糖業者の不公正な自主調整を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

消費需要者の利益を守り、関連産業の発展を期する見地から、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

宇治港を第四種漁港に指定等に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡上甑村平良漁業協同組合長池脇英造外一名）（池田清志君紹介）（第四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島の宇治群島周囲は近海漁場として適格な条件を具備しているが、近年沿岸漁船は地先漁場の荒廃により生産力が低下しているので、漁場を沖合に拡大し経営の安定と向上をはかるため、県内二十市町村及びこれらの漁業協同組合は一致結束して宇治群島開発促進期成同盟会を結成して、計画実現に邁進することになつた。ついては、この計画の意図を理解され、所期の目的が達成できるよう次記事項を措置されたいというのである。（一）宇治港を第四種漁港に指定すること、（二）宇治群島を離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に指定し漁港施設を整備すること、（三）宇治群島前進基地の設定に伴う機能施設については、沿岸漁業構造改善事業として認めること。

二、請願の議決理由

水産業における生産基盤整備事業の中核をなす漁港の整備を促進し、沿岸漁業の振興を図ろうとすることであり、本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

昭和三十八年度のり被害対策に関する請願（請願者　仙台市外記丁宮城県漁業協同組合連合会長理事菊田隆一）（愛知揆一君紹介）（第四七七号）及び同（請願者　東京都港区芝浦二丁目三番地全国海苔協同組合連合会長庄司嘉）（池田清志君紹介）（第二五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年度におけるのり養殖業は、同年十月中旬から下旬にかけて、のりの生育に不適な暖流系海流が宮城県沿岸をおおい、かつ長期間停滞したため、浅海養殖業、特にのり養殖業はじん大な被害をこうむり、収穫皆無の者もあつて、漁家経済は重大な危機に立ち至つているから、これが救済策として、次記措置を講じられたいというのである。（一）のり被害を天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第一三六号）第二条第一項の規定に基づく天災として、すみやかに指定するとともに、貸付限度等について特別の措置を講ずること、（二）浅海養殖業の抜本的技術指導を行なうため、養殖技術並びに海況の調査、研究及び指導機関の拡充強化をはかること、（三）所得税、県市町村民税及び固定資産税の減免をすること。

二、請願の議決理由

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による指定はみたが、沿岸漁業振興の重要性にかんがみ、浅海

養殖業の健全なる経営の安定を図るため、本請願の趣旨は適切なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

十勝川水系音更川上流幌加発電所建設に伴うかんがい用水に関する請願（請願者　北海道河東郡音更町十勝土地改良区理事長川上文子）（中川一郎君外一名紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道十勝川水系音更川上流及び同川支流幌加川より取水する発電用隧道通水に基因して生じるおそれのある水温上昇阻害の防止については、昭和三十九年度かんがい期間中、電源開発株式会社、土地改良区、北海道三者の共同観測により原因の解明を実施することになつたが、単年度の観測資料では問題を解明することは困難と思われるので、発電用水通水施設が完成しても、自然河川の姿において次年度以降も共同観測を継続実施され、また本年観測の結果、音更取水堰堤―幌加発電所放水口の調査地点間において水温上昇阻害が認められた場合には、下流農民の水稲成育に支障を与えると考えられるので、北海道知事の行政措置により、電源開発株式会社の責任において、糖平発電所取水口に表層水を取水し得る装置を設置せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

この地域における発電用水通水施設の工事が昭和四十年四月完了の予定であり、この水域における水温上昇阻害の防止については現在、水温調査を続行しているので、今後も十分検討をなすべきものと認め、本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農業協同組合の合併促進に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに鹿児島県鹿屋市農業協同組合は三千八百万円の赤字のため再建不能におちいり、やむなく五農業協同組合に分立し、それぞれ再建整備団体の指定を受け鋭意再建に努力してきたが、このたび農業協同組合合併助成法の制定をみたので、分立していた五農業協同組合と町村合併により鹿屋市に吸収された高隈村の高隈農業協同組合を加え、六農業協同組合の合併をはかるべく県合併推進本部の指導のもとに種々研究推進中であるが、合併の過程における昭和三十八年八月末決算の結果は六組合とも赤字経営で、累計三千七百万円、中でも高隈農業協同組合は約一千九百万円の赤字を有し、組合員の出資金を全額充当してもなお不足する現状であり、組合員の説得、新組合発足後の経営上からもその処理が組合合併の最大のガンになつて、これが打開策に苦慮している。ついては、助成法によると合併の新組合にはそれぞれ助成措置が講じられているが、同市のような多額の赤字を持つ農業協同組合に対しては、合併前に何らかの助成措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業協同組合の合併については、「農業協同組合合併助成法」に基づき、これを促進しているが、赤字を有している組合対策に配慮すべきことは当然のことであり、本請願の趣旨は、速急にその内容を検討する必要があると思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助率引き上げに関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

過去における災害状況分布をみると毎年災害をこうむるのは、同一地域の農家であり、同じ年に数個所の災害復旧経費を支出する場合が相当多く見られ、目的税として徴収する水利地益税の納入も滞りがちとなり、これがためにいきおい市町村財政を圧迫し、また農業用道路や橋りように対する水利地益税は、きわめて特殊なものを除き関係者以外の者の通行量も多いため、関係人が判然とせず徴収困難である。ついては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の補助率を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害常襲地帯の農業の振興の見地から本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農業構造改善事業のため国有林野解放促進に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業構造改善事業による国有林野の解放については、近く法制措置を講ぜられるものと考えるが、国・公・民有林野の構成は各地区によつて異なり、国有林野がそのまま農業構造改善事業に活用できるところもあれば、林野以外に使用できないところもあつて、その形成は同一ではないのが現状である。農業構造改善事業の適地としては、農家の利用に利便であり、しかも改善事業費の節減可能な場所となると考えるが、地区林野形成は、民有林が最も活用度が高く、公有林・国有林がこれに次いでおり、また民有林は戦後急速に整備されつつあつて、他の所有に属する林野の買い受けはもちろん転用についても困難性があり、これを無条件に解放させることも個人の将来計画等を考慮するとき、特定の個人に犠牲を強いるべきでもないと考える。ついては、農業構造改善事業に伴い直接国有林野を必要とする場合はもちろん、同事業のために民有林野または公有林野を必要とする場合も、民有林野または公有林野強化のためこれに代わる国有林野の解放を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

山村地域の振興上本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

暖地てん菜栽培奨励に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第四十五回国会における甘味資源特別措置法案は議決に至らず、その上、抜打ち的な砂糖の自由化はてん菜栽培奨励に大きな影響を与え、生産意欲を減退させる結果になつているので、次記事項を措置されたいというのである。（一）甘味資源特別措置法案を今国会で成立させること、（二）てん菜価格を七千円に引き上げること、（三）土壌線虫防除薬剤費の補助増額と、補助対象面積を拡大すること、（四）てん菜工場を早急に建設すること。

二、請願の議決理由

貿易の自由化に即応し、国内産甘味資源作物の生産の振興及び国内糖業の健全な発展に寄与するため、本請願は十分配慮すべき必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

乳価引き下げ阻止並びに国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願（請願者　長野県諏訪市諏訪二千九百七十五番地関幸作外千九百四十三名）（小川平二君紹介）（第五八九号）及び同（請願者　長野県松本市新村手塚忠治）（増田甲子七君紹介）（第九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項について措置されたいというのである。（一）乳業会社に対し乳価引き下げ通告を撤回するよう適切な行政措置を講じること、（二）国内産牛乳による学校給食の法制化を実現し、青少年の体位向上と酪農安定をはかること、（三）昭和三十八年度第三学期の生乳給食ワクの拡大をはかるとともに下半期脱脂粉乳の輸入をすみやかに取りやめること、（四）昭和三十九年度予算には生乳の学校給食予算を増額すること。

二、請願の議決理由

乳価引下げと生乳学校給食の三十八年度三学期及び三十九年度の供給量の増大はおおむね実現をみたが、なお、酪農振興と学童の体位向上の見地から、国内産牛乳による学校給食事業を強化し、これが法制化を行なわれたいという本請願の趣旨は適切妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

後進地域に対する農業構造改善事業の特別措置に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業構造改善事業における国の措置は、全国画一方式により実施されているが、南九州のような後進農業地域にあつては、その立地条件や生産基盤が劣悪で、しかも農家経営における資本装備も貧弱なので、同事業の推進上大きな困難をきたし、地域格差はますます拡大しつつある現状である。ついては、後進地域に対する同事業の国の措置は、傾斜方式とされ、次記事項を措置されたいというのである。（一）事業費及び国庫補助金の総ワクの拡大をはかること、（二）国庫補助率を大幅に引き上げること、（三）農林漁業経営構造改善資金等融資における利子の軽減をはかること。

二、請願の議決理由

農業構造改善事業は、わが国農業の近代化を図るための重要施策であり、特に後進地域に対する同事業の円滑な推進を期するには国の補助率を引き上げて地元負担を軽減する等の措置を講ずる必要があると思考される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

もみ買入れ制度の確立に関する請願（請願者　富山市表町五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯外十四名）（佐伯宗義君紹介）（第六八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来より米の買い入れは、包装玄米をたてまえとしていたが、このたび農林省は米麦の生産流通合理化対策として、本年度、全国の米の単作地帯と、一部の米麦の二毛作地帯でもみを買い入れ、サイロ貯蔵の実験事業を計画している。この計画の成果が上がり、もみ買い入れの制度が確立されると、農協がもみすりを行なうこととなり、消費者はいつでも、すり上りの美味な米を食べることができるとともに、農家や農協にとつても人手不足の解消になり、また米の商品性を高めるなど幾多の利点があるので、すみやかにもみ買い入れのための諸施策を確立し、もみ買い入れを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

米麦の生産流通合理化対策の一環として、もみ買入れ制度の確立を図られたいという本請願の趣旨は十分検討してしかるべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農業振興施策に関する請願（請願者　富山市表町五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯外十四名）（佐伯宗義君紹介）（第六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業振興のため次記施策を講ぜられたいというのである。（一）農地の基盤整備は全額国と県の責任において行なう制度にすること、（二）農業構造改善に伴う諸施設の設置には大幅な助成と低金利の融資をすること、（三）農業経営規模拡大のため、農地法をすみやかに改正し、農地移動の手続きの簡易化と耕作面積の制限を撤廃すること、（四）農村青少年の住みよい環境、特に住宅及び文化施設などの整備充実をはかること、（五）自立経営農家の経営の中堅となる有能な人材の育成、特に農村青少年教育施設の充実強化をはかること、（六）山村農業の振興

をはかるため国有林野の開放を積極化するとともに、道路その他交通条件の整備をはかるほか、治山、治水、造林などの公共事業の拡大をはかること。

二、請願の議決理由

農業の振興を図ることがわが国経済の均衡のとれた発展を図るうえできわめて重要であることにかんがみ、本請願の趣旨は、十分検討に値するものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農畜産物価格補償制度の確立に関する請願（請願者　富山市表町五番地富山県農業協同組合中央会長森丘正唯外十四名）（佐伯宗義君紹介）（第六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

貿易の自由化の拡大によつて、国内農畜産物価格が国際農畜産物価格の影響を直接こうむるにもかかわらず、政府は国内農畜産物の価格について、無策にひとしい価格政策のまま放置していることははなはだ遺憾である。ついては、現行の畜産物安定の基準価格を、生産者の生産費及び所得を補償する価格まで引き上げ、また農民が長期にわたつて安心して農業構造改善と、適地適産の選択的拡大を進めることができるよう、早急に農畜産物価格補償制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

農畜産物の生産の安定的拡大を推進している見地から本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

市町村有等のトラクター利用に対する農業改良資金助成法施行令による技術導入資金の適用に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南九州の如き低位生産地域において、トラクター利用による土層改良事業等は、生産性の向上に著しい効果をもたらすもので、鹿児島県としては、現在、農業構造改善事業により、市町村や農協等がトラクターを導入し、土層改良事業等を推進しつつあるが、農業改良資金助成法施行令により技術導入資金の対象が国有または都道府県有のトラクターによるものに限定されていることは、事業推進上、大きな支障となつている。ついては、市町村有または農業協同組合有等のトラクターによる事業についても、資本金の対象とされるよう特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業生産性の向上を期するため、市町村有等のトラクターについても農業改良資金の貸付対象とされたいという本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農山漁民の所得格差是正に関する請願（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県町村会長角市左ヱ門）（池田清志君紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における著しい経済成長に伴い、農山漁村より大量の労働力が流出しており、このために農林漁業の生産性向上は阻害され、他産業との所得格差はますます拡大しつつあり、農林漁業の前途はまことに憂慮にたえないものがある。ついては、農山漁民の活発な創意工夫を育成して生産意欲の向上をはかり、市町村の自主的な計画を尊重し、農林漁業団体の刷新強化を行なうとともに、他産業に見合う資金の導入、全額国庫負担による生産基盤の整備、農林業開発道路網の整備、土地政策の確立等基本的な政策並びに山村、産炭地等地域対策をあわせて実行され、もつて農山漁民の所得格差の是正を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業と他産業の所得格差を是正するうえから本請願の趣旨は十分尊重すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

米国コーンプロ社の外資及び技術導入阻止に関する請願（請願者　東京都千代田区神田神保町一丁目三番地全国化工澱粉工業協同組合松谷英次郎）（足鹿覚君紹介）（第一〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本食品化工株式会社は、米国のコーンプロ社より外資と外国技術を導入し、とうもろこしでん粉とこれを原料として化工でん粉を量産することを決定し、政府に許可申請をしたが、本件が許可され、安いとうもろこしから化工でん粉が増産されると、国内のイモ作農家及び馬鈴薯でん粉、甘しよでん粉生産者は消費市場を奪われ、これを原料としている化工でん粉業者は壊滅的な打撃を受けるから、右導入を阻止されたいというのである。

二、請願の議決理由

国内いも作農家の安定と国内でん粉の需要の見地から、本請願の趣旨は十分検討すべきものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

糖価引き下げに関する請願（請願者　大阪市西区北堀江通二丁目三十二番地大阪菓子会館内大阪府菓子商工協同組合連合会理事長上田綱治郎外十三名）（西村榮一君紹介）（第一〇一九号）、同（請願者　大阪市西区北堀江通二丁目大阪菓子問屋協同組合理事長橘高庸）（菅野和太郎君紹介）（第一〇八五号）及び同（請願者　大阪市西区北堀江通二丁目大阪菓子会館内大阪菓子問屋協同組合理事長橘高庸）（西尾末廣君紹介）（第一二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本の砂糖消費価格は、世界の主要先進国八カ国のそれと比較して、約二倍の高さであり、消費税と関税は、日本が八カ国平均の約五倍という過酷な重税を課せられているが、このまま根本的な価格引き下げの対策を講ぜず、国際貿易自由化から開放経済に移行するにおいては、国内甘味産業の国際競争力は、いよいよ失墜し、砂糖を原料とする消費企業の弱体化を招くことは、きわめて明白である。ついては、甘味資源特別措置法案その他砂糖に関する法案の審議に当たり、農産物価格安定法を改正され、甘味の消費者と消費企業者に大きな犠牲をしいる特定団体の管理価格（輸入糖と国内糖の抱合せ販売機構）の行政措置を排除され、糖税を半減されて世界一高い糖価を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
貿易の自由化の方向に即応し、砂糖関連企業の健全な発展に寄与するための措置として本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農業用道路事業の国庫補助率引き上げに関する請願（請願者　島根県益田市益田九百三十八番地の三大石三七雄外二千九百七十二名）（櫻内義雄君紹介）（第一五七八号）及び同外三件（請願者　島根県益田市下種千二百九十七番地川本好右ヱ門外三百十六名）（櫻内義雄君紹介）（第一八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
一般農業用道路事業に対する国庫補助率は、昭和三十九年度施行分より三割五分に引き上げられたが、今後、農道事業を施行しようとする地域は、農道の近代化が遅れている地域が大部分であつて、同事業を施行したくとも地元負担が大きいため手が出ない実情にあるから、これが補助率を五割以上に引き上げられるとともに、採択基準総延長千メートルも大幅に緩和されたい。また現行制度には面積制限おおむね二十町歩以上という規定があるが、同制度は一律であるため、奥山村地帯のや中間山村地帯ように自然条件、経済条件に恵まれない地域の農家の実情にそぐわないものがあるとともに、平担地帯においてもこの規定があるので二十町歩未満の地区において土地改良事業を施行しようにも手が出ず、農業近代化の障害となつているから、これを五町歩以上に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
農業の近代化を図るため、農業用道路事業の国庫補助率を引き上げられたいという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

蚕業関係技術普及職員の普及手当に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町薩摩産業指導所内城下政夫）（池田清志君紹介）（第一七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十九年度政府予算においては、蚕業関係技術普及職員の普及手当は定員の八〇％しか予算化されていないが、そのまま決定されると、普及手当を受ける者と受けない者とがあることになり、職場内の空気が暗くなることは必然で、大きな問題を残すこととなるから、全員に同手当が支給されるよう措置されたいというのである。

二、請願の決議理由
農業近代化のためには、養蚕技術水準の向上と経営の高度化に対処して普及職員の活動に期待するところ大なるものがあり、蚕業関係技術普及全職員の普及手当を予算化されたいという本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

繭糸価格安定及び繭の増産対策に関する請願（請願者　鹿児島県市山下町三十七番地鹿児島県町村議会議長会長宮田実）（池田清志君紹介）（第一七一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
繭糸価格の安定と繭の生産増強をはかるため、すみやかに次記事項を実施されたいというのである。
（一）繭糸価格安定法の最低糸価、最高糸価及び最低繭価を大幅に引き上げること、（二）糸価は生産に見合う額とし、輸出適格生糸の特別買い上げワクを拡大すること、（三）現下農村の労働事情に対処し、養蚕推進措置として、桑園の集団化事業、機械化、共同飼育所及び共同桑園の設置等に対し助成を行なうこと、（四）繭生産増強合理化のため、蚕桑病害虫発生予察事業及び農薬空中散布事業に対し助成を行なうとともに、虫質強健蚕品種を育成し、試験研究機関及び蚕業普及組織を整備充実すること。

二、請願の議決理由
養蚕業の安定した発展を図るため、繭糸価格安定及び繭の増産対策などを強化する必要があり、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

コーンスターチの国内生産抑制に関する請願（請願者　鹿児島市住吉町鹿児島澱粉協同組合連合会長理事本坊美義）（池田清志君紹介）（第一九二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国内産いも類並びにでん粉の需給安定については、ようやくその均衡が得られるまでに推移しているが、最近コーンスターチ工場の新増設が急速に具体化し、一社で優に道産馬鈴しよでん粉の全量を上回わる生産能力を持つものが設備されるやにも伝えられており、このようなコーンスターチの大増産が実現されるならば、再び数年前のごときでん粉の供給過剰を招来することは必要である。ついては、次記事項について措置されたいというのである。（一）でん粉の需給に悪影響をきたすコーンスターチ工場の新増設を抑制すること、（二）農産物価格安定法等の運用を強化し、国内いも、でん粉価格の徹底安定化をは

かること、（三）コーンスターチ用の輸入とうもろこしの関税を大幅に引き上げること。

二、請願の議決理由

国内産いも類並びにでん粉の需給安定のうえから、本請願の趣旨は十分検討すべきものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

霧島山ろく地域特定農地開発事業計画地における国有林の解放に関する請願（請願者　宮崎県西諸県郡真幸町長西郷重保外五名）（池田清志君紹介）（第一九三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霧島山ろく地域特定農地開発事業は、宮崎県西諸県郡のうち、飯野町、加久藤町及び真幸町の三箇所を区域とする農業の近代化と経済の発展を目的として、開拓パイロット方式による全面積約二千二百ヘクタールに及ぶ牧野造成を主流とする農業用地の開発を企図しているものである。同事業は、すでに昭和三十八年度に本調査を終了し、三十九年度基本計画樹立という段階に至つているのであるが、開発区域のほとんどが国有林によつて占められているので、地域住民の間には、いろいろの抱負があるものの、思うに委せぬ状況にあり、地域内国有林の解放に寄せる期待はまことに大である。さらに同国有林の解放は、既着工開拓地における道路の不備による営農の不振を解消して、一石二鳥の効果があり、三ケ町の百年の大計の基となるもので、地域住民の永年の切実な要望であるから、ぜひ、これを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

山村地域の振興上、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

酪農経営安定対策に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二〇四一号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（中澤茂一君紹介）（第二〇六三号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第二四九九号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第二五九九号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第二六〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員小崎秀雄）（増田甲子七君紹介）（第二六〇一号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第二七九五号）及び同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第四〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後長野県の酪農はめざましい発展を遂げたが、その飼育規模は、依然として零細な上、飼料自給基盤の整備が立ち遅れているため、購入飼料の依存度が高く、しかも乳価は絶えず不安定な変動を繰り返している。このため、農業の選択的拡大に対応して、同県酪農の健全な発展をはかるためには、飼料価格の安定と適正乳価の確保をはかることが当面の最も重要な課題であるから、次記事項をすみやかに実現されたいというのである。（一）政府は、昭和三十九年度における輸入飼料の払い下げ価格の値上げを考慮されているようであるが、政府が管理する飼料の値上げは、一般飼料の値上がりを助長し、ひいては畜産の健全な発展を阻害するおそれがあるので、この際、輸入飼料の値上げを中止すること、（二）畜産物の価格安定等に関する法律による現行の原乳安定基準価格は、実勢価格より著しく低いため、乳価安定の役割を果していない現状にあるから、昭和三十九年度のこれが決定にあたつては、農家の再生産を確保することを旨として、大幅に引き上げること。

二、請願の議決理由

酪農振興を推進している現下の農政の見地から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

新橋四丁目に場外馬券売場設置反対に関する請願外二件（請願者　東京都港区芝新橋二丁目二十二番地港区立桜田小学校ＰＴＡ斎藤正次郎外六千四百三十九名）（山口シヅエ君紹介）（第二四九八号）、同（請願者　東京都港区芝新橋三丁目十六番地高木広）（松山千恵子君紹介）（第三一四〇号）、同（請願者　東京都港区芝新橋三丁目三十二番地小西泰助）（粟山秀君紹介）（第三一四一号）、同（請願者　東京都港区芝新橋四丁目四十番地小林清吉）（神近市子君紹介）（第三一九〇号）、同外二件（請願者　東京都港区芝新橋四丁目四十六番地岩田公博外二名）（戸叶里子君紹介）（第三二四五号）及び同（請願者　東京都港区芝新橋六丁目五十番地菊地幸）（本島百合子君紹介）（第三三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在新橋駅西口広場新橋ステージにある場外馬券売場は、駅周辺都市計画により使用できなくなるので、日本中央競馬会では、昭和三十四年に買収した新橋四丁目四十六番地に高層ビルを建設して、そこに馬券売場を併設しようと計画しているが、次記理由により、同用地に建設するビル内に馬券売場を設置することを絶対に反対するというのである。（一）設置予定地は、港区立桜田小学校に隣接し、教育上よくないこと、（二）学校に付帯した小公園は、子供たちの唯一の遊び場であるが、放課後や土曜日、日曜日に馬券売場に集まる人々によりその遊び場が占領され、子供の生活と幸福が踏みにじられること、（三）馬券売場施設をこのような場所に設置することは、地域社会の環境を害し、その健全な発展を阻害し、青少年の善導育成上マイナスになるとともに、国をあげて非行青少年対策を行なつている現実に反すること。

二、請願の議決理由

この地域の健全な社会環境の確保と青少年の善導育成上の見地から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

豚肉の安定基準価格改定等に関する請願（請願者　鹿児島県川内市平佐町川内酪農協同組合長清水亨）（池田清志君紹介）（第二五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

畜産物価格安定制度が実施されているにもかかわらず、豚肉価格が従来以上に極端な変動をしているのは、豚肉の安定基準価格が低位におかれ、再生産確保の保証を養豚農民に与えていないところに原因があるから、豚肉の価格安定を実効あらしめるために安定基準価格を大幅に引き上げ、再生産を確保するよう措置するとともに、価格安定制度の運営を改善することが必要である。ついては、昭和三十九年度豚肉安定基準価格の決定に当たり、次記事項を実現されたいというのである。（一）豚肉の安定基準価格は、枝肉一キログラム当たり平均三百二十円以上とし、上位価格も適正に改定すること、（二）豚肉の買い上げに当つては、規格上に限定せず、等級別格差により全量買上げ措置をとること、（三）産地優先買上げと、買い上げ場所の拡大をはかること、（四）安定基準価格の市場間格差を撤廃すること。

二、請願の議決理由

昭和三十九年度の豚肉安定基準は、すでに決定をみたが、しかしながら、なお、その内容については将来十分検討すべきものがあると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

乳価安定制度の改正に関する請願（請願者　鹿児島県川内市平佐町川内酪農協同組合長清水亨）（池田清志君紹介）（第二五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行畜産物価格安定制度は、乳価支持機能をほとんど果さず、逆に乳価を低位にとどめる役割りを果しているから、現行制度にかわつて、所得を補償し、再生産を確保するため、生産者に対する不足払い制度を確立することが必要である。ついては、昭和四十年度からこれが実現できるよう早急に準備するとともに、昭和三十九年度原料乳安定基準価格を大幅に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

酪農振興を推進している現下農政の見地から本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

豊橋市高豊漁港の海岸浸食防止護岸築造に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議員水野安吉外七名）（福井勇君紹介）（第二七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県豊橋市高豊漁港海岸の浸食は、著しいものがあり、普通車両や耕運機等では運行できない個所がある状態で、はなはだ不便をきたしている。特に同地方は昨年来豊川用水の導入による農業構造改善事業が活発に行なわれ、また同海岸背後地一帯の未墾地開発の事業化も前記事業と並行して幅広く進展している実情にあり、これが海岸の浸食防止措置は緊急を要する。ついては、高豊漁港の海岸浸食防止護岸築造について、特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

高豊漁港区域内における海岸浸食防止のため護岸を築造して、国土の保全に資することは、同漁港の機能を十分発揮する上からも重要であり、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

専門農業協同組合の育成強化に関する請願（請願者　鹿児島市小川町百八番地鹿児島県畜産農協連合会副会長新留政光）（池田清志君紹介）（第二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民経済は著しい発展を示してきているが、それが著しいほど、非近代的な農業構造の欠点は、農家経済を一そう貧困に追い込んでおり、このことは、農家だけの問題でなく、農産物の供給、特に生鮮食料の供給を不円滑にし、価格の不安定、激動の原因となり、一般消費者の生活まで脅かしている状態である。ついては、次記事項を政治的または行政的に実施されるよう格段の配慮をされたいというのである。（一）農業構造の改善並びに営農合理化を容易ならしめるための農業者組織の促進及び運営に適するよう現行農業協同組合法の改正または別な法的措置を講ずること、（二）農協の設立、整備統合等に関する行政方針をすみやかに是正すること、（三）専門農協に信用事業兼営を認めるよう行政方針を改めること、（四）近代化資金の公平な融資を行なうよう強力な指導または措置をとること、（五）専門農協の育成強化に関する専任機関を、中央並びに地方に設け、積極的な行政指導を行なうこと。

二、請願の議決理由

農業の振興上、専門農業協同組合を育成強化されたいという、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農作業中における傷害事故保障制度の確立に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三六八七号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三六八八号）、同（請願者　長野県議会議員（羽田義知）羽田武嗣郎君紹介）（第三六八九号）、同（請願者　長野県議会議員　横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六一号）、同（請願者　長野県議会議員　尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八〇六号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三八〇七号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九一三号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九一四号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九一五号）、同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九六九号）、同（請願者　長野県議会議員松田晴男）（林百郎君紹介）

（第四二九八号）及び同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目七番地全国農民総連盟古賀了）（中村寅太君紹介）（第四九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各種農業機械と新しい農薬の使用は、農業の改善に大きな役割りを果している反面、農作業中の傷害事故が多くなり、かつ、重傷者を出している現状であるが、一般労働者は、種々の保障制度により保護されているのに、農業従事者には、何の保障もないため、零細な農家経営において、一家の中心である者が傷害事故を起こした場合、一家が悲惨のどん底におちいることになる。ついては、農作業中における傷害事故保障制度を早急に立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の安定を図るため、各種農業機械と新農薬使用による傷害事故に対し保障制度により保護されたいという本請願の趣旨は、十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

国内産牛乳による学校給食事業の法制化促進に関する請願（請願者　長野県議会議員福島進）（吉川久衛君紹介）（第三六九三号）、同（請願者　長野県議会議長風間和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三六九四号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三六九五号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七五九号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八〇八号）、同（請願者　長野県議会議長三ツ林弥太郎）（福永健司君外十二名紹介）（第三八七二号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九一六号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九一七号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九一八号）、同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九六七号）、同（請願者　長野県議会議員松田晴男）（林百郎君紹介）（第四二九七号）及び同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二千百二十八番地婦研多摩支部長中村恵子外三万八千八百十七名）（芳賀貢君紹介）（第四四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内産牛乳の学校給食事業は、牛乳の消費拡大と児童生徒の体位向上をはかるため、きわめて重要な事業であるが、従来同事業は、牛乳の需給調整の手段として実施されてきたために、その目的を十分達し得ない感がある。ついては、年間を通じ国内産牛乳の学校給食が実施できるよう、すみやかに学校給食事業の法制化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

酪農振興と学童の体位向上の見地から、国内産牛乳による学校給食事業を強化し、これが法制化を行なわれたいという本請願の趣旨は適切妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

山村振興法制定に関する請願（請願者　長野県議会議長　風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三七〇二号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三七〇三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三七〇四号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六四号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八一二号）、同（請願者　長野県議会議員柏木譲）（松平忠久君紹介）（第三八一三号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九二一号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九二二号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九二四号）及び同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山村地域における住民の所得水準は、他地域に比しきわめて低く、その所得格差は、今後ますます増大する傾向にあり、このような山村地域の後進性を打開し、画期的な振興発展をはかることは、目下の急務と確信する。ついては、伝えられるところの山村振興法（仮称）を早急に制定され、山村地域の開発振興を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

山村地域の後進性の打破と地域の画期的振興発展のための法的措置の早期実現を期せられたいという本請願の趣旨は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

海草天草人工栽培増産法に関する請願（請願者　東京都豊島区池袋二丁目千百二十五番地東海水産化学研究所長大野角次郎）（河野密君紹介）（第三九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は、寒天の主原料である天草の人工栽培増産法を十二年間研究した結果、昭和二十七年発明が完成し、特許庁より注目発明に選定され、この実施化試験も行ない、企業生産に着手しようと水産庁に歎願書を十余回も提出したが採用されず困却している。現在同庁が奨励している天然石による天草生産量は投石してから三年後に二メートル平方よりわずかに五グラム内外であり、しかも天然石の価格は二メートル平方五千五百円～六千円であるが、請願者の発明法によれば生産量は天然石のそれの二十五倍以上に達する上に、人工石の価格も天然石の半分以下でよいにもかかわらず、水産庁では天然石以外の人工石は採用しないと拒否している。ついては、天草の国内需要すら不足している現在、同庁の人工石投入による栽培増産法を拒否する理由を調査されるとともに、同発明法を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒天の主原料であるてんぐさの

増産を図り、沿岸漁業の振興を期することは妥当な措置と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

供給過剰甘しよでん粉を農産物価格安定法に基づく政府買入れに関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡横川町横川農業協同組合理事長安永直規）（池田清志君紹介）（第四一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年度甘しよでん粉の全国的生産量は七十万トンであつたが、現在までの流通量はその約五七％なので、でん粉生産者は、手持ち在庫四三％のでん粉を今後五ヵ月の間に流通消費しなければならないが、国産コンスの量産が甘しよでん粉の消費分野を大きく蚕食している上に、国内糖価の低落による水飴、ぶどう糖業界不振のために糖化物業界の手持ち甘しよでん粉が、約一ヵ月半以上保有されている現状を考えると、本年九月末において、約十万トンの供給過剰が必至と思われ、その結果、でん粉製造企業者の倒産あるいは大出血だけでなく、今秋生産される甘しよの流通と価格に大影響を与えるものと深く憂慮される。ついては、政府は、この急迫情勢に即応するため、すみやかに農産物価格安定法を適用して、供給過剰とみなされる甘しよでん粉十万トンを即時買い上げるとともに、買い入れ期限を八月三十日まで延期されるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

甘しよでん粉生産者と甘しよでん粉生産農家の経営安定をはかるうえから、本請願の趣旨は十分検討すべきものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農業構造改善事業推進に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡樋脇町長肝付兼凞）（池田清志君紹介）（第四一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、農業の近代化を促進するため、農業構造改善事業を推進しているが、同事業に対する政府の財政措置が十分でなく、また事業実施の前提となる土地の集団化等による所有権移転などの登記が、現行法令ではきわめて複雑困難なため、同事業推進上の一大隘路となつている。ついては、同事業に対する事務費補助を大幅に増額するとともに、特別措置を講じて登記手続きを簡素化し、同事業の円滑な推進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業構造改善事業は、わが国農業の近代化を図るための重要施策であり、同事業の円滑な推進を期するには、その事務費補助の大幅増額、手続きの簡素化等の措置を講ずる必要があると思考される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

串木野市の大六野防災ダム建設費国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市長満留正光）（床次徳二君紹介）（第四一二三号）、同（請願者　鹿児島県串木野市議会議長中島一郎）（上林山榮吉君紹介）（第四一四五号）及び同（請願者　鹿児島県串木野市議会議長中島一郎外一名）（上林山榮吉君紹介）（第四八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県串木野市を貫流する五反田川は、中流部の七百五十メートルと、河口付近の千メートルを除くほかは全域にわたり未改修のため、洪水のつど堤防、井堰などを破壊し、また自然河川のため冠水個所も多く、年々莫大な被害を与えている。この対策として上流に大六野防災ダム（調査結果では、堤高三十五メートルとすると満水面積二十五、五〈クタール、総貯水量三百万立方メートル、有効貯水量百九十万立方メートル）を築造すれば、下流域の災害は完全に解消され、かつ干害も防止されるのみならず、現在計画中の同市農業構造改善事業とも関連し、将来にわたつて、はかり知れない効果をもたらすものと思量される。ついては、右防災ダム建設を国庫補助事業として取り上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

耕地の乏しい串木野市地域の農業経営の安定をはかるため、当該地域において防災ダムを築造することは妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

農畜産物の価格安定に関する請願（請願者　鹿児島市小川町百八番地鹿児島県農協中央会近藤俊夫）（池田清志君紹介）（第四二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業基本法は他産業との所得格差是正のため、自立農家の育成や協業の助長を中核とし、あわせて選択的拡大や主産地形成を推進して農業の近代化を行なうことを指向しているが、これら自立経営育成の構造政策が十分な展開を果し得ないうちに本格的な開放経済に入つたので、農家の所得をささえる方策として、直接的に農産物価格の安定策に対する期待は、一そう高まらざるを得ない。ついては、次記諸点について長期的視野に立つて、農畜産物の抜本的価格政策を講じられたいというのである。

（一）指定産地制度の強化拡充をはじめ、野菜価格安定対策事業の拡充強化、中央及び地方の流通機構の整備等をはかること、（二）カンショについては、原料基準価格の算定に当り、諸物価の高騰、労賃の値上がり等を十分考慮され、価格を大幅に引き上げるとともに、基準歩どまりに応じた完全スライド制を実施し、かつ基準価格を早急に決定すること、（三）粗糖の輸入自由化に伴いでん粉の消費減退が懸念され、でん粉価格の暴落を引き起しつつあるので、国内でん粉に対する優先使用方針を堅持し、消費拡大措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

農業の近代化を図るため、農畜産物の抜本的価格政策を講じられたいという本請願の趣旨は、誠に妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

土地取得資金及び自作農維持資金の貸付条件緩和に関する請願（請願者　鹿児島市小川町百八番地鹿児島県農協中央会近藤俊夫）（池田清志君紹介）（第四二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林漁業経営構造改善資金融通制度における土地取得資金の融資については、担保と保証人が必要とされるが、従来の評価による規程では、鹿児島県のような低開発地域においては、担保能力がない上に、保証人が底をつき、資金が流れにくい状態なので、財政資金の妙味が発揮されないうらみがある。ついては、次記事項について措置されたいというのである。

（一）土地取得の担保設定の評価は、固定資産税評価額の一・七―二・二倍程度であるのを、少なくとも時価相当とすること、（二）従来の自作農維持創設資金のうち、一号、二号の各資金の利率は五分、構造改善資金については、地区内は年四分、地区外は四分五厘であったものを本年度から一括三分五厘に引き下げられたが、現在までに貸し付け済みの土地取得資金についても遡及して三分五厘に引き下げること、（三）現在の自作農維持資金の利率は、従来どおり年五分に据え置かれたが、少なくとも土地取得資金同様に引き下げること、（四）資金手続きについての簡素化とともに貸し付け決定までの期間を短縮すること。

二、請願の議決理由

低開発地域における農業振興のうえから土地取得資金及び自作農維持資金の金利引下げ等貸付条件緩和をせられたいという本請願の趣旨は妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

昭和三十九年産なたねの基準価格に関する請願（請願者　佐賀県小城郡芦川村古賀徳外二千七百三名）（三池信君紹介）（第四二二〇号）、同（請願者　佐賀市西与賀町元相応山田要一外二千二百一名）（井手以誠君紹介）（第四二八一号）、同（請願者　佐賀県伊万里市木須町黒川太郎外二千五百六十二名）（大坪保雄君紹介）（第四三五三号）、同（請願者　福岡県浮羽郡田主丸栗木勇次郎外千九百四十六名）（稲富稜人君紹介）（第四三八〇号）、同（請願者　福岡県三井郡小郡町三千八百四十番地榊新蔵外千七百十二名）（荒木萬壽夫君紹介）（第四三九一号）、同（請願者　福岡県甘木市甘木町百二十九番地桜田延之助外九百四十八名）（中島茂喜君紹介）（第四三九二号）、同（請願者　福岡県柳川市北間四百五十七番地高田卯吉外千三百六十名）（山崎巌君紹介）（第四三九三号）、同（請願者　佐賀県小城郡小城町永の間俊三外二千百八十一名）（八木昇君紹介）（第四四〇五号）、同外二件（請願者　鹿児島県姶良郡溝辺町有川野間達美外六百二十二名）（中馬辰猪君紹介）（第四四二七号）、同外三件（請願者　鹿児島県日置郡金峰町宮崎二千七百七十三番地坂口二郎外千九百五十八名）（床次徳二君紹介）（第四四二八号）、同外十三件（請願者　福岡県嘉穂郡稲築町農業協同組合長西田理八郎外四千五百十九名）（野見山清造君紹介）（第四四二九号）、同（請願者　福岡県糸島郡志摩村御床四百六十六番地友納健外二千二百十一名）（中村寅太君紹介）（第四四三八号）、同外三件（請願者　福岡県鞍手郡若宮町農業協同組合長石井邦太郎外四千八百三十五名）（三原朝雄君紹介）（第四四三九号）、同（請願者　青森県十和田市滝沢字横倉今泉武夫外三千五百五十六名）（森田重次郎君紹介）（第四四四〇号）、同外五件（請願者　熊本県八代市中北町字野三男外九百三十四名）（坂田道太君紹介）（第四四五四号）、同外八件（請願者　福岡県八女郡上陽町農協組合長小川利雄外四千六百八十六名）（荒木萬壽夫君紹介）（第四五二〇号）、同外二件（請願者　福岡県朝倉郡三輪町農業協同組合米倉茂俊外千五百二名）（中島茂喜君紹介）（第四五二一号）、同外十六件（請願者　福岡県八女郡黒木町農業協同組合長大坪良雄外一万二千九百十五名）（山崎巌君紹介）（第四五二二号）、同外十六件（請願者　福岡県筑紫郡筑紫野町上古賀六十二番地萩尾定外七千一名）（中島茂喜君紹介）（第四五四八号）、同（請願者　青森県東津軽郡平内町梅木喜代治外三千五百五十五名）（竹内黎一君紹介）（第四六七一号）、同外七件（請願者　熊本県阿蘇郡白水村大田黒守外千六十五名）（藤田義光君紹介）（第四六七二号）、同（請願者　宮崎県児湯郡川南町大字川南一万三千五百八十三の三番地日高竹夫外六百九十一名）（相川勝六君紹介）（第四七六一号）、同（請願者　宮崎県北諸県郡中郷村堀之内芳熊外三千六百九十名）（瀬戸山三男君紹介）（第四七六二号）、同（請願者　宮崎県佐土原町大字佐土原斉藤兵次郎外八百十名）（川野芳満君紹介）（第四八五九号）及び同（請願者　宮崎県東諸県郡国富町本庄日高安男外百八十四名）（小山長規君紹介）（第四八六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大豆なたね交付金法は昭和三十六年に制定されたが、同法による基準価格は、諸物価及び労賃が値上がりしたこんにちにおいても、依然として低価格のまま抑制されており、このため年々農家の生産意欲は減退しつつある。ついては、農業基本法にうたわれている農家の所得を他産業並みに確保する趣旨からも、昭和三十九年産なたねの基準価格は、物価労賃の上昇に見合い、かつ生産費及び所得を十分補償する価格に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家の所得向上の見地から、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

米の需給体制確立に関する請願（請願者　神戸市生田区下山手通四丁目兵庫県農業会議会長岩谷源治）（山下榮二君紹介）（第四二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米は、わが国農業の基幹作物であり、安易に外国産米をもつて需給を満たすことができるものではないが、しかし現在、農村における労働力の流出と、低い政府買い入れ価格による農業者の米生産に対する意欲の低下、さらに農業用

地の転用の増加と水田の地力の減退による米作収量の低下は、消費量の増大と相まつて、国内米の需給を逼迫させている状態である。ついては、農業政策の推進にあたりこの点を検討するとともに、米穀政策については国内米による需給体制の確立を基調として、次記事項を実現されたいというのである。（一）生産者米価を大幅に引き上げ、政府買い入れ数量の増大をはかること、（二）新たに地域銘柄格差を設けること、（三）酒造好適米に対する特別加算を増額するとともに、各種加算金を大幅に引き上げること、（四）米の生産性向上の積極的施策を講じ、生産意欲の高揚をはかるとともに、食糧の自給体制を確立すること、（五）集荷及び保管に要する経費を大幅に増額して万全を期すること、（六）消費地への配給を円滑にするため、輸送体制の強化確立をはかること。

二、請願の議決理由

米穀生産の安定的発展のため、米穀政策の樹立にあたり、本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

果樹共済制度の早期実施に関する請願（請願者　福島県議会議長佐川幸一）（天野光晴君紹介）（第四三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

果樹農業は、近年の果実消費動向の急激な伸長に伴い、農業経営の一翼をになう成長部門として、きわめて重視されているが、その経営は、生産過程において多大な資本投下を要する反面、凍霜害、風水害などの気象災害を受けやすく、かつ米、麦、蚕繭などのような価格安定対策及び共済制度がないために、常に不安定な状態におかれており、福島県の果樹農業も今次の凍霜害により、再生産の意欲を失うほどの深刻な被害を受けている。伝えられるところによると政府は、果樹共済制度化を目途に目下調査中の由であるが、福島県の災害にかんがみ、農業災害補償法の改正等、所要の措置を講じ、価格安定対策と、果樹共済制度をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

果樹振興の重要性にかんがみ、果樹共済制度をすみやかに実施されたいという本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

甘しよでん粉の無制限買入れに関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志外一名）（山中貞則君紹介）（第四四〇六号）及び同外一件（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村農業委員会長松山定吉外一名）（池田清志君紹介）（第四九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、去る五月十四日、甘しよでん粉二万五千トンの買い入れ措置を明らかにしたが、甘しよでん粉市況は、買い入れ基準価格を大きく下回つており、その後も悪化の一途をたどつているので、このまま推移すれば、甘しよでん粉生産者の損失が増大することは必至であるばかりでなく、昭和三十九年度における甘しよの生産意欲と適正価格の維持に対し、重大な影響を及ぼすことになり、憂慮される。ついては、低迷を続けている甘しよでん粉市況の回復をはかり、甘しよでん粉生産者と甘しよでん粉生産農家の経営安定をはかるため、農産物価格安定法の趣旨に沿い、甘しよでん粉の無制限買い入れを早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

甘しよでん粉生産者と甘しよでん粉生産農家の経営安定をはかるうえから、本請願の趣旨は十分検討すべきものと思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

生産者米価算定方式の確立に関する請願（請願者　宮崎市宮田町一丁目九十七番地宮崎県農民連盟委員長温水三郎）（相川勝六君紹介）（第四四二五号）及び同（請願者　宮崎県北諸県郡高城町大井手黒木健）（瀬戸山三男君紹介）（第四四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、農業の近代化を促進しているが、農業と他産業間及び地域間の所得格差は依然として縮小されず、農業基幹労働力の他産業への流出によつて、農業近代化の推進力は、質、量ともに著しく低下しつつあり、さらに園芸及び畜産物の価格安定対策が弱いために、農業生産の選択的拡大の将来もきわめて不安定な実情にある。ついては、農業と他産業間の所得格差を是正し、あわせて農業者の生産意欲を高めるために、昭和三十九年産米の生産者価格算定に当り、次記の算定方式を採用し、生産費及び適正な所得の補償を完全に実現されたいというのである。（一）食糧管理法の趣旨を尊重し、生産費及び所得補償方式によつて算定すること、（二）八〇％パルクライン方式による平均生産費に地代を加算したものを基本米価とすること、（三）家族労働については、労働省の毎月労働統計に基づく五人以上の規模製造業の男女込み平均賃金に、法定外福利費を参酌したものによつて評価すること、（四）稲作費用（減価償却費を除き、家族労働を含む）については、全国農協中央会の昭和三十七年産米作に使用された借入金についての調査による実態借入金利率を適用し、月別積数計算を行なうこと、（五）地代については、全国農業会議所の昭和三十八年度水田の小作料補完調査に基づく支払い小作料によること。

二、請願の議決理由

農家経済の中枢を占める米価の決定にあたつては、農業と他産業との所得格差の是正の見地から、本請願の趣旨を十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

食糧自給政策の確立強化に関する請願（請願者　宮崎市宮田町一丁目九十七番地宮崎県農民連盟委員長温水三郎）（相川勝六君紹介）（第四四二六号）、同（請

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

願者　宮崎県北諸県郡高城町大井手黒木健）（瀬戸山三男君紹介）（第四四三七号）、同外十四件（請願者　滋賀県高島郡高島町大字黒谷七百六十四番地岸田半之丞外六千四百八十三名）（宇野宗佑君紹介）（第四五四六号）、同外二十二件（請願者　滋賀県近江八幡市小船木町塚本伝一郎外一万八百七十八名）（草野一郎平君紹介）（第四六一一号）、同外五件（請願者　滋賀県八日市市辺町八百九十二番地谷喜助外三千六百三十二名）（宇野宗佑君紹介）（第四六七〇号）、同外十一件（請願者　滋賀県愛知郡愛知川町川久保西川善助外五千五百七十七名）（宇野宗佑君紹介）（第四八五七号）、同外一件（請願者　滋賀県甲賀郡信楽町大字牧中西弥一郎外二百二十七名）（宇野宗佑君紹介）（第四九三六号）、同外十七件（請願者　滋賀県東浅井郡虎姫町農業協同組合長田中勝美外七千五百十四名）（草野一郎平君紹介）（第四九三七号）、同外二件（請願者　滋賀県滋賀郡堅田町橋本隆介外千四百四十四名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四九三八号）、同外六件（請願者　滋賀県長浜市東上坂町九百八十一番地北郷里農業協同組合長理事大塚伝次外三千九百七十四名）（草野一郎平君紹介）（第四九六八号）及び同外八件（請願者　滋賀県高島郡マキノ町浦上田利喜雄外二千二百七十三名）（西村関一君紹介）（第四九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧自給度の向上をはかることは、わが国経済発展の根幹をなすものである。しかるにここ数年来、貿易の自由化が推進され、食糧の輸入が激増しているが、食糧自給に関する方策はきわめて不十分である。ついては、最近の食糧需給の実情にかんがみ、食糧の自給度の向上をはかるための基本方針を確立するとともに、適正な農産物価格を実現し、農民の生産意欲を高めるために、各般の具体的施策を強力に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧自給の向上の見地から、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

配給米の確保対策に関する請願（請願者　滋賀県愛知郡秦荘町上蚊野水野栄治郎外六百九十二名）（宇野宗佑君紹介）（第四五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧庁は、卸業者、小売業者の米の配給実績を調査し、業者への配分割り当てを引き締めているので、小売業者は消費者の需要に応じられず、ために二大都市では闇米を配給米に混入して消費者の要求に応じている現状であるが、本年八月―九月の端境期には、この闇米さえ求めることができにくくなり、さらに政府の現在の考え方では、生産者は、早場米も出荷できず、配給米の確保は困難となりまことに憂慮にたえない。ついては、この端境期を切り抜けるため、早場米を政府に売り渡すことができるよう対策を講じるとともに、次記事項を措置されたいというのである。（一）早期出荷米に特別加算金を支払うこと、（二）高格米価を早期に決定すること。

二、請願の議決理由

国民食生活の安定の見地から、本年八月―九月の端境期を切り抜けるため、早場米を政府に売り渡すことができるよう対策を講じられたいという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

食糧自給政策確立及び昭和三十九年産米価に関する請願（請願者　岡山市東田町五十三番地の三岡山県農業協同組合中央会長川上光市）（小枝一雄君紹介）（第四五一八号）、同（請願者　岡山市東田町五十三番地の三岡山県経済農業協同組合連合会長瀬謹治）（藤井勝志君紹介）（第四五一九号）、同（請願者　岡山市東田町五十三番地の三岡山県農業協同組合中央会片岡馬寿男）（藤井勝志君紹介）（第四五四九号）、同（請願者　鳥取市東品治町鳥取県農協米価対策本部長加藤重蔵）（古井喜實君紹介）（第四八六一号）、同（請願者　福島市中町七番十七号福島県農業協同組合中央会長水野谷友次郎）（天野光晴君外一名紹介）（第四九三三号）、同（請願者　奈良市高天町一番地奈良県農業協同組合中央会長竹村奈良一）（奥野誠亮君紹介）（第四九三四号）、同（請願者　岐阜市今小町八番地岐阜県農業協同組合中央会長松野幸泰外四名）（三田村武夫君紹介）（第四九三五号）、同（請願者　福島市中町七番十七号福島県農業協同組合中央会棚辺四郎）（亀岡高夫君紹介）（第四九七〇号）、同（請願者　福島市中町七番十七号福島県農業協同組合中央会我妻広吉）（澁谷直蔵君紹介）（第四九六一号）及び同（請願者　福島市中町七番十七号福島県農業協同組合中央会緑川貞雌）（粟山秀君紹介）（第四九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における食糧需給の実情は、貿易の自由化と輸入食糧の激増をみても明らかに食糧自給に関する政策が不十分であるから、農民の生産意欲を向上し、食糧自給をはかるため、これが基本方針の確立と適正農産物価格の実現のために必要な各種施策を実施されたい。また政府に売り渡す米の価格は再生産を補償するところで決定されるべきであるから、昭和三十九年産米価は生産費及び所得補償方式による八〇％パルクライン農家の生産費を基礎に基本米価を決定するとともに、次記事項を措置されたいというのである。（一）時期別格差、もち米加算はワク外として基本米価に加算すること、（二）米供給量の増大をはかるため、特別加算及び特別集荷奨励制度を設けること、（三）予約米申込み加算、特別加算、予約売り渡し米に対する減税措置（所得税及び住民税）は前年どおりとすること。

二、請願の議決理由

農民の生産意欲を向上し、食糧自給を図かる見地から本請願の趣旨は十分検討する必要があると思料される。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

定価　一部　十五円（ただし良質紙は二十円）（配送料とも）
発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京（九二一）〇〇代（九三一）〇〇代
官報　払い

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十九年六月二十六日

○第四十六回国会　衆議院会議録追録（三）

請願に関する報告書

〔第四十二号（その一）参照〕

農林水産委員会

部分林の分収率引き上げ等に関する請願（請願者　福島県東白川郡石殿町長根本慶福外一名）（澁谷直藏君紹介）（第四六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項について措置されたいというのである。（一）部分林の分収率は、三官七民の比率であるが、この比率は現在営林署が貸し付けている賃貸料から見ると、非常に高額であるから、同比率を一官九民に改めること、（二）部分林設置個所は、地域住民の生活上不可欠のものであるから、希望者に反当り三千円程度で払い下げること、（三）現在営林署が貸し付けている山林耕地等は民間にも解放した事実に基づき、希望者にすみやかに解放すること。

二、請願の議決理由

山村地域を振興発展させる上において本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

木炭産業安定の恒久的対策確立に関する請願（請願者　鹿児島市山下町二十三番地鹿児島県林業会館内鹿児島県木炭振興協会連合会長柴立芳文）（池田清志君紹介）（第四九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木炭産業は、需要面においては他種の輸入燃料の供給に伴う家庭燃料消費動向の変化、消費面においては木材需給構造の変化に伴う原木の確保難等、重大な危機に直面している。ついては、すみやかに木炭産業安定のための恒久的対策を確立されるとともに、当面次記事項について適切な措置を講じられたいというのである。（一）木炭生産は危険度の高い山間部において行なわれるため、諸災害による罹災率は著しく高くやむを得ざる自主的対策として現在二十五県において災害見舞的な共済対策が実施されている状況にあるので、これを昭和四十年度においては国の具体的対策として実現できるように緊急に善処すること、（二）製炭者は不便な山間部に広く分布するので、その生産指導の体制を強化することが必要であるとともに、木炭生産を共同的に機械化して所得の増加をはかり、かつその生産木炭の流通の正常化をはかることがきわめて重要であるから、これが総合的に推進できるよう、緊急な拡充措置を講ずること。

二、請願の議決理由

最近劣退のきざしを示している木炭産業の恒久的安定対策として本請願の趣旨は、きわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

農林水産委員長　高見　三郎

衆議院議長船田中殿

運輸委員会

相馬港の早期完成に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八六号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

相馬港建設事業は、着工以来三年目を迎え、さらに新規八カ年計画の検討がなされているが、港湾の乏しい福島県にあつては、本港の建設は産業、交通、文化の発展に重要な役割を果たし、同時に新しい門戸として背後地山形、宮城等他県にまたがる広域な経済活動の起点となること明らかであるから、同港を早期完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の産業経済の発展をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

磐越東線の輸送強化対策に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八七号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

磐越東線は観光ブームによる旅客の増高で予定営業指数の百四十四を七%も上回つている上、常磐、郡山地区の新産業都市指定に伴い利用度が高められること必至であるから、同線の輸送体制の強化策としてディーゼルカーの配車により全面機動化をはかり、一時間単位八十五、六キロの完全運行を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

磐越東・西線の電化促進に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八八号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦

吉君外一名紹介）（第七四〇号）

一、請願の要旨及び目的

磐越東・西線は太平洋と日本海を結ぶ横断鉄道であるとともに、このたび指定を受けた新産業都市常磐郡山地区並びに新潟地区を結ぶ重要な産業鉄道であり、日を逐つて進展する経済活動により、交通の高度の利用が痛感されつつある現状である。ついては、輸送体制の確立と地域産業振興のため早急に同線の電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を増進するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

水郡線の準急増発に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水郡線は準急行列車、石川―上野間一本を運行しており、地域住民の利便ははかり知れないものがあるが、ことに最近は福島市への往復旅客が逐次増加している実情なので、住民福利のため、水戸始発郡山経由福島までの準急行列車を運行されたいというのである。

一、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

常磐線の全線電化及び複線化に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第九〇号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線四倉駅以北岩沼駅間には、久の浜の避難港、大熊町地内に建設予定の電子力発電所、建設途上にある相馬港、その他数多くの観光資源があるが、国鉄新五ケ年計画により常磐線が電化、複線化されるのは四倉駅までで、同駅以北は中央幹線建設のため、具体的に計画されておらず、まことに遺憾である。ついては、四倉駅より岩沼駅まで電化、複線化を実現され、鉄道輸送の近代化をはかり、地域住民の要望に応じられたいというのである。

二、請願の議決理由

国内輸送力の整備をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

国鉄備作線建設に関する請願（請願者　岡山県和気郡和気町大字衣笠九百四十五の三番地国鉄備作線建設協議会長日笠政治）（小枝一雄君紹介）（第四四三号）、同（請願者　岡山県英田郡英田町長青山茂）（逢澤寛君紹介）（第四八〇号）、同（請願者　岡山県赤磐郡吉井町黒沢千六十三番地直原恒）（亀山孝一君紹介）（第七三一号）及び同（請願者　岡山県久米郡福渡町福渡岸実外三十七名）（和田博雄君紹介）（第八三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄備作線建設計画は、岡山県東部地域の吉井川及びその支流吉野川流域地帯と新産業都市地域及び東部工業地域等の県南工業地帯とを鉄路で直結しようとするものであり、関係地域が膨大な土地、労働力、地域資源を有しながら、経済的な流通路線に恵まれないため、県南工業地域の直接の後背地帯として造成することにより、地域経済の近代化と飛躍的発展を期することを目的としている。ついては、地域開発の基盤となるこれが計画をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方産業の発達に資するため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場を併用する大型空港開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに鹿児島、沖縄間の定期航空路線が全日空に対して免許になり、現在運行されているが、今後鹿児島県としては世界民間航空界におけるジェット化が急速に進展し、その輸送量も著しい躍進を示しつつあるとき、これらの使用に耐え得る飛行場の建設、特に大型空港の開設が大きな課題となつている。しかしながら、新たに飛行場を建設することは莫大な経費を要するとともに、種々困難な問題が予想され、その実現はのぞみ得ない現状であるが、このことは、海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場を併用することによつて、解決できる問題であり、国家財政の見地から、また早期実現の面からみて最も当を得たことと考える。ついては、海上自衛隊鹿屋航空隊の飛行場を併用する大型空港の開設を早急に措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における航空路線の重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

遠洋漁業の海難救助態勢改善に関する請願（請願者　高知県室戸市室津今本幸外一万二百八十名）（濱田幸雄君紹介）（第五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遠洋漁業は、気象海象の変化しやすい洋上が職場であるため、台風や低気圧による遭難事故が多いが、日本の巡視船は老朽船が多く、しかも小型で速力も遅いために救助に間に合わなかつたり、遭

難現場へ行くことができなかつたために尊い命が奪われていると聞いており、また南方洋上での救助は米軍の出動を頼らねばどうすることもできない状態にある。ついては、海難救助を一刻も早く改善するため、次記事項を措置されたいというのである。（一）南方洋上にも出動できる大型巡視船の建造と大型航空機、ヘリコプターを各管区海上保安部に設置すること、（二）気象救助関係費を国庫負担とすること、（三）関係官庁、民間団体による救助機関を常設し、陳情の有無にかかわらず救助活動を迅速にすること。

二、請願の議決理由

遠距離海域における海難救助について万全を期するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

蒲郡港の港域拡張に関する請願（請願者　愛知県蒲郡市長逸見彦太郎外二名）（福井勇君紹介）（第五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蒲郡港は、その後背地帯が昭和三十八年七月東三河工業整備特別地域に指定されており、さらに十二月の閣議において重要港湾に決定され、昭和三十九年度から五カ年計画で一万五千トン級四バース、一万トン級一バース、五千トン級五バースの接岸岸壁を建設することになり、いまや同港は港勢圏諸地域一帯の工業開発にますます重要性を加えつつある。ついては、船舶の大型化、貿易の自由化等に対処するため、港域法による蒲郡港の港域を橋田鼻南端から一一〇度に引いた線、三谷ケ鼻から二〇〇度に引いた線及び陸岸に囲まれた海面に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

蒲郡港の港勢の発展に対応し、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

伊勢湾高潮防波堤の開口部計画改善に関する請願（請願者　名古屋市港区港本町五丁目十二番地愛知地区平水海運組合理事長吉村庄三郎外十八名）（春日一幸君紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊勢港高潮防波堤の開口部幅員の当初の計画は、名古屋港に出入りする小型船舶の通航を全く不可能とし、また大型船舶の通航に対しても多大な障害を及ぼして、名古屋港の機能衰滅を招き、関係者の生業破滅を生じることは明らかであるから、当初計画の執行をやめて、次記事項のとおり実施されたいというのである。（一）小型船用開口水路は常時最大潮流三マイル以下を確保するよう設計すること、（二）大型船用開口水路は入港船用水路と出航船用水路の二カ所を設けること、（三）堤外海上に小型船用待避施設を設けること、（四）今後の入港船の船型大型化に備え、開口部の幅員水深をできるだけ大きくすること。

二、請願の議決理由

名古屋港に出入する船舶の運航の安全を確保するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

国鉄の安全確保に関する請願（請願者　岡山県和気郡和気町大田原亀雄外千九百名）（山崎始男君紹介）（第九七四号）、同（請願者　岡山県御津郡御津町矢原小西克巳外二千三百三十一名）（和田博雄君紹介）（第九七五号）及び同外二件（請願者　和歌山市大谷松下念外五千百十二名）（田中織之進君紹介）（第一八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄の安全を確保するため、次記事項を早急に確立されたいというのである。（一）国鉄の経営方針を、安全第一主義に改めて、抜本的な安全設備の充実をはかること、（二）過密列車ダイヤを再検討して、危険な箇所での安全運転の措置をとること、（三）踏切の立体交差を行なうこと、（四）合理化による首切り、配置転換、人員削減及び生活などによる職員の不安を解消して、職務に専念できるよう配慮すること。

二、請願の議決理由

国鉄の安全輸送が切実に要望されている現在、請願の趣旨につき真剣に検討するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

旧小倉駅に電車駅設置等に関する請願（請願者　福岡県北九州市小倉区室町西部発展期成会長浅田磯太郎外八名）（藏内修治君紹介）（第一三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小倉駅の乗降客は一日平均五万名以上に達し、その混雑は実に驚くべき状態であり、昭和三十六年頃の調査によつても、乗降客の三分の二は室町、大門方面に流れているのに、西部に通ずる道路がないため、通勤者は常盤橋、勝山橋を迂回しなければならず時間と労力を空費している状態であり、これが交通事故の原因ともなつている。ついては、旧小倉駅に電車駅を設置されたい。また国鉄当局は、旧小倉駅の施設を利用した車扱貨物駅設置を強行しようと予算化を急いでいる由であるが、同地は百余万の人口を擁する北九州市とその周辺都市を含む地域の貨物を扱う車扱駅設置には不適当であり、国鉄としても不適当とは認めながら同計画を強行しようとしているもので、旧小倉駅跡に大貨物駅を設置することは地形上、敷地面積、大量の貨物を搬入する道路の構造等の点からいつて絶対に無理と考えられるから車扱貨物駅設置については、さらに研究を重ねることとし、旧小倉駅跡を利用することは取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

諏訪市中浜大踏切道拡張に関する請願（請願者　長野県諏訪市上諏訪諏訪交通安全協会長村松一郎外十一名）（原茂君紹介）（第一三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道二十号線中の通称中浜大踏切道は、幅員八・五メートルに過ぎないばかりか、S字状の中心部において中央東線と交差するため、諸車の通過の際、踏切上において相互通行が不可能であり、一方交通を余儀なくされている実情にある。特に朝夕のラッシュ時には、同踏切を数千人が通行する中を大型車をはじめ各車が通過することは難渋の一語に尽き、また踏切上での車両停止もしばしばあり、これが原因となつて諏訪市内の交通の流れが阻害されている。ついては、同踏切道の幅員を二十メートルに拡張して自動車その他の交通を円滑にし、交通事故を未然に防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の交通の安全をはかる等のため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

播磨灘における特定水域撤廃に関する請願（請願者　兵庫県姫路市飾磨区妻鹿九百七十一番地　播磨漁友会長福沢勘一）（田中武夫君紹介）（第一六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

播磨灘及び同北航路は、古くから開発されている好漁場であつて、小型底びき網、船びき網を主体に多種多様の漁法により、零細な沿岸漁業者が昼夜を問わず操業している現状にあり、特に北航路周辺は操業密度がきわめて高く、播磨地区漁民の八〇％が依存している海域である。しかるにこれらの海域は特定水域に指定されているため各種の制限を負わされ、特に一般航行船舶に対し、漁労中の漁船まで避航義務を課されていることは、潮流、底質等が漁、不漁の重要な要素となつている漁業の特殊性にかんがみ、余りにも一方的な規制であり、漁業者にとつては必然的に漁場の制約を受け、漁業生産に重大な支障をきたし、漁民生活に埋不尽な圧迫と脅威を与えるものである。ついては、播磨灘のほとんどの海域の掃海が完了している現在においては、特定水域として存置する理由は全くないから、早急に撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における漁業生産の拡大をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

交通の安全対策に関する請願（請願者　神奈川県厚木市厚木二千七百五番地清水定隆外三百名）（井岡大治君紹介）（第一九三四号）、同（請願者　埼玉県北足立郡新座町片山九十六番地森茂雄外百三十三名）（久保三郎君紹介）（第一九三五号）、同（請願者　神奈川県川崎市生田六百四十四番地直井正外三百八十二名）（五島虎雄君紹介）（第一九三六号）、同（請願者　東京都江東区北砂町六丁目百四十番地斎藤久子外三百八十七名）（勝澤芳雄君紹介）（第一九七二号）、同（請願者　東京都渋谷区幡ケ谷三丁目六十二番地溝口仙吉外四百六十名）（泊谷裕夫君紹介）（第二二三六号）、同（請願者　東京都板橋区船渡町一丁目二十七番地江田信助外三百六十名）（島上善五郎君紹介）（第三五〇三号）、同（請願者　埼玉県深谷市宮ケ谷戸百八十三番地高野久夫外百二十八名）（加藤進君紹介）（第四六九八号）、同（請願者　千葉市幕張町五丁目四百八十八番地池田信之外百六名）（川上貫一君紹介）（第四六九九号）、同（請願者　神奈川県大和市上和田千七百十番地水谷久美子外九十二名）（谷口善太郎君紹介）（第四七〇〇号）及び同（請願者　東京都中野区本郷通り一丁目三十番地飯田信夫外百十八名）（林百郎君紹介）（第四七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

交通事故を一刻も早くなくすことは、全国民の悲願である。ついては、次の諸点を早急に措置されたいというのである。（一）過密ダイヤをやめて、余裕をもつたダイヤ編成をすること、（二）道路を政府の責任において、交通量に見合つた状態に整備すること、（三）交通関係従業員の定員の大幅増員、時間短縮による極度の緊張感からの解放と待遇を改善すること、そのために合理化、減員など絶対に行なわないこと、（四）交通安全に関する必要法案を整備改善すること。

二、請願の議決理由

国鉄の事故対策が社会問題としてクローズアップされている現在、請願の趣旨につき真剣に対処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

国鉄の安全輸送確保に関する請願（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二〇四二号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（中澤茂一君紹介）（第二〇六四号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第二五〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第二六〇二号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第二六〇三号）、同（請願者　長野県議会議員小埼秀雄）（増田甲子七君紹介）（第二六〇四号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第二七九六号）、同（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三六一八号）及び同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第四〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄は、その最大の使命として安全、正確、迅速をモットーとして経済の発展、文化の交流に寄与し、その公共性からも国民に安心して利用されなければならないものであるが、最近の相次ぐ事故の発生をみるとき、まことに憂慮にたえないものがあり、ことに一昨年の三河島事故、昨年の鶴見事故とその規模も犠牲も大きくなる傾

向にあるとき、今後またいつ重大事故が発生するかもはかり知れないものがある。現在の国鉄経営の状態は、ややもすると企業性を強調するあまり、人命軽視の傾向がうかがわれ、過密ダイヤ、経費の圧縮による安全諸設備の不足、合理化による要員削減が直接、間接に事故の原因となつているものと考えられ、また、幹線中心の営業方針についても、ローカル沿線住民にとつては大きな不満と不安を抱かざるを得ないものである。しかし、この解決をひとり国鉄にのみ求めても現状の国鉄経営の姿では不可能と考えられるので、特に政府においても、この安全確保と事故絶滅のために積極的対策を樹立するとともに、財政投資をも英断をもつて実施し、公共性に立脚した本来の企業体としての国鉄として、国民が安心して利用できるようにする必要がある。ついては、当面次記事項について措置されたいというのである。（一）国鉄整備の計画を緊急にたて、その必要資金は政府において措置すること、（二）公共性のために行なつている運賃割引等は、国が負担すること、（三）踏切の整備改良促進を国の責任において行なうこと、（四）安全確保のための諸設備改良促進を国の責任において行なうこと。

二、請願の議決理由

国鉄における安全輸送が切実に要望されている現在、請願の趣旨につき真剣に対処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

精神薄弱児等の通園費割引きに関する請願（請願者　東京都杉並区井草三丁目十八番地杉並児童学園内東京都精神薄弱児通園施設父母の会連合会長　阿部伝助）（重盛寿治君紹介）（第二〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

精神薄弱児（者）の問題は、これを福祉対策の面から見た場合、肢体不自由児などの身体障害者のそれに比べ、実に不平等な取り扱いを受けている。交通費割引の件もその一つであるが、東京都における精神薄児の通園は、遠隔の地域に居住する場合には、通園バス停留所までもよりの交通機関を利用しなければならず、その上園児の大部分が単独通園不可能の重症児で保護者の付添を必要とするため、多額の費用を要し、家計にとつて大きな負担となつている現状である。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）園児に対して、学園長の発行する通園証明により学割定期券を発売するようにすること、（二）園児の付添人に対しては、身体障害者におけると同様に、普通運賃の五割引きを実施すること。

二、請願の議決理由

精薄児対策が社会問題としてクローズアップされている現在、請願の趣旨につき、慎重に善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願は会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

鹿屋市に国際航空路開設に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は本邦最南端にあつて桜島、錦江湾など観光上の自然条件に恵まれているため、沖縄はもちろん東南アジア諸国および欧州からの観光客はますます増加するものと考えられ、県民一体となつて国際空港誘致に努力しており、同県としてはこれが候補地を数個所予定しているが、滑走路三キロメートルを要する国際空港としては現在二・五キロメートルの滑走路のある鹿屋航空隊に併設することが最も適当と考えられる。ついては、鹿屋市にぜひとも国際航空路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の観光的好条件にかんがみ請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

伊豆箱根鉄道の熱海駅乗入れに関する請願（請願者　静岡県熱海市長長谷川泰三）（山田彌一君紹介）（第二七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆東海岸においては、伊東線東京直通列車の増強、伊豆急行の熱海駅乗り入れ等により、交通は一貫して利便を加えられているが、中伊豆、西伊豆地区は、昭和二十四年東京、修善寺間直通列車乗り入れ当時の一日、二往復運転そのままの状態であり、また本年度せつかく国鉄新幹線が開通しても、同地区への流入客は熱海、三島と二度も乗り換えなければ利用できず、このことは国際観光地として発展途上にある同地区にとつて、まことにゆゆしい問題である。ついては、中伊豆、西伊豆地区は観光客受け入れ態勢も整つているから、この際伊豆箱根鉄道の国鉄熱海駅乗り入れを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該私鉄と国鉄との連絡運輸の円滑を期するため、請願の趣旨につき検討せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

九州地域の国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成に関する請願（請願者　鹿児島市東千石町林田熊一）（池田清志君紹介）（第三〇九六号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡霧島町長内村義幸）（池田清志君紹介）（第四二五四号）及び同（請願者　鹿児島市上荒田町二千百八十一番地大西栄蔵）（池田清志君紹介）（第四九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州は国際的にみても全く遜色のない多彩豊富かつ雄大な観光資源に恵まれたわが国屈指の広域観光地帯であり、九州地方総合開発のため観光産業は、重要な一翼をになうものであり、同地方の国際的観光体制の整備による低開発地域の観光開発のためにも早期実現が必要である。また九州は日本の最西南端に位置し、常に国際的接触が深く、特に観光を通じての国際的交流の緊密な地域として古来内外に知られ、いまこそ、その近代的開発をはかり、さらに充実する必要があると思量される。つい

ては、観光基本法に基づき、九州地域の重要観光地を一貫する観光基幹ルート（北九州―博多―唐津―伊万里―平戸―佐世保―長崎―雲仙―阿蘇―別府―日南海岸―霧島―桜島―指宿）を国際観光上緊急整備を要する国際観光地及び国際観光ルートとして形成されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方は、わが国国際観光上重要な地区であるのにかんがみ、関係各庁と協議のうえ請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

南九州を国際観光ルートに指定に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡牧園町林田温泉林田熊一）（池田清志君紹介）（第三〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

観光基本法に基づき国においては、観光政策審議会を中心に国際観光ルートの指定を近く行なう模様であるが、これに関して南九州地域（鹿児島、宮崎、大分三県）の重点観光地域の指定と主要国際観光ルートの編入について特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方は、わが国国際観光上重要な地区であるのにかんがみ関係各庁と協議のうえ請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

農林畜水産関係物資国鉄貨物運賃公共政策割引の恒久制度化に関する請願（請願者　鹿児島市小川町百八番地鹿児島県畜産農協連合会副会長新留政光）（池田清志君紹介）（第三〇九八号）及び同（請願者　北海道議会議長岩本政一）（佐々木秀世君紹介）（第四一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林畜水産関係物資の国鉄貨物運賃の公共政策割引の期限は一応三月末日までとなつているが、この割引措置が設けられた経緯並びに公共料金の抑制に関する政府の方針にかんがみ、この割引措置をこの際、恒久的な制度として確立されるよう格別の配慮をされ、恒久化の時期までは、現行割引をそのまま存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄がになつている公共性にかんがみ、当該関係物資について請願の趣旨にそうよう考慮せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

関東地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　宇都宮市尾上町三千二百九十九番地栃木県乗合旅客自動車協会長保坂正七外六名）（小平久雄君紹介）（第三一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の高度経済成長政策によつてここ数年来急激な上昇を来たしており、その結果、ハイヤー・タクシー事業の経営内容は、膨大な経費増となつてあらわれ、同業者は今日まで毎年経営の合理化、近代化等あらゆる手段を尽して政府の方針に協力してきたが、すでに限界に達し赤字経営を余儀なくされている上に、今回さらにガソリン税、軽油引取税の増徴、賠償責任保険料の大幅引き上げ等でハイヤー・タクシー事業者は倒産寸前に追い込まれている。ついては、東京都を除く関東地区のハイヤー・タクシー運賃料金は一月二十日の閣議了解事項中公共料金についてのただし書きの条件に該当するものと認定され、すみやかにこれが改定認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

静岡地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　静岡市伝馬町四丁目六番地静岡県ハイヤー協会長原広市）（山田彌一君紹介）（第三一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡地区の一般乗用旅客自動車業は、現行の運賃料金では経営を維持することはとうてい困難であるから、これが改定をすみやかに配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳満

衆議院議長船田中殿

福井県南越、大野両地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　福井市御園町三十一番地福井県旅客自動車協会長樟本秀樹）（坪川信三君紹介）（第三三六七号）及び同（請願者　福井県武生市北我妻町十三番地稲毛平四郎）（植木庚子郎君紹介）（第三四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県のハイヤータクシー業者は昭和三十八年の豪雪により甚大な被害を受け、経営は極度に窮迫したので、名古屋陸運局の配慮により昨年十月に敦賀若狭地区、同十二月には福井地区の運賃改定の認可を得たものの、前記両地区にはさまれた南越地区と福井地区に接続する大野地区はいまだ認可されずに取り残されているが、両地区は大部分が零細業者であり、しかも豪雪地帯を含んでいるので、経営困難はいよいよ深刻化するとともに運賃のアンバランスによつて輸送秩序の維持はきわめて困難な事態に立ち至つている現状である。ついては、南越、大野両地区に対してすみやかに運賃改定認可を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するための請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議

院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

定期乗合バス成宗線の存続に関する請願（請願者　東京都杉並区議会議員江戸美代吉外三名）（岡崎英城君紹介）（第三四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伝えられるところによると、車両制限令が全面実施となり、八月一日より五日市街道周辺地区の東京都杉並区西田町二丁目、成宗二丁目、東田町二丁目を運行している定期路線バス（関東乗合バス）が禁止路線と決定されたようであるが、同地域はこれに代る交通機関のない不便な地域であるから、特例をもつて公共性の強い定期路線乗合バスに限り除外されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区沿線住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

名古屋市の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　名古屋市昭和区滝子通り二丁目十五番地名古屋市乗用自動車協会長小西与吉）（辻寛一君紹介）（第三四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名古屋市のタクシー運賃は、昭和二十五年以来十四年間据え置かれたため、年ごとに収支が悪化し経営が困難になつたので、三十六年十月運賃料金の改定申請を名古屋陸運局長あて提出したが、同市と同じ事情にあつた京都市、横浜市、大阪市、神戸市及び東京都が順次タクシー運賃値上げを認可されたにもかかわらず、ひとり名古屋市のみは、現在に至るも取り残されて、依然経営困難に苦しんでいる実情である。ついては、早急に名古屋市のタクシー運賃を改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

三河地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　愛知県豊橋市大橋通り二丁目百一番地三河乗用自動車協会長青木良雄）（辻寛一君紹介）（第三四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県三河地区の現行ハイヤー、タクシー運賃は、昭和二十五年に設定されたまま十四年間も据え置かれているので、当時と経済事情の著しく異なるこんにちにおいては、各業者は収支の均衡を失い、赤字のため疲弊困ぱいの極に達しており、しかも経営の合理化を施す余地は狭く、その効果をもつて企業の破綻を救うことは望み得ない状況にある。このことは、ひいては企業の堅実性を喪失させ、車両の老朽化を余儀なくさせ、交通の危険をもたらすなど重大な破局を招来することになるから、現行運賃の不合理性を是正し、正常な経営の成り立つ運賃に改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

尾張地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　名古屋市守山区大字守山字山屋敷四番地尾張乗用自動車協会長長谷川国一）（辻寛一君紹介）（第三四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由により、尾張地区の一般乗用旅客自動車運賃を、正常な経営の成り立つよう改定されたいというのである。（一）適用運賃が五種類あるため、適用地区が細分され業者間に無用のトラブルを起こし、利用者に不便と不信感を与えている、（二）運賃率が十余年にわたつて据え置かれているため、現在の経済情勢に適合せず、業者の収支は均衡を失い経営が赤字となつている、（三）経営内容の悪化につれて、運送施設である車両の代替をおくらせ、老朽化が増加し、サービスの低下と交通危険等の悪弊が増大している。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

三重県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　津市島崎町三番地三重県旅客自動車協会長安保正敏）（田村元君紹介）（第三四六三号）及び同（請願者　三重県桑名市大字安永九百番地三重県旅客自動車協会副会長柿沢文衛）（木村俊夫君紹介）（第三四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県の一般乗用旅客自動車運賃は、昭和二十八年に認可されたまま据え置かれているが、その後諸物価は著しく高騰しているのに比較し同運賃はあまりにも低く、零細企業は倒産寸前にあり、安全輸送の確保ができず、しかも輸送力は低下している。ついては、全国的にみてすでに一般乗用旅客自動車運賃改定が認可された地域があり、政治は公平であるべきであると思量するから、同県のこれが改定をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

富山県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者富山市新富町八百八番地富山県旅客自動車協会長舘金吾）（佐伯宗義君紹介）（第三四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県内のハイヤーのうち、小型車を除く、大部分の車両の運賃は、十一年間も据え置かれているが、その後諸物価、労働賃金などの値上がり著しく、このため、その経営はきわめて困難となつており、業界においては、協力一致して種々打開策を講じてはいるものの、抜本的改善策は、とうてい不可能な事態に立ち至つている。ついては、安全運転の確立、充実した輸送サービス提供のためにも、この際富山県内の一般乗用旅客自動車の運賃を次のように改定されたいというのである。（一）普通乗用自動車は、最初の一、五キロまで百四十円、自後二百十メートルを増すごとに二十円、（二）四輪の小型乗用自動車で総排気量九百十立方センチをこえ、かつ、長さ四メートルもしくは幅一、五メートルをこえるものは、最初の一・五キロまで百十円、自後二百八十メートルを増すごとに二十円、（三）四輪の小型乗用車で前項以外のものは、最初の一、五キロまで百円、自後三百六十メートルを増すごとに二十円、（四）待料金は三分ごとに二十円、（五）運賃割増しについて、(1)深夜早朝は二割増し、(2)山間悪路は三割増し、(3)降積雪時は三割増し、(4)前記各号の割増し率を併用する場合は、その最高を五割など。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便と確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

能登地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　金沢市古道三番地石川県旅客自動車協会長関友次郎）（井村重雄君紹介）（第三四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

能登地区（河北郡以北）の一般乗用旅客自動車運賃は、過去十一年間据え置かれているため、これが経営は極度に悪化し、倒産寸前の実情にある。また同地区は坂道、悪路が多い関係から、燃料の消費、車両の損傷の度合いも高く、後進地でもあるため経営上きわめて不利な条件にある。ついては、能登地区の一般乗用旅客自動車運賃を改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

東北本線の複線及び電化促進に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方が産業経済の後進性を脱却できないのは、輸送力の貧困に基因しており、さらに近時開発事業の進展に伴い貨物の輸出入量は逐年増加しつつあるため、駅頭の滞貨は膨大な数にのぼつている現状である。ついては、東北本線の輸送力増強と近代化対策として、昭和三十六年度より実施している国鉄東北支社新五カ年計画は、計画初年度よりはなはだ遅延しているので、大幅な予算増額によつて同計画を推進され、東北本線の複線及び電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに国鉄輸送力の増強をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

三陸沿岸縦貫鉄道敷設促進に関する請願（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸は鉱業、農林水産業、その他豊富な産業資源と国立公園陸中海岸をはじめ、幾多天然の観光資源に恵まれながら交通条件の整備がおくれているため、その開発が取り残されている現状であるが、三陸沿岸縦貫鉄道は、この開発地帯の産業、経済及び文化開発の基幹であり、国土の総合的開発と均衡ある経済の伸展上からも緊急に完成されるべきものである。ついては、同線の建設に着工せられ早期完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨にそうよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

飯山線の輸送力改善に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三七〇五号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三七〇六号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三七〇七号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六八号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八一八号）、同（請願者　長野県議会議員堀込義雄）（松平忠久君紹介）（第三八一九号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九三一号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九三二号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九三三号）及び同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越国境を縦断する飯山線は、沿線住民にとつて冬季におけるただ一つの交通機関であり、この輸

送の確保いかんが沿線住民の死命を制するといつても過言ではないが、同線は豪雪時には、しばしば途絶するため、住民の生活が脅かされ、経済的に受ける打撃は非常に大きなものがある。ついては、この際、飯山線の特殊事情を考慮され、この根本的な改善を早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき慎重に善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

篠ノ井線の輸送力改善に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三七〇八号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三七〇九号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三七一〇号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六七号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八二〇号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三八二一号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九三四号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九三五号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九三六号）及び同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

篠ノ井線の輸送力増強については、ディーゼルカーの大幅導入及び信号所の増設、また塩尻、松本間の複線電化が昭和四十年七月に完成するなど同線の輸送力の改善が着々実現されつつあることはまことに感謝にたえないところであるが、当局の特段の配慮にもかかわらず、近年特にめざましい発展をしつつある県の産業経済、県内交流の増加により、同線の輸送力は年々逼迫の度を加えている現状である。ついては、県内における重要路線である篠ノ井線の複線電化を早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

信越本線の輸送力改善に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三七一一号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三七六六号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八二二号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六七号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三八二三号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九三七号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九三八号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九三九号）及び同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越本線の輸送力改善が着々と実現されつつあることは、関係当局の多大の努力によるものと長野県民は、感謝しているところであるが、同沿線の産業経済及び観光開発の発展は目ざましく、関係当局の特段の配慮にもかかわらず、輸送力は逼迫の度を加えている現状にあり、沿線住民は、同線の根本的な輸送力改善を望んでいる。ついては、この際、特に長野以北の観光資源及び信越経済交流の進展などに着目され、全線複線電化の早期実現までの応急策として、長野以北の電化を早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに地方産業の振興をはかる等のため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

小樽、余市地区等の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　札幌市南十条西五丁目北海道乗用自動車協会長柴野安三郎）（壽原正一君紹介）（第四〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道北見、十勝、旭川及び室蘭の各地区の一般乗用旅客自動車運賃については、改定が認められたにもかかわらず、その後政府の公共料金一カ年据え置き措置により、小樽、余市地区、函館地区及び空知地区等の同運賃改定は認められなくなつたが、これはまことに不合理で、このため小樽等の地区業者には倒産寸前に追い込まれているものもあり、また利用者の方から同一地区で運賃差があるのは納得できないという苦情も多い。ついては、小樽、余市地区等運賃未改定地区の改定を早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

青森県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　青森市大字浦町字奥野八十八の十番地青森県旅客自動車協会長泉山信一）（壽原正一君紹介）（第四〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県内の一般乗用旅客自動車業者は、輸送施設の改善、労務管理の適正化等に多大の努力をしてきたが、最近の各種物価の高騰は、直接経営面に反映して人件費、自動車整備料金が値上がりし、また自動車損害賠償責任保険料は大幅に引き上げられた上に、ガソリン税の増徴も必至であり、

このため中小企業者であるこれら業者は倒産寸前に追い込まれている。ついては、青森県は積雪寒冷地帯に属し、毎年十二月から翌年の三月まで積雪約一・四メートルという悪条件下にあることを考慮されるとともに、中小企業育成の面からも、すみやかに同県内の一般乗用旅客自動車運賃を改定認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

山形県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　山形市十日町一丁目一番一号山形県ハイヤー協会長鈴木吉助）（壽原正一君紹介）（第四〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県内のハイヤー、タクシーの運賃料金改定については、現在まで数回にわたり当局に対して早急認可方を申請しているが、いまだに認可されず、燃料、償却、修理、部品費等主たる経費の高騰に加え、昭和三十五年以来人件費の急激な増高に伴い現在の運賃による収入ではきわめて経営困難な状態に立ち至つている。ついては、山形県のハイヤー、タクシー運賃料金を早急に改定認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

福島県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　福島市栄町二十番地福島県乗用自動車協会長山口章）（壽原正一君紹介）（第四〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県内の一般乗用旅客自動車運賃は、昭和二十八年二月認可以来今日まで据え置かれ、その間社会経済の発展は、諸物価の高騰、相次ぐ労働攻勢による著しい人件費の上昇、数次にわたるガソリン税の増徴及び今次の自動車損害賠償責任保険の倍額負担等により、逐年その事業経営は困難をきわめ、倒産あるいは身売りの会社も少なくない現状で運賃改定以外窮状打開の道はない。しかるに公共料金一カ年据え置き措置により、同運賃改定もストップされたが、東京都はじめ大都市各府県の五〇％がすでに運賃改定を認可されているのに、東北各県のへんぴな水揚げの少ない地域が、改定を抑制されたことおよび他のサービス事業のほとんどが何らの制限なく料金の値上げをしているのにハイヤー事業のみをサービス事業の反面、公共事業とみなして料金を抑制されることは、まことに不合理である。ついては、タクシー事業の基本は運転手であり、他の生産事業のように機械化は望めず、第二種運転免許所有者のみが従業する業態では、人件費の節約は不可能であり、しかも逐年増加の事故防止対策は、これら運転手の質的向上、あるいは、近代的福利更生施設の充実強化が先決であり、旅客サービスの改善とともに、運賃収入の増収によつてこれに振り向けることができるので、この際、福島県内のハイヤー運賃を改定され、その窮状を打開されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

宮城県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　仙台市東八番丁九十三の六番地宮城県乗用旅客自動車協会長香坂久弥）（壽原正一君紹介）（第四〇一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県内のハイヤー、タクシー業は、相次ぐ諸物価、労働攻勢による著しい人件費の高騰に加えて、今次のガソリン税の増徴、自動車損害賠償責任保険料の倍額負担等で事業の経営維持は困難をきわめている。かかるときに、政府は、公共料金の一年間値上げ停止を一方的に決定したが、すでに全国の約五〇％の地区が運賃料金の値上げが認可されているにもかかわらず、東北地区並びに他の中小都市におけるこれが値上げを停止のワク内に入れ、これら零細企業を悲運に追い込むに至つたことはなはだ遺憾であり、不公平な政治といわざるを得ない。ついては、宮城県内の一般乗用旅客自動車運賃をすみやかに改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

小田原、箱根地区等の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　横浜市中区根岸町三丁目百七十六番地神奈川県乗用自動車協会長伊藤福一）（壽原正一君紹介）（第四〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県小田原、箱根地区並びに鎌倉、三浦地区のハイヤー運賃は、昭和二十八年六月及び昭和二十九年三月にそれぞれ現行運賃に改定されたもので、すでに十カ年余も経過しており、その後諸物価の高騰に伴い、人件費が増大し、経営が非常に困難な状態にあり、ために原価償却期間を引き延ばしたり、燃料費あるいは修繕費、部品その他の資材費の支払い期間の引き延ばし等により、かろうじて経営を維持している実情である。ついては、同地区のハイヤー、タクシー運賃料金改定について、特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

鳥取県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　鳥取市西町一丁目二百三十一番地鳥取県乗用自動車協会長浜本義郎）（壽原正一君紹介）（第四〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県内の一般乗用旅客自動車業は、諸物価の高騰、公務員給与の引き上げによる余波、ガソリン税、自動車損害賠償責任保険料の急激な負担増等、政策による増徴だけでも、とうてい企業の合理化によつては消化できない窮状に追い込まれており、さらに運転者不足による養成費、労働攻勢による人件費の上昇等で同業者の経営はますます苦しくなり、運賃改定以外に零細企業の危機を救う方途がない。ついては、公共料金一年間値上げ停止措置は、政策の片手落ちと考えざるを得ないから、すみやかに鳥取県内ハイヤー運賃を実情に即するよう、改定認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

和歌山市等の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　和歌山市市小路百九十四番地の一和歌山県旅客自動車協会長前田頼一）（壽原正一君紹介）（第四〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県内のうち和歌山市、海南市、田辺市、橋本市、御坊市、有田市、海草郡、那賀郡、伊都郡、有田郡、日高郡及び西牟婁郡の各地域における一般乗用旅客自動車運賃は、昭和二十八年認可になつた運賃のままこんにちまで十一年間も据え置かれているが、需要を満たすための事業者及び車両の急激な増加による車当たりの収入低下、諸物価の高騰、毎年の人件費のベースアップ及び燃料費、修繕費等の支出増しにより、その経営はきわめて苦しく、現行認可運賃では、経営の合理化をはかつてもとうてい収支償いがたく、公共事業の使命を果たすことは不可能であるのみならず、もはや倒産は明らかである。ついては、政府は公共料金一カ年据え置き措置をとられたが、同地域業界はそれまで経営を維持するのは困難であるから、早急に運賃の改定を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

滋賀県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　大津市下平蔵町二十五番地滋賀県旅客自動車協会長大坪武彦）（壽原正一君紹介）（第四〇二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県内のハイヤー、タクシー運賃料金は、現行運賃料金に改定後すでに十年有余を経過しており、その間業界は低運賃のため苦境にあえぎながらも需要の増加に支えられてかろうじて経営を続けてきたが、特にここ数年間の相次ぐ人件費の増高、燃料費、修繕費の高騰その他諸経費の上昇等が著しく、加えてガソリン税増徴、さらに自動車損害賠償保険料の倍額増率負担を課せられ、同事業の経営はますます困難な状態に立ち至つている。ついては、滋賀県内のハイヤー、タクシー運賃料金を早急に改定されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

岡山県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　岡山市西大寺町五十五番地平和ビル岡山県乗用旅客自動車協会長西下武夫）（壽原正一君紹介）（第四〇二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県のバス運賃については、十業者のうち九業者が、昭和三十八年までに値上げを認可され、バス貸切運賃についても十二月二十日全業者が値上げを認可されて、本年一月十五日より実施しているので、同県北部地区及び南部地区のハイヤー、タクシー業者も当然値上げを認可されるものと確信し、低賃金で逃避する乗務員の確保のため、各社は十一月あるいは十二月にさかのぼつて、約六千円のベースアップを行なつた。しかるに、その直後、公共料金は一年間値上げを停止され、そのワク内にハイヤー、タクシー業は入れられ、その上ガソリン税の増徴をはじめ、自動車損害賠償保険料の引き上げと強力な労働攻勢等加重な負担を課せられるため、車両の完全整備も困難となり、交通事故の増発等も予想され、地方ハイヤー、タクシー業者は倒産自滅に直面している実情にある、ついては、岡山県内の一般乗用旅客自動車運賃の改定を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の建全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

愛媛県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　松山市北持田町百三十一番地愛媛県旅客自動車協会長宮脇先）（壽原正一君紹介）（第四〇二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ハイヤー事業の経営は、一般諸物価の上昇に伴う諸経費の膨張に加えて、賠償保険料の引き上げ、ガソリン税、軽油引取税の増徴等により、ますます困難となり、関係官庁においてもハイヤー料金値上げの必要性を認め、一部地区のそれを認可されていたので、愛媛県も近く認可されるものと期待していた矢先、突如政府は一年間公

共料金の値上げを停止する方針を決定されたことは、不公正な行政措置であり、まことに遺憾にたえない。ついては、愛媛県内の一般乗用旅客自動車業は、次記のような特殊事情があるから、これが運賃の値上げを認可されたいというのである。（一）昭和二十九年以降県内を数ブロックに分け、順次タクシーメーター制を実施しているため、近距離は値下がりとなっている、（二）昭和三十五年十月ルノー車については、基本運賃一・五キロまで八十円を七十円に値下げしている、（三）保有車両四両以下の零細事業者が全体の四〇％を占めている、（四）農村においては坂道や悪路区間が多く運賃二割増では採算がとれない、（五）最近一カ年における実車率は、四八・五％、走行キロ当り収入は二十七円で一カ月平均収入はわずかに十二万円にすぎず、赤字累積の状況にある、等。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

香川県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　高松市玉藻町七十一番地香川県乗用自動車協同組合理事長古竹数孝）（壽原正一君紹介）（第四〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県のハイヤー、タクシー事業は、過去約十年間、運賃料金については時間外割り増し適用時間の短縮、山間割り増し率の低下、低運賃車種の範囲拡大等すべて値下げ実施のみで現在に至つており、他方支出面については、人件費の増大、燃料費はじめ諸経費の値上げ等により同事業の経営は困難の極に達しており、県内においても、高松市付近については、昨年十二月運賃改定が認可されたが、その他の地区については、公共料金値上げ停止措置のため放置されたままになつているのはまことに遺憾である。ついては、同県内における残余の地区のハイヤー、タクシー運賃料金改定を早急に認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮すると適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

徳島市等の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　徳島市寺島本町西三丁目六番地徳島県旅客自動車協会長森本鉄三）（壽原正一君紹介）（第四〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県ハイヤー業者は、昭和三十八年七月高松陸運局長にハイヤー運賃改定の認可申請書を提出し、審査も終了して本年一月上旬ころ認可の見通しがあると思われたが、公共料金一カ年据え置きのため、同申請が未認可のままとなつたことは、はなはだ遺憾である。ついては、さきに若干の大都市ハイヤー、タクシー運賃の改定は解決しており、残余の地方零細業者が申請中に改定停止の適用を受けることは不合理であり、また、ガソリン税、軽油引取税、自動車損害賠償保険料及び車検料の増徴等により企業の経営は困難となつているので、この際、徳島市、美馬、三好地区及び阿南、海部地区の一般乗用旅客自動車運賃の改定を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

高知県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　高知市比島町三百二十四番地高知県旅客自動車協会長野村健一郎）（壽原正一君紹介）（第四〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共料金一年間値上げ停止措置は、現在申請中の高知県ハイヤー運賃料金改定にも適用されているが、業界はいまや倒産の危機にあるので、次記理由からこれを認可されたいというのである。（一）現行運賃料金は十一年間据え置きのままである、（二）同県は交通に恵まれない上に、北部は四国山脈に連なつて山間悪路が多いため、燃料費、タイヤチューブ費、車両修理費等は平たん地業者とは比較にならない経費増となり、経営は一そう苦しくなつている、（三）すでに新料金に改定実施された地域があるにもかかわらず、前述のような悪条件下にある高知県のそれが政府当局によつて制止されていることは、不公平な行政措置であり、納得しがたい。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

熊本市の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願（請願者　熊本市東町四丁目十二番地熊本県ハイヤータクシー協会長楠木野伝吉）（壽原正一君紹介）（第四〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本市のハイヤー運賃は、昭和二十四年度に制定された運賃制度が持続しているのみで、その間昭和三十四年九月にやみタク撲滅の一環として運賃値下げ措置がなされ、昭和三十七年十二月に、以前の昭和二十四年制定運賃に戻し認可されたが、これにては現今の経済情勢下において同事業の経営は著しく困難な状態に立ち至つている。ついては、健全な本来のハイヤー、タクシー業者として公共事業の使命完遂のためにも熊本市のハイヤー、タクシー運賃料金値上げについて、特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

一般乗用自動車事業の健全な発達を図り公衆の利便を確保するため請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

鹿児島本線の電化及び複線化に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元）（池田清志君紹介）（第四一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新聞報道によれば、国鉄当局は昭和四十一年度を初年度とする国鉄第三次五カ年計画を策定中であり、鹿児島本線熊本以南の電化を検討中の模様であるが、南九州は南方交易の拠点として、また南九州観光ブームなどによつて、近年中央との交流が激増する傾向にあり、現状のまま推移すれば、近い将来において輸送需要を充足できない事態が到来すると考えられ、このことは、南九州の文化産業、経済の進展をはばむ一大要因となることが明らかであつて、政府が推進しつつある地域格差解消のための諸施策を遂行する上に隘路となると思量される。ついては、南九州の地域開発を促進するため、鹿児島本線中の熊本―鹿児島間を早急に電化及び複線化することとし、所要の措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

放出貨物駅拡張に関する請願外九件（請願者　大阪市東区平野町二丁目四番地北村商店株式会社取締役社長北村芳朗外九名）（井岡大治君紹介）（第四一二三号）、同外二十三件（請願者　大阪市城東区今福南三丁目三十四番地大阪ロープ工業株式会社取締役社長田口武夫外二十三名）（井岡大治君紹介）（第四一五一号）、同外二十九件（請願者　大阪市都島区東野田町七丁目一番地三和倉庫株式会社大阪営業所長吉田正司外二十九名）（井岡大治君紹介）（第四一九二号）、同外四十二件（請願者　大阪市城東区今津町九百二十七番地徳野運輸株式会社代表取締役徳野恭三外四十二名）（井岡大治君紹介）（第四二二二号）、同外四件（請願者　大阪府河内市大字加納五百五の三番地沢村亜鉛株式会社河内工場長若山肇外四名）（久保田鶴松君紹介）（第四二二三号）、同外四件（請願者　大阪府牧岡市額田町百二十六番地報国製綿株式会社取締役社長高部藤太郎外四名）（久保田鶴松君紹介）（第四二四八号）、同外四件（請願者　大阪府布施市森河内本通一丁目十番地大阪糧穀株式会社取締役社長吉田庄次郎外四名）（久保田鶴松君紹介）（第四二六一号）、同外九件（請願者　大阪府布施市高井田本通三丁目二十二番地中川電機株式会社取締役社長中川懐春外九名）（久保田鶴松君紹介）（第四二八二号）、同外八件（請願者　大阪府布施市中小阪三百六十三番地日新化学工業所宇野三郎外八名）（久保田鶴松君紹介）（第四二八六号）、同外八件（請願者　大阪市生野区鶴橋北之町三丁目二百二十六番地三宅製粉株式会社取締役社長三宅一真外八名）（井岡大治君紹介）（第四三三〇号）及び同外八件（請願者　大阪市東成区東今里二丁目十八番地高木金属工業株式会社取締役社長高木徳太郎外八名）（井岡大治君紹介）（第四三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東大阪方面の中心にあたる放出貨物駅の貨物取扱数量は年々増加の一途をたどり、昭和三十八年の年間三十二万トンは、二、三年後には五十万トンに達するものと予想される。しかるに大阪府計画による第二寝屋川運河が放出駅構内を縦断して設置されることになり、さらに国鉄大阪外環状線の旅客ホームが新設されるために縮小されると聞くが、現在の同駅の設備、能力、あるいは出入口道路狭小による車両幅輳等の状態では、急速な発展を続ける東大阪地帯の産業の貨物を消化し得ない時に、これが縮小が行なわれ、国鉄片町線の複線化、外環状線の設置等が実現されると、ますます他の運輸機関の利用あるいは放出駅以外の市内各駅へ流出せざるを得なくなり、このことはひいては中心商工業者の運送経費の出費増となつて、中小企業の発展を阻害するのみか、市内道路交通をますます輻輳させることは明らかである。ついては、幸い現在の放出駅の本線沿い西方に一万九千坪の空地にも等しい好適地があるから、これを買収され、必然的に伸展する東大阪地帯の激増貨物を吸収し、府下一円の商工業者の利便と繁栄を助長するため、放出貨物駅を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

東野鉄道株式会社の東野線撤去反対に関する請願（請願者　栃木県那須郡黒羽町長戸村大蔵外三名）（渡辺美智雄君紹介）（第四三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県那須郡西那須野町と同郡黒羽町とを結ぶ東野線は、多数の学生、通勤者と林産物、葉たばこ、米麦の大量輸送を行ない、沿線地域の開発、発展に貢献してきた。しかるに経営者の東野鉄道株式会社は、財政上赤字路線であるとの理由から、これが撤去を計画し、バスの増発によつて撤去の埋め合わせを考えているとのことであるが、もしこれが実施されれば、貨物輸送に支障をきたすのみか、同地方の経済、教育、文化の向上に大きな打撃を与えることになり、まことに憂慮にたえない。ついては、東野線は那須郡小川町までいつでも延長し得る態勢にあるとともに、将来有望な含みのある鉄路でもあり、また東野鉄道株式会社は全体として経営は黒字であつて、十分配当も続けているので、一部が赤字であるとしても交通事業の公共的使命を十分考慮され、単にバス営業にとどまらず、ぜひとも同線の撤去を取りやめるよう、特段の措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方住民の利便をはかることを考慮し、請願の趣旨につき検討するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
運輸委員長　川野　芳滿
衆議院議長船田中殿

東北本線及び高崎線の輸送力増強に関する請願（請願者　埼玉県知事栗原浩）（福永健司君紹介）（第四七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線及び高崎線の交通需要量は、通勤圏の拡大と沿線地域の開発発展に伴い急激に増大し、両線なかんずく埼玉県南地域の朝夕の混雑は想像を絶するものがあり、きわめて憂慮にたえない状況にある。かかる傾向は、首都圏内にある同県の地理的条件並びにその発展状況から今後さらに増大することは必然であり、現在工事が進められている両線の改良工事及び大宮以南における三複線化の整備による輸送力をもつてしても、増大する輸送需要を充実することはとうてい望み得ないことは明らかである。ついては、これが解決策としては、大宮付近から都心を貫通する路線を増設して東海道方面との縦貫運転を実施するとともに、東北本線、高崎線の路線を増設することによつて、円滑な輸送の確保をはかる以外に方途がないと思料されるので、この方策を国鉄第三次五ヶ年計画に組み込むよう、格段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における都市交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に付しての上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

運輸委員長　川野　芳滿

衆議院議長船田中殿

逓信委員会

岐阜地方簡易保険局庁舎の改築に関する請願（請願者　岐阜市近島中道上北川順治外八百十五名）（楯兼次郎君紹介）第一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜地方簡易保険局木造二階建五むねの庁舎は、終戦直後の物資難の時に建てられ、建築後十八年を経た今日においては、雨もりや壁落ちがはなはだしく、その老朽化は目を覆うばかりであり、さらに七百五十名の局員を擁し、東海、北陸七県下の簡易生命保険契約七百五十三万余件の原簿の格納維持、年間三十九万余件の新契約の締結、百二十余億円の保険金の支払業務を行なうには狭隘過ぎる。ついては、岐阜地方簡易保険局庁舎を早急に永久建物に改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

愛知県武豊町に電話局設置に関する請願（請願者　愛知県知多郡武豊町長榊原孫太郎外八名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県武豊町の電話事情については、最近衣浦臨海工業地帯の発展とともに各種会社工場の新設、商店、住宅等の急激な増加に伴つて電話利用度もますます増加し、すでに現在電話加入申込積滞数が三百有余と増加し、さらに新規加入申込数が三百件あり、一方武豊局電話設備能力は、操作可能範囲の限界点に達している現状である。ついては、局舎建設用地も昭和三十五年に買い入れてあり、大規模工場並びに各種新設工場の操業開始とともに市外通話度数も増加し、特に遠距離の通話も急増すると考えられるので、早急に電話局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域における電信電話業務の円滑化を図るため、なるべくすみやかに電話局を設置する要ありと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

出水電報電話局舎新築等に関する請願（請願者　鹿児島県出水市長渋谷透外七名）（池田清志君紹介）（第四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水市は、低開発地域工業開発地域の指定を受け、すでに企業誘致も決定しているが、現在の出水電報電話局では、新たな加入申し込みに応ずる能力は皆無の実情にあり、今後の企業誘致はもとより産業振興上においても大きな障害となつている。ついては、昭和三十九年度にぜひ出水電報電話局の新築改善をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域における電信電話業務の円滑化を図るため、なるべくすみやかに電報電話局を新築改善する要ありと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

北九州市内の電話料金統一等に関する請願（請願者　福岡県北九州市小倉区鳥町六十三番地北九州商工会議所会頭木村悌蔵）（三原朝雄君紹介）（第七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北九州市の電話事業については、昭和三十七年秋より準市内通話の取り扱いを受けているが、北九州市経済の再開発を目途として五市が合併し、新市として発足した現在、東京及び他の政令都市並みに電話加入区域を一区域に統合し、施設の増強をはかるとともに、通話料金制度を次記のとおり改正されたいというのである。

（一）北九州市内間の通話料金をすみやかに市内通話制にすること、（二）北九州市内でありながら市外通話制が適用されている地域を市内通話制にすること、（三）北九州市周辺の市町村に対して、準市内通話制を適用すること。

二、請願の議決理由

北九州市の地域事情にかんがみ、本請願の趣旨はおおむね妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

鹿児島県高尾野町江内地区の郵便物集配を高尾野郵便局管内移管に関する請願（請願者　鹿児島県出水郡高尾野町長川原真蔵外三名）（上林山榮吉君紹介）

（第九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水郡高尾野町には、現在、高尾野郵便局と江内郵便局とがあるが、そのうちの江内郵便局が阿久根市の行政区である脇本郵便局管内にあることは不合理であり、またこのため、江内郵便局管内の江内地区住民は、次項のような不便を感じているから、同地区の郵便物集配を高尾野郵便局に移管されたいというのである。

（一）緊急を要する議会召集、その他の行政的通達などは、脇本局を通じて配達されるため利用できない、（二）江内地区が高尾野町にあるため、事情を知らない人は高尾野局区内と書いてしまうので、郵便物が着くのにかなりの日を要する、（三）簡易保険を利用して金を借り入れようとする場合等、わざわざ脇本局まで行かねばならない、（四）江内地区から脇本局まで交通機関が全くないので、約十二キロの悪路の往復に困難をきわめている。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、状況を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

通信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

鹿児島県大山局の電話交換事務を山川局に統合の請願（請願者　鹿児島県揖宿郡山川町長宮田三千三）（上林山榮吉君紹介）（第二〇四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県山川、大山両局は、昭和三十二年二月以来合併が実施され、大山局は山川局の従局で今日に至つているが、逐年加入者の需要増加に伴つて、通話量が増大し、従局合併であるため、二回交換事務をしなければならない現状で、町内加入者は、その不便さを解消するため、従局関係廃止を強く要望しているので、この際、地域住民の経済文化の発展向上と不便非能率の解消のために、従局合併を廃止され、すみやかに大山局の電話交換事務を山川局に完全に統合されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域の電話事情にかんがみ、将来、請願の趣旨に沿うよう措置することを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

通信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

戦傷病者の放送聴視料免除に関する請願（請願者　愛媛県大洲市田処愛媛県傷痍軍人会連合会長長岡綾夫外一名）（今松治郎君紹介）（第二一八一号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡櫛形町小笠原宮川勝馬）（鴨田宗一君紹介）（第二一八二号）、同（請願者　富山市今泉町三番地森田忠平）（佐伯宗義君紹介）（第二一八三号）、同（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町上妻　幸次郎外一名）（進藤一馬君紹介）（第二一八四号）、同（請願者　栃木県小山市渋井鶴見清一郎外一名）（高瀬傳君紹介）（第二一八五号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町三十四番地相田房雄外一名）（高橋清一郎君紹介）（第二一八六号）、同（請願者　広島県福山市三之丸町広島県傷痍軍人会副会長園木敏生）（高橋等君紹介）（第二一八七号）、同（請願者　京都府福知山市字堀二千五百四十八番地の二京都府傷痍軍人会副会長足立信治）（谷垣專一君紹介）（第二一八八号）、同外一件（請願者　千葉県旭市琴田二千八百八十番地鈴木義一外一名）（寺島隆太郎君紹介）（第二一八九号）、同（請願者　広島県庄原市本町広島県傷痍軍人会副会長森島芳市）（永山忠則君紹介）（第二一九〇号）、同（請願者　長野市県町長野県傷痍軍人会長下村正五）（羽田武嗣郎君紹介）（第二一九一号）、同（請願者　香川県観音寺市柳町真鍋豊）（福田繁芳君紹介）（第二一九二号）、同（請願者　高松市今里町二百七十六番地白井要平）（藤本孝雄君紹介）（第二一九三号）、同（請願者　静岡県清水市下清水後藤栄）（西村直己君紹介）（第二一九四号）、同（請願者　大阪府豊中市庄内幸町三浦義男）（和爾俊二郎君紹介）（第二一九五号）、同（請願者　福岡県八女市新庄金納友雄）（荒木萬壽夫君紹介）（第二三七四号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町運町一目丁四十番地福井県傷痍軍人会副会長　板谷静佳）（植木庚子郎君紹介）（第二三七五号）、同（請願者　京都市中京区富小路御池京都府傷痍軍人会長山科喜一）（小川半次君紹介）（第二三七六号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉正一）（菅野和太郎君紹介）（第二三七七号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原四百六十六番地志村行雄）（小島徹三君紹介）（第二三七八号）、同（請願者　福島県須賀川市西六丁目一番地添田千代治）（澁谷直藏君紹介）（第二三七九号）、同（請願者　富山県東砺波郡福野町中島和作）（正力松太郎君紹介）（第二三八〇号）、同（請願者　愛媛県北条市小山田松田義一）（關谷勝利君紹介）（第二三八一号）、同（請願者　山口県大津郡油谷町五百十八番地乃美巖）（田中龍夫君紹介）（第二三八二号）、同（請願者　広島市千田町三丁目広島県傷痍軍人会長山本玉行外二名）（谷川和穗君紹介）（第二三八三号）、同（請願者　札幌市南五条西二丁目北海道傷痍軍人会長本田貞三）（地崎宇三郎君紹介）（第二三八四号）、同（請願者　兵庫県尼崎市神田北通五丁目百二十七番地下垣菊一）（原健三郎君紹介）（第二三八五号）、同（請願者　埼玉県川越市大字砂久保三十九番地加藤百太郎）（松山千惠子君紹介）（第二三八六号）、同（請願者　新潟県新発田市三ノ丸松村重次外三名）（渡邊良夫君紹介）（第二三八七号）、同（請願者　徳島県板野郡北島町徳島県傷痍軍人会長新居幸男）（秋田大助君紹介）（第二四八五号）、同（請願者　愛媛県宇和島市高串兵頭唯熊）（井原岸高君紹介）（第二四八六号）、同（請願者　大津市川口町十二番地橋本富夫）（宇野宗佑君紹介）（第二四八七号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区城野富士見町一丁目坂本峰吉）（田中六助君紹介）（第二四八八号）、同（請願者　静岡県清水市桜木町山口靖子）（高見三郎君紹介）（第二四八九号）、同（請願者　岡山県井原市井原町三千三百三十三番地岡山県傷痍軍人会副会長佐藤勇外一名）（藤井勝志君紹介）（第二四九〇号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉キクノ）（古川丈吉君紹介）（第二四九一号）、同（請願者　宮城県名取市下増田字屋敷三十二番地　森修）（保科善四郎君紹介）（第二四九二号）、同（請願者　新潟県高田市南城町一丁目九十番地渡辺直一郎外一名）（小沢辰男君紹介）（第二五五二号）、同（請願者　神戸市生

田区中山手通二丁目百十三番地藤井八郎）（砂田重民君紹介）（第二五五三号）、同（請願者　長崎市岩川町三十五番地川上保）（田口長治郎君紹介）（第二五五四号）、同（請願者　愛知県半田市亀崎北浦町二丁目五十番地愛知県傷痍軍人会田口寅雄）（久野忠治君紹介）（第二六八八号）、同（請願者　秋田県由利郡象潟町百三十番地秋田県傷痍軍人連合会長寺田寿三）（筧山茂太郎君紹介）（第二六八九号）、同（請願者　福島市杉妻町十六番地遠藤金盛）（粟山秀君紹介）（第二六九〇号）、同（請願者　札幌市北二十一条西五丁目北海道傷痍軍人会副会長高田克衛）（松浦周太郎君紹介）（第二七七六号）、同（請願者　名古屋市熱田区森後町一丁目七十五番地愛知県傷痍軍人会長長尾昶）（江崎真澄君紹介）（第二七七七号）、同（請願者　奈良市油留木町二十五番地　奈良県傷痍軍人会長辻本保）（奥野誠亮君紹介）（第二八七四号）、同外二件（請願者　三重県伊勢市岩渕町四百六十七番地伊勢市傷痍軍人会長真島三平）（木村俊夫君紹介）（第二九三八号）、同（請願者　長野県南佐久郡臼田町役場内南佐久傷痍軍人会長日向大典）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一七七号）、同（請願者　熊本県菊池郡菊陽村久保田椿幸男）（松野頼三君紹介）（第三一七八号）、同（請願者　山形県酒田市十王堂町四十五番地高橋二郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第三二一八〇号）、同（請願者　鳥取県東伯郡羽合町上浅津島田安夫）（赤澤正道君紹介）（第三二三〇号）、同（請願者　佐賀市北川副町大字光法二百三十三番地武藤勝善）（大坪保雄君紹介）（第三二三一号）及び同（請願者　水戸市北三ノ丸百十八番地茨城県傷痍軍人会連合会長三村勇）（登坂重次郎君紹介）（第三四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者の放送聴視料は、昭和二十九年から戦傷病者の申し出によりラジオ聴取料が半額免除されているが、不具廃疾の戦傷病に苦しみ稼働能力を極度に失つた戦傷病者の教養と生きるための楽しみはラジオ、テレビ以外にないと言つても過言ではないと考える。ついては、戦傷病者に精神的慰安を与え、再起更生の意欲を一そう向上させるため戦傷病者の放送聴視料を申請があれば免除するという措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、政府において考究することが適当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

通信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

有線放送電話関係法の改正等に関する請願外一件（請願者　滋賀県野洲郡守山町字今宿守山町有線放送農業協同組合宇野文吉）（宇野宗佑君紹介）（第二七九九号）、同（請願者　愛知県犬山市字若宮八十二番地薬田農業協同組合長松山徳一外二百四十七名）（江崎真澄君紹介）（第二八〇〇号）、同外一件（請願者　愛知県岡崎市橋目町長瀬農業協同組合長沢田仲吉外六十名）（中垣國男君紹介）（第二八〇一号）、同（請願者　愛知県知多郡知多町新舞子字大口四十六番地知多町旭農業協同組合鬼頭一三）（久野忠治君紹介）（第二八九一号）、同（請願者　愛知県幡豆郡吉良町大字吉田字船戸一番地吉良吉田農業協同組合長理事渡辺茂平外百八十七名）（中垣國男君紹介）（第二八九二号）、同（請願者　愛知県豊田市西町四丁目五番地豊田市有線放送農業協同組合連合会長杉本坦外千八十一名）（浦野幸男君紹介）（第二九六八号）、同外二件（請願者　愛知県刈谷市大字野田字六地蔵三十五番地野田農業協同組合長丹羽収一外三百九十五名）（中垣國男君紹介）（第二九六九号）、同（請願者　愛知県西春井郡師勝町師勝農業協同組合長大口政義）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二九七〇号）、同（請願者　滋賀県浦生郡安土町有線放送農業協同組合長国政治郎）（矢尾喜三郎君紹介）（第二九八一号）、同（請願者　愛知県豊橋市大崎町字北出口五十六番地の一大崎農業協同組合理事組合長河合茂外二百三十八名）（上村千一郎君紹介）（第二九九六号）、同外一件（請願者　愛知県犬山市中部有線放送農業協同組合長谷川義次外四百三十一名）（江崎真澄君紹介）（第三〇七五号）、同（請願者　愛知県西春日井郡師勝町師勝農業協同組合長大野三男外百三十二名）（丹羽兵助君紹介）（第三〇七六号）、同外一件（請願者　滋賀県甲賀郡甲賀町有線放送農業協同組合長理事　中島茂男外一名）（宇野宗佑君紹介）（第三一五〇号）、同（請願者　広島県高田郡吉田町放送農業協同組合長理事宍戸豊荘）（砂原格君紹介）（第三一五一号）、同（請願者　愛知県宝塚郡小坂井町農業協同組合長理事中村幸市外四百四十四名）（上村千一郎君紹介）（第三一八二号）、同（請願者　愛知県津島市神守町農業協同組合長理事鶴見弘次外五百八十三名）（江崎真澄君紹介）（第三一八三号）、同（請願者　愛知県知多郡美浜町河和農業協同組合長理事富谷茂吉）（久野忠治君紹介）（第三一四九号）、同外十件（請願者　静岡県磐田市小島九百二十四番地長野農業協同組合長理事古山信義外十名）（竹山祐太郎君紹介）（第三二五〇号）、同三件（請願者　静岡県浜松市豊西町千五百八十七番地浜松市豊西農業協同組合長理事岡本春雄外三名）（中村幸八君紹介）（第三二五一号）、同（請願者　大津市東浦一番地滋賀県有線放送協議会長吉田義夫）（宇野宗佑君紹介）（第三二九二号）、同（請願者　鳥取県那賀郡弥栄村杵東地区有線放送電話協会日野原信）（卜部政巳君紹介）（第三二九三号）、同外三十九件（請願者　鳥取県邑智郡石見町矢上農業協同組合松川顕助外三十九名）（大橋武夫君紹介）（第三二九四号）、同外一件（請願

者　静岡県御殿場市茱萸沢千三百九十番地東富士有線放送電話協会理事長勝又春一外一名）（勝間田清一君紹介）（第三二一九五号）、同外二件（請願者　静岡県安倍郡井川村井川六百番地井田川有線放送協会長長島菊雄外二名）（神田博君紹介）（第三二一九六号）、同外四件（請願者　島根県簸川郡佐田村有線放送電話協会長勝部幸市外四名）（櫻内義雄君紹介）（第三二九七号）、同外三件（請願者　静岡県藤枝市前島二千八百八十番地青島農業協同組合長理事塚本五一郎外三名）（高見三郎君紹介）（第三二一九八号）、同外十件（請願者　島根県平田市出来洲町百七十番地灘分農業協同組合長理事太田岩蔵外十名）（竹下登君紹介）（第三二九九号）、同（請願者　静岡市牧ケ谷三百九十番地南藥科農業協同組合長谷津太郎）（西村直己君紹介）（第三三〇〇号）、同外一件（請願者　島根県那賀郡旭町有線放送電話協会白川芳夫外一名）（細田吉藏君紹介）（第三三〇一号）、同外一件（請願者　愛知県犬山市大字富岡字株池百三十三番地城東農業協同組合長理事小島告市外二千七百名）（江崎真澄君紹介）（第三三四二号）、同（請願者　滋賀県愛知郡湖東町農事放送農業協同組合長太田貞治郎）（今松治郎君外一名紹介）（第三三四三号）、同外一件（請願者　愛知県海部郡七宝村農業協同組合長坪井史郎外七百九十八名）（江崎真澄君紹介）（第三三六八号）、同（請願者　滋賀県御殿場市茱萸沢千三百九十番地東富士有線放送電話協会理事長勝又春一外一名）（勝間田清一君紹介）（第三二一九五号）、同外二件（請願者　静岡県安倍郡井川村井川六百番地井田川有線放送協会長長島菊雄外二名）（神田博君紹介）（第三二

四二号）、同外九件（請願者　横浜市港北区台村町四百七番地　新治農業協同組合秋元孝衛外九名）（門司亮君紹介）（第四〇四三号）、同外四件（請願者　茨城県猿島郡三和村長鈴木酉之助外四名）（赤城宗徳君紹介）（第四〇五八号）、同外二十件（請願者　神奈川県中郡伊勢原町神戸五百二十五番地比々多農業協同組合長理事中村堯蔵外二十名）（安藤覺君紹介）（第四〇五九号）、同外一件（請願者　茨城県日立市南部農事放送農業協同組合長理事橋本福寿外一名）（大高康君紹介）（第四〇六〇号）、同外一件（請願者　千葉県市原市長鈴木貞一外一名）（始関伊平君紹介）（第四〇六一号）、同外九件（請願者　千葉県長生郡長南町農事放送農業協同組合長加藤邦男外九名）（實川清之君紹介）（第四〇六二号）、同外六件（請願者　千葉県館山市農事放送農業協同組合長理事佐野一夫外六名）（千葉三郎君紹介）（第四〇六三号）、同外五件（請願者　神奈川県足柄下郡橘町中村原七百八十九番地下中農業協同組合長理事小沢壽太郎外五名）（平林剛君紹介）（第四〇六四号）、同外六件（請願者　千葉県夷隅郡夷隅町長江沢一哉外六名）（森清君紹介）（第四〇六五号）、同外一件（請願者　千葉県東葛飾郡関宿町長須賀清八外一名）（臼井莊一君紹介）（第四〇八四号）、同（請願者　茨城県土浦市第一農業協同組合長理事室岡徳蔵外四名）（佐藤洋之助君紹介）（第四〇八五号）、同外五件（請願者　茨城県新治郡玉里村長野口一外五名）（丹羽喬四郎君紹介）（第四〇八六号）、同外一件（請願者　千葉県野田市農事放送農業協同組合長理事飯塚幸作外一名）（吉川兼光君紹介）（第四〇八七号）、同外四件（請願者　茨城県土浦市大字常名四千三百八番地の二都和農業協同組合長理事富島伝外四名）（落合寛茂君紹介）（第四一一九号）、同外六件（請願者　千葉県成田市八生農業協同組合長理事湯浅良雄外六名）（桜井茂尚君紹介）（第四一二〇号）、同外五件（請願者　茨城県筑波郡谷田部町長飯泉一三外五名）（登坂重次郎君紹介）（第四一二一号）、同外一件（請願者　岐阜県各務原市鵜沼四千五百三十三番地の二各務原市東部有線農業協同組合長武藤嘉一外七十六名）（野田卯一君紹介）（第四一二二号）、同（請願者　新潟県中魚沼郡川西町千手町農業協同組合星名与三郎外十名）（稲村隆一君紹介）（第四一三五号）、同外七件（請願者　新潟県新井市新井農事放送農業協同組合長理事堀川正俊外七名）（大竹太郎君紹介）（第四一三六号）、同外十九件（請願者　奈良県吉野郡吉野町宮滝中荘農業協同組合長理事岡本寅蔵外十九名）（奥野誠亮君紹介）（第四一三七号）、同（請願者　岐阜県吉城郡上宝村在家上宝中央農業協同組合長河村友蔵）（金子一平君紹介）（第四一三八号）、同（請願者　新潟県中頸城郡吉川町源農業協同組合長理事若井保治外十一名）（田中彰治君紹介）（第四一三九号）、同外八件（請願者　新潟県新井市大字菅沼二百五十四番地矢代農業協同組合長理事池田正晴外八名）（高橋清一郎君紹介）（第四一四〇号）、同（請願者　新潟市東中通一丁目八十六番地県農協中央会内新潟県有線放送協議会長内山清一朗外五名）（塚田徹君紹介）（第四一四一号）、同外六件（請願者　千葉県君津郡大佐和町長榎本市蔵外六名）（中村庸一郎君紹介）（第四一四二号）、同外十一件（請願者　埼玉県北埼玉郡騎西町農業協同組合長理事鈴木栄外十一名）（青木正君紹介）（第四一五五号）、同外四件（請願者　千葉県銚子市西芝一丁目五百六十五番地銚子市農事放送農業協同組合長理事宮内秀和外五名）（伊能繁次郎君紹介）（第四一五六号）、同外一件（請願者　茨城県東茨城郡常北町農事放送農業協同組合長理事鯉渕丈男外一名）（加藤高藏君紹介）（第四一五七号）、同外二件（請願者　福島県河沼郡柳津町農業協同組合長一ノ瀬碧外二名）（亀岡高夫君紹介）（第四一五八号）、同（請願者　愛知県常滑市農事放送農業協同組合連合会長山下治二）（久野忠治君紹介）（第四一五九号）、同外二件（請願者　茨城県西茨城郡七会村農事放送組合長根本弥平外二名）（久保三郎君紹介）（第四一六〇号）、同（請願者　兵庫県飾磨郡夢前町鹿谷農業協同組合長理事大加茂利一郎）（五島虎雄君紹介）（第四一六一号）、同外一件（請願者　埼玉県大里郡豊里村放送農業協同組合長理事石川竹次郎外一名）（高田富之君紹介）（第四一六二号）、同外一件（請願者　茨城県那珂郡那珂町西部農事放送組合寺門洋一外一名）（塚原俊郎君紹介）（第四一六三号）、同外二十件（請願者　福井市大手町二十番地福井県有線放送協議会長中川平太夫外二十名）（坪川信三君紹介）（第四一六四号）、同外十九件（請願者　福井県坂井郡坂井町東十郷農業協同組合長理事加藤庄兵衛外十九名）（堂森芳夫君紹介）（第四一六五号）、同外二件（請願者　高知県南国市農事放送農業協同組合長池川滋寿外二名）（森本靖君紹介）（第四一六六号）、同外四件（請願者　埼玉県春日部市大字上蛭田四百四十一の一番地豊春農業協同組合小島円一外四名）（山本勝市君紹介）（第四一六七号）、同外三件（請願者　埼玉県大里郡大里村市田農業協同組合長武田一好外三名）（鴨田宗一君紹介）（第四一七八号）、同外二件（請願者　埼玉県大宮市土呂町五百三十六番地大砂土農業協同組合吉田富五郎外二名）（福永健司君紹介）（第四一七九号）、同外一件（請願者　新潟県新津市大字朝日四百五十四番地金津農業協同組合長斉藤武雄外一名）（渡邊良夫君紹介）（第四一八〇号）、同外八件（請願者　新潟県佐渡郡新穂村農業協同組合長理事市橋直治外八名）（小沢辰男君紹介）（第四一九三号）、同外一件（請願者　岐阜県郡上郡八幡町農事放送農業協同組合長武藤互郎外二千八十三名）（金子一平君紹介）（第四一九四号）、同外一件（請願者　兵庫県神崎郡市川町鶴居農業協同組合長理事福田清外一名）（清瀬一郎君紹介）（第四一九五号）、同（請願者　岐阜県中津川市千旦林坂本農業協同組合田中清吉外百五十二名）（橋兼次郎君紹介）（第四一九六号）、同外二件（請願者　京都府久世郡城陽町寺田農業協同組合西村義一外二名）（玉置一徳君紹介）（第四一九七号）、同外二件（請願者　兵庫県川西市長小笠原新三郎外二名）（原健三郎君紹介）（第四一九八号）、同外二件（請願者　静岡県藤枝市西方五百五十四番地の一葉梨農業協同組合長理事杉山令一外二名）（高見三郎君紹介）（第四二二四号）、同外七件（請願者　京都市中京区西ノ京小堀町二の二十四番地京都府農業協同組合中央会長大槻伍郎外七名）（谷垣專一君紹介）（第四二二五号）、同外四件（請願者　新潟県見附市葛巻町千八百四十一番地葛巻農業協同組合長理事　阪田栄蔵外四名）（渡邊良夫君紹介）（第四二二六号）、同外十一件（請願者　新潟県長岡市西片貝町栖吉地区農業協同組合長理事戸田文司外十一名）（亘四郎君紹介）（第四二二

七号）、同外三件（請願者　静岡県田方郡中伊豆町八幡七百五十六番地中大見農業協同組合長理事鈴木憲二外三名）（木部佳昭君紹介）（第四二四三号）、同外一件（請願者　新潟県柏崎市第一農業協同組合長理事近藤政直外一名）（村山達雄君紹介）（第四二四四号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町農業協同組合長理事田村利恵外十一名）（小林進君紹介）（第四二四五号）、同外五件（請願者　埼玉県秩父郡大滝農業協同組合長黒沢正太郎外五名）（荒舩清十郎君紹介）（第四二五五号）、同（請願者　岐阜県吉城郡上宝村蔵柱農業協同組合長三桶富康外百七十八名）（金子一平君紹介）（第四二五六号）、同外七件（請願者　京都府舞鶴市字木ノ下五百九十七番地与保呂農業協同組合長木下甚四郎外七名）（柳田秀一君紹介）（第四二五七号）、同（請願者　岐阜県可児郡可児町今渡農業協同組合長理事田上三好）（金子一平君紹介）（第四二八八号）、同外五件（請願者　栃木県塩谷郡喜連川町有線放送電話協会長理事高塩三郎外五名）（渡辺美智雄君紹介）（第四二八九号）、同外二件（請願者　埼玉県比企郡鳩山村農業協同組合長小鷹源一外二名）（平岡忠次郎君紹介）（第四三〇一号）、同外二十一件（請願者　栃木県下都賀郡大平町瑞穂農業協同組合長理事出井荘太郎外二十一名）（藤尾正行君紹介）（第四三〇二号）、同外七件（請願者　宇都宮市塙田町三百五十七番地栃木県農業協同組合中央会長坪山徳弥外七名）（森山欽司君紹介）（第四三一一号）、同外四件（請願者　新潟県糸魚川市大字土塩上早川農業協同組合長理事樋口辰次外四名）（渡邊良夫君紹介）（第四三一二号）、同（請願者　東京都西多摩郡秋多町長近藤秀雄外八百六十七名）（中村高一君紹介）（第四三一三号）、同外二件（請願者　岐阜県安八郡神戸町長高崎善慶外二十九名）（野田卯一君紹介）（第四三二八号）、同（請願者　新潟県岩船郡神林村西神納農業協同組合長理事竹内清）（稲葉修君紹介）（第四三六五号）、同（請願者　高知県土佐郡鏡村今井有線放送電話組合中野好五郎）（大西正男君紹介）（第四三六六号）、同外一件（請願者　高知市丸ノ内高知県秘書広報室内高知県有線放送電話協議会白川理外二名）（仮谷忠男君紹介）（第四三六七号）、同（請願者　宮崎県北諸県郡中郷村農事放送農業協同組合長理事堀之内久男）（瀬戸山三男君紹介）（第四三六八号）、同（請願者　三重県松阪市荒木町港農業協同組合理事高松春木知）（田村元君紹介）（第四三六九号）、同（請願者　高知県長岡郡大豊村天坪農業協同組合長林太幹）（田村良平君紹介）（第四三七〇号）、同（請願者　広島県安芸郡熊野町農業協同組合長理事南崎高市）（中川俊思君紹介）（第四三七一号）、同外五件（請願者　北海道網走市字北浜九十八番地南網走農業協同組合長理事土田多一郎外五名）（永井勝次郎君紹介）（第四三七二号）、同（請願者　新潟県有線放送協議会長内山清一郎）（松井誠君紹介）（第四六一七号）、同外三件（請願者　高知県幡多郡大月町弘見大月町農業協同組合長理事安岡忠外三名）（森本靖君紹介）（第四六一八号）、同外一件（請願者　山口県熊毛郡大和村大字岩田大和村農業協同組合長理事村上実外一名）（山田耻目君紹介）（第四六一九号）、同（請願者　大阪市東区法円坂町十番地大阪府農村有線放送協議会長武津治三郎外十五名）（原田憲君外二名紹介）（第四三七四号）、同外八件（請願者　高知県宿毛市宿毛農業協同組合長田中進一君外八名）（森本靖君紹介）（第四三七五号）、同（請願者　北海道雨龍郡沼田町農業協同組合長理事中村竹蔵）（小平忠君紹介）（第四三八二号）、同外三件（請願者　岐阜県吉城郡国府村農業協同組合長梶屋幸敏外百五十五名）（渡辺栄一君紹介）（第四三九五号）、同（請願者　静岡県小笠郡菊川町菊川農業協同組合長理事鈴木延平）（大石八治君紹介）（第四四〇八号）、同外一件（請願者　兵庫県竜野市揖保町揖保農業協同組合黒田猛夫外一名）（河本敏夫君紹介）（第四四四二号）同外一件（請願者　石川県石川郡松任町宮保農業協同組合長宮元博名一名）（岡良一君紹介）（第四六一四号）、同（請願者　北海道斜里郡小清水町字小清水三百七十九番地水野正勝）（永井勝次郎君紹介）（第四六一五号）、同外一件（請願者　山口県豊浦郡豊北町神田農業協同組合長理事酒田治人外一名）（細迫兼光君紹介）（第四六一六号）、同（請願者　新潟市東中通一丁目八十六番地新潟県有線放送協議会長内山清一郎）（松井誠君紹介）（第四六一七号）、同外三件（請願者　高知県幡多郡大月町弘見大月町農業協同組合長理事安岡忠外三名）（森本靖君紹介）（第四六一八号）、同外一件（請願者　山口県熊毛郡大和村大字岩田大和村農業協同組合長理事村上実外一名）（山田耻目君紹介）（第四六一九号）、同（請願者　大阪市東区法円坂町十番地大阪府農村有線放送協議会長武津治三郎外十五名）（原田憲君外二名紹介）（第四三七四号）、同外八件（請願者　高知県宿毛市宿毛農業協同組合長田中進一君外八名）（森本靖君紹介）（第四三七五号）、同（請願者　北海道雨龍郡沼田町農業協同組合長理事中村竹蔵）（小平忠君紹介）（第四三八二号）、同外三件（請願者　岐阜県吉城郡国府村農業協同組合長梶屋幸敏外百五十五名）（渡辺栄一君紹介）（第四三九五号）、同（請願者　静岡県小笠郡菊川町菊川農業協同組合長理事鈴木延平）（大石八治君紹介）（第四四〇八号）、同外一件（請願者　兵庫県竜野市揖保町揖保農業協同組合黒田猛夫外一名）（河本敏夫君紹介）（第四四四二号）同外一件（請願者　石川県石川郡松任町宮保農業協同組合長宮元博名一名）（岡良一君紹介）（第四六一四号）、同（請願者　北海道斜里郡小清水町字小清水三百七十九番地水野正勝）（永井勝次郎君紹介）（第四六一五号）、同外一件（請願者　山口県豊浦郡豊北町神田農業協同組合長理事酒田治人外一名）（細迫兼光君紹介）（第四六一六号）、同（請願者　新潟市東中通一丁目八十六番地新潟県有線放送協議会長内山清一郎）（松井誠君紹介）（第四六一七号）、同外三件（請願者　高知県幡多郡大月町弘見大月町農業協同組合長理事安岡忠外三名）（森本靖君紹介）（第四六一八号）、同外一件（請願者　山口県熊毛郡大和村大字岩田大和村農業協同組合長理事村上実外一名）（山田耻目君紹介）（第四六一九号）、同（請願者　大阪市東区法円坂町十番地大阪府農村有線放送協議会長武津治三郎外十五名）（原田憲君外二名紹介）（第四三七四号）、同外八件（請願者　高知県宿毛市宿毛農業協同組合長田中進一君外八名）（森本靖君紹介）（第四三七五号）、同（請願者　北海道雨龍郡沼田町農業協同組合長理事中村竹蔵）（小平忠君紹介）（第四三八二号）、同外三件（請願者　岐阜県吉城郡国府村農業協同組合長梶屋幸敏外百五十五名）（渡辺栄一君紹介）（第四三九五号）、同（請願者　静岡県小笠郡菊川町菊川農業協同組合長理事鈴木延平）（大石八治君紹介）（第四四〇八号）、同外一件（請願者　兵庫県竜野市揖保町揖保農業協同組合黒田猛夫外一名）（河本敏夫君紹介）（第四四四二号）同外一件（請願者　石川県石川郡松任町宮保農業協同組合長宮元博名一名）（岡良一君紹介）（第四六一四号）、同（請願者　北海道斜里郡小清水町字小清水三百七十九番地水野正勝）（永井勝次郎君紹介）（第四六一五号）、同外一件（請願者　山口県豊浦郡豊北町神田農業協同組合長理事酒田治人外一名）（細迫

昭和三十九年六月二十六日　衆議院会議録追録（二）　請願に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次の各事項について、措置されたいというのである。（一）公衆通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律に基づく関係改正規則は、同法律とともに本年一月一日施行になつたが、北海道全域を市外通話の対地とすること、接続の技術基準及び保存準則、接続の検査に必要な資料の提出、接続通話料金、接続有線放送電話設備の軽微な変更の届出、その他接続関係諸手続については、通話契約者の負担を軽減するよう、所要の改正措置を進めるとともに、接続の実施にあたつては、さしあたり施設者の負担を軽減できるよう電電公社の技術基準、検査の測定要領、保存準則、営業規則等の運用につき極力簡素化をはかられたい、（二）有線放送電話業務の認定基準を次のとおり改められたい。(1)大都市の市街地を除く市町村の全地域については、除外区域を設けないこと、(2)共同設置及び有線放送電話業務の合併については、既存区域を全面的に認めること、等、（三）市外接続通話の範囲を都道府県外にも通話できるよう、法を改正されたい、（四）有線放送電話設備の普及整備をはかるため、次の財政金融措置を講ぜられたい。(1)有線放送電話設備の新設または改修に要する資金を補助すること、(2)農林漁業金融公庫の農事放送に対するワクを拡大するとともに貸付利率の低減措置を講ずること、なお、あわせて有線放送電話事業を農業近代化資金助成法及び農業改良資金助成法の対象とすること、等。

二、請願の議決理由

有線放送電話については、各種の角度より慎重に検討の要ありと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

通信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

長野県阿南町とうじあげ山頂にテレビサテライト局設置の請願（請願者　長野県下伊那郡阿南町新野開発期成同盟会村上利徳外四百七十六名）（原茂君紹介）（第二八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下伊那郡阿南地区は、県の最南端にあり、中部日本の中心地でありながら、東は赤石山脈、西北は中央アルプス系恵那山脈に囲まれた山間僻陬なので、文化の導入、生活の慰安等にテレビは必需機関となつており、地区内の九〇％をこえる家庭に普及しているが、このような山間地域の関係で電波をとらえるのに非常に困却し、共同アンテナ、個人アンテナいずれを設置するにも多大な費用を投じている状態で、それでもなお視聴がなかなか困難な現状にある。ついては、阿南町新野地区にある海抜千三百メートルのとうじあげ山の頂上は、阿南地区一帯及び周囲地区に対し実に展望のよい所であり、その上、頂上へ自動車道路も開通しているのでテレビ視聴の完ぺきを期するため、同山頂にサテライト局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

阿南地区におけるテレビジョン放送の難視聴については、早急に救済措置を講ずることが適当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

川内市、鹿児島市間電話の即時通話化に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（池田清志君紹介）（第三一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

主要地区は逐次即時通話施設の実現を計画実施中であると聞いているが、川内市と鹿児島市間の電話通話は、その量において県下最大の数を示し、急報か特急によらなければ日常の用務も弁じ得ない状態にあり、関係地区民の時間と経費の浪費ははなはだしく、これが早期解決の声はちまたにあふれている実情にある。ついては、川内電報電話局は、現在自動電話化の切りかえ工事が進められているので、この機会にぜひとも即時通話施設を併設し、その使命である通信の円滑化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認め、なるべくすみやかに、川内市、鹿児島市間の即時通話化の必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

新城電報電話局の自動化に関する請願（請願者　愛知県豊橋市中野町山口唯次外十五名）（福井勇君紹介）（第三七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県新城市は東三河工業整備特別地域として国の指定を受け、いまや一大飛躍の途上にあり、特に工場誘致により、東京、大阪、名古屋と連絡する大工場、商社が少なくないが、これらの連絡に欠くことのできない電話の交換機は依然として明治末期の磁石式単式という旧来のもので、その通話には一日かかるまことに不便なものであり、その上市内通話は新城局、八名局、東郷局の三局に分れ、市外通話的複雑な様相を呈していることは、同市の発展上まことに遺憾である。ついては、新城電報電話局では、すでに八百四十坪の局舎建設用地を決定しているから、即時通話にするため、自動電話を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域における電信電話業務の円滑化を図るため、予算等を勘案して、できるだけ早い機会に自動化すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

草加市松原団地に団地電話設置認可に関する請願（請願者　埼玉県草加市松原団地B九十九の四百五小林誠一外千九百七十六名）（栗原俊夫君紹介）（第三八八七号）、同（請願者　埼玉県草加市松原団地A四十ノ三百四山室信雄外千九百七十六名）（畑和君紹介）（第三八八八号）、同（請願者　埼玉県草加市松原団地池田照夫外千九百七十六名）（安宅常彦君紹介）（第三九五八号）及び同（請願者　埼玉県草加市松原団地鈴木彰外千九百七十六名）（大柴滋夫君紹介）（第四一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東洋一のマンモス団地である埼玉県の草加松原団地は、商店以外に電話がなく、通信に関しては陸の孤島となつているので、文化的な生活ができるよう安価で能率的な団地電話の設置を、電電公社が一日も早く認可されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、団地電話対策を確立し、すみやかに趣旨に沿うよう措置すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

浦和市南浦和団地に団地電話設置認可に関する請願（請願者　浦和市大字大谷場八百五十五番地浜崎堅一外九百九十二名）（畑和君紹介）（第三八八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

団地という特別生活環境の中で電話のない生活はまことに不便であるから、浦和市南浦和団地に安価で能率的な団地電話を電電公社がすみやかに設置認可されるよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、団地電話対策を確立し、すみやかに趣旨に沿うよう措置すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

千葉県九十九里町西野地区に特定郵便局設置に関する請願（請願者　千葉県山武郡九十九里町西野千二十三番地川島巌）（佐藤洋之助君紹介）（第四七六四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県山武郡九十九里町西野地区は、近年各種工場、野球場、自動車練習場の新設に伴い、著しい発展を示し、さらに付近の山林二十七町歩は工場誘致に着手し、隣接地三十余町歩も各種文化施設の設置計画が進められている。したがつて郵便、電信、電話等の利用度もひんぱんとなつているが、近隣の郵便局までは、いずれも六キロ以上も隔たり、往復十二キロ余りもあるので、地区住民は非常な不利不便を感じている。ついては、西野地区に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨については、状況を勘案して適当の措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

逓信委員長　加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

建設委員会

城東地区の内水排除対策強化促進に関する請願（請願者　東京都江東区亀戸町五丁目二百十六番地亀戸町会連合会長田中銀之助外二名）（天野公義君紹介）（第四六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

江東デルタ地帯を水害から守る手段は、外郭堤防の構築により高潮の被害を除き、工業用水道を敷設して地盤沈下の要因である地下水くみ上げを禁止し、また改良下水道を敷設して、降雨滞水による被害を除く等の施策を早急に完了することにあり、その一部施策は現在着々と進捗しているが、改良下水道の敷設はいまだ進捗していないのはまことに遺憾である。ついては、江東区城東地区における改良下水道の敷設を促進するとともに、その完成に至るまで内水排除のため必要な次記措置を講ぜられたいというのである。（一）都市計画環状四号路線の下に敷設予定の改良下水道いわゆる砂幹線、枝線の敷設計画を早急に実施すること、（二）当面の緊急対策として、砂町川以北の既設砂幹線の一部を砂町ポンプ場に直結し、葛西橋都電通りその他必要な枝線工事を促進し、砂町地区の内水排除をはかること、（三）大島地区に現在施工中の枝線敷設工事をさらに延長促進し、大島地区の内水排除の強化をはかり、亀戸地区の内水排除強化のため、環状四号線の一部である大島ポンプ場より竪川まで約百メートルの事業決定を行なうとともに亀戸地区からの集水ができるよう、その下に下水道を敷設すること、等。

二、請願の議決理由

都市整備の見地より早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

伊南川の多目的ダム建設に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第九一号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七四三号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊南川は福島県最大の荒廃河川であつて、流域の住民は同河川のはんらんにより、しばしばじん大な災害をこうむつている実情である。ついては、同河川のはんらんを根本的に防止し、地域産業保護のため、同河川上流に多目的ダムを早急に建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定の見地より早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

豪雪地域における道路交通確保に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第九三号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七四四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豪雪地域における道路交通確保のため、次記事項を実現されたいというのである。（一）国道（舗装を含む）橋けた、待避所の緊急整備、（二）市町村が購入する除雪車、雪上車に対する国庫助成と起債のワク拡大、（三）流雪溝の新設または拡張工事に対する国庫助成。

二、請願の議決理由

豪雪地帯における輸送力確保の見地より検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

東北自動車道の早期着工に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第九六号）、同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七四七号）及び同（請願者　岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三六一号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北自動車道は、東京と青森を直結し、北海道をも結ぶ重要輸送路となり、東北地方の産業開発促進上大きな役割を果すものであるから、早急に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

建設行政推進に関する請願（請願者　鹿児島市山下町三十七番地鹿児島県土木協会長横山正元）（中馬辰猪君紹介）（第一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大都市と後進地域との経済的格差を解消するためには、産業基盤の整備が第一の要件と信ずるが、自主財源の乏しい市町村にとつてその活動力に一定の限度があり、国の全面的協力と援助がなければ、これが目的を達成することができない。ついては、明年度予算で少なくとも、次記事項を実現されたいというのである。（一）現行道路整備五カ年計画は計画策定後の情況の推移を考えるとき、抜本的改定を必要とする時期にきているから、現行の事業費ワク二兆一千億円を五兆円に引き上げ、また計画改定に当り鹿児島県等経済的後進地域に対する道路整備の飛躍的伸長をはかること、（二）九州縦貫高速自動車道の早期着工のため、前記道路整備五カ年計画改定ワクの中に入れ、昭和三十九年度前半で調査を完了し、引き続き同年度中に着工すること、（三）市町村道老朽橋のかけかえに対し、国庫補助するとともに起債ワクを拡大すること、等。

二、請願の議決理由

地域開発の見地より検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

東京、長野間高速自動車道建設に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一九六号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（唐澤俊樹君紹介）（第二七三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二七四号）、同（請願者　長野県議会議長美谷島悸）（原茂君紹介）（第三二八号）、同（請願者　長野県議会議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第三二九号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第三七四号）及び同（請願者　長野県議会議員唐木田稲治郎）（井出一太郎君紹介）（第一三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県は、比類のない自然景観と温泉に恵まれ、訪れる観光客が年々激増し、また農産物、工業製品等の輸送の増加により、主要幹線道路の交通量は飽和状態に近くなつており、昭和三十七年度における同県交通量の調査結果によれば、東京、長野間の国道における交通状況はきわめて深刻化しており、今後も交通量の激増は必至であると考えるとき、これ以上の受け入れはとうてい不可能の状態である。ついては、東京、長野間高速自動車道の建設計画を樹立し、すみやかに着工されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

九州縦貫高速自動車道の早期建設に関する請願（請願者　福岡市橋口町四番地日本青年会議所九州地区協議会長高松定徳外百八名）（廣瀬正雄君紹介）（第二二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州地方は、最近の日本経済の高度成長下において、著しくその伸び率は停滞し、地域格差はますます増大しつつあるが、九州経済の普遍的開発をはかり、地域間の交流を活発化し、経済活動の領域を拡大するためには、九州縦貫高速自動車道の早期建設以外にない。ついては、同自動車道を昭和三十九年度より着工し、新道路整備五カ年計画においてその完成をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

一級国道五六号線の整備促進に関する請願（請願者　愛媛県議会議長宇都宮光明）（井原岸高君紹介）（第二九六号）及び同（請願者　愛媛県議会議員飯尾増雄）（藤田高敏君紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道五六号線は、松山市を始点として四国西南部の主要地区を経て高知市に至る延長三百三十五キロメートルに及ぶ路線で、四国循環鉄道のない同地方にとつて大動脈ともいうべき重要路線であるが、同路線は一般国道昇格後日浅く、後進性の強い沿線地域としてはこれが改良整備の早期実現を最大の念願としており、地元民はもとより各方面からも強く要望されている。ついては、地方産業、経済の発展と県民福祉増進のため、一級国道五六号線の大幅改良整備をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

千葉県小見川町、茨城県神栖村間の利根川に架橋の請願（請願者　千葉県香取郡小見川町長山本力蔵外五千九百二十名）（寺島隆太郎君外一名紹介）（第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

利根川をはさむ千葉県小見川町と茨城県神栖村とを中心とする周域の開発については、国、県においても大利根開発地区、鹿行開発地域及び鹿島鉱工業整備地域を指定するなど重要性を認めており、関係住民もその進展に大きな期待を寄せているが、佐原市―銚子市の利根川西十キロ間には橋が一つもないので、最近の自動車等による交通量の増大は、やむなく佐原市、銚子市を迂回せねばならぬなどはなはだしい困難を生じており、ために農産物の集散及び商工業の振興に著しい弊害を生じ、地域振興を大いに阻害している。さらに従来からの町営渡船の運行についても、阿玉川閘門及び小見川閘門の完成によつて幾分安全性は保たれる環境となつたが、なお自動車渡船の運行は不可能であり、増水時における運行はいまだ相当の危険がある。ついては、小見川

町、神栖村間の利根川に架橋を早期に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

鹿児島市と西桜島村袴腰間架橋に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第五〇一号）

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿児島郡西桜島村袴腰と鹿児島市間海上約四キロメートルに橋りようを架設することは、単に交通の便のみならず観光、経済、文化および大隅地方開発上ひ益するところ大である。ついては、鹿児島県鹿屋市より西桜島村袴腰までの路線の全面舗装も近く完成する予定であるから、二級国道桜島鹿児島線中鹿児島市と袴腰間に橋りようを架設されたい、もしこれが早急に実現できなければ、暫定措置として、同区間に国営の連絡船を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急た検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

福山市新涯町東部地区区画整理事業反対に関する請願（請願者　広島県福山市新涯町高橋与一外七十八名）（高橋等君紹介）（第七一一号）

一、請願の要旨及び目的

広島県福山市新涯町東部地区区画整理事業の反対者七十七名は、昭和三十八年十月十一日広島県知事あてにこれが異議申請書を提出したところ、同年十月三十日県知事より採択されない旨の通知があつたが、同事業は農民にとつては望外事であり、さらにその費用負担の土地減歩率は平均二割五分五厘を占めるため、今後の農業経営維持が困難となる上、用排水の不備による減収等によつて農民は多大の損失をこうむることは明らかで憂慮にたえない。ついては、同事業に対し、これらの者の犠牲が最少限に減じられるまで反対であるから、これが善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

阿武隈川流域地帯の水害防止のため河岸及び河床改良工事の国直轄施行に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七四二号）

一、請願の要旨及び目的

福島県の中央地帯を貫流する阿武隈川は、特に河岸の浅い箇所や、河岸に岩石が突起し副員が狭められている箇所が多く、ために豪雨または降雨が長期化するときは、各地にはんらんして、著しい水害をこうむることになり、流域住民は常に不安な状態におかれている。また、同河川流域地帯は平たんで、工業開発地域としての工場建設適地が相当あるが、水害という悪条件がこれをはばんでいる現状である。ついては、住民の不安を除去し、地域産業開発を推進するため、同河川の河床及び河岸の改良工事を国の直轄事業として実施し、その促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定の見地より早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

岡山市芳田地区の高速自動車道バイパス線建設等に関する請願（請願者　岡山市芳田地区バイパス建設対策委員長逢沢正一外三百二十五名）（逢澤寛君紹介）（第八六八号）

一、請願の要旨及び目的

岡山市芳田地区は、県南広域都市の中心にあたり、住宅地として発展が期待されるが、同地区は現在推進中の高速自動車道が築堤として建設されれば、この一条の道路のため南北に完全遮断されるから、同地区の高速自動車道の建設は全面的に高架として建設されるとともに、将来に備えて両側に七メートル以上の側道を全面的に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市の効用を全うするため、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

久慈川未改修地帯の工事続行に関する請願（請願者　茨城県常陸太田市内堀町久慈川改修期成同盟会長宮田重文外十三名）（塚原俊郎君紹介）（第一〇八七号）

一、請願の要旨及び目的

政府においては、新たに河川法の制定を企図されているようであり、その際には茨城県北の中心を貫流する重要河川久慈川は、当然第一級河川に列せられるものと信ずるが、万一これが実現されなかつたときは、折角従来より多額の国費を投入した改修工事も真の目的を達成できず、沃野も不安な状態となり、漁業関係はもちろん、日立市、常陸太田市及び東海村原子力研究所の水道、原子力研究所関係事業、日立製作所等の工業用水、その他にも重大な支障をきたす結果になるなど容易ならざるものがある。ついては、新河川法制定に当つては、久慈川を第一級河川に列せられ、河口及び上流部を含む約五〇％余りに及び未改修重要地帯を引き続き工事続行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地域開発の見地より慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に

付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

名塩国道一五三号線宮田村地区バイパス線の改良舗装に関する請願（請願者　長野県上伊那郡宮田村長小田切行雄外一名）（原茂君紹介）（第一〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名塩国道一五三号線宮田村地区のバイパス線の改良舗装については、すでに用地買い上げは順調に進み、村民ひとしく完成を待ち望んでいるから、昭和三十九年度においては、これが改良舗装費八千万円が確保できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

新橋駅周辺戦時強制疎開者の旧居住地復帰に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋二丁目二十八番地駅前復帰新橋地区疎開者対策連合会長木下勇夫外十五名）（西宮弘君紹介）（第一三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者らは戦時中強制疎開により新橋周辺を立ち退いた居住者で、戦後は元の居住地に帰住することができるものと期待していたところ、同地は当時闇市場と変り果て、警察にすがつても手が付けられず、そのうちマーケット化してしまつた。そこで同地の管理者である東京都にその一部だけでも と願い出たが、駅前広場の一部であり、また都市計画地域であるからということで断わられ、昭和二十四年にはマーケットをそのままにして東京都は地主に土地を返してしまい、今日に至つている。ついては、このたび新橋地区に公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律が適用されたが、将来これが事業決定によるビルが竣工し、強制疎開者の入居に際しては、右の経緯を考慮され、分割払いの方法か、または家賃として徴収するかの方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦中、戦後の状況を勘案し、将来、市街地改造事業を実施することによりビルが竣工した場合には、本請願の趣旨を慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

二級国道人吉、川内線の整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡鶴田町長仁科盛次）（池田清志君紹介）（第一七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道人吉、川内線は、鹿児島県北薩地区と熊本、宮崎両県を結ぶ最短路線であるとともに、産業観光道路として不可欠の重要幹線でもあり、その利用度はますます高度化されているが、同路線中には曲折、ガード、踏切等の危険個所及び路面、側溝の不良箇所が相当あるから、これが改良整備に特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

県道下甑、鹿島間建設費国庫補助増額に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村長山下清次）（池田清志君紹介）（第一七二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在開設中の県道下甑、鹿島間は、国庫補助が少なく、わずかに年間千メートル程度の施行状況であるから、これが年間補助金の増額により工事期間の短縮をはかり、関係地域の産業開発の早期実現を期するよう、特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

県道大口、真幸線開さく工事を公共事業として施行に関する請願（請願者　宮崎県西諸県郡真幸町長西郷重保）（池田清志君紹介）（第一七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道大口、真幸線は、真幸駅より大口市に通じる約六キロメートルの未改良路線で、県の継続事業として昭和三十四年度から起工され、以来昭和三十八年四月現在までに約五百メートルの延長を見たものの、現在の工程から推測すると、全工事区間の早期完通はとうてい期待できない状況にあるが、同路線は、背後に豊富な森林資源を控え、沿線に開拓地などを有し、地域的経済価値の高さとともに南部九州東西間の最短経路として、その経済的、社会的、文化的価値ははかり知れないものがある。ついては、県道大口、真幸線の開さく工事を、国の公共事業として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

宮崎県真幸町島内、西川北地区の川内川護岸工事実施に関する請願（請願者　宮崎県西諸県郡真幸町長西郷重保外一名）（池田清志君紹介）（第一七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県西諸県郡真幸町島内、西川北地区の川内川左岸約二キロ、右岸約一・五キロは、いまだ護岸工事が施されていないが、同沿岸地域はほとんど土地改良がなされ

た豊沃な水田地帯であり、真幸町の農耕の中心を形成している地域であるので、万一不幸にして洪水による災害等が発生した場合、同町が受ける経済的、人的被害はまことに甚大であると思われ、憂慮にたえない。ついては、災害を未然に防止し、住民の生計を安泰にするため、すみやかに同地区の護岸工事を実施されるよう格別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除及び民生安定の見地より早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

鹿児島県栗野岳温泉、林田温泉間の有料道路新設に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長田底竹吉外一名）（池田清志君紹介）（第一七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霧島国立公園内の豊かな自然温泉等をより高度に活用し、観光地霧島の名声をさらに飛躍せしめるためには、同地帯をすみずみまで開発する必要がある。ついては、日本道路公団においては、さきに南北霧島有料道路を新設し、現在これらの連絡道路を新設されつつあるが、これに引き続いて、栗野岳温泉と林田温泉とを結ぶ約十六キロの路線を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光資源開発の見地より、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

公営住宅分譲の承認基準制限緩和に関する請願（請願者　神奈川県大和市下鶴間四千二百八十番地緑野住宅払下促進委員会委員長古川三郎外九十九名）（木村剛輔君紹介）（第一七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県大和市営住宅は、昭和二十六―二十九年度に建設されたもので、すでに木造家屋耐用年数の半ばを経過しており、間もなく土台取りかえ等の大修理を施さねばならぬ時期に到達しているのみならず、入居者自身においても常に小修理を加えつつ、家屋の維持管理につとめている現状にあつて、市当局は分譲の意志を有している。ついては、公営住宅分譲について、五年以上を経過した木造家屋で、二十戸以下の小団地に限り承認するやに聞いているが、この際十年以上を経過したものは、団地規模の大小にかかわらず、事業主体の実情に応じ分譲できるよう、公営住宅分譲の承認基準制限を緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

公営住宅の維持管理上の見地から、分譲について十分な検討の必要性を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

放射一四号線及び平井新大橋の建設促進に関する請願（請願者　東京都江戸川区小松川二丁目三十九番地ならき実外三千四十七名）（島上善五郎君紹介）（第一九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道一四号線は、都内江戸川区、小松川、逆井、平井地区を貫通しているが、同地区付近には小松川橋しかないので、交通混雑が日増しにひどくなつており、同橋の一日の自動車通過量は、警視庁の調査によれば、昭和三十八年約六万五千台、同三十九年は約七万台と推定され、一度、橋の破損や交通事故が生じると、完全に交通マヒ状態におちいり、同線が重要な産業道路であるため、その被害は莫大な額となる。ついては、その解決策として、放射一四号線及び平井大橋の建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

二級国道宮崎国分線の改良工事及び舗装工事の早期完成に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道宮崎国分線は、年々改良工事並びに舗装工事が実施され、近く垂水―東串良町間の完全舗装が完成する運びとなつたが、国分市―垂水市間（特に福山町亀割坂より垂水市間）には、いまだに幅員狭小区間並びに急カーブが多く、交通上多大の支障をきたしている。ついては、これが改良工事及び舗装工事を早急に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

二級国道宮崎指宿線の改良工事及び舗装工事の早期完成に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道宮崎指宿線は、宮崎市―鹿児島県大隅町―大根占港―根占港―佐多町伊座敷港―指宿市間を結び、同地区の産業、経済、文化、交通の大動脈であるが、同路線の改良率は三〇・六％、舗装率一三・三％という現状にあり、特に大根占、根占、佐多地区の海岸線にはいまだ路面の欠損並びに幅員狭小の区間が各所にあり、交通に支障をきたしている。ついては、これが改良工事及び舗装工事を早急に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

肝付川河川改修工事等の早期完成に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国においては、肝付川の改修に意を用いられ、昭和十二年度より着工し、その重要部分の大半は改修されたものの、同川上流にあたる串良川上流地区は再三にわたる被害をこうむり、地区民ひとしくこれが改修工事の早期完成を望んでいるが、同地区改修に着手されることになると、用地買収に多額の予算をさかれることになるから、そのために工事費が減額されないよう、大幅に予算を増額されたい。また肝付川河口にある波見港の左岸は、河川による漂砂と沖合いよりの強風、潮流等によつて築瀬をなすため、船の出入りに支障をきたしているから、左岸に流砂止めの導流堤を早急に築造されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

主要地方道串良内之浦大根占線の改良工事及び舗装工事の早期完成に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第二五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

主要地方道串良内之浦大根占線は、鹿児島県肝属郡内之浦町長坪部落に建設された東京大学宇宙空間観測所の資材等が増加し、また同観測所への見学者が日を追つて増加している実情にかんがみ、これらの輸送道路としてますますその重要性が痛感され、同路線の局部改良工事並びに幅員拡張工事等が実施されているが、いまだに路面が悪く、幅員も狭小の個所があり、交通上多大の支障をきたしている。ついては、同路線の改良工事及び全面舗装工事を早急に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

滋賀県甲西中学校生徒の通学用国道一号線横断地下道または陸橋建設に関する請願外三件（請願者　滋賀県甲賀郡右部町麻田上山鈴子外七百九十九名）（西村関一君紹介）（第二六五〇号）及び同外十五件（請願者　滋賀県甲賀郡甲西町岩根三千六百六十六番地亀田マサ外三万二千九百九十九名）（西村関一君紹介）（第二七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の国道一号線は交通量がことに激しく、しかも無暴運転による事故の悲惨さには目をおおわしめるものがあり、これを横断することは全く危険きわまるものがあるが、甲西中学校生徒の約半数はその国道一号線を横断して通学しなければならず、特に岩根地区、下田地区の保護者にとつて日夜憂慮の種となつている。ついては、これが生徒通学用地下道または陸橋の架設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

安全交通確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

地代家賃統制令の一部改正に関する請願（請願者　高松市福岡町四十五番地坂入直一）（木村武千代君紹介）（第二八〇二号）及び同（請願者　高松市福岡町四十五番地川田淑好）（藤本孝雄君紹介）（第三五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地代家賃統制令等の改正について、次記事項を要望するというのである。（一）昭和二十五年七月十日以前に建築した建坪三十坪以上の家の家賃は統制が解除されているが、建坪二十坪以上のものについても家賃統制を解除すること、なお現在の統制額は著しく低額であり不適当であるから、是正すること、（二）昭和二十五年七月十日以前に建築した家で店舗、事務所等の事業用専用の家は、家賃統制が解除されているが、店舗、事務所等の事業用と居住用とを兼用する家は、併用住宅地として家賃統制をされているから、併用住宅の要件である居住用に共する部分三十坪以下、事業用に供する部分七坪以下を、居住用に供する部分二十坪以下、事業用に供する部分四坪以下にするよう、地代家賃統制令施行規則を改正すること、（三）京浜、阪神地区は依然として住宅難であるが、中小都市は緩和しているから、大都市以外の家賃統制を緩和すること。

二、請願の議決理由

民間住宅建設促進並びに貸家経営の合理化の見地より検討する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の議会に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

川内市及び薩摩郡内直轄河川、国道の整備事業促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元）（池田清志君紹介）（第三一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川内市及び薩摩郡内直轄河川、国道の整備事業促進について次記事項を措置されたいというのである。（一）川内川右岸東郷及び田海地区は、同川洪水の際、絶えずその脅威にさらされているから、楠元橋上流堤防損壊個所の修築補強工事を早急に実施されるとともに、田海地区についても直轄事業とされた上で、あわせて改修工事を実施すること、（二）小倉町築堤は、いまだ約二百メートルが工事を完了していないが、同地区は川内川の湾曲部にあたり、地高が著しく低いため小規模の洪水でも河口港に通ずる唯一の交通幹線である県道京泊―大小路線は交通が途絶し、さらに地区住家の浸水、田畑の冠水等にさらされているので、これが築堤を早期に完成すること、（三）一級国道三号線中の御陵地区は、その幅員が狭小であり、自動車の激増と大型化のため歩行者は常に危険にさらされ、事故多発地点にもなつているので、昭和三十九年度内完成を目途に未完了地区の幅員拡張工事を施行すること、等。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
建設委員長　丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

二級国道一五一号線のバイパス線建設に関する請願（請願者　愛知県豊橋市中野町山口唯次外二十九名）（福井勇君紹介）（第三七五三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新城市街地の二級国道一五一号線は、昭和三十八年五月一日より駐車禁止となり、同国道に通ずるすべての道路が駐車場と化したため、交通妨害を誘発し、一般買物客は楽しいショッピングなど思いもよらぬところとなつた。これは商店街の売り上げにも影響し、営業上の死活問題となつている。ついては、新城市においては第三次建設計画を樹立し、同市の広域的発展を期するよう鋭意努力しているときでもあるから、二級国道一五一号線のバイパス線の早期着工をはかられたいというのである。
二、請願の議決理由
都市内交通の安全を期するため、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
建設委員長　丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

関越自動車道建設促進に関する請願（請願者　埼玉県議会議長三ッ林弥太郎）（福永健司君外十一名紹介）（第三八七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都、埼玉県、群馬県、新潟県をつなぐ関越自動車道の建設は、産業経済の発展と地域格差是正のため多年関係地域住民のひとしく渇望してきたところであり、第四十三回国会において、関越自動車道建設法が成立し、同路線の建設実現に多大の期待をもつことができたが同路線は、わが国産業経済の発展に寄与するところきわめて大であるから、関越自動車道の調査の早期実施、新道路整備五カ年計画への組み入れ及び予定路線を定める法律の早期制定について、特段の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
建設委員長　丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

杉並区内の車両制限令延期等に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町九百十五番地杉並同志会長橘富士松）（岡崎英城君紹介）（第四一五二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東京都杉並区内の次記路線は、八月一日より車両制限令の実施により大型車の通行を中止するよう車両制限令東京都連絡協議会が最終的調査結果をまとめたと発表されている。同発表によれば、（イ）杉並区向井町―阿佐ケ谷六丁目間六百メートル、阿佐ケ谷六丁目―阿佐ケ谷車庫間二百メートル、（ロ）阿佐ケ谷車庫―高円寺通り間一キロメートル、（ロ）阿佐ケ谷二丁目（阿佐ケ谷駅北口）―阿佐ケ谷三丁目間九百五十メートル、（ハ）高円寺三丁目―成宗三丁目間一・四キロメートル間がバスの運行ができなくなると各新聞に報道されているが、これが実施されると通勤、通学その他一般利用者にとつては重大な影響を及ぼすと考えられるから、これが大型車の運行中止に対する対策として次記事項をすみやかに実施され、これが完成するまで車両制限令の実施を延期されたいというのである。（一）杉並区阿佐ケ谷五丁目八十番地（高円寺通り新宿行）―向井町百二十八番地（特別都市計画街路放射線補助第七四号線）の拡幅、（二）杉並区阿佐ケ谷二丁目四百四十八番地（阿佐ケ谷駅北口）―阿佐ケ谷三丁目二百五十一番地（天沼日大二高通り）間の拡幅、これが不可能な場合は、放射線補助第一二八号線より補助第七四号線間、同線より補助第七一号線間等の拡幅、または鷺宮駅より補助第一二八号線を同第七一号線まで拡幅、等、（三）杉並区高円寺三丁目より成宗三丁目間（放射線補助第一三〇号線）に対する杉並区高円寺三丁目百七十九番地より大宮前一丁目千六十番地環状第八号線の拡幅。
二、請願の議決理由
道路整備の現状にかんがみ、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
建設委員長　丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

労働者住宅建設促進法制定に関する請願（請願者　広島市出汐町友有無番地藤田忠外七百五十八名）（大原亨君紹介）（第四一五三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
現下の住宅事情はきわめて深刻であり、特に賃金収入源しか持たない労働者にとつて住宅問題の解決が切実な願いとなつているから、国はすべての労働者とその家族に対し、適当で上品な住宅施設と住宅環境の与えられることを保障するため、住宅及び付帯施設の建設を助長促進することを政策の義務的目的とすべきであり、これが具体的政策推進の基本法として、次記事項を含む労働者住宅建設促進法を制定されたいというのである。
（一）労働者住宅建設の助長促進を国の義務的政策目的とし、そのための立法目的の宣明、（二）労働者住宅建設計画の確立に関する事項、（三）労働者住宅建設の担当行政機関の確立、（四）労働者住宅建設計画の立案推進のための計画委員会設置、（五）住宅建設費または家賃などについての労働者の収入に見合う基準設定、（六）衛生的快適な住宅基準の設定、等。
二、請願の議決理由
住宅不足解決の見地より十分な検討の必要性を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十九年六月二十五日
建設委員長　丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

川越市及び狭山市における日本住宅公団の工業住宅団地造成事業に関する請願（請願者　埼玉県川越市長伊藤泰吉外三名）（松山千恵子君紹介）（第四二七二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
埼玉県川越市及び狭山市は、昭

和三十七年首都圏整備法に基づく「市街地開発区域」の指定を受け、日本住宅公団によつて七十五万坪の工業住宅団地の開発造成を両市にまたがり施行中であるが、地元川越、狭山両市においては、これら団地造成の国策に協力するため、土地買収の際の土地所有者に対する協力報償金両市あわせて一億七千余万円、団地地区外流末処理事業費二億一千百万円を支出する等乏しい市財政より直接間接に多額の支出をしたが、これに対する国、県の補助金はわずかに二三%余にすぎず、起債も三〇%余で残る大部分の事業費が両市の負担するところとなり、この事業費捻出にはなはだ苦慮している実情である。ついては、国の施策実現のため地方財政にしわ寄せしないよう、国庫からの特別助成措置、もしくは日本住宅公団の土地分譲による差益金から施設還元の意味をもつて団地と密接な脈絡を持つ関連事業費を交付されるよう格別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

首都圏における市街地開発の見地から、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

道路整備に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地全国道路利用者会議会長南條徳男）（野呂恭一君紹介）（第四三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路整備について、次記事項を措置されたいというのである。

（一）新道路整備五カ年計画の内容は、地方道の改良舗装に重点を置くようにすること、（二）地方公共団体の行なう有料道路事業に対し起債政策を強化すること、（三）雪寒道路事業を拡充強化すること、（四）車両制限令附則第三項に規定する適用除外期限を当分の間延長すること、（五）北海道自動車道及び四国自動車の予定線を定める法律をすみやかに制定すること、（六）中国、四国連絡道路として、尾道、今治間を国道に指定すること。

二、請願の議決理由

道路整備促進の見地より、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

東京都三多摩地区内の公営住宅払下げに関する請願（請願者　東京都小金井市本町五丁目二千七百十三番地公営住宅払下促進会北条秀一）（玉置一徳君紹介）（第四三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都三多摩地区内にある公営住宅入居者の大半は、数年ないし十年住み慣れて、その間みずから家屋の修理、環境の整備を行なつているので、こんにちでは住宅に強い愛着心を感じており、これが払い下げを受けられることを切望している。またその代金を公営住宅建設の資金源とされるならば、住宅政策に少しでも貢献できるとも考えている。ついては、同公営住宅を、その入居者に適正価格をもつて払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

公営住宅の維持管理上の見地から、分譲について十分な検討の必要性を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

一級国道三号線川内市御陵下町地内の整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（池田清志君紹介）（第四六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道三号線のうち、鹿児島県川内市御陵下町地内の改良整備については、国道整備五カ年計画のもとに逐次改良がなされつつあり、昭和三十七年度からは用地買収並びに家屋等の移転に着手され、待望の拡幅工事が促進されていることは、まことに感謝にたえないが、道路の整備が未完成のため、現在なお種々の障害物により、幅員狭少で通行者の歩道としての利用もできず、歩行者は折角拡幅完了後も危険な交通を余儀なくされている。ついては、当該拡幅区間は用地買収等の協力体勢が完全に醸成され、拡幅全区間にわたり工事施行の最適期を迎えているから、昭和四十年度予算に未完成個所の拡幅工事と拡幅部分の路面整備工事費を措置され、昭和四十年度に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

公営住宅の建設促進に関する請願外一件（請願者　大阪市生野区北生野町一丁目五十四番地加藤正明外三百五十一名）（川上貫一君紹介）（第四八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青年婦人は、低賃金ときびしい住宅難のため、結婚もできず、子供を生むことさえ、ちゅうちょしなければならない実情にあるから、これが解決のため、次記事項

を実現されたいというのである。（一）公営住宅を大量に建設し、住宅困窮世帯、困窮者を早急に入居させること、（二）公営住宅建設のための予算を大幅に拡大するよう配慮すること、（三）国の負担金を増し、地方自治体の負担分を軽減すること、（四）公営住宅の入居基準を緩和するとともに、家賃を絶対値上げしないこと、（五）住宅公庫の融資を増額すること、（六）公有地（基地）を開放し、良い環境と住宅に適した土地を確保すること、（七）厚生年金保険など長期保険の積立金を労働者住宅建設のために大幅還元融資すること。

二、請願の議決理由

住宅不足解決の見地より十分な検討の必要性を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

建設委員長　丹羽喬四郎

衆議院議長船田中殿

石炭対策特別委員会

産炭地域自治体及び住民に関する請願外三件（請願者　北海道空知郡上砂川町仲町二百一番地の一樋口久外二千二百七十七名）（松浦定義君紹介）（第四四四号）、同（請願者　福岡県嘉穂郡穂波村忠隈一区山本滋外二百二十名）（多賀谷眞稔君紹介）（第一一〇一号）及び同外一件（請願者　北海道空知郡上砂川町職員組合小畑春一外八百二名）（安井吉典君紹介）（第二二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石炭調査団答申以後、炭鉱のスクラップ化、合理化が一段と拍車を加え強行されている現況のもとで、自治体の財政的行きづまりと地域住民の生活の窮迫化はますます増大しつつあり、地域経済、社会情勢全般にわたつて深刻な様相を呈し危機に立たされている。ついては、産炭地の自治体行財政確立と住民の福祉、生活維持向上のため、次記措置を講ぜられたいというのである。（一）石炭企業の経済性と地域社会に及ぼす影響の大きいスクラップ化等はやめ、またそれに対応すべき抜本的対策をとること、（二）炭鉱離職者で町内に滞留する失業者の再雇用対策については、集団雇用が産炭地で確保されるよう、政府機関公営企業等の工場設置をし、地域失業者をこれに吸収すること、（三）炭鉱離職者緊急就労対策事業の施行期間を地域経済、社会情勢が安定するまで存続させること、（四）炭鉱合理化によつて生ずる鉱産税、固定資産税、市町村民税の減収と生活保護費、失対事業費等の支出増については全額国で負担すること、（五）産炭地自治体の事務量増大に伴う定数増を国の財政補てんではかること、（六）疲弊している産炭地中小商工業者に対し長期低利資金の融資をはかり、産炭地振興事業団の拡大強化について、抜本的施策をすること。

二、請願の議決理由

石炭鉱業調査団の答申後、炭鉱のスクラップ化合理化が急速に行なわれた結果、それに対応する雇用対策が遅れ、炭鉱離職者の雇用問題はきわめて急務とされている。また、これに伴う産炭地市町村財政の窮迫と中小商工業者に対する資金対策等についても、この際抜本策を講ずる必要があり、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

石炭対策特別委員長　中村　寅太

衆議院議長船田中殿

災害対策特別委員会

異常長雨等による農作物災害対策に関する請願（請願者　長野県議会議員林義郎）（下平正一君紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県においては、昨年一月早々より同県東北一帯の豪雪による雪害をはじめ、異常寒波による凍害、長雨等の災害に見舞われ、その被害総額は十七億五千万円に達している。なかでも長雨は、農作物の生育を妨げるほか、各種病害虫の発生の誘因となり、特に麦に与えた被害は大きく、今後の農家経営が憂慮される状態に立ち至つている。ついては、次記事項をすみやかに具体化され、被害農家を救済されたいというのである。（一）天災融資法による自作農創設維持資金等長期低利資金の融通をはかること、（二）農業共済保険金の早期支払いと、規格外麦についての収穫皆無として評価するよう措置すること、（三）等外下麦については、全量政府買い上げの措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

災害対策特別委員長　中山　榮一

衆議院議長船田中殿

福島県下の凍霜害対策に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（亀岡高夫君紹介）（第四四一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の福島県凍霜害により、同県は史上まれにみる被害をうけ、今後の営農と地方産業に及ぼす影響は甚大なものがある。さらに、その災害は、莫大な町村費支出を余儀なくさせ、財源枯渇に苦慮する町村は、公共事業の実施すら中止のやむなき現状にあり、まことに憂慮にたえない。ついては、凍霜害に対する恒久的対策をすみやかに樹立するとともに、危機に立つ町村財政救援のため、本年度における特別交付税の大幅な増額措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

災害対策特別委員長　中山　榮一

衆議院議長船田中殿

奄美大島地域の干ばつによる農作物被害対策に関する請願（請願者　鹿児島市山下町六十八番地鹿児島県農政部長山口秀治外一名）（池田清志君紹介）（第四九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県奄美大島地域では、二月以降降雨が少なく、農作物特に水稲、サトウキビなどの被害総額は二億四千万円に達し、今後の天候次第では、被害はさらに増大するものと予想される。これら農作物への依存度の高い同地域農家の被害の影響は深刻なものがあり、県においても所要の対策を講じつつあるが、県独自の施策のみでは万全を期し得ないから、次の事項を措置されたいというのである。（一）今回の干ばつ被害を天災融資法に基づく、天災として指定すること、（二）自作農維持資金の貸し付け基準を緩和し、災害ワクを拡大し、償還期間、据え置き期間を延長すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十五日

災害対策特別委員長　中山　榮一

衆議院議長船田中殿

内閣委員会

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願（請願者　茨城県結城市結城三十八番地小倉利平外四百七十九名）（赤城宗徳君紹介）（第一号）、同外二件（請願者　鹿児島県姶良郡横川町中ノ上尾田鹿児島県退職公務員連盟姶良北部畠中岩吉外二名）（池田清志君紹介）（第二号）、同（請願者　北海道滝川市花月町百七十番地寺島達道外三百十七名）（岡田春夫君紹介）（第三号）、同（請願者　北海道室蘭市大町一番地北海道国有鉄道退職者協会角田奇一外千七百二十七名）（南條徳男君紹介）（第四号）、同（請願者　群馬県桐生市本町四丁目三百二十七番地森田精一外三百九十一名）（長谷川四郎君紹介）（第五号）、同（請願者　津市大谷町西川次朗）（濱地文平君紹介）（第六号）、同（請願者　北海道函館市公所町三十五番地佐藤常治外三百二十一名）（山内広君紹介）（第七号）、同（請願者　茨城県石岡市石岡七百二十一番地井阪定之助外四百七十九名）（丹羽喬四郎君紹介）（第五〇号）、同（請願者　福井県丹生郡朝日町佐々生田中弥三郎外千三百二十六名）（植木庚子郎君紹介）（第六五号）、同（請願者　徳島県三好郡三加茂町中庄六百七十三番地前田良壱外八百三十二名）（秋田大助君紹介）（第一〇九号）、同（請願者　茨城県日立市助川町六百二十八番地関山金之助外三百九十九名）（塚原俊郎君紹介）（第一一〇号）、同外一件（請願者　富山市西田地方八百三十四番地桝田秀郎外一万三千七百六十四名）（内藤隆君紹介）（第一一一号）、同（請願者　北海道旭川市宮下通七丁目旭川鉄道管理局内北海道国鉄退職者協会旭川支部長藤田敦外三千二百九十五名）（松浦周太郎君紹介）（第一四八号）、同（請願者　茨城県稲敷郡河見町二千八十三番地の五丹国外三百九十九名）（中山榮一君紹介）（第一〇〇号）、同（請願者　山形県鶴岡市十三軒町二番地の一若松直良外四百四十三名）（加藤精三君紹介）（第一一〇号）、同外二件（請願者　鹿児島県川辺郡川辺町平山川辺地区退職公務員連盟会長小野敏男外二名）（上林山榮君紹介）（第一一一号）、同（請願者　大分県日田市大字西有田千八十三番地中島市三郎外千九百三十六名）（廣瀬正雄君紹介）（第一一二号）、同（請願者　愛知県一宮市大海道岸延一外五百六十七名）（江崎真澄君紹介）（第一一三号）、同（請願者　名古屋市守山区小幡二千九百九十三番地松田たま外三百十名）（丹羽兵助君紹介）（第二七六号）、同（請願者　愛知県北設楽郡東栄町大字下田字平井二十三番地宮下基外九十二名）（上村千一郎君紹介）（第二八二号）、同（請願者　札幌市琴似町八軒四百八十四番地山本広治外四千九百五十一名）（稚熊三郎君紹介）（第二八三号）、同外十件（請願者　北海道士別市西二条七丁目片岡悟九百六十四名）（松浦周太郎君紹介）（第三三二号）、同（請願者　名古屋市昭和区東畑町高田恒治郎外八百四十五名）（辻寛一君紹介）（第三七九号）、同外一件（請願者　名古屋市昭和区川名本町内田孝三外二名）（早稲柳右エ門君紹介）（第三八〇号）、同（請願者　水戸市砂久保町四千八百一番地飯塚巳代次外八百五十九名）（加藤高蔵君紹介）（第三九五号）、同（請願者　北海道帯広市西二条南二十丁目阿部直衛外三百三十名）（本名武君紹介）（第三九六号）、同外三件（請願者　岡山県和気郡和気町下四百二十五番地日下部茂登志外九百四十一名）（小枝一雄君紹介）（第四二四号）、同（請願者　北海道北見市清見町十七番地海老沢義平外三百二十二名）（永井勝次郎君紹介）（第四二五号）、同（請願者　北海道室蘭市開運町五番地高桑斌一外千六百八十二名）（篠田弘作君紹介）（第四六三号）、同（請願者　茨城県土浦市下田町竹村美佐雄外四百七十九名）（登坂重次郎君紹介）（第五七四号）同（請願者　山形市十日町五百五十六番地斎藤国丸外千四百十七名）（上林山榮吉君外一名紹介）（第八九九号）、同（請願者　金沢市博労町十三番地金沢郵政局内北陸逓信退職者共助会長梶

谷清一郎）（南好雄君紹介）（第一三七六号）、同外一件（請願者　札幌市北八条西十五丁目白木左都夫外四千八百十五名）（地崎宇三郎君紹介）（第一五八一号）、同外二件（請願者　北海道釧路市共栄大通五丁目一番地高梨万次郎外四千百七十三名）（本名武君紹介）（第一五八三号）、同外一件（請願者　札幌市南五条西六丁目村井市太郎外四千八百八名）（泊谷裕夫君紹介）（第一六〇九号）、同（請願者　茨城県古河市天神町六千百六十四番地谷口邦治外四百七十九名）（佐藤洋之助君紹介）（第一七四〇号）、同（請願者　大阪市東区京橋三丁目二十二番地大阪郵便局内郵政退職者近畿共助会長小泉潤）（松田竹千代君紹介）（第一七四一号）、同外二件（請願者　北海道滝川市本町国兼保男外二千三十二名）（篠田弘作君紹介）（第一八三〇号）、同（請願者　鹿児島市山下町教育会館内鹿児島県退職公務員連盟会長上原種豊）（池田清志君紹介）（第一九〇七号）、同（請願者　熊本市白山町九番地東博仁）（大久保武雄君紹介）（第四二九四号）、同（請願者　佐賀市北川副町南佐賀団地諸岡芳夫）（大坪保雄君紹介）（第四三三号）、同（請願者　鹿児島市郡元町真砂八区七班郵政退職者九州連盟鹿児島県支部長勝元国秀）（上林山榮吉君紹介）（第四四五〇号）、同（請願者　大分市南春日町三組郵政退職者連盟大分県支部長久多羅木弥六）（廣瀬正雄君紹介）（第四五〇〇号）及び同（請願者　鹿児島市山下町教育会館鹿児島県退職公務員連盟会長上原種豊）（池田清志君紹介）（第四六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給、年金等受給者の処遇改善のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）現在の恩給、年金等を、公務員の給与ベースに即応して、直ちに増額改正すること、（二）共済組合年金は、恩給とひとしく退職後の処遇であるから、新法共済年金もこれを同時に改正すること、（三）将来恩給、年金等が合理的に改善されるよう、すみやかに法制化すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、国家財政の許す範囲内において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

終戦前に退職した低額恩給受給者の処遇改善に関する請願（請願者　愛媛県周桑郡小松町渡辺賢蔵外九名）（井原岸高君紹介）（第五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦前に退職した下級官吏、兵、巡査、看守等の低額恩給受給者は、七十歳前後の老人が大部分であり、恩給をたよりに余生を送つているのであるが、その恩給額は、過去数回の改正にかかわらず、夫婦で月二、三千円に過ぎないので、物価高の今日、生活苦にあえいでいる。ついては、このたび厚生年金が一人月当り三千四百円支給される由であるが、これら低額恩給受給者にも実態調査の上、せめて厚生年金並みの恩給額が支給されるよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、国家財政の許す範囲内において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

恩給、年金の増額等に関する請願（請願者　大阪市北区梅田町五百二十九番地鉄道弘済会関西支部関西国鉄O・B・C会長中村豊四郎）（原健三郎君紹介）（第七五二号）、同（請願者　大阪市北区梅田町五百二十九番地関西国鉄OBC右近英一郎）（前田正男君紹介）（第九三三号）及び同（請願者　鹿児島市武町二百五十七番地国鉄OB同志会鹿児島支部長小畑精造）（中馬辰猪君紹介）（第一七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給及び年金額は退職年次により著しい差異がある上、国鉄職員の給与が近年急速に上昇し、昭和三十八年一月すでに三万一千円ベースといわれているにもかかわらず、同三十七年五月法律第百十四号及び第百十六号により、ようやく二万円ベースに引き上げられたに過ぎず、退職者は齢を重ねるに従い労働力を失い、他に必要な収入の方途もなく、生活の維持が困難となっており憂慮にたえない。ついては、現在の恩給、年金を国鉄職員の現行給与水準に見合わせ、直ちに増額されるとともに、将来合理的に改善されるよう、すみやかに法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、国家財政の許す範囲内において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

東根市の大森山元米軍射撃場による損害補償に関する請願（請願者　山形県東根市議会議員安達大和外三名）（加藤精三君紹介）（第八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東根市大森山の元米軍射撃場にかかわる住民の経済的、精神的損害について、山形調達事務所より係官が出張調査された結果、占領区域に対する損害補償は国家賠償法により可能であるが、射撃場構築による損害ならびに流弾危険区域住民の精神的損害に対する補償は不可能であるとの現地調査員の話しである。しかしこれらはいずれも米軍の占領結果による総括的損害であるから、再度実情調査され、これが損害補償について善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

旧沖縄県文官の恩給不均衡調整措置に関する請願（請願者　那覇市沖縄退職公務員連盟会長山城篤男）（池田清志君紹介）（第九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第一五六号）により、旧沖縄県文官の恩給が復活されたことは、まことに感謝にたえないが、しかしながら同法は、施行当初から著しく不利な点があり、満十カ年を経過した現在においても、この点についてなんらの是正もなされていないことははなはだ遺憾である。ついては、次記事項を善処されたいというのである。（一）恩給法では退職時の俸給を基礎にして恩給を計算することになつているが、行政分離後引き続き琉球諸島民政府職員として勤務し、退職または死亡した元南西諸島官公署の職員であつた者の恩給は、前記特別措置法第四条第三項の規定によつて恩給算定の基礎となる俸給がくぎづけされたため、本土公務員の退職時の俸給を基礎にして計算される恩給と比較した場合、三分の一ないし四分の一しか支給されていないから、この不均衡を是正して本土並みの恩給を支給すること、（二）元外地官公署職員で戦後引き続き沖縄の官公署職員の地位にある者は、法律第一五六号が適用されず不遇の状態にあるから、南西諸島官公署職員同様、身分恩給が継続するよう特別措置を講ずること、（三）現役または応召で入隊し、昭和二十一年一月二十八日までの間に復員した者や、戦争目的遂行のため国策として強制的に沖縄県外に疎開させた疎開民保護のため公用で出張した者が、当時船便がなかつたので帰島することができなかつたために、同特別措置法第八条第一項に規定されている二十一年一月二十九日から九十日以内に再就職することができず、身分が切れてしまつた者があるから、当時船便のなかつた実情を賢察され、これが改善をはかること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、国家財政の許す範囲内において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

国立病院、療養所に勤務する医師及び歯科医師の待遇改善に関する請願（請願者　京都市伏見区深草向畑町国立京都病院内国立病院療養所医師協議会幹事長疋田義太郎）（小川半次君紹介）（第一二六〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市中野町中原百番地国立豊橋病院副院長長屋重明）（上村千一郎君紹介）（第三五三一号）、同（請願者　神奈川県相模原市国立病院森田四郎外一名）（安藤覺君紹介）（第四〇五四号）、同（請願者　神奈川県相模原市上鶴間四千七百十九番地国立病院療養所医師協議会神奈川県支部長赤松秀）（平林剛君紹介）（第四二八四号）、同（請願者　神奈川県小田原市風祭国立病院療養所医師協議会神奈川県支部阿部守康）（小金義照君紹介）（第四二八五号）及び同（請願者　神奈川県小田原市風祭国立病院療養所医師協議会杉山武）（木村剛輔君紹介）（第四三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立病院、療養所に勤務する医師及び歯科医師の待遇は、おそらく世界に例を見ないと思われるほど低いため、現在では、国立病院、療養所においては医師の定員すら確保できない施設が多く、その日の診療にも支障をきたしている状態であり、まことに憂慮にたえない。ついては、国立病院、療養所に勤務する医師及び歯科医師の待遇改善について、次記事項を措置されたいというのである。（一）国立病院、療養所に勤務する医師及び歯科医師の給与は根本的に改善すること、（二）初任給は最低二万九千円とすること、（三）給与は少なくとも現行の三〇％増額すること、（四）医療職に職階制を導入することは妥当でないから、等級差を徹廃し、医師の技量を評価する職能給とし、管理的業務を兼務する医師には別に管理職手当を加給すること、（五）前事項が一般職公務員のワク内において不可能な場合には医療職（一）は特別職とすること。

二、請願の議決理由

国立病院、療養所に勤務する医師及び歯科医師の待遇が民間に比して低位にあるため、人材を得るうえにも困難をきたしている実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（ただし良質紙は二十円）（配送料とも）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京（九〇二）三一一一（代）　官報課（九〇二）三一一一（代）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十九年六月二十六日

○第四十六回国会　衆議院会議録追録（四）

請願に関する報告書

〔第四十二号（その一）参照〕

内閣委員会

国立大学教官の待遇改善に関する請願（請願者　岐阜市岩田坂岩田荘十七番地岐阜大学農学部教授平吉功外二十三名）（金子一平君紹介）（第一六九七号）、同（請願者　札幌市月寒西一条七丁目浜田輔一外三十九名）（椎熊三郎君紹介）（第一七四二号）、同（請願者　新潟県高田市本城町三十六番地中村幸一外三十八名）（塚田徹君紹介）（第一七四三号）、同（請願者　香川県木田郡三木町池戸宮前二千百七十七番地内藤中人外四十六名）（大平正芳君紹介）（第一七五七号）、同（請願者　新潟県高田市幸町三番地山崎敏子外四十名）（田中彰治君紹介）（第一七八六号）、同（請願者　静岡県浜松市広沢町二百番地増田潔外十六名）（竹本孫一君紹介）（第一七八七号）、同外一件（請願者　島根県出雲市今市町千九十七番地広戸惇外五十八名）（櫻内義雄君紹介）（第一八一〇号）、同（請願者　北海道岩見沢市緑ケ丘三十四番地青沼功外三十九名）（篠田弘作君紹介）（第一八二九号）、同（請願者　高松市高松町斉田二千五百七十四番地浜田二郎外二十一名）（藤本孝雄君紹介）（第一八四八号）、同外一件（請願者　松江市奥谷町百八番地の七三浦泰二外百二名）（細田吉蔵君紹介）（第一九一二号）、同（請願者　青森県弘前市富田三丁目十三番地鈴木重光外二百七十四名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一九七八号）、同（請願者　名古屋市千種区不老町名古屋大学教育学部田浦武雄外十九名）（伊藤よし子君紹介）（第一九七九号）、同（請願者　京都市左京区北白川小倉町五十番地藤本武助外二十名）（小川半次君紹介）（第一九八〇号）、同外一件（請願者　岡山市津島岡山大学宿舎S二十二号中江徳外九十四名）（和田博雄君紹介）（第一九八一号）、同（請願者　青森県弘前市富田三丁目十三の一番地佐藤清一外二百七十一名）（竹内黎一君紹介）（第二〇三四号）、同（請願者　京都市右京区桂坤町三十の七番地富田眞雄外二十二名）（柳田秀一君紹介）（第二〇五三号）、同（請願者　高松市楠上町五百九十番地山本信恭外三十八名）（加藤常太郎君紹介）（第二〇六〇号）、同外一件（請願者　島根県平田市平田町二百十八番地森山俊雄外百二名）（竹下登君紹介）（第二二〇四号）、同（請願者　東京都杉並区和泉町三百七番地松尾孝嶺外二百十七名）（荒木萬壽夫君紹介）（第二二〇五号）、同外一件（請願者　松江市西川津町千番地小玉耕平外百三名）（卜部政巳君紹介）（第二二〇六号）、同（請願者　新潟市水海道町一丁目落合欽吾外四十五名）（高橋清一郎君紹介）（第二二〇七号）、同（請願者　札幌市北十条西八丁目北海道大学工学部横道英雄外二百三十四名）（地崎宇三郎君紹介）（第二二〇八号）、同（請願者　大阪府堺市鳳中町九丁三百五十四番地小田孜外三十四名）（西村榮一君紹介）（第二二〇九号）、同（請願者　千葉県市川市八幡町二丁目二千三十番地岡山超外三十七名）（赤城宗徳君紹介）（第二四一三号）、同（請願者　水戸市東原町四千七百六十二番地大場千秋外七十二名）（塚原俊郎君紹介）（第二四一四号）、同（請願者　静岡市大岩百五十五番地河内清外三十四名）（西村直己君紹介）（第二四一五号）、同（請願者　岐阜市瑞雲町二丁目四番地一野哲朗外二十名）（三田村武夫君紹介）（第二四一六号）、同（請願者　京都市左京区松ケ崎東町三十六番地上野秀夫外百六名）（玉置一徳君紹介）（第二五一六号）、同（請願者　東京都板橋区前野町六丁目十四番地東京教育大学理学部教授森田紀一外九十九名）（四宮久吉君紹介）（第二五八一号）、同（請願者　札幌市北二十四条西十四丁目今村成和外二十一名）（椎熊三郎君紹介）（第二五八二号）、同（請願者　東京都武蔵野市緑町三丁目六百一番地中平解外六十九名）（鈴木一君紹介）（第二五八三号）、同（請願者　広島市南段原町一丁目七百六十三番地下村彦一外五十四名）（砂原格君紹介）（第二五八四号）、同（請願者　愛知県安城市大東町大山田東六番地平井篤造外二十六名）（中垣國男君紹介）（第二五八五号）、同（請願者　静岡県磐田市見付四千三百番地静岡大学農学部長酒戸弥二郎外四十一名）（長谷川保君紹介）（第二五八六号）、同（請願者　鹿児島市稲荷町七十五番地川畑早苗外三十九名）（赤路友藏君紹介）（第二六九一号）、同外一件（請願者　松江市内中原町百二十二番地近藤正樹外百二名）（大橋武夫君紹介）（第二六九二号）、同（請願者　北海道小樽市緑町二丁目三十番地岡本理一外四十一名）（椎熊三郎君紹介）（第二六九三号）、同（請願者　鹿児島市玉里町三千四百六十五番地新福栄熊外三十九名）（中馬辰猪君紹介）（第二六九四号）、同（請願者　広島市東雲町六百五十六番地新井嘉之作外五十三名）（中川俊思君紹介）（第二六九五号）、同（請願者　埼玉県大宮市高鼻町一丁目四百四十一番地浜中英田外五十九名）（畑和君紹介）（第二六九六号）、同（請願者　兵庫県西宮市甲子園二番町六十八番地小畠信夫外六十二名）（古川丈吉君紹介）（第二六九七号）、同（請願者　愛知県安城市大東町茶先木八十六番地中条誠一外三十一名）（穗積七郎君紹介）（第二六九八号）、同（請願者　札幌市豊平三条八丁目堀内寿郎外十九名）（岡田春夫君紹介）（第二七一号）、同（請願者　宮崎市霧島町一番地堀本二郎外三十名）（川野芳滿君紹介）（第二七二号）、同（請願者　高知市小津町七十番地蒲原稔治外百一名）（仮谷忠男君紹介）（第二七三号）、同（請願者　兵庫県西宮市南甲子園二丁目三十五番地堀井善一外三十四名）（菅野和太郎君紹介）（第二七五四号）、同（請願者　愛知県安城市今村町曾根三十番地五島善秋外二十四名）（佐藤觀次郎君紹介）（第二七五五号）、同（請願者　三重県

亀山市江ケ宝三百六十四番地服部良一外十九名）（田村元君紹介）（第二七五六号）、同（請願者　広島市東千田町三百四十五番地三好稔外五十二名）（高橋等君紹介）（第二七五七号）、同（請願者　福島市森合町二十八番地玉山勇外二十八名）（湊徹郎君紹介）（第二七五八号）、同（請願者　京都市東山区山科四宮神田町十二番地西明太外三十七名）（岡本隆一君紹介）（第二八五七号）、同（請願者　奈良市紀寺新屋敷町三百八十一番地の五島倉巳三郎外二十三名）（奥野誠亮君紹介）（第二八五八号）、同（請願者　鳥取市伏野大塚照三外五十九名）（古井喜實君紹介）（第二九四〇号）、同（請願者　長野市中御所一丁目小泉亮一郎外五十八名）（小坂善太郎君紹介）（第二九四一号）、同（請願者　甲府市武田四丁目三番十一号九山国雄外六十五名）（田邉國男君紹介）（第二九四二号）、同外一件（請願者　広島市南千田町千六十二番地山本博外百四名）（高橋禎一君紹介）（第二九四三号）、同（請願者　鳥取県気高郡青谷町善田木村万寿夫外五十八名）（徳安實藏君紹介）（第二九四四号）、同（請願者　京都市中京区新町二条上ル柴田実外九十九名）（永末英一君紹介）（第二九四五号）、同（請願者　鹿児島市鴨池町六百五十三番地金久卓也外六十二名）（二階堂進君紹介）（第二九四六号）、同（請願者　大阪市東住吉区加美正覚寺町二千五百九十六番地大浦敏弘外二十一名）（西村榮一君紹介）（第二九四七号）、同（請願者　津市大谷町九十七番地浮本勇外十九名）（野呂恭一君紹介）（第二九四八号）、同（請願者　奈良市半田横町辻本勇外二十四名）（服部安司君紹介）（第二九四九号）、同（請願者　前橋市岩神町二百八十番地群馬大学医学部長柴田勝博外百五十七名）（藤枝泉介君紹介）（第二九五〇号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区中原吉田銀次郎外九十名）（松本七郎君紹介）（第二九五一号）、同（請願者　鹿児島市武町千八百九十二番地岩下三四外三十九名）（村山喜一君紹介）（第二九五二号）、同（請願者　高知市小津町七十番地徳田弥外九十九名）（森本靖君紹介）（第二九五三号）、同（請願者　宇都宮市旭町二丁目三千四百三十二番地渡辺竜雄外三十四名）（森山欽司君紹介）（第二九五四号）、同（請願者　鹿児島市山下町百十七番地岡元健一郎外六十一名）（山中貞則君紹介）（第二九五五号）、同（請願者　札幌市北十五条西五丁目中川秀恭外七十五名）（横路節雄君紹介）（第二九五六号）、同外二件（請願者　岡山市津島岡山大学宿舎江実外百二十五名）（小枝一雄君紹介）（第三〇三三号）、同（請願者　盛岡市茶畑九十六番地吉方謙一郎外三十七名）（志賀健次郎君紹介）（第三〇三四号）、同（請願者　宮崎市大和町六十五番地下村数馬外二十九名）（瀬戸山三男君紹介）（第三〇三五号）、同（請願者　山口県下関市長府町待町北島三郎外十七名）（田中龍夫君紹介）（第三〇三六号）、同（請願者　三重県一志郡久居町鳥家三百八十番地江口已与吉外十四名）（川崎秀二君紹介）（第三〇四九号）、同（請願者　長野県伊那市大字伊那四千二百九十四番地松沢盛茂外十八名）（吉川久衛君紹介）（第三〇五〇号）、同（請願者　京都市左京区北白川久保田町二十三番地松井方岸本誠二郎）（谷垣專一君紹介）（第三〇五一号）、同外一件（請願者　札幌市北二十七条東二丁目前田新太郎外四十一名）（地崎宇三郎君紹介）（第三〇五二号）、同（請願者　名古屋市千種区山添町一丁目五十九番地北川一雄外十九名）（辻寛一君紹介）（第三〇五三号）、同（請願者　和歌山県日高郡日高町萩原五百六十二番地笠松勇次）（辻原弘市君紹介）（第三〇五四号）、同（請願者　広島市霞町宮有無番地渡辺漸外五十二名）（永山忠則君紹介）（第三〇五五号）、同（請願者　仙台市南小泉鍛冶屋敷三十六番地中林陸夫外百五十二名）（愛知揆一君紹介）（第三一〇八号）、同（請願者　佐賀市与賀町西精千三百四十一番地古川充二外百二十三名）（井手以誠君紹介）（第三一一〇九号）、同（請願者　鹿児島市武町八百二番地石神重男外五十一名）（池田清志君紹介）（第三一一〇号）、同（請願者　名古屋市千種区御棚町二丁目四十七番地有山兼孝外三十二名）（春日一幸君紹介）（第三一一一号）、同（請願者　福島市浜田町八十四番地福島大学学芸学部平井博外九十三名）（亀岡高夫君紹介）（第三一一二号）、同外一件（請願者　福岡市中田町三番地池見酉次郎外二十一名）（河野正君紹介）（第三一一三号）、同外十四件（請願者　福岡市荒戸町二百十八番地吉永一外二百二十四名）（進藤一馬君紹介）（第三一一四号）、同外二十三件（請願者　福岡市大字小田部四百二十三番地守田博恒外三百八十四名）（中島茂喜君紹介）（第三一一五号）、同外十八件（請願者　福岡市薬院古浜町公務員宿舎一号館二十四号室宮崎一郎外百三十五名）（中村寅太君紹介）（第三一一六号）、同外八件（請願者　福岡市庄浜町一丁目二番地三井清外百三十九名）（楢崎弥之助君紹介）（第三一一七号）、同（請願者　仙台市川内大橋通十二番地門間改三外百六十九名）（長谷川峻君紹介）（第三一一八号）、同（請願者　三重県伊勢市本町百七十九番地岡田利一外十九名）（濱地文平君紹介）（第三一一九号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区城野春ケ丘六百七十四番地池田勝重外百三十名）（松本七郎君紹介）（第三一二〇号）、同（請願者　佐賀市六座町県営アパート三百三十六号森進外百二十二名）（三池信君紹介）（第三一二一号）、同（請願者　奈良市上高畑町千二百五十二番地木村博一外二十一名）（森義視君紹介）（第三一二二号）、同（請願者　名古屋市千種区鍋屋上野町清明山住宅小島武男外五十一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第三一二三号）、同（請願者　仙台市宮城野町榴ケ岡住宅七の十四東北大学金属材料研究所小川四郎外百五十四名）（内海安吉君紹介）（第三一六四号）、同（請願者　新潟市松波町二丁目百十七番地野崎秀英外百五十九名）（高橋清一郎君紹介）（第三一六五号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区丸根町一丁目五十二番地鈴木三五郎外二十六名）（加藤清二君紹介）（第三一八七号）、同（請願者　宮崎市下水流町百九十番地大賀健太郎外二十八名）（兒玉末男君紹介）（第三一八八号）、同（請願者　長野市吉田広町三百六十七番地玉井袈裟男外十九名）（中澤茂一君紹介）（第三一八九号）、同（請願者　福岡市鳥飼二丁目九番地の八清岡雅雄外二十二名）（伊藤卯四郎君紹介）（第三一九八号）、同（請願者　福岡県久留米市合川町千本杉

市営住宅田中敏雄外三十一名）（稻富稜人君紹介）（第三一九九号）、同（請願者　鹿児島市稲荷町七十五番地川畑早苗外四十九名）（有馬輝武君紹介）（第三二〇号）、同（請願者　広島市西観音町三百二百七十二番地広島大学教授前川力外五十三名）（大原亨君紹介）（第三二二一号）、同（請願者　鹿児島市稲荷町七十五番地川畑早苗外四十六名）（川崎寛治君紹介）（第三二二二号）、同外一件（請願者　福岡市別府団地千四百十二番地小林譲外十三名）（河野正君紹介）（第三二二三号）、同（請願者　奈良市高畑山の上町千百九十八番地の一小島亨外二十一名）（八木一男君紹介）（第三二二四号）、同外一件（請願者　福岡市紅葉町三丁目二十番地梅野良平外三十二名）（河野正君紹介）（第三二三四号）、同（請願者　静岡県浜松市宮塚町五十番地小沢信俊）（勝間田清一君紹介）（第三二八五号）、同（請願者　宮崎県東臼杵郡門川町栄町九千四百五十六番地宮崎大学学芸学部助教授竹内英夫外二十八名）（片島港君紹介）（第三二八六号）、同外一件（請願者　福岡市大字千早一丁目二十三番地坂口正昭外二十八名）（河野正君紹介）（第三二八七号）、同（請願者　岡山市津島岡山大学宿舎吉田力雄外四十二名）（和田博雄君紹介）（第三二八八号）、同（請願者　佐賀市松原町六十九番地川崎十四三外百二十三名）（大坪保雄君紹介）（第三三〇八号）、同外二件（請願者　福岡市大字堅粕千二百七十六番地九州大学医学部第一外科教室朝長正道外四十八名）（河野正君紹介）（第三三五〇号）、同（請願者　広島市東千田町山下覚太郎外五十名）（前田榮之助君紹介）（第三三五一号）、同（請願者　名古屋市千種区松竹町二丁目五十九番地成瀬省外五十一名）（久野忠治君紹介）（第三三七九号）、同（請願者　奈良市高畑町奈良学芸大学近藤英男外十七名）（前田正男君紹介）（第三三八〇号）、同（請願者　鹿児島市永吉町千百七十五番地副島侃二外六十二名）（伊東隆治君紹介）（第三三九二号）、同（請願者　大阪市東淀川区塚本町一丁目五十六番地音在清輝外八十九名）（菅野和太郎君紹介）（第三三九三号）、同（請願者　名古屋市千種区東山元町一丁目三十九番地名古屋大学理学部教授飯田汲事外四十七名）（江崎真澄君紹介）（第三四二九号）、同（請願者　津市古河町三重大学学芸学部教授嵯峨政雄外十九名）（山手満男君紹介）（第三四三〇号）、同（請願者　熊本県八代郡龍北村大野九十八番地有田一郎外三十名）（大久保武雄君紹介）（第三四七五号）、同（請願者　熊本市清水町八景小谷甲斐直義外二十六名）（坂田道太君紹介）（第三四七六号）、同（請願者　長野県小県郡川西村小品信州大学教授小泉清明外十九名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四七七号）、同（請願者　長野県上田市木町六千百十九番地山口定次郎外十三名）（松平忠久君紹介）（第三四九八号）、同外二件（請願者　熊本市神水町五百四十一番地田中善正外八十七名）（藤田義光君紹介）（第三五二二号）、同（請願者　仙台市北七番丁五十九番地島内武文外三百三十一名）（大石武一君紹介）（第三五二三号）、同（請願者　高知市幸町二十五番地岩井万亀外百名）（大西正男君紹介）（第三五二四号）、同（請願者　仙台市長町畑堺六の七十五番地荘子邦雄外百十八名）（西宮弘君紹介）（第三五三九号）、同（請願者　大分市王子町一丁目二十六番地志賀史光外二十七名）（二宮武夫君紹介）（第三五四〇号）、同（請願者　長野県松本市北源地千三百十九番地池田雄一郎外二十名）（下平正一君紹介）（第三五五六号）、同（請願者　佐賀市六座町県営住宅八号江頭広外百二十二名）（八木昇君紹介）（第三五七七号）、同（請願者　仙台市南町通九番地田原音和外七十一名）（竹谷源太郎君紹介）（第三五七一号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町千九百四十六番地鹿児島大学農学部教授西山久吉外六十一名）（床次徳二君紹介）（第三五七二号）、同（請願者　大分市今津留公務員大洲住宅河合伊六外二十六名）（廣瀬正雄君紹介）（第三六二一号）、同（請願者　岐阜市鷺山月見町向井四野宮哲郎外二十名）（渡辺栄一君紹介）（第三七七三号）、同（請願者　名古屋市昭和区天白町八事表山三十八番地井関弘太郎外二十四名）（浦野幸男君紹介）（第三八三六号）、同（請願者　静岡市小鹿一番地公務員住宅坂本進外七十二名）（神田博君紹介）（第三八三七号）、同（請願者　仙台市琵琶首丁七十五番地服部文男外九十名）（佐々木更三君紹介）（第三八三八号）、同（請願者　徳島市新浜町岩滝三百三十七番地の二十三高島律三外三百九名）（三木武夫君紹介）（第三九八六号）、同（請願者　愛知県春日井市月見町二丁目五千六百十九番地西尾寛外三十二名）（丹羽兵助君紹介）（第三九九二号）、同（請願者　愛知県刈谷市高須町乾五十二番地加藤初坂）（福井勇君紹介）（第四〇三二号）、同（請願者　長野市三輪本郷町十五番地竹島脩一外十六名）（倉石忠雄君紹介）（第四〇四八号）、同（請願者　京都市左京区北白川鳥町五の六番地前川孫二郎外百三十八名）（田中伊三次君紹介）（第四〇四九号）、同（請願者　神戸市東灘区本庄町青木古堂町二十八番地小谷信市外五十一名）（河上丈太郎君紹介）（第四〇八八号）、同外二件（請願者　松山市東野町二丁目甲百六十三番地の一高石頼三郎外百二十二名）（關谷勝利君紹介）（第四一〇五号）、同（請願者　大分市大字津守四百三番地釘宮保雄外九名）（村上勇君紹介）（第四一七二号）、同（請願者　富山市長江七十番地内田穆吉外百九十名）（佐伯宗義君紹介）（第四二二九号）、同（請願者　宮崎市下水流町二百五番地木村吉郎外二十八名）（小山長規君紹介）（第四二六三号）、同（請願者　愛知県岡崎市六供町八貫十五番地野口二郎外四十一名）（上村千一郎君紹介）（第四三三八号）、同（請願者　鳥取市吉方鳥取大学農学部長上田博愛外六十五名）（足鹿覺君紹介）（第四三六〇号）、同（請願者　東京都渋谷区美竹町三十四番地有泉享外二十八名）（大西正男君紹介）（第四三七七号）、同（請願者　大阪市天王寺区堂芝町百八十九番地北山康夫外五十六名）（野原覺君紹介）（第四三九七号）、同（請願者　鳥取市東町一丁目百九番地佐々木睦男外六十五名）（古井喜實君紹介）（第四四〇一号）、同（請願者　高知市小津町七十番地沢村武雄外九十六名）（田村良平君紹介）（第四四一〇号）、同外十二件（請願者　東京都文京区林町二十番地佐々木賢治方植村定治郎外七百八十七名）（大西正男君紹介）（第四四一七号）、同（請願者　大分市中島六条一丁目白木原孝臣外五名）（一萬田尚登君紹介）（第四六三三号）及び同（請願者　長野県上伊那郡南

箕輪村七千百九十番地兼松満造外十名）（林百郎君紹介）（第四六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世界の進歩に伍して国の経済、文化の興隆をはかるためには、一方では科学研究の発展と、他方では国民指導層の養成のための教育の振興が伴わなければならず、研究と教育の最高機関である大学の責任ははなはだ重大である。しかるに、この責任を担当する大学教官の待遇は、見るべき特段の改善措置が講ぜられておらず、放置されているため、現在の教官の研究、教育活動に重大な支障が生じており、また、現に将来の研究と教育とを担当すべき有能な後継者の養成と確保がほとんど不可能な状態になりつつあり、国の将来のためにまことに憂慮にたえない。これに対し、諸外国、たとえばアメリカ、イタリーなどにおいて、この一、二年の間に科学者の待遇につき大幅の改善が断行されたことを考え合わせると、ますますその感を深くする。ついては、国立大学の教官に対して、その研究と教育における重大な職責にふさわしい待遇が与えられるよう特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

大学教官の待遇改善措置が放置されているため、研究、教育活動に苦慮している実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

国家公務員の給与改定等に関する請願外三十一件（請願者　長野県塩尻市下西条二百八十八番地佐倉直男外三十一名）（下平正一君紹介）（第二〇三二号）、同外一件（請願者　長野県大町市八日町二千五百七十九番地奥原行幸外四十一名）（三木喜夫君紹介）（第二〇三三号）、同（請願者　長野県上田市常入五百番地矢田博外三百三名）（松平忠久君紹介）（第二七五九号）、同外十四件（請願者　宇都宮市東峰町三千八十五番地岡本昭外十六名）（武藤山治君紹介）（第三七三三号）及び同（請願者　長野県松本市元原町二千五百七十二番地平沢進外七十一名）（林百郎君紹介）（第四七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員の給与等について、次記事項を措置されたいというのである。（一）二十五才で本俸二万五千円とすること、（二）家族手当を一人につき二千円とすること、（三）宿日直手当を、それぞれ千円とすること、（四）超勤予算の積算単価を増額すること、（五）共済組合掛金を引き上げないこと、また共済組合経費に対する国庫負担割合を増額すること、（六）五人家族（標準家族）で月収六万円までは所得税を無税とすること、（七）退職年金のスライド制を実施し、また深夜手当を増額すること。

二、請願の議決理由

国家公務員の給与の現状等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

元満州拓殖公社員であつた公務員等の恩給法等の特例制定に関する請願（請願者　東京都豊島区巣鴨七丁目八百五十五番地満拓会長坪上貞二）（笹山茂太郎君紹介）（第三一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに元満州国等外国政府職員であつた国家公務員、地方公務員及び三公社職員の普通恩給並びに共済年金の基礎となる在職年の計算について、外国職員期間が加算されることになり、また第四十三回国会において、元南満州鉄道株式会社外八団体社員が恩給法等の特例制定によつて、その適用を受けることになつたが、元満州拓殖公社員は除外されて、いまだその適用を受けるに至つていない。同公社は日満両国政府の議定書に基づき設立された国策機関であり、実質は日本政府の公務員と何ら異なるところがなく、内地の官吏、公吏であつた者が多数同公社の業務に従事したのであつて、元満鉄外八団体社員となんら異なるところがないにかかわらず、ひとりその適用から除外されているのはまことに遺憾である。ついては、元満州拓殖公社員に対しても元満州国官吏及び元満鉄社員外八団体社員と同様、恩給法等の特例制定の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

元満州拓殖公社員であつた者が、恩給法等の特例の適用から除外されている実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

日本赤十字社元救護看護婦の戦時召集期間を恩給等に通算に関する請願（請願者　東京都新宿区戸山町一番地全国国立病院国立療養所総婦長協議会長高瀬松子外一名）（渡海元三郎君紹介）（第三二六〇号）及び同（請願者　東京都渋谷区穏田一丁目四番地日本看護協会第一副会長崎川サン子外三名）（床次徳二君紹介）（第四四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争召集にかかる日本赤十字社元救護看護婦は、戦時中、第一線において、傷病兵及び一般罹災者の救護にあたり、出将将士にも劣らない活動をしてきたのであるが、これらの者に対する報償については、いまだ何らの措置もなく、戦時召集期間に対しては、一切恩給受給の対象とならないことは、軍属や旧満州国官吏などに対するその後の措置に比較して、まことに不平等である。ついては、これら日本赤十字社元救護看護婦の応召期間を恩給または退職年金に通算（通算によつて該当する退職者も含む）するなど関係法律を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時召集にかかる日本赤十字社元救護看護婦の恩給受給の対象から除外されている実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

元満州国政府職員の傷病恩給既得権者に関する請願（請願者　宮崎県日向市岩脇百八十三番地　藤川荒太郎）（川野芳満君紹介）（第三三〇九号）及び同（請願者　宮崎県日向市岩脇百八十三番地藤川荒太郎）（永山忠則君紹介）（第三七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元満州国政府職員に対する普通恩給は、昭和三十六年に、また元満鉄職員並びに元満州電電公社その他の職員に対しては、昭和三十八年にそれぞれ在職期間の通算が法制化され、保護対象となつたにもかかわらず、元満州国において公務のため、傷痍を受けた同国傷病恩給の既得権者に対しては、いまだ何らの保護措置もなく放置されている。右該当者は不具疾病者として肉体的にも苦痛多く、かつ社会的にも経済的にも困難な境遇にあるから、一日も早く関係法規を改正して保護されたいというのである。

二、請願の議決理由

元満州国において公務のため、傷痍を受けた者は、保護措置もなく放置されている実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

退職警察職員の恩給是正に関する請願（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県警察本部秘書課内　宮崎県警友会長本島才次郎）（川野芳満君紹介）（第三三一〇号）、同（請願者　岡山市上之町百六十三番地岡山県警友会長松野友治）（逢澤寛君紹介）（第三三七三号）、同（請願者　富山市総曲輪三百五十七番地寺島常二）（正力松太郎君紹介）（第三三七四号）、同（請願者　静岡市追手町二百五十一番地静岡県警友会連合会長金子儀平）（西村直己君紹介）（第三三七五号）、同（請願者　秋田市亀ノ丁本新町十二番地藤丸良蔵）（佐々木義武君紹介）（第三四三一号）、同（請願者　札幌市大通西六丁目二番地北海道医師会館内岩沢誠）（椎熊三郎君紹介）（第三四七八号）、同（請願者　東京都千代田区隼町十三番地全国警友会連合会長　木村弥三郎）（西村直己君紹介）（第三五二〇号）、同（請願者　青森市新町百五十三番地地区警友会長奈良円助）（森田重次郎君紹介）（第三五二一号）、同（請願者　福島市北五老内二十八番地福島警友会長　小林周）（天野光晴君紹介）（第三八三一号）、同（請願者　新潟市学校町通一番地新潟県警察本部秘書課内新潟県警友会連合会長本間市太郎）（小沢辰男君紹介）（第三八三二号）、同（請願者　高松市松島町五百八十四番地香川県警友会須田純一）（加藤常太郎君紹介）（第四五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察の職務は、人命財産の保護と社会維持のため常に危険に直面しており、殉職した者も多く、この点かつての軍人と異なるところがないと信ずるが、退職警察職員の恩給額は、昭和二十三年六月以前の退職者の場合を例にとれば、恩給受給者四万五千八百余人のうち、三万四千五百余人は年額わずか七万円に過ぎない。これは生活保護者（六十歳の男性で年間七万六千八百余円支給）にも劣る額であり、多年国家公共のために奉仕した者に対する処遇として、まことに遺憾であり、かつ、退職後の適切な生活の保障をせんとする恩給制度の趣旨にも反するものである。ついては、退職警察職員の恩給増額を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、国家財政の許す範囲内において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

公務員の賃金引き上げ等に関する請願（請願者　神戸市生田区海岸通十六番地全港建三建地方本部内阿草弘清）（堀昌雄君紹介）（第三四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員の賃金は、国際的にも国内的にも低い状態にあり、物価高に追いつかず、民間との職差はますます拡大し、公務員の生活と士気に重大な影響を与えているので、次記事項を善処されたいというのである。（一）公務員の賃上げ額を増額し、特に中級職員以下を優遇すること、（二）公務員の初任給を大幅に引き上げること、（三）公務員の最低賃金を一万二千円とすること、（四）現行の行(二)、海事(二)、医療の給料表を行(一)、海事(一)、医療(二)に統合し、差別待遇を撤廃すること、（五）給与改定の実施時期を繰り上げること、（六）期末手当及び年度末手当の支給額を引き上げ、勤勉手当を廃止すること、（七）暫定手当は全地域を四級地まで引き上げ、全額を本俸に繰り入れること、（八）通勤手当は実費を支給し、全額無税とすること。

二、請願の議決理由

国家公務員の給与の現状等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　北海道釧路市米沢一丁目二十七番地滝川喜三）（永井勝次郎君紹介）（第三五五三号）、同請願者　北海道釧路市富士見町六十五番地日下君子）（松浦定義君紹介）（第三五五四号）、同（請願者　北海道亀田郡亀田町字富岡五十五番地中野定男）（山内広君紹介）（第三五五五号）、同外一件（請願者　北海道旭川市東四条四丁目加藤亀儀外一名）（安井吉典君紹介）（第三六二七号）、同請願者　北海道室蘭市母恋南町田浦利明）（山中日露史君紹介）（第三六二八号）及び同（請願者　札幌市麻生町八百一番地南二郎）（泊谷裕夫君紹介）（第三八四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

十二月二十九日から翌年一月三日までの期間については、その期間内における日曜日と一月一日を除いては勤務を要する日として定められており、原則として機関の長の承認を経て休暇をとることになつている。ただし、各省庁とも特別の承認手続きをとることなく通常休暇として取り扱われている。しかし、公務員の場合、休むのが通例だとはいえ、交替勤務をする現業関係は常時出勤体制を整えており、非現業にあつても農林省における家畜の助産の関係業務や開発局における除雪関係等の業務については、従事職員は任務遂行のため出勤を余儀なくされており、その出勤時間中正規の勤務時間内については、一切給与上の配慮がなされていないのはまことに遺憾である。ついては、一般職の職員の給与に関する法律第十四条第五項を「前項の規定にかかわらず、十二月二十九日より翌年一月三日までの間で日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日以外の日についても勤務を要しない日とする。」に改め、同項の次に「各庁の長は監視又は断続的勤務に従事する職員の勤務を要しない日につき、前二項の規定にかかわらず人事院の承認を得て別に定めることができる。」とし、特にこの期間中勤務を命ぜられた職員については、その勤務時間に対し、すべて割り増し賃金支給の措置を早急に講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

年末年始においても、勤務に服さなければならない一部職員の特殊な勤務状況等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

外国特殊法人機関に財団法人満州農産物検査所を追加指定に関する請願（請願者　鹿児島市西千石町在外資産補償獲得期成同盟鹿児県本部長林昌治）（池田清志君紹介）（第四〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給法、国家公務員共済組合法等の一部改正によつて外国特殊九機関に対し恩給加算の制度が適用されることになつたが、元財団法人満州農産物検査所は、外国特殊法人の指定から漏れ、恩給加算の恩恵外に置かれている。しかし当該機関は昭和十六年満州国と満鉄との相互協定によつて創設され、満州農産物並びにその加工品全体にわたる広域検査を行ない、従来より満鉄混保検査に従事していた全職員を接収し、同職員は半官半民の身分で業務を遂行していたもので、その大多数は永年満鉄の参事、副参事、一般職員の資格で奉職していた者の移行であつた。ついては、外国特殊法人機関に元財団法人満州農産物検査所を追加指定され恩給加算の制度を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

元財団法人満州農産物検査所は、外国特殊法人の指定が漏れているため、恩給加算の恩恵外に置かれている実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

米軍板付基地による大野小学校の騒音防止に関する請願（請願者　福岡市筑紫郡大野町長河波孝夫外四名）（中島茂喜君紹介）（第四一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡大野町立大野小学校は、米軍板付基地飛行機進路の直下にあり、連日特異の爆音に悩まされ、学力が低下するので、これを防止するため、昭和三十九年度に国庫補助による防音改築事業を申請し、すでに諸準備を整えていたところ今回、米空軍の駐留方式変更により中止されるやもはかりがたい報道がある。もしこれが事実となれば、町政上に一大支障があるので、これまでの損害を救済する見地から、同校の鉄筋改築を補助事業に認めて、町に補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

少年非行に対する審議機関設置に関する請願外十一件（請願者　兵庫県明石市弁財天町千三百四十六番地玉木はるえ外四千六百九十七名）（吉田賢一君紹介）（第四一〇八号）、同外百件（請願者　兵庫県明石市大久保町八木三百二十一番地桜井和代外三千七十五名（吉田賢一君紹介）（第四一二五号）、同外二百七件（請願者　兵庫県加古川市東神吉町砂部七十番地山口光子外七千二百三十八名）（吉田賢一君紹介）（第四一七三号）、同（請願者　兵庫県明石市人丸町三百四十三番地岩林茂雄外八百八十八名）（山下榮二君紹介）（第四一七四号）、同外四十九件（請願者　兵庫県明石市鳥羽社宅東七号谷野春枝外千八百二十六名）（吉田賢一君紹介）（第四一八四号）、同外六十九件（請願者　兵庫県明石市林千四百五十九番地白旗幸子外二千三百五十五名）（吉田賢一君紹介）（第四二一二号）、同外九十二外（請願者　兵庫県明石市中谷町千八百十八番地大道清子外二千七百九名）（吉田賢一君紹介）（第四二三〇号）、同外三十二件（請願者　兵庫県加古川市平荘町養老校原奈津子外八百三十二名）（吉田賢一君紹

介）（第四三八四号）、同外百三件（請願者　兵庫県加古川市加古川町粟津東しげの外二千七百五名）（田中武夫君紹介）（第四四〇二号）、同外九十九件（請願者　兵庫県加古川市東神吉町神吉神吉逸郎外二千二百三十六名）（渡海元三郎君紹介）（第四四一一号）、同外二十四件（請願者　兵庫県加古川市平岡町土山千二百二十五番地大西みどり外五百八十五名）（吉田賢一君紹介）（第四四一八号）、同外三十二件（請願者　兵庫県加古川市神野町福留長谷川正明外九百十名）（吉田賢一君紹介）（第四四四八〇号）、同外二十九件（請願者　兵庫県加古川市米田町平津四百四十五番地福井孝司外千三十五名）（吉田賢一君紹介）（第四五四三号）及び同外四十一件（請願者　兵庫県高砂市北浜町西浜札場宇之助外千十二名）（渡海元三郎君紹介）（第四八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時激増の一途をたどるわが国の少年非行の問題は、その実態及び影響するところまことに重大で、おのおのの家庭とその地域住民はもちろん、日本の現在と将来のため、きわめて憂慮すべき問題であると思量される。ついては、この際すみやかに少年非行の各般の原因を探究するとともに抜本的にこれが解決をなすべき対策を樹立することを目的とする権威ある審議機関を内閣に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国における少年非行の問題の重要性にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

接収借地借家権者の被害救済に関する請願（請願者　東京都港区赤坂田町六丁目四番地接収借地借家復権期成同盟会大古田長治外三十五名）（西村直己君紹介）（第四三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者らは終戦後の混乱期において無補償並びに無法により、借地借家権等を都道府県による強制接収によつて奪われ生活の基礎を崩壊されて今日に至つているが十八年を経過した現在なお一部が継続されているにかかわらず、何ら保護規定がなく、その占有権は接収中に消滅し、請願者らの借地権の犠牲において、第三者並びに所有者等が、解除後の土地を地価の八割で売買する不労利得を所管庁が許していることはまことに納得できない。ついては、無補償及び無法接収により、(1)接収中借地権が消滅し現在接収継続中の者、(2)接収中借地権が消滅し解除後復帰不能の者、(3)接収中借家権が消滅した者及び土地使用権の使用料、営業の損失及び接収当時土地上の庭石並びに建造物の破壊等に対し、損失補償等格段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

接収借地借家権者のおかれている不遇な実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣委員長　徳安　實藏

衆議院議長船田中殿

地方行政委員会

昭和三十九年度の地方税減収に伴う地方交付税の増額に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一八七号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（唐澤俊樹君紹介）（第二五五号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二五六号）、同（請願者　長野県議会議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三一〇号）、同（請願者　長野県議会議員堀込義雄）（松平忠久君紹介）（第三一一号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第三一六号）、同（請願者　長野県議会議員唐木田稲治郎）及び（井出一太郎君紹介）（第一二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伝え聞くところによれば、現行市町村民税の課税方式を本文方式に統一し、税率を準拠税率制度から標準税率制度に改め、これに伴う地方財政の減収については減収補給金をもつて補てんする模様であるが、このことは市町村間に市町村民税の負担格差がある現状からして、きわめて適切な措置と考えられる。ついては、市町村の財政事情にかんがみ、減収に伴う補給金対策にあわせ地方交付税の増額により、市町村の財政基盤を一そう強化するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

今回、住民税の課税方式の統一にともなう地方団体の減収額については、補てん措置が講じられ住民の税負担の不均衡是正と地方財政確立のための一応の措置はとられたが、脆弱な地方団体の財政基盤の強化方策については、十分に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

県立高等学校施設建設事業の財源措置に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一九三号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（唐澤俊樹君紹介）（第二六七号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二六八号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三二二号）、同（請願者　長野県議会議員柏木譲）（松平忠久君紹介）（第三二三号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第三七一号）、同（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第一二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政法の一部改正により、県立高等学校施設の建設事業費にかかる市町村の負担及び住民への負担転嫁の禁止に関する改正規定は、昭和三十九年四月一日から施行されることになつているが、県立高等学校施設の建設にあたつては、依然として、ひつ迫した県財政のもとにあつて、関係市町村ないし住民に相当額の地元負担を求めてもなお、老朽校舎の改築すら満足にできない現状である。ついては、改正法の施行にあわせて、従来の地元負担金に見合う財源補てん措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

都道府県立高校の建設事業費の負担転嫁の禁止の措置に対応した

財源措置については、十分に考慮を払うべき必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

大衆飲食に対する料理飲食等消費税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会毛利鋼三外六名）（田中伊三次君紹介）（第二八五号）、同（請願者　福岡市東中洲作人ビル福岡県鮨商組合連合会吉田佐八郎）（荒木萬壽夫君紹介）（第五〇二号）、同（請願者　金沢市千日町二番地石川県鮨環境衛生同業組合辻慶治）（井村重雄君紹介）（第五〇三号）、同外一件（請願者　甲府市柳町四丁目四十五番地甲府寿司商組合山田治作）（内田常雄君紹介）（第五〇四号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合大山はる）（大泉寛三君紹介）（第五〇五号）、同（請願者　松江市東本町一丁目島根県料飲食堂環境衛生同業組合理事長石井薫）（大橋武夫君紹介）（第五〇六号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合山田治作）（内田常雄君紹介）（第五〇四号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合石井三郎）（福永健司君紹介）（第五一六号）、同（請願者　岡山市東田町五十番地岡山大衆食堂組合会長桑田真太郎）（藤井勝志君紹介）（第五一七号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合佐藤満）（小宮山重四郎君紹介）（第五〇七号）、同（請願者　松江市国屋町島根県料理飲食環境衛生同業組合大田豊）（櫻内義雄君紹介）（第五〇八号）、同（請願者　盛岡市四ツ家町四百十五番地岩手県鮨業環境衛生同業組合理事長秋田正三郎）（志賀健次郎君紹介）（第五〇九号）、同外九件（請願者　長崎県島原市万町五百二十番地小川実外九名）（白濱仁吉君紹介）（第五一〇号）、同（請願者　静岡県藤枝市前島一丁目秋山実）（高見三郎君紹介）（第五一一号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会位田福次）（渡海元三郎君紹介）（第五一二号）、同（請願者　群馬県高崎市柳川町八十三番地本間安正）（中曾根康弘君紹介）（第五一三号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会戸川勇）（永田亮一君紹介）（第五一四号）、同（請願者　静岡市梅屋町八丁目六番地静岡県鮨商環境衛生同業組合理事長大塩幸吉）（西村直己君紹介）（第五一五号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合石井三郎）（福永健司君紹介）（第五一六号）、同（請願者　岡山市東田町五十番地岡山大衆食堂組合会長桑田真太郎）（藤井勝志君紹介）（第五一七号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合深井薫）（松山千恵子君紹介）（第五一八号）、同（請願者　松江市国屋町島根県料理飲食環境衛生同業組合大田豊）（櫻内義雄君紹介）（第五〇八号）、同（請願者　盛岡市四ツ家町四百十五番地岩手県鮨業環境衛生同業組合理事長秋田正三郎）（志賀健次郎君紹介）（第五〇九号）、同外九件（請願者　長崎県島原市万町五百二十番地小川実外九名）（白濱仁吉君紹介）（第五一〇号）、同（請願者　静岡県藤枝市前島一丁目秋山実）（高見三郎君紹介）（第五一一号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会位田福次）（渡海元三郎君紹介）（第五一二号）、同（請願者　群馬県高崎市柳川町八十三番地本間安正）（中曾根康弘君紹介）（第五一三号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会戸川勇）（永田亮一君紹介）（第五一四号）、同（請願者　静岡市梅屋町八丁目六番地静岡県鮨商環境衛生同業組合理事長大塩幸吉）（西村直己君紹介）（第五一五号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合石井三郎）（福永健司君紹介）（第五一六号）、同（請願者　岡山市東田町五十番地岡山大衆食堂組合会長桑田真太郎）（藤井勝志君紹介）（第五一七号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顯夫）（登坂重次郎君紹介）（第五一八号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顯夫）（登坂重次郎君紹介）（第五一九号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顯夫）（登坂重次郎君紹介）（第五二〇号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顯夫）（登坂重次郎君紹介）（第五二一号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顯夫）（登坂重次郎君紹介）（第五二二号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顯夫）（登坂重次郎君紹介）（第五二三号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会斎藤顯夫）（登坂重次郎君紹介）（第五二四号）、同（請願者　東京都台東区北田原町八番地篠原耕一郎）（田中榮一君紹介）（第六五五号）、同（請願者　富山市二番丁富山飲食業組合上田ゆき）（内藤隆君紹介）（第六五六号）、同外二件（請願者　東京都豊島区要町一丁目二十六番地田中米治外二名）（中村梅吉君紹介）（第六五七号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会関根高蔵）（永田亮一君紹介）（第六五八号）、同（請願者　秋田市川反四丁目大野政吉）（根本龍太郎君紹介）（第六五九号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目二十二番地矢島兼五郎外一名）（古川丈吉君紹介）（第六六〇号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目三十一番地埼玉県鮨商環境衛生同業組合高野忠男）（板川正吾君紹介）（第七〇七号）、同（請願者　京都市下京区寿町通高辻下ル京都府寿司商環境衛生同業組合理事長岸村常次郎）（小川半次君紹介）（第七〇八号）、同（請願者　東京都葛飾区本田立石町二百二十五番地石川基男）（島上善五郎君紹介）（第七〇九号）、同（請願者　長野県諏訪市末広町二番地長野県鮨商環境衛生同業組合川名政雄）（原茂君紹介）（第七一〇号）、同（請願者　新潟市古町通九番町新潟県寿司商環境衛生同業組合理事長川上吉助）（小沢辰男君紹介）（第七六五号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会岡本真吾）（五島虎雄君紹介）（第八〇七号）、同（請願者　横浜市鶴見区本町通り一丁目十一番地斎藤三四郎）（門司亮君紹介）（第八〇八号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会山本宗平）（宇都宮徳馬君紹介）（第九〇〇号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食業協議会実行委員長田中精）（足鹿覺君紹介）（第九九八号）、同（請願者　東京都世田谷区北沢三丁目千五十二番地斎藤慶治）（賀屋興宣君紹介）（第九九九

一、請願の要旨及び目的
料理飲食等消費税に関しては、第三十八回国会における従来の高級と大衆との間に設けられていた消費区分の撤廃措置により、高級面は著しく緩和されたが、その反面大衆飲食との均衡を失い、しやし飲食と普通飲食を同一水準において課税するという矛盾を露呈するに至つた。元来、大衆負担の軽減は過去数次の国会でつねに優先的に採択され、今後も同一主旨のもとに改正されるべしと期待されるのみならず、大衆飲食に対する現行免税点五百円は第三十六回国会において、旅館の基礎控除五百円と同時に決議されたものであるから、第四十二回国会で旅館の基礎控除が八百円に引き上げられた以上、当然大衆の免税点もそれに対応して考えられるべきであると思量する。ついては、地方税法中大衆に対する料理飲食等消費税に対する条項を、接待を伴わない飲食の免税点現行五百円を八百円までに、チケット制飲食店の免税点現行二百五十円を三百五十円までに、それぞれ改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
大衆飲食に対する税負担については従来しばしば論議されてきたところであるが、大衆負担の軽減という見地から早急に本請願の趣旨を実現すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

改正固定資産評価制度に関する請願（請願者　長野県議会議員林義郎）（下平正一君紹介）（第三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十九年度から実施の予定といわれる固定資産税の改正評価制度は、売買実例価格を基礎として、限界収益率によつて修正するものであるが、これによつて農地の適正な価格が求められるかどうかは疑問であり、このような評価を基にして固定資産税を課することになれば、農民の負担の増高を招き、所得の不均衡を増大する結果となり、いたずらに農民に不安と動揺を与えることは必至である。ついては、次記措置を講ぜられたいというのである。（一）改正評価制度を昭和三十九年度から実施することは見合わせること、（二）農地並びに農業施設に対する固定資産課税のあり方について、根本的に検討すること。

二、請願の議決理由
固定資産評価制度の改正は、評価の均衡と課税の適正を期するため実施されたものであるが、今後新評価制度に基づく恒久的な税負担の調整に当たつては、特に農地、農業用施設について、同施設の農業経営に占める役割、農家経済の現状を考慮し、その課税方法について根本的に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

農地の新評価方式による課税に関する請願外二十四件（請願者　佐賀県伊万里市平山力武みよ子外八百七十八名）（井手以誠君紹介）（第三八四号）、同（請願者　佐賀県伊万里市波多津町木場松下愛吉外五百二十二名）（舘林三喜男君紹介）（第四三〇号）、同外十件（請願者　佐賀県東松浦郡鎮西町横竹北村一郎外二千二百一名）（井手以誠君紹介）（第五二一号）、同（請願者　佐賀県鹿島市大字重ノ木乙千四百八番地森田亀喜外五百十一名）三池信君紹介）（第五二二号）、同外一件（請願者　佐賀県藤津郡塩田町馬場下塩田町農業協同組合前田貞正外六百七十九名）（舘林三喜男君紹介）（第六六一号）、同外一件（請願者　佐賀県杵島郡白石町東郷大串敬次郎外二千二百四十五名）（大坪保雄君紹介）（第七六六号）、同外十二件（請願者　佐賀県東松浦郡厳木町平之秀島熊雄外六百三名）（井手以誠君紹介）（第八〇六号）及び同（請願者　佐賀県佐賀郡川副町野本重治外六百五十八名）（三池信君紹介）（第八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十九年度から実施予定といわれる固定資産税の農地新評価方式は、売買実例価格を基礎にし、限界収益率によつて修正するものであるが、これにより農地の適正な価格が求められるかどうかは疑問であり、このような評価を基礎に固定資産税を課税することになれば、納税者の負担が適正と均衡を欠き、場合によつては、地方自治に好ましくない問題をもたらす危険がある。ついては、新評価基準は、昭和三十九年度実施することを延期されるとともに、農地等農業用固定資産に対する課税のありかたについて根本的に検討し、また地方財政については、当面の税制改正による減収分はこれを地方交付税の増額によつて補てんされ、さらに恒久的財源の確立方策について検討されたいというのである。

二、請願の議決理由
固定資産評価制度の改正に伴う恒久的な税負担の調整に当たつては、農業経営に占める農地、農業用施設の特殊性と農家経済の現状を考え、特に農地等農業用固定資産に対する課税について慎重に検討するとともに税制改正に伴う地方財政措置についても十分配意すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

警察法施行に伴い自治体警察転出職員の勤続期間通算に関する請願（請願者　宮崎県都城市下東町浜田清士外七名）（川野芳満君紹介）（第三九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十三年警察法施行に伴い、警察は国家地方警察と自治体警察に分離されたが、自警と国警の緊密な連絡保持等のため、両者間の人事の交流の必要が生じ、人事交流によつて身分上（恩給、年金等）になんら影響を受けないとの国家地方警察本部の解釈に基づき、国警より自警に人事の異動がなされた。にもかかわらず、同二十五年四月十二日務人発第四四五号により、同二十三年三月七日警察法施行の際都道府県警察部から自治体警察へ転出した者は相互在職年を通算するが、同年三月八日以降国家地方警察から自治体警察へ転出した者については相互通算は行なわれないとの通知がなされ、これが該当者に退職金が支給された。その後県条例で不利ながら相互の通算がなされることとなつたが、国家公務員の警視正以上については県条

例の適用がないので、警視正に昇進する場合は、退職手当を犠牲にしなければならないという不合理が生じたため、いかなる理由によつて三月七日と三月八日以降で勤続通算の差別をするのか、関係法令や当時の通達を調査したところ、その措置に確乎たる根拠がなく警察庁の手違いでないかと考えられ、納得に苦しむ。ついては、これが該当者は退職手当の保証が乏しいため、退職後の方針も立たず、また退職した者は永年勤続したにもかかわらず退職手当が少なく、事業資金はいうに及ばず住家さえ持てない者もあり、まことに遺憾にたえないから、これらの者がすでに支給された退職金を国庫に返戻し、全員旧にさかのぼつて救済されるよう法改正をされたいというのである。

二、請願の議決理由

国家地方警察と自治体警察との勤務期間が相互に通算されない理由は、主として警察法施行時およびそれ以降における退職手当制度の不備によるものであり、本請願の趣旨は、おおむね妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

中小都市の上水道起債に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八二号）

水道事業に対する起債対象範囲の拡大に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八一号）

これらの請願の要旨及び目的

一、請願の要旨及び目的

水道事業費の中で配水支管費の占める割合は、比較的大きく、また配水量の中で不明水量の発見除去は、現在の水道界にとつて重要課題であり、なかんずく漏水防止は積極的に施行しなければならないが、これを実施するためには相当多額の資金を要するから、水道事業の配水管整備費及び漏水防止工事費を起債の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業の普及による給水人口の拡大は、現在の急務であるが、水道事業の現状からその財政健全化を確保するためには、水道事業の配水管整備費及び漏水防止工事費についても新たに融資のみちを講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

中小都市の上水道起債に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八二号）

これらの請願に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上水道事業起債のうち、政府債は年利六分五厘、償還期限は二十五年であるが、公募債は年利七分四厘、償還期限十五年であり、中小都市の水道における公募債は、経営上苦しい財政負担となつているので、建設資金は全額を政府債とされたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業の国民生活に占める地位の重要性と特に中小規模水道の経営の困難性を考え、政府は、中小都市の水道に対しては低利且つ安定した資金の供給に努力すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

水道事業の起債償還期限及び据置期間延長等に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八三号）

これらの請願に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水道事業は、固定資産の構成比率が非常に高い企業であつて、これに投じた起債の元利償還は、経営上相当の重圧となつている実情であるから、これが軽減緩和のため、次記措置を講ぜられたいというのである。（一）政府資金については、現在二十五年の償還期限を三十年に、公営企業金融公庫引き受けの公庫資金については、現在十五年の償還期限を二十年に、それぞれ延長し、また据置期間について、上水道は五年以内であるが、取り扱い上実質的には三年以下となつているので、これを一律に五年以上に改めること、（二）政府資金については、一般企業債と同様六分三厘又は六分まで、また公営企業金融公庫引き受けの公募分についても、政府資金の利率六分五厘までそれぞれ利子を大幅に引き下げること。

二、請願の議決理由

水道事業の国民生活に占める重要性と固定資産の構成比率が著しく高い企業の特質を考慮し、水道事業に係る地方債については、政府債公庫債ともに償還年限の延長と貸付利率の引下げについて検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

水道料金の徴収を銀行その他各種団体等委任に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八四号）

これらの請願に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気事業やガス事業においては、料金の徴収を会社や個人に委任しているが、水道料金の場合でも、運営を適確に行なえば、十分事故を防止できるし、万一事故発生の場合でも損害補償については、電気料金、ガス料金に比較し、はるかに確実であるから、地方公営企業法第二十一条第三項及び同法施行令第十六条の二における水道料金徴収事務の委任範囲の制限を緩和し、銀行その他の各種団体、またはその他の特定の個人についても委任できるよう法令を早期に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

水道料金の徴収については、公金取扱いの確実性と公正の確保に留意しつつ、住民の便益を考え、銀行等に料金徴収委託ができるよう検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

地方交付税における消防費の単位費用引き上げに関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永

田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方交付税制度における消防費の単位費用中、消防団員の報酬は、低額であるため団員の確保ができないから、現在の三倍に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交付税における消防団員の報酬は年額で団長一万円、分団長五千円、団員千円という低額であるので、これを引き上げようとする本請願の要請については、十分に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

政府資金による償還期限を定めない企業債の発行に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公営企業法第二十三条の規定で償還期限を定めない企業債の発行ができることになつており、この企業債の資金調達の方法は、地域住民の出資によることを予定したものと考えられるが、地域住民の経済的能力、また利払いの財政に及ぼす影響等を考慮され、政府資金による償還期限を定めない企業債の発行できるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業の国民生活に占める重要性と現下水道事業の財政状況にかんがみ、水道事業自己資金を充実する方策の一環として、政府からの出資、すなわち政府資金による償還期限を定めない企業債の発行について検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

有蓋道路用防火水槽設置費全額国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市は都市計画が進展せず、道路の狭い箇所に戦前の木造建築が密集する地帯が広く、建ぺい率が高くなつているので、火災が発生した場合、大火を引き起す可能性が十分にあると考えられるが、現在市街地にある四十数カ所の消火栓は水圧〇・七キログラムで、一カ所使用すれば全部使用不能となり、また鹿屋川は平均落差が七メートルあり、用水路は冬期間には流水量が少なく、時には工事で中断される場合があるので、万一の場合支障を来たす現状にあり、まことに憂慮にたえない。ついては、有蓋道路用防火水槽を設置したいのであるが、地方自治体の財政では思うように行かないので、地方交付税制度における消防力単位の四〇トン有蓋道路用防火水槽設置に対する補助額現行三分の一を、全額国庫補助とされたいというのである。

二、請願の議決理由

消防施設の充実強化とくに中小都市の消防施設の整備は緊急を要するものであることにかんがみ、本請願の趣旨の実現について十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

有蓋空地用防火水槽設置費全額国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市において、市街地が南北に細長い盆地の中心にあり、他は広大な火山灰のシラス土壌の台地形態をなしているため、消防用水利に乏しく、台地の集落地の大火に至る要因ともなつているが、貧困な地方自治体の財政では、有蓋空地用防火水槽を年間一―二個を設置するに過ぎず、火災予防上非常に危険な状態にある。ついては、地方交付税制度における消防力単位四〇トン有蓋空地用防火水槽補助額三分の一を、全額補助にされたいというのである。

二、請願の議決理由

消防施設の充実強化とくに中小都市の消防施設の整備については一層の努力を傾ける必要があることにかんがみ、本請願の趣旨の実現につき早急に検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

評価改定による農地の固定資産税に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡三間町議会議長藤田元重）（今松治郎君紹介）（第五二三号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十九年度から改正評価制度によつて固定資産税が課税されることになり、新評価基準によつて農地等の評価がすすめられているが、その根拠となるべき新たな固定資産評価基準そのものに多大の疑問があり、その税負担の公正という面からみて、農業所得者としては納得できない点が多く、農業所得者のようにその生産手段の全部を土地に依存しているものの固定資産税が過重になつてくることは明らかで、まことに憂慮にたえない。ついては、所得格差是正のため農民に課せられる農地の固定資産税について、農業所得水準が他産業に追いつくまで絶対に増税しないよう、すみやかに立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

固定資産評価制度の改正は、評価の適正均衡を確保する趣旨によるものであつて、もとより、それによつて税負担の増大を求める趣旨ではないから、農地の固定資産税に係る本請願の願意は十分尊重すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

町村連合推進による行政の格差是正に関する請願（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県町村会長角市左ヱ門）（池田清志君紹介）（第九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府の施策は、都市に偏重して町村は顧みられないため、地域格差は一そう拡大の傾向をたどりつつあるから、町村の行政水準を引き上げ、地域格差を是正し、町村住民の福祉向上をはかるため、次記事項を実現されるとともに確固たる町村自治対策を樹立されたいというのである。（一）行政の高度化、広域化に伴い事業、施設の能率的、合理的、経済的運営をはかるため、町村連合制度の実現推進、（二）国民福祉の点で都市と町村の格差をなくすための行政水準の策定とこれが実現、（三）住民の民主的処理により、住民の行政需要をすみやかに満たし得るよう、市町村優先の原則に基づく行政事務の再配分の断行。

二、請願の議決理由

近時、社会的、経済的発展に伴い、広域行政需要の増大及び自治団体間の行財政能力の格差が、ますます拡大化しつつある現状にかんがみ、政府は町村連合制度等を含む自治制度の全般について、根本的な再検討並びに対策を樹立する必要があり、請願の趣旨はおおむね妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

町村税財源の拡大強化による財政の格差是正に関する請願（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県町村会長角市左ヱ門）（池田清志君紹介）（第九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村は相次ぐ行政需要の累積と財源枯渇とによりますます窮迫し、都市との財政力格差が拡大されつつあり、加えて、今般の住民税の減収補てんを起債による変則的措置により、当面を糊塗するごときは町村の実情を軽視するものと断ぜざるを得ない。ついては、町村税財源の拡充強化が国民の福祉を増進する基本要件であるとの認識に徹せられ、町村財政の確立強化方策を強力に推進されるよう、次記事項を実現されたいというのである。（一）国、地方の税源再配分を眼目とする税財政制度改革の推進、特に市町村道路財源の増強、（二）財政の格差是正のため、町村に対する交付税の配分方式を根本的に改革し、後進町村への傾斜配分の強化、（三）国庫補助、負担金制度の改善による財政秩序の確立と町村の超過負担、法令外負担の解消、（四）地方債制度の充実改善による町村事業財源の確保、（五）国が地方税の減収をきたすような税制改正を実施する場合には、国のかわり税財源措置を前提とする原則の確立。

二、請願の議決理由

町村財政の拡充強化しようとする本請願の趣旨は、本委員会においても再三論議が行なわれたところであり、その実現につき十分に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

固定資産税引き上げ反対等に関する請願（請願者　福岡県北九州市八幡区本町二丁目古賀佐一外二千百四十五名）（松本七郎君紹介）（第一五一七号）及び同外一件（請願者　千葉県木更津市木更津千八百八十一番地程田利之外二百七十九名）（加藤進君紹介）（第四七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十九年度から土地については、売買実例価格を、家屋については、再建築費価格を基準として、固定資産の評価がえが行なわれることになれば、売買を目的としない、生活するための家や土地の評価が上がり、固定資産税は大幅に増大し、このことは家賃、地代の値上がりを招き、国民全般の生活に大きな影響を与えることになるので、次記事項を措置されたいというのである。（一）固定資産評価基準による固定資産（土地、家屋）の推定押し付け評価をやめること、（二）固定資産の評価がえによる固定資産税つり上げはしないこと、（三）固定資産税の基礎控除制度を大幅に設定すること、（四）法律、政令、条例などによる店舗の改装、設備の改善などによる固定資産並びに償却資産などには特に免税措置を講ずること、（五）固定資産の大企業に対する減免の特例を撤廃すること。

二、請願の議決理由

新固定資産評価制度は、評価の均衡と課税の適正を確保するため実施されたものであるが、今後この評価制度を基礎として恒久的な固定資産税課税方法を検討するに当たつては、税負担の激変を招かないよう本請願の趣旨を十分検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に関する請願外一件（請願者　東京都青梅市滝の上町千二百八十一番地日本婦人有権者同盟青梅支部滝上安家外一名）（戸叶里子君紹介）（第二二二三号）、同（請願者　東京都武蔵野市中町一丁目二十六番地の七里吉登外四十九名）（本島百合子君紹介）（第二二一四号）、同外三件（請願者　千葉県習志野市大久保五丁目十九番地小川恭子外三名）（粟山秀君紹介）（第二八八七号）、同（請願者　神奈川県藤沢市辻堂千四百七十一番地藤井鋤太郎）（本島百合子君紹介）（第三二〇六号）、同外二件（請願者　千葉市吾妻町三丁目三十七番地千葉県庁吾妻町分館斎藤三重子外二名）（登坂重次郎君紹介）（第三二三七号）、同外四件（請願者　宇都宮市旭町二丁目三千四百二十番地栃木県地域婦人連絡協議会長甲斐喜与外四名）（本島百合子君紹介）（第三三五九号）、同外四件（請願者　山口市東滝山口県教育庁社会教育課内山口県連合婦人会林とら子外四名）（粟山秀君紹介）（第三三六〇号）、同外四件（請願者　佐賀市神野町二本松佐賀県婦人連絡会野中ヨネ外四名）（戸叶里子君紹介）（第三四〇〇号）、同外二件（請願者　東京都武蔵野市西久保三丁目百六十二番地佐田信子外十二名）（本島百合子君紹介）（第三八四四号）及び同（請願者　東京都

武蔵野市吉祥寺東町四丁目七番地の二十二福井俊子外六十三名）（松山千恵子君紹介）（第四〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会に提出された風俗営業等取締法の一部を改正する法律案に関連して、次記事項を措置されたいというのである。（一）都道府県の条例で深夜喫茶を禁止できるようになつているが、府県の事情によつてはなはだ心配なので、風俗営業等取締法ではつきりと禁止するようにすること、（二）トルコ風呂及びヌードスタジオは、同改正案には含まれていないが、これらは法の目をくぐつた全くの赤線復活の状態なので、これを含めた取り締り改正を行なうこと、（三）ボーリング場は、元来健全なスポーツの場であるべきなのを、実際には徹夜で営業され、金銭の浪費を招き、暴力団のたまり場となり、犯罪の温床となつている現状なので、これを規制し健全なスポーツとして育成すること。

二、請願の議決理由

善良の風俗を害する行為を防止するため、本請願の趣旨はおおむね妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

ボーリング場の開設及び営業規制に関する請願（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目二十三の九番地中村恵子外一名）（中村高一君紹介）（第二四〇九号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目二千七百番地中村金治）（荒木萬壽夫君紹介）（第二四一〇号）、同外一件（請願者　東京都目黒区柿ノ木坂百三十五番地粟田口進一外四百四十五名）（内田常雄君紹介）（第三一六三号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺東町四丁目十五の十九番地小池順子外三百九十八名）（中村高一君紹介）（第三二八九号）、同（請願者　東京都武蔵野市中町一丁目二十六番地の七里吉澄外五十二名）（戸叶里子君紹介）（第三四〇一号）及び同（請願者　東京都三鷹市下連雀八十八番地三鷹市婦人団体連絡協議会中島春子）（長谷川正三君紹介）（第四〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の非行青少年の犯罪続出は、純真な青少年を無反省に社会の汚濁した空気に野放しした結果であり、その最大の責任は大人たちにあると痛感されるが、特にいかがわしい歓楽施設の四代表といわれるトルコ風呂、ヌードスタジオ、深夜喫茶及びボーリング場の横溢は目に余るものがある。その上最近では、住宅地として静かな環境にある町にもボーリング場の建設が進み、子を持つ親たちは深く憂慮しているので、まずボーリング場の開設及び営業を強く規制する立法化をはかるとともに、住宅地またはその近接地、風致地区、文教地区及び学校の近接地におけるボーリング場の開設、営業を許可しないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

青少年非行化の防止と、社会の善良な風俗を保持するため、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

公衆浴場業に対する地方税免除に関する請願（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事渋木岩男）（鯨岡兵輔君紹介）（第三一八一号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十二番地染谷盛一）（四宮久吉君紹介）（第三三三二号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事冨川源吾）（天野公義君紹介）（第三三六九号）、同（請願者　北海道小樽市真栄町三番地北海道公衆浴場業環境衛生同業組合理事長前野留治郎）（稚熊三郎君紹介）（第三四〇七号）、同（請願者　長崎市西浜町長崎県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長伊藤政蔵）（田口長治郎君紹介）（第三四〇八号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字石原千九百九十八番地舘喜代次）（福永健司君外一名紹介）（第三五九〇号）、同（請願者　埼玉県春日部市粕壁六千二百五十番地森木善一）（青木正君外一名紹介）（第三八九〇号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事小穴隆太郎）（岡崎英城君紹介）（第三九一号）、同（請願者　長野県松本市南土井尻町長野県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中沢博）（唐澤俊樹君紹介）（第四二三六号）、同（請願者　奈良県磯城郡田原本町戎道山田富蔵外十二名）（奥野誠亮君紹介）（第四三〇四号）、同（請願者　福井市豊町福井県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中野利三八）（坪川信三君紹介）（第四三〇五号）、同（請願者　奈良県大和高田市大郷通り二丁目奈良県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長森久平）（服部安司君紹介）（第四三〇六号）、同（請願者　奈良県吉野郡下市町下市堀内政信外十三名）（前田正男君紹介）（第四三〇七号）及び同（請願者　奈良県橿原市内膳町田中益之助外十二名）（八木一男君紹介）（第四三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場業は、国民大衆の保健衛生機関として公共的社会的施設であるとの理由から、その入浴料金は物価統制令で規制され、利益追求の営利行為は許されず、しかも同料金算定の原価計算は、公衆浴場業にとつて過酷な方式で定められている。ついては、公衆浴場業に対する地方税について、次記事項を措置されたいというのである。（一）公衆浴場業に対する事業税、営業用土地建物に対する固定資産税及び営業用什器設備に対する償却資産税をそれぞれ免除すること、（二）公衆浴場営業用建物の取得に対する不動産取得税を免除すること。

二、請願の議決理由

公衆浴場は、公共的社会的施設であるという性格を有することにかんがみ、本請願の趣旨にそうよう公衆浴場業に対する税負担を緩和すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

地方財政確立に関する請願（請願者　福島市議会議長斉藤義美）（天野光晴君紹介）（第三四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は地方税法を改正し、昭和

四十年度までの二年間に、地方税法第三一四条の三による本文方式に統一しようとしており、この改正とともに裏付けとなる財政措置については大いに注目されるが、伝えられるところによると、政府の考慮している財政措置は、減収補てん分を起債に肩がわりするとのことである。しかし、これのみでは地方財政の確立を期することはできず、地方自治体に参与するものにとつて、共通の悩みとなつている。ついては、この改正と同時に抜本的な施策として、地方交付税の増額あるいは財源の地方移譲など、体系的な措置と制度化をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

今回、住民税の課税方式の統一にともなう地方団体の減収額については、補てん措置が講じられ住民の税負担の不均衡是正と地方財政確立のための一応の措置はとられたが、脆弱な地方団体の財政基盤の強化方策について、十分に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

地方公共団体の財源充実に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三六七二号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三六七三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田武嗣郎君紹介）（第三六七四号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七五五号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三七九六号）、同（請願者　長野県議会議員堀込義雄）（松平忠久君紹介）（第三七九七号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三八九八号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三八九九号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九〇〇号）及び同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地域格差の是正を促進するため、地方交付税制度を再検討され、低種地市町村に対する態容補正係数を引き上げ、一般的に行政の質及び量の差のあることを前提として行なつている割り落しをより緩和するよう改正し、引き続き貧弱な地方公共団体の財源の充実をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

貧弱な地方公共団体の財源を充実しようとする本請願の要請については、十分に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

辺地対策事業債の増額に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三六七九号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三八〇号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七五六号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三八〇一号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二郎君紹介）（第三九〇一号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九〇二号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九〇三号）、同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九六四号）及び同（請願者　長野県議会議員松田晴男）（林百郎君紹介）（第四二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の施行に伴い、辺地所在の市町村では、同法の適用を受けて公共施設の整備を行なうため事業計画を立てている。しかるに、政府においては、昭和三十九年度予算において十五億円の辺地対策事業債を計上しているにすぎず、辺地対策事業債の充当状況からみて、とうてい所期の整備計画を達成することはきはめて困難と思われる。ついては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による辺地対策事業債のワクを大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

辺地対策事業債を大幅に増額して、辺地の公共施設の整備計画を達成しようとする本請願の要請については、十分に尊重する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

地方公営企業等の財源措置に関する請願（請願者　札幌市北一条西六丁目岩本政一）（篠田弘作君紹介）（第三七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道市町村の経営する病院、水道、交通等の公営企業及び準公営企業の財政は逐年悪化し、昭和三十七年度末決算においては、三百八十五施設のうち、赤字決算を余儀なくされたもの百二十一施設で、その赤字額は十五億二百万円に達している実情であるから、市町村の経営する病院、水道、交通等の公営企業及び準公営企業の経営基盤を確立し、住民の福祉向上と財政の健全な運営の確保のため、次の財源増強措置を講ぜられたいというのである。（一）地方債償還年限の延長と利率の引き下げ、（二）地方債ワクの拡大、（三）再建資金の融通とその利子補給、（四）行政目的経費の地方交付税への算入。

二、請願の議決理由

地方公営企業が地域社会の発展と向上に果たしている役割の重要性を考慮し、今後地方公営企業の一層の発展と経営基盤の確立を図るためには、地方債制度の改善、地方交付税制度の合理化、企業再建対策の実施等各般の施策を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政
委員長　森田重次郎
衆議院議長船田中殿

固定資産税の評価制度改正に関する請願（請願者　埼玉県議会議長三ツ林弥太郎）（福永健司君外十二名紹介）（第三八六六号）

一、請願の要旨及び目的

政府は、昭和三十九年度から固定資産評価制度を改正し、現在各市町村に対し、評価の適正をはかるための基本調査に努力中であると聞いているが、同制度の改正の目的は、適正な時価による適正な固定資産税の負担がなされるためのものであつて、住民負担の加重とならないようにされなければならないものと考える。ついては、同制度の実施にあたり、各市町村にその趣旨の徹底をはかるとともに、次記事項について特に考慮されたいというのである。（一）固定資産税評価の改定は、実質的に納税者の増税とならないようにすること、（二）固定資産税の改正は、住民負担と市町村財源との均衡をはかるため、(1)評価制度の改正に伴う税負担の調整は、税率の引き下げと課税標準の特例により均衡維持がなされるべきであり、また企業にかかる固定資産税の減収分を個人にかかる固定資産税の増収分等で補てんする結果とならないようにすること、(2)税率は、資産の種類により異なつた税率を用いることがないようにすること、(3)税率引き下げにより償却資産等についての税が減収となる場合は、国税の一部地方移管等により自主財源を確保できるようにすること。

二、請願の議決理由

新固定資産評価制度は、評価の均衡と課税の適正を期するため実施されたものであり、もとより住民負担の増大を求めているものでないので、恒久的な税負担の調整に当たつては、本請願の趣旨を十分尊重すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政
委員長　森田重次郎
衆議院議長船田中殿

水道料金値上げ抑制に伴う財政措置に関する請願（請願者　愛知県一宮市長伊藤一）（江崎真澄君紹介）（第四三六二号）、同（請願者　東京都文京区元町二丁目二十三番地日本水道協会長東竜太郎）（川崎秀二君外五十九名紹介）（第四三七八号）、同（請願者　東京都文京区元町二丁目二十三番地日本水道協会鈴木俊一）（亀山孝一君紹介）（第四三八五号）、同（請願者　大津市長上原茂次）（矢尾喜三郎君紹介）（第四四〇九号）、同（請願者　松山市長宇都宮孝平）（井原岸高君紹介）（第四四一九号）、同（請願者　千葉県知事友納武人）（臼井荘一君紹介）（第四四二〇号）、同（請願者　広島市長浜井信三）（砂原格君紹介）（第四四二一号）、同（請願者　鹿児島市長三ツ井卯三男）（床次徳二君紹介）（第四四二二号）、同（請願者　横浜市長飛鳥田一雄）（藤山愛一郎君紹介）（第四四三三号）、同（請願者　高知市長氏原一郎）（大西正男君紹介）（第四四五一号）、同（請願者　津市西町二千百三十六番地の一日本水道協会三重県支部長角永清）（川崎秀二君紹介）（第四五〇一号）、同（請願者　松江市長斎藤強）（櫻内義雄君紹介）（第四五〇二号）、同（請願者　兵庫県姫路市長石見元秀）（堀川恭平君紹介）（第四五〇三号）、同（請願者　奈良市長高椋正次）（前田正男君外二名紹介）（第四五〇四号）、同（請願者　盛岡市長山本弥之助）（岩動道行君紹介）（第四六〇三号）、同（請願者　長崎市長田川務）（田口長治郎君紹介）（第四六〇四号）、同（請願者　岡山市長岡崎平夫）（橋本龍太郎君紹介）（第四六〇五号）、同（請願者　新潟市長渡辺浩太郎）（小沢辰男君紹介）（第四六四三号）、同（請願者　福岡県北九州市長吉田法晴）（藏内修治君外三名紹介）（第四六四四号）、同（請願者　秋田市長川口大助）（栗林三郎君紹介）（第四六四五号）、同（請願者　松山市助役得能通任）（關谷勝利君外六名紹介）（第四六四六号）、同（請願者　札幌市長原田与作）（田中正巳君外十二名紹介）（第四六四七号）、同（請願者　茨城県日立市長万田五郎）（塚原俊郎君外十一名紹介）（第四六四八号）、同（請願者　長野市荒屋千二百二十番地日本水道協会長野県支部長夏目忠雄）（小坂善太郎君紹介）（第四七五三号）、同（請願者　宮崎市長有馬美利）（川野芳満君紹介）（第四八一七号）、同（請願者　新潟県高田市本町三丁目四十番地樫野直一）（大竹太郎君紹介）（第四八一八号）、同（請願者　新潟県高田市長小山元一）（田中彰治君紹介）（第四八一九号）、同（請願者　新潟県高田市本町三丁目四十番地山田巌）（塚田徹君紹介）（第四八二〇号）、同（請願者　福井市長島田博道）（坪川信三君紹介）（第四八二一号）、同（請願者　金沢市長徳田与吉郎）（井村重雄君外五名紹介）（第四九一五号）、同（請願者　新潟県新発田市東新町三丁目斎藤昭一）（稲葉修君紹介）（第四九一六号）、同（請願者　熊本市長石坂繁）（大久保武雄君外八名紹介）（第四九一七号）、同（請願者　新潟県新発田市大字若荷谷大沼鉄男）（渡邊良夫君紹介）（第四九一八号）、同（請願者　新潟県新発田市本町二丁目栗賀一穂）（井伊誠一君紹介）（第四九五五号）、同（請願者　秋田市土手長町上丁一番地日本水道協会秋田県支部斎藤一郎）（佐々木義武君紹介）（第四九五六号）、同外一件（請願者　新潟市西堀通六番町八百六十六番地の三加藤太輔外一名）（高橋清一郎君紹介）（第四九五七号）、同（請願者　福岡市長阿部源藏）（中村寅太君紹介）（第四九五八号）、同（請願者　岡山市大供二百二の九番地日本水道協会岡山県支部山本村之助）（藤井勝志君紹介）（第四九五九号）及び同（請願者　兵庫県姫路市水道課長木村義雄）（山下榮二君紹介）（第四九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は水道料金の値上げについて、地方公共団体に対し自粛を要望されたが、赤字水道の財政的な危機回避については、なんら適切な対策を示していないのは、まことに遺憾である。従来より水道事業は公営事業として低料金政策を至上のものとして経営されてきたので、利益剰余金等による内部留保資金がほとんどなく、その上諸物価、労賃の高騰及び水道拡張事業の資金に充当した起債の元利償還金の激増による赤字の累加事情は、水道経営の危機を招来しており、単なる企業合理化等によつては、とうてい起死回生をはかり得ないから、これが値上げ要因を検討の上、当面の緊急対策及び根本対策として、次記各項の実現について配慮されたいというのである。

（一）赤字経営の水道事業については、抑制期間中、起債元金の償還延期及び赤字相当額の利子補給、その他水道料金値上げ抑制に

伴う損失を補償する等積極的な措置を講ずること、(二)起債の償還期限を次のとおり延長すること、(1)政府資金については、現在二十五年の償還期限を二十年程度まで延長、(2)公営企業金融公庫資金については、現在十八年の償還期限を二十五年まで延長、(三)起債利子を次のとおり引き下げること、(1)政府資金については、現在年利六分五厘のものを年利五分に引き下げる、(2)公営企業金融公庫資金については、現在年利七分三厘のものを年利六分に引き下げる。

二、請願の議決理由

政府の公共料金値上げ抑制措置はもとより適切な措置であるが、反面同措置に協力し、一年間値上げを自粛した水道事業等に対しては、その健全な経営が維持できるよう政府においても各般の措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

固定資産税の増税及び評価替え反対等に関する請願（請願者　愛知県小牧市大字多気木全文雄外三十名）（加藤進君紹介）（第四七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

池田内閣が生れてから足かけ四年になるが、高度経済成長は物価値上げにしわよせられ、住民税は改悪され、生活はますます苦しくなるばかりであり、その上固定資産税の評価がえで家賃、地代の大幅値上げが予想され、国鉄定期代の値上げも計画されている。ついては、生活を守るため、固定資産税の増税と評価がえ、公共料金の値上げ、国鉄定期代の値上げ、独占価格の引き上げ、消費者米価の引き上げに反対するとともに、生活必需品にかけられている間接税の撤廃、入場税の廃止、消費者物価の引き下げ等を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における経済状勢と物価等の動向にかんがみ、国民生活の安定と向上をはかるため、本請願の趣旨を尊重して適時適切な具体策を策定実施すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

地方行政委員長　森田重次郎

衆議院議長船田中殿

外務委員会

海外移住者に対する助成金増額に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業構造改善施策の一環として、また曲がりかどの農政を是正する意味からも、海外移住を強力に進めることは現下の急務であると考えられるが、移住者が一家をあげて安心して渡航できるよう海外移住者に対し次記のとおり助成金を増額されたいというのである。(一)一般支度費の補助について、十二歳以上現行五千五百円を二万五千円、三歳以上現行二千三百円を一万円、三歳未満現行二千円を八千円にそれぞれ引き上げること、(二)加算支度費の補助について、一家族現行三万円を十万円に引き上げること、(三)離農奨励金について一家族に三十万円を補助すること。

二、請願の議決理由

海外移住推進のため、海外移住者に対する助成金の増額を要望している本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

外務委員長　臼井　莊一

衆議院議長船田中殿

沖縄、小笠原諸島及び日本固有北方領土回復に関する請願（請願者　埼玉県議会議長三ツ林弥太郎）（福永健司君外十二名紹介）（第三八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沖縄及び小笠原諸島の施政権復帰並びに日本固有北方領土の回復は、全国民の強く熱望しているところであり、国会においてもすでに決議されたことがあるが、いまなおその実現を見ていないことははなはだ遺憾にたえない。ついては、沖縄及び小笠原諸島住民の日本復帰に対する強い願望にこたえ、その施政権復帰について努力されるとともに、クナシリ、エトロフ、シコタン、ハボマイ等についても、日ソ共同宣言及び松本日本国全権とグロムイコソ連邦外務次官との往復書簡に基づき、すみやかに領土問題を含む平和条約締結に関する交渉を開始して領土問題を解決し、これをわが国に回復されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

沖縄及び小笠原諸島の施政権復帰並びに日本固有の北方領土の回復のための措置を執ることを要望している本請願の趣旨はまことに妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

外務委員長　臼井　莊一

衆議院議長船田中殿

社会労働委員会

老人福祉法による養護施設の町村職員退職手当組合負担金国庫補助等に関する請願（請願者　新潟市松浜町新潟県養老事業協会長藤原徳次郎）（小沢辰男君紹介）（第二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

老人福祉法による養護施設の町村職員退職手当組合負担金を現行市町村職員共済組合負担金同様、ぜひとも事務費補助の対象とし、また老人養護施設の雪害対策費を国庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

原爆被害者救援に関する請願（請願者　静岡県沼津市吉田町八百三十五番地中山一公外二十名）（山田彌一君紹介）（第二七号）及び同外二件（請願者　静岡県奄原郡由比町由比三百番地手島四郎外六十六名）（高見三郎君紹介）（第一七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者は被爆後十八年を経過した今日もなお、ケロイド、血

球数の減少、増加による障害、肝臓機能障害等により死亡者数は少しも衰えず、加えて生命の危険に対する不安と、治療の経費負担の苦しさ、家族の生活不安に日夜あえいでおり、死没者遺族、原爆孤老を含む生活困窮者はますます数を増し、放射能の影響による結婚問題、就労条件の不利な事実も存在している。ついては、原爆被害者及びその子弟、遺族についての援護措置を完全にするため次記事項を措置されたいというのである。（一）特別被爆者を身体障害者として取り扱い、障害年金を支給し、当時軍人、軍属、準軍人であった者には、傷病恩給を支給し、税の軽減、各種保険料鉄道運賃の割り引きをし、また特に生活困窮の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、（二）死没者に対し、弔慰金と遺族に年金を支給すること、支給額は軍人恩給並みとすること、（三）医療を無料にするための現行医療法の特別被爆者の取り扱いを拡大し、少くとも原爆障害対策委員会の線量算出資料をとり入れること、（四）医療手当のワクを撤廃し増額すること、（五）被爆者の昭和二十一年六月後出生児に対しても、医療法の適用を受けられるよう改正すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

生活保護基準の引き上げ等に関する請願（請願者　盛岡市神明町八丁目十七番地酒井昭外五千二百六十一名）（岩動道行君紹介）（第二八号）、同（請願者　千葉県市川市真間町三丁目百二十五番地藤沢勇外百五名）（臼井荘一君紹介）（第二九号）、同（請願者　浦和市高砂町四丁目四十九番地埼玉県社会福祉協議会中村武夫外六千百一名）（大泉寛三君紹介）（第三〇号）、同（請願者　静岡市西千代田町百九十四番地の一小田重義外四千九百八十名）（神田博君紹介）（第三一号）、同（請願者　東京都港区赤坂青山南町一丁目五十五番地玉木義教）（四宮久吉君紹介）（第三二号）、同（請願者　青森県弘前市大字一野渡字岡本一番地の五船水富作外三千三百八十八名）（島口重次郎君紹介）（第三三号）、同外一件（請願者　東京都荒川区南千住二丁目九番地慈光学園戸松学童外七千八百六十四名）（島村一郎君紹介）（第三四号）、同（請願者　福岡市西中洲十二街区二十七号福岡商工会議所内福岡県社会福祉協議会長原田平五郎外六千二百五十五名）（進藤一馬君紹介）（第三五号）、同（請願者　青森市花園町三十六番地菊地茂外四千百十五名）（田澤吉郎君紹介）（第三六号）、同（請願者　北海道夕張郡由仁町七区葛西志朗外四千九百九十七名）（南條徳男君紹介）（第三七号）、同外一件（請願者　大阪府高槻市奈佐原九百三十三番地浅田政夫外二万五千百十名）（原田憲君紹介）（第三八号）、同（請願者　愛知県渥美郡渥美町福江木全禅海外一名）（福井勇君紹介）（第三九号）、同（請願者　福岡県北九州市八幡区本町三丁目八幡児童ホーム館長片山秀満外四千八百九十一名）（三原朝雄君紹介）（第四〇号）、同（請願者　松山市萱町二丁目八十九番地愛媛県社会福祉協議会長戒田敬之外五千名）（毛利松平君紹介）（第四一号）、同（請願者　愛媛県西条市下町中三谷のぼり子外二万七十九名）（八木徹雄君紹介）（第四二号）、同（請願者　和歌山市西七百二十七番地栖原薫外六千五百三十三名）（山口喜久一郎君紹介）（第四三号）、同外二件（請願者　静岡県田方郡函南町大土肥百三十三番地渡辺重雄外一万五千三百九十五名）（山田彌一君紹介）（第四四号）、同外二件（請願者　津市一身田町明日香脩外一万五千二名）（山手満男君紹介）（第四五号）、同（請願者　京都市下京区中堂寺庄の内一丁目八十四番地長尾伝外二万三千五百二十四名）（田中伊三次君紹介）（第四八号）、同（請願者　甲府市桜町二番地山梨県社会福祉協議会長三井清次外六千二百九名）（金丸徳重君紹介）（第六〇号）、同（請願者　東京都墨田区寺島町六丁目五十七番地大木一郎外五千九百八十名）（鯨岡兵輔君紹介）（第六一号）、同（請願者　山梨県東八代郡一宮町土作矢伊藤正昭外六千百八十六名）（田邉國男君紹介）（第六二号）、同外二件（請願者　静岡県浜松市佐藤町三百八十三番地梶浦一之外一万二千五百七十四名）（中村幸八君紹介）（第六三号）、同外一件（請願者　愛知県小牧市大字間々五百二十五番地大野峯子外二名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第六四号）、同（請願者　東京都目黒区上目黒八丁目六百六十番地木田トヨ外二千七百九十名）（加屋興宣君紹介）（第九七号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡甲西町荊沢千三百四十番地深沢理雄外六千三百二名）（金丸信君紹介）（第九八号）、同（請願者　高松市旅籠町十三丁目一番地香川県社会福祉協議会長細溪宗次郎外千三百二十名）（木村武千代君紹介）（第九九号）、同（請願者　島根県鹿足郡日原町清水町三浦千尋外三千三百七十八名）（櫻内義雄君紹介）（第一〇〇号）、同（請願者　福島市仲間町四十四番地佐々木好也外一万五千名）（澁谷直藏君紹介）（第一〇一号）、同外二件（請願者　長崎市東中町四十番地長崎県社会福祉協議会長佐藤勝也外三万七千八百三十三名）（田口長治郎君紹介）（第一〇二号）、同（請願者　山口市春日山口県社会福祉協議会長中安菊一外八万六千七百七十名）（田中龍夫君紹介）（第一〇三号）、同外三件（請願者　静岡県浜北市於呂四千二百一番地の四山村三郎外一万三千五百十三名）（竹山祐太郎君紹介）（第一〇四号）、同外一件（請願者　熊本県天草郡五和町大字御領板橋正直外三千二百五十六名）（福永一臣君紹介）（第一〇五号）、同外八件（請願者　岡山県児島市由加千百六十一番地石井千万子外一万三千二百六十三名）（藤井勝志君紹介）（第一〇六号）、同（請願者　和歌山県伊都郡かつらぎ町前田岩二郎外一万百三十一名）（坊秀男君紹介）（第一〇七号）、同（請願者　京都市上京区西洞院中立売下る京都府社会福祉協議会事務局長石川謙一外二万二千二百三十一名）（谷垣專一君紹介）（第一〇八号）、同（請願者　徳島県麻植郡川島町川島長瀬政一外三千四百六十一名）（秋田大助君紹介）（第一三六号）、同（請願者　京都府相楽郡加茂町里村井正外六千三百六十四名）（小川半次君紹介）（第一三七号）、同（請願者　長野市大字三輪八百九十八番地松山巧外一万八千八百四十四名）（倉石忠雄君紹介）（第一三八号）、同（請願者　北海道函館市元町三十七番地笹川信子外六千五百九十七名）（田中正巳君紹介）（第一三九号）、同（請願者　茨城県日立

市大久保町山本繁外一万六千五百名）（塚原俊郎君紹介）（第一四〇号）、同外十二件（請願者　富山市安住町十五番地富山県社会福祉協議会長館哲二外三万九千十二名）（内藤隆君紹介）（第一四一号）、同外十三件（請願者　佐賀県伊万里市山代町浦崎川本吉三郎外二万九千九百八十九名）（三池信君紹介）（第一四二号）、同（請願者　福島県双葉郡双葉町長塚盛吉蔵外一万五千名）（粟山秀君紹介）（第一四三号）、同（請願者　徳島県美馬郡脇町小屋大倉正夫外四千百八十四名）（小笠公韶君紹介）（第一七七号）、同（請願者　静岡市慈悲尾百八十番地白岩洋外五千四百五十七名）（大石八治君紹介）（第一七八号）、同（請願者　大津市東浦一番地滋賀県社会福祉協議会長尾寿賀夫外二万六千七百三十四名）（草野一郎平君紹介）（第一七九号）、同（請願者　神奈川県藤沢市辻堂東海岸七千二百三十九番地本間常理外二千六百八十三名）（鯨岡兵輔君紹介）（第一八〇号）、同外一件（請願者　静岡県清水市上原百七十六番地永田恭嶺外九千二百五十一名）（高見三郎君紹介）（第一八一号）、同（請願者　鹿児島市栄町一番地鹿児島県社会福祉協議会長押野慶生外四百名）（床次徳二君紹介）（第一八二号）、同外一件（請願者　大阪市東住吉区平野馬場町二丁目一番地大念仏寺母子寮杉田義昌外二万三千九十七名）（古川丈吉君紹介）（第一八三号）、同（請願者　盛岡市不来方町岩手県社会福祉協議会山本信孝外四千八百四十一名）（岩動道行君紹介）（第二三三号）、同（請願者　滋賀県甲賀郡信楽町長野静氷賢純外二万五千二百九十九名）（宇野宗佑君紹介）（第二三四号）、同（請願者　山形市宮町二百十七番地の二松田仁兵衛外一万六百五十六名）（加藤精三君紹介）（第二三五号）、同外三件（請願者　長野市妻科九百三十番地飯島鉄児外一万八千八百四十七名）（小坂善太郎君紹介）（第二三六号）、同（請願者　京都市上京区西洞院通中立売下る京都府社会福祉協議会中村誠徳外三百四十六名）（田中伊三次君紹介）（第二三七号）、同（請願者　長野県西筑摩郡開田村下島亮二）（増田甲子七君紹介）（第二三八号）、同外一件（請願者　愛知県丹羽郡岩倉町岩倉中部保育園柴山孝太郎外二千九百四十四名）（江崎真澄君紹介）（第三〇一号）、同（請願者　甲府市桜町二番地山梨県社会福祉協議会長三井清次外六千十一名）（内田常雄君紹介）（第三〇二号）、同（請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県社会福祉協議会黒瀬鉄雄外一万四千九百九十九名）（亀山孝一君紹介）（第三〇三号）、同（請願者　岐阜市東栄町五丁目十一番地日赤支部内岐阜県社会福祉協議会長矢橋亮吉外四万七千三十四名）（野田卯一君紹介）（第三〇四号）、同（請願者　鳥取市江崎町一番地鳥取県社会福祉協議会事務局長小谷正己外一万七千八百九十二名）（古井喜實君紹介）（第三〇五号）、同外一件（請願者　松江市西原町二百九十一番地石川智子外五千六百二十六名）（卜部政巳君紹介）（第三〇六号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字芝井弥富町社会福祉協議会長星野宅良外三百八十名）（江崎真澄君紹介）（第三四五号）、同（請願者　和歌山県東牟婁郡古座川町長造海野悦次外一万千百二十四名）（早川崇君紹介）（第三四六号）、同（請願者　鹿児島県名瀬市永田町一班迫田輝徳外千二百九十名）（伊東隆治君紹介）（第三五九号）、同外一件（請願者　愛知県一宮市奥町芝原五十番地の一加藤達明外二千五百四十七名）（江崎真澄君紹介）（第三六〇号）、同（請願者　愛知県一宮市奥町畑中百一番地奥東保育園内浦川瑤子外二千百三十名）（江崎真澄君紹介）（第四一二号）、同外一件（請願者　愛知県犬山市大字犬山字東畑三十六番地犬山市立母子寮さくら寮長岡部益衛外三千百一名）（江崎真澄君紹介）（第四三四号）、同外一件（請願者　愛知県碧海郡上郷町大字上野字高根一番地岩月愛二外七百五十五名）（江崎真澄君紹介）（第四五二号）、同外一件（請願者　愛知県海部郡佐屋町社会福祉協議会青樹堯然外三十名）（江崎真澄君紹介）（第五三二号）、同外一件（請願者　愛知県葉栗郡木曽川町下市場水野丈吉外五十九名）（江崎真澄君紹介）（第五四八号）、同（請願者　横浜市神奈川区桐畑十四番地の四神奈川県社会福祉協議会事務局長丸山元晴外八百七名）（野間千代三君紹介）（第五九六号）、同（請願者　長野県茅野市条沢七千七百八十四番地野沢満次外二万八千九百六十四名）（小川平二君紹介）（第五九七号）、同（請願者　新潟市東仲通一番八十六番地新潟県社会福祉協議会事務局長高橋健次郎外五百八十四名）（小沢辰男君紹介）（第六七四号）、同外二件（請願者　長野県上田市上常田三百九十八番地加藤英司外三万六千八百十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第六七五号）、同外五件（請願者　佐賀県杵島郡江北町大字下小田大西武富雅之外一万三千六百十八名）（大坪保雄君紹介）（第七六七号）、同（請願者　島根県八束郡島根村字加賀石橋クマ外五千六百十三名）（竹下登君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　宮城県角田市字角田百七十番地の一武田淳一外千八百五十三名）（西宮弘君紹介）（第一三四〇号）、同（請願者　福島市仲間町四十四番地佐々木好也外一万五千名）（齋藤邦吉君紹介）（第二五九七号）、同（請願者　広島市舟入川口町江波園長山口芳八外五千名）（大原亨君紹介）（第二七九〇号）、同（請願者　和歌山県有田郡湯浅町山本正男外五千三十七名）（正示啓次郎君紹介）（第三二三八号）及び同（請願者　香川県仲多度郡満農町四条五百六十一番地の二いろは保育園長増田実照外千六百二十名）（藤本孝雄君紹介）（第五六五号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字芝井弥富町社会福祉協議会長星野宅良外三百八十名）（江崎真澄君紹介）（第五八四号）、同（請願者　福岡県直方市大字感田八百八十番地ろうあ児施設福智寮堀尾新外八千五百九十名）（山崎巌君紹介）（第五八五号）、同（請願者　横浜市神奈川区桐畑十四番地の四神奈川県社会福祉協議会事務局長丸山元晴外八百七名）（野間千代三君紹介）（第五九六号）、同（請願者　長野県茅野市条沢七千七百八十四番地野沢満次外二万八千九百六十四名）（小川平二君紹介）（第五九七号）、同（請願者　新潟市東仲通一番八十六番地新潟県社会福祉協議会事務局長高橋健次郎外五百八十四名）（小沢辰男君紹介）（第六七四号）、同外二件（請願者　長野県上田市上常田三百九十八番地加藤英司外三万六千八百十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第六七五号）、同外五件（請願者　佐賀県杵島郡江北町大字下小田大西武富雅之外一万三千六百十八名）（大坪保雄君紹介）（第七六七号）、同（請願者　島根県八束郡島根村字加賀石橋クマ外五千六百十三名）（竹下登君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　和歌山県有田郡湯浅町山本正男外五千三十七名）（正示啓次郎君紹介）（第三二三八号）及び同（請願者　香川県仲多度郡満農町四条五百六十一番地増田実照外千六百二十名）（藤本孝雄君紹介）（第五六五号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字芝井弥富町社会福祉協議会長星野宅良外三百八十名）（江崎真澄君紹介）（第五八四号）、同（請願者　福岡県直方市大字感田八百八十番地ろうあ児施設福智寮堀尾新外八千五百九十名）（山崎巌君紹介）（第五八五号）、同（請願者　横浜市神奈川区桐畑十四番地の四神奈川県社会福祉協議会事務局長丸山元晴外八百七名）（野間千代三君紹介）（第五九六号）、同（請願者　長野県茅野市条沢七千七百八十四番地野沢満次外二万八千九百六十四名）（小川平二君紹介）（第五九七号）、同（請願者　新潟市東仲通一番八十六番地新潟県社会福祉協議会事務局長高橋健次郎外五百八十四名）（小沢辰男君紹介）（第六七四号）、同外二件（請願者　長野県上田市上常田三百九十八番地加藤英司外三万六千八百十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第六七五号）、同外五件（請願者　佐賀県杵島郡江北町大字下小田大西武富雅之外一万三千六百十八名）（大坪保雄君紹介）（第七六七号）、同（請願者　島根県八束郡島根村字加賀石橋クマ外五千六百十三名）（竹下登君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　宮城県角田市字角田百七十番地の一武田淳一外千八百五十三名）（西宮弘君紹介）（第一三四〇号）、同（請願者　福島市仲間町四十四番地佐々木好也外一万五千名）（齋藤邦吉君紹介）（第二五九七号）、同（請願者　広島市舟入川口町江波園長山口芳八外五千名）（大原亨君紹介）（第二七九〇号）、同（請願者　和歌山県有田郡湯浅町山本正男外五千三十七名）（正示啓次郎君紹介）（第三二三八号）及び同（請願者　香川県仲多度郡満農町四条五百六十一番地増田実照外千六百二十名）（藤本孝雄君紹介）（第五六五号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字芝井弥富町社会福祉協議会長星野宅良外三百八十名）（江崎真澄君紹介）（第五八四号）、同（請願者　福岡県直方市大字感田八百八十番地ろうあ児施設福智寮堀尾新外八千五百九十名）（山崎巌君紹介）（第五八五号）、同（請願者　横浜市神奈川区桐畑十四番地の四神奈川県社会福祉協議会事務局長丸山元晴外八百七名）（野間千代三君紹介）（第五九六号）、同（請願者　長野県茅野市条沢七千七百八十四番地野沢満次外二万八千九百六十四名）（小川平二君紹介）（第五九七号）、同（請願者　新潟市東仲通一番八十六番地新潟県社会福祉協議会事務局長高橋健次郎外五百八十四名）（小沢辰男君紹介）（第六七四号）、同外二件（請願者　長野県上田市上常田三百九十八番地加藤英司外三万六千八百十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第六七五号）、同外五件（請願者　佐賀県杵島郡江北町大字下小田大西武富雅之外一万三千六百十八名）（大坪保雄君紹介）（第七六七号）、同（請願者　島根県八束郡島根村字加賀石橋クマ外五千六百十三名）（竹下登君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　宮城県角田市字角田百七十番地の一武田淳一外千八百五十三名）（西宮弘君紹介）（第一三四〇号）、同（請願者　福島市仲間町四十四番地佐々木好也外一万五千名）（齋藤邦吉君紹介）（第二五九七号）、同（請願者　広島市舟入川口町江波園長山口芳八外五千名）（大原亨君紹介）（第二七九〇号）、同（請願者　和歌山県有田郡湯浅町山本正男外五千三十七名）（正示啓次郎君紹介）（第三二三八号）及び同（請願者　香川県仲多度郡満農町四条五百六十一番地増田実照外千六百二十名）（藤本孝雄君紹介）（第五六五号）、同（請願者　愛知県海部郡弥富町大字芝井弥富町社会福祉協議会長星野宅良外三百八十名）（江崎真澄君紹介）（第五八四号）、同（請願者　福岡県直方市大字感田八百八十番地ろうあ児施設福智寮堀尾新外八千五百九十名）（山崎巌君紹介）（第五八五号）、同（請願者　横浜市神奈川区桐畑十四番地の四神奈川県社会福祉協議会事務局長丸山元晴外八百七名）（野間千代三君紹介）（第五九六号）、同（請願者　長野県茅野市条沢七千七百八十四番地野沢満次外二万八千九百六十四名）（小川平二君紹介）（第五九七号）、同（請願者　新潟市東仲通一番八十六番地新潟県社会福祉協議会事務局長高橋健次郎外五百八十四名）（小沢辰男君紹介）（第六七四号）、同外二件（請願者　長野県上田市上常田三百九十八番地加藤英司外三万六千八百十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第六七五号）、同外五件（請願者　佐賀県杵島郡江北町大字下小田大西武富雅之外一万三千六百十八名）（大坪保雄君紹介）（第七六七号）、同（請願者　島根県八束郡島根村字加賀石橋クマ外五千六百十三名）（竹下登君紹介）（第一〇四二号）、同

一、請願の要旨及び目的

次記事項について措置されたいというのである。（一）生活保護基準を大幅に引き上げること、（二）保育所、児童館及び遊び場を増設すること、（三）社会福祉施設の整備増設を行なうこと、（四）社会福祉施設利用にあたつて、家庭負担の軽減をはかること、（五）社会福祉従事者の処遇改善と定員の増加を行なうこと、（六）市町村社会福祉協議会に福祉活動普及員を配置すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日
社会労働委員長　田口長治郎
衆議院議長船田中殿

国民健康保険に対する国庫負担増額等に関する請願外十七件（請願者　島根県鹿足郡日原町長里田美雄外九千八百二十八名）（竹下登君紹介）（第四九号）、同外十七件（請願者　山口県下関市長木下友敬外十七名）（周東英雄君紹介）（第五八号）、同外七十四件（請願者　山口県大島郡大島町大字戸田若木正三外七十四名）（田中龍夫君紹介）（第五九号）及び同外二十三件（請願者　山口県長門市長斎木正熊外二十三名）（周東英雄君紹介）（第五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険制度の体質改善について、次記事項を実施されたいというのである。（一）国保全被保険者に対する七割給付は、昭和三十九年度より着手し、昭和四十年度までに完全実施すること、その際国庫負担は五割とすること、（二）事務費国庫負担金は実質十割とし、診療報酬の審査支払事務（国保連合会）に要する費用は全額国庫負担とすること、（三）僻地国保診療施設の運営費並びに診療施設整備費に対し、大幅の国庫助成をすること、（四）地方自治関係団体（国保連合会を含む）職員共済制度を法制化すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日
社会労働委員長　田口長治郎
衆議院議長船田中殿

動員学徒犠牲者に関する請願（請願者　広島市古田町二千八十九番地笹野口栄外一名）（内海清君紹介）（第五七号）、同（請願者　広島県佐伯郡五日市町字千同住田道子）（永山忠則君紹介）（第九七二号）、同（請願者　広島県加茂郡西条町松田亀夫）（谷川和穂君紹介）（第一八九四号）、同（請願者　広島県佐伯郡湯来町升田健造）（大原亨君紹介）（第二七九一号）及び同外二件（請願者　広島県高田郡吉田町下入江二井サワエ外二名）（中川俊思君紹介）（第二九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

動員学徒犠牲者に対する処遇は、同じ援護法内の軍属に比較し、障害年金並びに遺族に対する措置はわずかに軍属の半額であり、まことに遺憾である。ついては、すみやかにこれが不合理を是正し、援護法の立法精神に基づき、次記事項について学徒等準軍属にせめて軍属並みの措置を講じられたいというのである。（一）死亡者の遺族並びに傷害者には軍人軍属並みの年金を支給すること、（二）傷害者については軍人軍属並みの款症、目症程度のものにも障害年金または一時金を支給すること、（三）障害年金の認定に当り、原爆ケロイドを特に重視すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日
社会労働委員長　田口長治郎
衆議院議長船田中殿

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律改正に関する請願（請願者　長崎市岩川町一丁目四十三番地梶山貞美外二十名）（田口長治郎君紹介）（第七三号）、同外一件（請願者　静岡県榛原郡金谷町金谷河原千三百四十八番地の一村田武外三十五名）（高見三郎君紹介）（第一七三号）、同（請願者　福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字稲荷西乙六百十番地秋山鉄義外十九名）（野口忠夫君紹介）（第六八一号）、同外四件（請願者　山口市鰐石十三番地近沢恵美子外二千八百四十五名）（山田耻目君紹介）（第六八二号）、同（請願者　山口県下関市彦島江浦町千百二十九番地遠藤精八郎外千二十八名）（大村邦夫君紹介）（第一三二一号）、同（請願者　山口県熊毛郡熊毛町原金子弥吉外千六百二十名）（山田耻目君紹介）（第一三二二号）、同（請願者　山口県美祢郡大嶺町片岡慶彦外千四百三十五名）（受田新吉君紹介）（第一四一一号）、同（請願者　秋田県大館市足軽町北四十三番地山田一夫外百三十八名）（栗林三郎君紹介）（第一九〇〇号）、同（請願者　広島市出汐町友有無番地藤田忠外千百五名）（大原亨君紹介）（第四一五〇号）、同（請願者　山口県岩国市大字牛野谷樋口健一外六百八十七名）（加藤進君紹介）（第四六五九号）、同（請願者　広島県安芸郡府中町三千四十六番地の一天道正人外八百六十九名）（川上貫一君紹介）（第四六六〇号）、同（請願者　広島市段原新町三百二十一番地久保浩之外七百二十五名）（谷口善太郎君紹介）（第四六六一号）及び同（請願者　広島市吉島本町五百二十六番地長峰幸雄外四百六十三名）（林百郎君紹介）（第四六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記事項を含む原爆被害者援護法を制定するとともに、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を改正して、特別被爆者の取り扱いを全被爆者に拡大すること、医療手当の支給条件の緩和と大幅な増額をはかること、及び原爆症療養のための温泉療養を認める項目を織り込むようにされたいというのである。（一）生活困窮家庭の被爆者に特別生活援護手当を支給すること、（二）原爆障害者に障害年金を支給すること、（三）原爆死没者の遺族に対し弔慰金と年金を支給すること、（四）原爆被害者に身体障害者並みの鉄道料金割り引きを実施すること、（五）原爆被爆老人の老人ホームを設置すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日
社会労働委員長　田口長治郎
衆議院議長船田中殿

児童福祉施設従事職員の処遇改善等に関する請願（請願者　岐阜県揖斐郡大野町寺内河瀬定行）（三田村武夫君紹介）（第七四号）、同（請願者　長野県下伊那郡阿智村山本滋昭）（原茂君紹介）（第二四〇号）、同（請願者　大分市寿町二丁目三番地大分県児童収容施設従事者会長長谷清彦外三千二百五十五名）（廣瀬正雄君紹介）（第二四一号）、同（請願者　大分県別府市吉弘町八の一組首藤吾一外二千九百六十九名）（西村英一君紹介）（第二四二号）、同（請願者　岐阜

県高山市天性寺町九十二番地飛騨慈光園内亀井淑子）（金子一平君紹介）（第四三五号）及び同（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町三千七百二十一番地佐藤雄三郎）（井出一太郎君紹介）（第一〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉施設における児童、職員の生活及び同施設運営の現状は、国家保障があまりにも低いためと最近の物価高によつて困難な条件を現出し、児童福祉法は空文化同様で、いまや施設の児童の処遇は危機的段階にきているので、当面する次記事項を措置されたいというのである。（一）児童福祉施設に働く者の処遇改善について、(1)専門職として適正な本俸のベースアップ、定期昇給制度を確立すること、(2)超過勤務手当を年間百五十時間に増額すること、(3)中央児童福祉審議会答申を昭和三十九年度に完全実施すること、(4)重症の心身障害児収容施設の保母、看護婦の定員を増加すること、（二）時代に即応した児童の処遇改善について、(1)飲食物費を大幅に増額すること、(2)教育費を三倍に増額すること、(3)心身障害児施設の職業指導費の別ワクを加算すること、(4)施設内での生活訓練費を支給すること、(5)重症心身障害児の療育費を増額すること、（三）施設の整備費改善について、(1)施設特別管理費を支給すること、(2)心身障害児のための保護授産所を新設すること、(3)精薄児通園施設に職業指導、設備費の補助を行なうこと、(4)重症心身障害児施設を大幅に増設すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

清掃事業に対する国庫補助増額等に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村会長佐藤了寿）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第八〇号）及び同（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清掃事業を整備し、生活環境の改善向上をはかることは、市町村行政の主要な課題であり、国においても起債、補助等の施策を講じ、これを推進しているが、その補助対象基準額は、現実価格との差がはなはだしく、かつ起債ワクも少ないため、市町村負担額が増大してばく大な経費を要し市町村財政を圧迫して、容易に建設が遂行し得ない実情である。ついては、環境衛生の推進のため国庫補助の増額と起債基準額の引き上げを措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

医療費窓口全額現金払い制反対等に関する請願外一件（請願者　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所竹下勇外七百九十五名）（滝井義高君紹介）（第一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は国民の医療にごくわずかの費用しか出さず、そのため患者の医療費の負担は大きく、医療の内容に多くの制限があり、安心して医者にかかることができないが、この上医療費の窓口全額現金払い制（療養費払い）を実施しようとし、国立療養所の二割引制を廃止しようとし、医療整備六カ年計画と称し、国立、自治体立病院をはじめとして医療機関を縮小廃止しようとしているのは、まことに遺憾である。ついては、このようなことは、取りやめられたい、また医師、看護婦など医療労働者を大幅にふやし、医療内容を改善し、国保、健保の給付を国と資本家と自治体の負担で引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

保育事業に関する請願（請願者　長野市南高田千八百五十一番地小池正晴外六千九百四十九名）（倉石忠雄君紹介）（第一二六号）、同（請願者　長野県下伊那郡阿智村伍和安藤けさ外二万三千五百九十二名）（小川平二君紹介）（第五九八号）及び同（請願者　長野県更埴市稲荷山町八百八十番地清水丹太外六千四百九十三名）（羽田武嗣郎君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次代をになう乳幼児を健康に育て、事故から守るために手近で安心して利用できる保育所の運営について、次記事項を実現されたいというのである。（一）保育所の事業費増額について、(1)給食費を増額すること、(2)おやつ代を増額すること、(3)日常諸費を増額すること、（二）保育所職員の構成について、(1)三才未満児七人に保母一人とすること（現行は九人に一人）、(2)三才児二十五人に保母一人とすること（現行三十人に一人）、（三）保育所職員の処遇を国家公務員並みとすること、（四）保育料（徴収金）について、(1)保育料は千三百円を限度とすること、(2)入所児二人目以上については、減免すること、（五）保育所設置補助金を増額して増設すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

母子栄養改善強化並びに児童福祉施設栄養士設置に関する請願（請願者　東京都豊島区巣鴨六丁目千三百四十四番地大塚ビル二百四号日本栄養士会長田中静雄）（八田貞義君紹介）（第一二七号）、同（請願者　前橋市栄町九番地日本栄養士会群馬県支部長田島治郎）（福田赳夫君紹介）（第一八四号）、同（請願者　岡山市内山下三十八番地日本栄養士会岡山県支部長坪田良治）（星島二郎君紹介）（第一八五号）、同（請願者　京都市中京区柳馬場三条東入京都家庭料理学校内日本栄養士会京都府支部長羽室滋美）（小川半次君紹介）（第二九八号）、同（請願者　静岡市大岩宮下町四十六番地日本栄

養士会静岡県支部長浜喜代治）（中村幸八君紹介）（第四一三号）、同（請願者　秋田市上中城町四の一番地日本栄養士会秋田県支部長菊地亮也）（沢田政治君紹介）（第四五五号）及び同（請願者　山口県宇部市藤山宇部短大内日本栄養士会山口県支部長和田サギ代）（田中龍夫君紹介）（第四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

幼少人口の資質向上には、妊産婦の栄養確保、改善による優良児の出産と乳幼児時代の適切な栄養補給がきわめて重要であることにかんがみ、低所得層及び農山漁村の母子を対象として栄養食品を国の責任で給与するほか、児童福祉施設の栄養管理等の充実、向上のため、栄養士を国庫補助で措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国民健康保険制度の改善に関する請願（請願者　鳥取県米子市角盤町一丁目百六番地佐々木義雄外一万四百二十三名）（赤澤正道君紹介）（第一三四号）、同（請願者　鳥取県気高郡青谷町大字絹見藤田義雄外一万三千四十五名）（徳安實藏君紹介）（第一七六号）及び同（請願者　鳥取県八頭郡郡家町大字池田二百八十三番地上島武夫外一万三千二百四十二名）（古井喜實君紹介）（第三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険の体質改善について、次記事項をすみやかに措置されたいというのである。（一）国民健康保険の全被保険者に対する七割給付は、昭和三十九年度より着手し、四十年度までに完全実施すること、その際国庫負担は五割とすること、（二）事務費国庫負担は、実質十割とすること、（三）国保診療施設の入件費に対し三分の二以上の国庫補助金を交付すること、（四）診療報酬審査支払の事務に要する費用は、全額国庫負担とすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国民健康保険制度の改善促進に関する請願（請願者　茨城県西茨城郡岩瀬町真中大和田義一外三万八千八百二十一名）（丹羽喬四郎君紹介）（第一三五号）及び同外一件（請願者　茨城県常陸太田市内堀町宮田重文外七千八百五十九名）（丹羽喬四郎君紹介）（第三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険の体質改善について、当面次記事項を措置されたいというのである。（一）国保全被保険者に対する七割給付は、昭和三十九年度より着手し四十年度までに完全実施すること、その際国庫負担は五割とし、また保険税（料）率は適正保険料（税）とすること、（二）事務費国庫負担金は実質十割とし、診療報酬の審査支払事務（連合会）に要する費用は全額国庫負担とすること、（三）僻地国保診療施設の運営費並びに直営診療施設整備費に対し大幅国庫補助すること、（四）地方自治関係団体（国保連を含む）職員共済制度を法制化すること、（五）国保組合に対する補助の頭打ち方式を撤廃すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

戦争犯罪関係者の補償に関する請願（請願者　岡山市原尾島六百四十番地服部勇外五名）（逢澤寛君紹介）（第一八六号）及び同（請願者　愛知県一宮市日比野通三丁目四十五番地今井清市）（江崎真澄君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犯罪関係者に対し、次記事項による補償をされたいというのである。（一）戦争犯罪裁判における未決拘禁中の死亡者の遺族に対しても、刑死者及び既決拘禁中の死亡者の遺族に対する補償と同様に扶助料または遺族年金を支給し、両者間の不均衡を是正すること、（二）同裁判による有罪服役者中には、拘禁期間の一部または全部を恩給公務員としての在職年数に算入することにより、普通恩給または一時恩給が支給され、実質的には補償を受けられると考えられる者があるが、前職が恩給公務員でなかつた者については全く補償の方途がないから、恩給法適用範囲外の者には労賃に準ずる補償をすること、（三）戦争犯罪容疑者として指名逮捕され、巣鴨に抑留（一部は外地に移送）されて取り調べを受けた後、不起訴となりあるいは無条件釈放となつた者及び裁判において無罪となつた者に対する補償を刑事補償に準じて実施すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

中小企業退職金共済制度の充実に関する請願（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第一九五号）、同（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（唐澤俊樹君紹介）（第二六九号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第二七〇号）、同（請願者　長野県議会議員美谷島悸）（原茂君紹介）（第三二四号）、同（請願者　長野県議会議員堀込義雄）（松平忠久君紹介）（第三二五号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏美）（下平正一君紹介）（第三七三号）及び同（請願者　長野県議会議員唐木田稲治郎）（井出一太郎君紹介）（第一二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業中、特に零細企業においては、種々の特殊事情により短期勤続者がきわめて多い実情にあるが、現行の中小企業退職共済制度においては、短期勤続者の場合は、掛金に比して退職金受取額

がきわめて少額となつており、そのため同制度の意図が十分に生かされていないから、短期勤続者の退職金受取額を引き上げるよう制度を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

保育施設従事職員の給与引き上げ等に関する請願（請願者　大分市寿町二丁目三番地大分県社会福祉会館内大分県保育所保護者連合会長阿南竜郎外三千三百七名）（西村英一君紹介）（第二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保育事業の強化充実について、次記事項を措置されたいというのである。（一）保育施設従事者の給与を国家公務員並みに引き上げること、（二）保育所保母の数を三才未満児五人につき一人、三才児十五人につき一人、四才児以上二十人につき一人になるよう予算措置並びに基準改定を行なうこと、（三）保育に欠けるすべての児童が入所できるよう、施設を増設、増改築するとともに、保育料（保護者負担金）の軽減をはかること、（四）定員定額制を実施すること、（五）児童の処遇を改善し、給食費、おやつ代を増額すること、（六）原価償却費を予算化するとともに、老朽施設をすみやかに改善するよう予算措置を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

全国一律最低賃金制実施に関する請願（請願者　愛媛県議会議長宇都宮光明）（井原岸高君紹介）（第二九七号）、同（請願者　愛媛県議会議員飯尾増雄）（藤田高敏君紹介）（第三五三号）及び同（請願者　福島県議会議長斎藤義美）（天野光晴君紹介）（第三四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本経済は、ここ数年来の高度成長によつて国民所得の著しい増大を実現したが、一面生産性の低い農業や中小企業においては、所得や賃金の格差を生み、現行最低賃金制が十分機能を発揮していない実情にあるから、政府はすみやかに農業や中小企業を近代化するための新しい経済政策を樹立し、その強力な推進によつてこれらの格差の解消をはかり、近い将来において中央最低賃金審議会答申の趣旨に基づき全国一律最低賃金制が実施できるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国民健康保険制度の改善促進に関する請願（請願者　岡山市石関町三十三番地杉本五郎外七百十名）（亀山孝一君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民皆保険は、昭和三十六年社会保障の画期的制度として達成されたのであるが、国民健康保険の現状は、いまだ内容的に他の医療保険に比して著しく低劣であり、かつ医療費の増高は、被保険者の生活に重圧を加え、ひいては、国保財政を危機におちいらしめている。ついては、次記事項について措置されたいというのである。

（一）国保全被保険者に対する七割給付は、昭和三十九年度より全国一斉に実施し、国庫負担は五割とすること、（二）保険者の事務費国庫負担は実費十割とし、国保連合会の行なう診療報酬審査支払事務に要する費用は全額国庫負担とすること、（三）国保診療施設の運営費並びに診療施設整備費に対し、大幅の国庫補助をすること、（四）地方自治関係団体職員共済制度を法制化すること、（五）国保組合に対する補助の頭打ち方式を撤廃すること、（六）国保保険婦設置費の国庫補助率を二分の一に引き上げること、（七）医療費の地域差撤廃に対する財政措置は昭和三十九年度以降も維持すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

療術の制度化に関する請願外一件（請願者　鹿児島県日置郡吹上町永吉上谷宇都テル外一名）（赤路友蔵君紹介）（第三三九号）、同（請願者　福岡県北九州市八幡区中央町五丁目松尾タケノ）（伊藤卯四郎君紹介）（第三四〇号）、同（請願者　神奈川県小田原市久野百七十三番地小川豊吉）（小金義照君紹介）（第三四一号）、同外四件（請願者　愛媛県今治市宝来通九十三番地日浅兼吉外四名）（八木徹雄君紹介）（第三六二号）、同外二件（請願者　滋賀県彦根市西栄町三丁目宮谷健治郎外二名）（宇野宗佑君紹介）（第三八七号）、同外三件（請願者　滋賀県伊香郡大之本町千田六百八十一番地田川定七外三名）（受田新吉君紹介）（第三八八号）、同外三件（請願者　宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓大畑栄吉外三名）（小山長規君紹介）（第三八九号）、同（請願者　佐賀県西松浦郡有田町二千百二十番地松尾秀一）（井手以誠君紹介）（第四〇五号）、同外二件（請願者　宮崎県小林市中西町四百十一番地原広吉外二名）（瀬戸山三男君紹介）（第四〇六号）、同（請願者　栃木県那須郡西那須野町南郷屋五十二番地藤森妙子）（高瀬傳君紹介）（第四〇七号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第四〇八号）、同（請願者　福岡県北九州市若松区明治町一丁目大平善一）（三原朝雄君紹介）（第四〇九号）、同外一件（請願者　鹿児島市恵美須町四十三番地秀島幸夫外一名）（村上喜一君紹介）（第四一〇号）、同（請願者　佐賀市水ケ江町椎小路二百四十六番地森山哲治）（八木昇君紹介）（第四一一号）、同（請願者　佐賀県武雄市松原町三丁目土井義郎）（三池信君紹介）（第四三七号）、同外一件

（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次正元外一名）（大久保武雄君紹介）（第四五三号）、同（請願者　鹿児島県枕崎市西鹿籠木場田代ハツエ）（上林山榮吉君紹介）（第四五四号）、同（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄）（小山長規君紹介）（第四六六号）、同（請願者　山口県萩市新川町冲見富吉）（田中龍夫君紹介）（第四七四号）、同外一件（請願者　滋賀県愛知郡稲枝町大字田附村田義三外一名）（神田博君紹介）（第四七五号）、同（請願者　鹿児島市郡元町新川八丁目二番地竹之内庫造）（伊東隆治君紹介）（第五三〇号）、同（請願者　佐賀市寺町鶴田佐市）（三池信君紹介）（第五三一号）、同（請願者　大阪府枚方市岡五百九十七番地竹尾時丸）（阪上安太郎君紹介）（第五六二号）、同（請願者　秋田県本荘市谷山小路七番地大庭千代実）（鈴木一君紹介）（第五六三号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町百七十七番地久染直一）（福田繁芳君紹介）（第五六四号）、同（請願者　秋田県鹿角郡花輪町下中島十番地浅石佐市郎）（沢田政治君紹介）（第五六六号）、同（請願者　山口県長門市俵山第五千六十一番地の五戸村為一）（周東英雄君紹介）（第五八七号）、同（請願者　富山県高岡市四屋九十二番地本間甚作）（正力松太郎君紹介）（第六三一号）、同（請願者　佐賀県西松浦郡有田町二千百二十番地松尾秀一）（錦林三喜男君紹介）（第六八三号）、同外一件（請願者　佐賀県藤津郡嬉野町湯ノ田堀切　楠本繁松外一名）（大坪保雄君紹介）（第七六八号）、同（請願者　広島県福山市明治町乙千五百四十一番地藤井栄三郎）（高橋等君紹介）（第七六九号）、同（請願者　千葉県旭市足川七百二十四番地中村豊一）（桜井茂尚君紹介）（第八二九号）、同（請願者　山形市桜町二丁目四十二番地斎藤利雄）（華山親義君紹介）（第八三〇号）、同外一件（請願者　岐阜市微明通り五丁目幅貞吉外一名）（野田卯一君紹介）（第八六〇号）、同（請願者　香川県仲多度郡多度津町三井三百三十三番地長井美笠）（加藤常太郎君紹介）（第八八五号）、同（請願者　広島県福山市瀬戸町地頭分千三百四十四番地柳川辰夫）（内海清君紹介）（第九四号）、同（請願者　大阪市北区中崎町百二十七番地長浜みさ子）（西尾末廣君紹介）（第九五号）、同（請願者　兵庫県三原郡南淡町賀集森ノ木由井康進）（原健三郎君紹介）（第一〇一四号）、同外一件（請願者　兵庫県高砂市曾根町千九百二十七番地紙谷信勝外一名）（吉田賢一君紹介）（第一〇一五号）、同外三件（請願者　埼玉県北足立郡北本町大字北本宿五百六十三番地の一多島奈美子外三名）（青木正君紹介）（第一〇二九号）、同外一件（請願者　兵庫県加古川市上荘町国包百八十九番地畑正八外一名）（田中武夫君紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（楢崎弥之助君紹介）（第一〇三一号）、同（請願者　兵庫県姫路市米田町四十三番地城戸謙光）（堀川恭平君紹介）（第一〇三二号）、同（請願者　福岡県八女市西京町六百二十一番地橘ユリ）（稲富稜人君紹介）（第一〇六七号）、同（請願者　新潟県新井市田町千七百七十七番地新潟県療術師会副会長前山太平）（大竹太郎君紹介）（第一〇六八号）、同外一件（請願者　兵庫県豊岡市本百十四番地の二井添清外一名）（佐々木良作君紹介）（第一〇六九号）、同（請願者　広島県呉市伏原町四十三番地広中勝幸）（谷川和穆君紹介）（第一〇七〇号）、同（請願者　兵庫県津名郡津名町中田三千三百九番地の二高瀬忠義）（山下榮二君紹介）（第一〇七一号）、同（請願者　大阪市都島区都島本通八丁目十一番地川口貞一）（井岡大治君紹介）（第一一一二号）、同（請願者　大阪府八尾市本町一丁目四十九番地森田邦雄）（大倉三郎君紹介）（第一一一三号）、同（請願者　山口市大附町一番地藤井連勝）（大村邦夫君紹介）（第一一一〇号）、同（請願者　大阪市東成区大今里北之町一丁目二百七番地吉田盛豊）（押谷富三君紹介）（第一一一一号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目六番地大原岩太郎）（菅野和太郎君紹介）（第一一二二号）、同（請願者　大阪府八尾市本町一丁目四十九番地森田邦雄）（第一一二三号）、同（請願者　山形県上山市鶴脛町元城内九十二番地平川よね子）（黒金泰美君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　東京都足立区千住仲町百五番地宇田川松太郎）（永山忠則君紹介）（第一一一五号）、同（請願者　大阪市住吉区粉浜本町三丁目七番地小籔英芳）（和爾俊二郎君紹介）（第一一一六号）、同外三件（請願者　東京都渋谷区恵比寿南一丁目十九番地渋谷療術師会副会長土屋寿一郎外三名）（岡崎英城君紹介）（第一二五八号）、同（請願者　秋田市下長町十五番地八代重矩）（佐々木義武君紹介）（第一二五九号）、同（請願者　兵庫県相生市旭区南本町一丁目千百七十五番地松田一秀）（河本敏夫君紹介）（第一二八四号）、同（請願者　大阪市港区八幡屋松の町二丁目六十番地大西正義）（西村榮一君紹介）（第一二八五号）、同（請願者　兵庫県姫路市南梅ヶ枝町八百七十二番地堀江達拡）（清瀬一郎君紹介）（第一三三三号）、同（請願者　大阪市住吉区粉浜本町三丁目七番地小籔英芳）（阪上安太郎君紹介）（第一三三四号）、同外二件（請願者　東京都杉並区天沼三丁目七百七十三番地大森久彰外二名）（重盛寿治君紹介）（第一三三五号）、同（請願者　福井市東宝永町二丁目二番地杉田杉太郎）（坪川信三君紹介）（第一三三六号）、同（請願者　大阪市住吉区南加賀屋町四百二十八番地高原保次）（原田憲君紹介）（第一三三七号）、同（請願者　栃木県佐野市天神町七百二十番地青木芳次郎）（森下國雄君紹介）（第一三三八号）、同外一件（請願者　山梨県都留市十日市場千四百五十八番地三浦高雄外二名）（田邉國男君紹介）（第一三六六号）、同（請願者　兵庫県西宮市高松町五十三番地　岸根ヤマ）（永田亮一君紹介）（第一四一七号）、同（請願者　広島市段康日出町二百五十四番地の二伊藤香）（竹内黎一君紹介）（第一四七九号）、同（請願者　高松市太田下町二千七百八十八番地宮本雅理）（藤本孝雄君紹介）（第一四八〇号）、同（請願者　東京都荒川区荒川五丁目十三番地荒井伝寿）（鯨岡兵輔君紹介）（第一五四〇号）、同（請願者　兵庫県城崎郡城崎町湯島九十五番地谷垣正次郎）（有田喜一君紹介）（第一六〇四号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町寅国白山勝栄）（堂森芳夫君紹介）（第一六二三号）、同（請願者　大阪市都島区都島中通り五丁目五十六番地藤熊嘉平治）（井岡大治君紹介）（第一六三三号）、同（請願者　茨城県日立市諏訪町百十四番地の一高畠信治）（石野久男君紹介）（第一六三四号）、同（請願者　茨城県下妻市乙二百六十

九番地杉山岩）（落合寛茂君紹介）（第一六三五号）、同（請願者　静岡市西草深町百二十五番地　河本発象）（勝澤芳雄君紹介）（第一六三六号）、同（請願者　静岡県沼津市大岡千四百三十番地中川雅嗣）（勝間田清一君紹介）（第一六三七号）、同（請願者　秋田県横手市島崎町十七の一番地松井孝造）（川俣清音君紹介）（第一六三八号）、同（請願者　水戸市南町四丁目郡司貢）（久保三郎君紹介）（第一六三九号）、同（請願者　大阪府布施市中小坂五百三十七番地弘津良子）（久保田鶴松君紹介）（第一六四〇号）、同（請願者　静岡県三島市六反田四の七番地柴原研一郎）（久保田豊君紹介）（第一六四一号）、同（請願者　秋田県大曲市土屋城四十九番地高橋千代三郎）（栗林三郎君紹介）（第一六四二号）、同（請願者　千葉市幕張町三丁目千四十三番地綿貫角太郎）（實川清之君紹介）（第一六四三号）、同（請願者　東京都江東区深川高橋三丁目一番地伊藤喜一郎）（島口重次郎君紹介）（第一六四四号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目十五番地の六尾崎繁治）（島上善五郎君紹介）（第一六四五号）、同（請願者　栃木県大田原市大田原千八百七十九番地田中八左ヱ門）（戸叶里子君紹介）（第一六四六号）、同（請願者　大津市材木町七番地外村祐三）（西村関一君紹介）（第一六四七号）、同（請願者　福島県田村郡三春町荒町百十八番地角田忠義）（野口忠夫君紹介）（第一六四八号）、同（請願者　大阪市浪速区新川二丁目六百七十四番地長南栄吉）（野原覺君紹介）（第一六四九号）、同（請願者　静岡県浜松市中沢町百二十五番地谷野和吉）（長谷川保君紹介）（第一六五〇号）、同（請願者　広島県呉市東二河通三丁目四番地広島県療術師会長高松梅次郎）（前田榮之助君紹介）（第一六五一号）、同（請願者　福岡県北九州市八幡区石坪町五丁目竹下荒二）（松本七郎君紹介）（第一六五二号）、同（請願者　東京都江東区深川高橋三番地の一伊藤ハナ）（山口シヅエ君紹介）（第一六五三号）、同（請願者　山口市大附一番地全国療術師協会山口県本部藤井タキノ）（山田耻目君紹介）（第一六五四号）、同（請願者　鹿児島市武町二百四十三番地竹下清）（上林山榮吉君紹介）（第一七一二号）、同（請願者　福島県郡山市赤木町百六十二番地橋本トキ子）（吉村吉雄君紹介）（第一八〇二号）、同（請願者　岡山市上伊福別所国安厚臣）（亀山孝一君紹介）（第一八一五号）、同（請願者　山形県鶴岡市荒町五十一番地渡辺得吉）（加藤精三君紹介）（第一八五七号）、同（請願者　福島県郡山市駅前十三の八番地相良正喜）（天野光晴君紹介）（第一八八〇号）、同（請願者　愛媛県宇和島市鶴島町西通り田中治美）（今松治郎君紹介）（第一八八一号）、同（請願者　千葉市登戸町二丁目百二番地新藤政吉）（臼井荘一君紹介）（第一八八二号）、同（請願者　茨城県高萩市本町二丁目十三番地笹沼行男）（大高康君紹介）（第一八八三号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡白根町飯野三千六百十一番地佐野清隆）（金丸信君紹介）（第一八八四号）、同（請願者　埼玉県大里郡寄居町寄居千二百三十八番地関口国義）（鴨田宗一君紹介）（第一八八五号）、同（請願者　岩手県宮古市本町十番地横田ヒデ）（鈴木善幸君紹介）（第一八八六号）、同（請願者　愛媛県伊予市尾崎岡田啓太郎）（關谷勝利君紹介）（第一八八七号）、同（請願者　神戸市東灘区本山町岡本百六十二番地高橋はるえ）（渡海元三郎君紹介）（第一八八八号）、同（請願者　茨城県結城市立町小林彦次郎）（登坂重次郎君紹介）（第一八八九号）、同（請願者　茨城県稲敷郡茎崎村下岩崎飯田英樹）（中山榮一君紹介）（第一八九〇号）、同（請願者　愛媛県大洲市大洲四百八十番地伊与田寿美恵）（毛利松平君紹介）（第一八九一号）、同（請願者　福島県郡山市堂前町三十八番地草野善真）（粟山秀君紹介）（第一八九二号）、同（請願者　栃木県大田原市大田原下町佐貫孝）（渡辺美智雄君紹介）（第一八九三号）、同（請願者　福島県会津若松市栄町四百八番地星勇）（伊東正義君紹介）（第一九四三号）、同（請願者　愛媛県宇和島市和霊町二千八番地田中治兵衛）（今松治郎君紹介）（第一九四四号）、同（請願者　静岡県榛原郡御前崎町三千五百二十番地の三十伊藤はる）（大石八治君紹介）（第一九四五号）、同（請願者　大阪府枚岡市日下町千六百五十一番地高田快宗）（大倉三郎君紹介）（第一九四六号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡櫛形町沢登十四番地名取新三）（金丸信君紹介）（第一九四七号）、同（請願者　埼玉県大里郡寄居町寄居千二百三十八番地柴崎常子）（鴨田宗一君紹介）（第一九四八号）、同（請願者　大阪市西区九条通二丁目二十四番地の十四号若爪潔）（菅野和太郎君紹介）（第一九四九号）、同（請願者　福島県相馬市中村字田町三十番地山上市松）（齋藤邦吉君紹介）（第一九五〇号）、同（請願者　千葉県市原市津町瀬又百六十六番地堀部七太郎）（始関伊平君紹介）（第一九五一号）、同（請願者　松山市南町二丁目六百七十一番地亀井進）（關谷勝利君紹介）（第一九五二号）、同（請願者　京都市上京区大宮通寺ノ内下ル西入美濃部町百五十三番地永沢春子）（田中伊三次君紹介）（第一九五三号）、同（請願者　新潟市沼垂西龍ケ島新潟県療術師会吉田孝司）（高橋清一郎君紹介）（第一九五四号）、同（請願者　千葉県長生郡長生村一松戊千三百七十二番地中村千秋）（千葉三郎君紹介）（第一九五五号）、同（請願者　広島県呉市東二河通三丁目二番地広島県療術師会長高松梅次郎）（中川俊思君紹介）（第一九五六号）、同（請願者　静岡県浜松市広沢町五十三番地熊谷伝平）（中村幸八君紹介）（第一九五七号）、同（請願者　静岡県焼津市策牛三百七十四番地石神喜一）（西村直己君紹介）（第一九五八号）、同（請願者　新潟県長岡市千手町二番地佐藤静次）（亘四郎君紹介）（第一九五九号）、同（請願者　愛媛県宇和島市和霊町二千十八番地田中キク）（今松治郎君紹介）（第一九八六号）、同（請願者　山形県酒田市片町四十番地茂木忠明）（池田正之輔君紹介）（第一九八七号）、同（請願者　東京都大田区調布嶺町二丁目二十番地高畑惣次郎）（臼井荘一君紹介）（第一九八八号）、同（請願者　東京都葛飾区下小松町七百二十二番地小川重）（大久保武雄君紹介）（第一九八九号）、同（請願者　甲府市武田二丁目七の十七番地高根理十郎）（金丸信君紹介）（第一九九〇号）、同（請願者　福岡市大名町二丁目三十一番地平子勝利）（河野正君紹介）（第一九九一号）、同（請願者　横浜市鶴見区矢向町八百九十一番地猪俣義雄）（小泉純也君紹介）（第一九九二号）、同（請願者　茨城県古河市鍛治町四千四百十六番地鹿倉勇）（佐藤洋之助君紹介）（第一九九三号）、同（請願者　愛媛県温泉郡久谷村上野福増昇）（關谷勝利君紹介）（第一九九四号）、同（請願者　京都市上京区上立売通り大

宮西入小野忠彰）（田中伊三次君紹介）（第一九九五号）、同（請願者　茨城県日立市神峰町一丁目七の十三号鈴木常月）（塚原俊郎君紹介）（第一九九六号）、同（請願者　茨城県土浦市横町五百五十五番地坂井喜和）（丹羽喬四郎君紹介）（第一九九七号）、同（請願者　茨城県鹿島郡鹿島町大船津新田大川博）（橋本登美三郎君紹介）（第一九九八号）、同外二件（請願者　兵庫県姫路市元町七十一番地長戸富子外二名）（三木喜夫君紹介）（第一九九九号）、同（請願者　栃木県那須郡黒磯町黒磯二百五十四番地川股作一郎）（森山欽司君紹介）（第二〇〇〇号）、同（請願者　新潟市山ノ下桃山町一番地金子秀吉）（渡邊良夫君紹介）（第二〇〇一号）、同（請願者　福井市足羽上町百三十二番地大塚覚）（植木庚子郎君紹介）（第二〇五一号）、同（請願者　兵庫県豊岡市高屋三十六番地仲井勝美）（小島徹三君紹介）（第二〇二二号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通三丁目四十一番地上野貞子）（五島虎雄君紹介）（第二〇二三号）、同（請願者　高松市築地町五十六番地白川好）（成田知巳君紹介）（第二〇五九八号）、同（請願者　東京都荒川区町屋四丁目十四番地十一号桐生ハル）（天野公義君紹介）（第二〇七八〇号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（藏内修治君紹介）（第二〇七八一号）、同（請願者　東京都文京区雑司谷百二十二番地小林磯吉）（四宮久吉君紹介）（第二〇八二号）、同（請願者　北海道函館市春日町十二番地白畑与一郎）（田中正巳君紹介）（第二〇八三号）、同（請願者　札幌市南一条西九百二十四番地石原通孝）（地崎宇三郎君紹介）（第二〇八四号）、同（請願者　福岡県甘木市大字一ッ木百八十番地田中藤雄）（中島茂喜君紹介）（第二〇八五号）、同（請願者　福岡市西養巴町三十番地毛利敬三）（野見山清造君紹介）（第二〇八六号）、同外六件（請願者　宇都宮市双葉町一丁目四百八十八番地大見武男外六名）（藤尾正行君紹介）（第二〇八七号）、同外一件（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目十七番地山本円吉外一名）（神田博君紹介）（第二〇八七八号）、同（請願者　埼玉県入間郡日高町高萩白須クマ）（櫻内義雄君紹介）（第二〇八七九号）、同外四件（請願者　宇都宮市小幡町二千六百四十二番地森俊彦外四名）（戸叶里子君紹介）（第二〇八八〇号）、同（請願者　東京都小金井市前原町三丁目千五百三番地篠原長重）（中村高一君紹介）（第二〇八八一号）、同（請願者　大阪市阿倍野区昭和町西二丁目一番地川村桂仙）（肥田次郎君紹介）（第二〇八八二号）、同外四件（請願者　宇都宮市戸祭町二千六番地刑部新三郎外四名）（森下國雄君紹介）（第二〇八八三号）、同外三件（請願者　栃木県佐野市七軒町二千百五十六番地永竹ハル外三名）（山田長司君紹介）（第二〇八八四号）、同外三件（請願者　宇都宮市雀宮町六百八番地市村守三郎外三名）（渡辺美智雄君紹介）（第二〇八八五号）、同外三件（請願者　東京都中央区築地四丁目九番地宮保英一外三名）（稲富稜人君紹介）（第二〇九五九号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目十七番地山本円吉）（内海安吉君紹介）（第二〇九六〇号）、同（請願者　札幌市南五条西一丁目平定信）（横路節雄君紹介）（第二〇九六一号）、同（請願者　福岡市東宝来町二十九番地三苫シゲノ）（進藤一馬君紹介）（第二〇九六二号）、同外三件（請願者　宇都宮市四条町千三百八十番地佐藤仁三外三名）（高瀬傳君紹介）（第二〇九六三号）、同外二件（請願者　大阪府堺市西湊町六丁目三百七十五番地和田利夫外二名）（西村榮一君紹介）（第二〇九六四号）、同（請願者　岐阜県高山市千島町四百九十五番地島七蔵）（金子一平君紹介）（第二〇九九二号）、同（請願者　山梨県東八代郡石和町東町千十三番地大林彩日）（金丸徳重君紹介）（第三〇四二号）、同外四件（請願者　宇都宮市戸祭町二千六番地刑部新三郎外四名）（森山欽司君紹介）（第三〇七一号）、同（請願者　山形県上山市元城内九十二番地手川よね子）（黒金泰美君紹介）（第三一二〇八号）、同（請願者　大阪府布施市永和二丁目二十九番地吉田勇）（古川丈吉君紹介）（第三一二〇九号）、同（請願者　大阪市阿倍野区昭和町西二丁目一番地シンノオル会関西本部川村桂仙）（和爾俊二郎君紹介）（第三一四五九号）、同（請願者　神奈川県相模原市上溝四千四十八番地山岸清岡）（安藤覺君紹介）（第三一五七四号）、同（請願者　秋田県大館市護摩木道下八十四番地の二河田サキ）（石田博英君紹介）（第三一五七五号）、同（請願者　新潟市上大川前道七番町新潟県療術師会長谷清三郎）（小沢辰男君紹介）（第三一五七六号）、同（請願者　東京都江戸川区一ノ江四丁目二十一番地後藤芳弘）（島村一郎君紹介）（第三一五七七号）、同（請願者　松山市松原町二千百九十五番地川本景三）（關谷勝利君紹介）（第三一五七八号）、同（請願者　静岡市東鷹匠町百十六番地小林術済）（高見三郎君紹介）（第三一五七九号）、同（請願者　千葉県館山市長須賀百二十一番地斉藤斎）（中村庸一郎君紹介）（第三一五八〇号）、同（請願者　広島県三次市十日市町二千五百九十八番地の六安藤皇雄）（永山忠則君紹介）（第三一五八一号）、同（請願者　三重県多気郡明和町明星二百九十番地山中憲一）（野呂恭一君紹介）（第三一五八二号）、同（請願者　福島県会津若松市材木町百三十八番地平山霊昭）（八田貞義君紹介）（第三一五八三号）、同（請願者　大阪府枚方市岡五百九十七番地竹尾玉枝）（原田憲君紹介）（第三一五八四号）、同（請願者　千葉県安房郡千倉町寺庭一番地熊田昌代）（水田三喜男君紹介）（第三一五八五号）、同（請願者　岐阜県不破郡垂井町六百七十四番地の一広瀬信夫）（三田村武夫君紹介）（第三一五八六号）、同（請願者　愛媛県大洲市肱川橋通り山本長生院山本宗明）（毛利松平君紹介）（第三一五八七号）、同（請願者　静岡県熱海市下松田千七百四十五番地当野庄太郎）（山田彌一君紹介）（第三一五八八号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地前田基造）（山村新治郎君紹介）（第三一五八九号）、同（請願者　静岡県周知郡山梨町下天六百六十二番地名倉輝世）（竹本孫一君紹介）（第三一九八三三号）、同（請願者　長崎市浜口町百五番地成田直諒）（倉成正君紹介）（第四一一〇号）、同外二件（請願者　栃木県芳賀郡二宮町下物井千百八十一番地高松三三外二名）（小平久雄君紹介）（第四一一一号）、同（請願者　長崎市飽ノ浦二丁目十番地上村吉男）（綱島正興君紹介）（第四一一二号）、同（請願者　長崎市山里町百三十九番地の二浜田豊吉）（西岡武夫君紹介）（第四一一三号）、同（請願者　長崎市住吉町三百二十番地綱田義治）（馬場元治君紹介）（第四一一四号）、同（請願者　宇都宮市松峰町千百四十一番地相沢正春）（藤尾正

行君紹介）（第四一一五号）、同（請願者　長崎市西町千三百四十四番地今村勇）（白濱仁吉君紹介）（第四一一六号）、同（請願者　広島県福山市明治町乙千五百四十一番地藤井栄三郎）（永山忠則君紹介）（第四一三一号）、同（請願者　長崎市稲田町三十二番地草野丈一）（石橋政嗣君紹介）（第四一四八号）及び同（請願者　長崎市岩川町上町一番地森田源一）（中村重光君紹介）（第四一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術を次記理由により制度化されたいというのである。（一）療術（手技、電気、光線、温熱、刺戟）は、あん摩、はり、きゅうおよび柔道整復術とは異なる民間治療として、昭和五年以来各地方庁令により認許登録され、現行法に引き継がれ今日に及んでいるが、その身分は不安定である、（二）療術師の行なう療術は、古くから伝わる民間療術が西洋医学の影響を受けて、次第に発達した無害有効の療法であり、多年国民の健康増進に寄与している、（三）第三十九回国会のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議に、（1）視力障害者であるあん摩師の職業優先確保のためすみやかに法的検討をなすこと、（2）視力障害者の職域をおかさない方法において医業類似行為者の処遇に関する方針を三年以内に確立すること、（3）無免許あん摩その他これに類する者に対する取り締りを強化すること、とあるが、療術はあん摩と異なるものであるから、これを制度上明確にすることが、視力障害者にとつても、療術行為業者にとつても望ましく、ひいては附帯決議の要望にも応えるものと考える、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

結核による重度身体障害者の福祉対策に関する請願（請願者　山形県新庄市沼田十一番地杉沼信一）（安宅常彦君紹介）（第三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核による重度身体障害者を対象とするコロニー施設（庇護工場）の必要性については、現に全国十数カ所の民間コロニー施設が誕生していることによつても明らかであり、全国三十万人と推定される結核による身体障害者のひとしく渇望するところであるが、結核回復者みずからの努力を中心として、医師、医療従事者等の協力と援護のもとに生まれ育ちつつある民間コロニー施設も、なんらの法的保護のないもとでは伸び悩み低迷のやむなき状況にある。ついては、結核による重度身体障害者を対象とするコロニー施設（庇護工場）の設置を制度化するとともに、民間コロニー施設に対する助成措置を講ぜられたい、また結核による障害者が身体障害者福祉法の適用外になつているということの矛盾は、関係方面においても、ひとしく認識されているにもかかわらず、いまだに同法の積極的な改正問題に着手されようとしていないことは、納得できないところであるが、さいわい厚生省の所管である結核審議会内に「結核による障害程度認定基準設定専門委員会」が設置され、一般身障者との比較において障害基準についての答申が行なわれることになつているので、この答申に基づき、早急に身体障害者福祉法を改正し、結核による障害者にも同法が適用されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

全国一律最低賃金制の確立に関する請願外一件（請願者　兵庫県豊岡市三坂七ッ町和田徳弘外九名）（佐々木良作君紹介）（第三四三号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区井堀二丁目中山邦弘外千三百三十九名）（細谷治嘉君紹介）（第一六六一号）、同外五件（請願者　長崎県下県郡厳原町小柳正己外六百二十五名）（田口誠治君紹介）（第一七五〇号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区小無田町一丁目六番地加藤秀一外五十九名）（多賀谷眞稔君紹介）（第一七七七号）、同外四件（請願者　高松市天神前一丁目四の五番地植田喜三郎外九百八十七名）（山田耻目君紹介）（第一七七八号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区東本町三丁目美濃力一外四名）（河野正君紹介）（第一八〇〇号）、同（請願者　東京都新宿区柏木四丁目九百六十一番地森田和夫外百二十一名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一八六五号）、同外百件（請願者　神戸市須磨区妙法寺字池町九百六十一番地北垣嘉瑞外五百五名）（志賀義雄君紹介）（第二〇一〇号）、同外二件（請願者　東京都大田区女塚二丁目七番地片山義文外二百七十九名）（河野正君紹介）（第二二二六号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区中本町二番地池田好久外五百六十一名）（滝井義高君紹介）（第二二二七号）、同（請願者　東京都板橋区南町三十七番地橋本伊都夫外百四十六名）（河野正君紹介）（第二五九五号）、同（請願者　愛知県碧海郡高浜町大字高浜春日三十四番地山本良雄外九十八名）（横山利秋君紹介）（第二七九三号）、同（請願者　神奈川県足柄下郡真鶴町九百四十六番地青木礼子外三百九十一名）（石橋政嗣君紹介）（第三〇一〇号）、同（請願者　東京都豊島区椎名町五丁目二十三番地日野千恵子外百二十七名）（田口誠治君紹介）（第三〇一一号）、同外一件（請願者　東京都小平市小川東町千八百三十四番地加藤須満子外八百八十六名）（山内広君紹介）（第三〇一二号）、同（請願者　京都府議会議員瀬井五郎）（谷口善太郎君紹介）（第三三三九号）、同（請願者　三重県四日市市赤水町木村洋子外千六百九十七名）（小林進君紹介）（第三四一六号）、同（請願者　東京都大田区東六郷二丁目十四番地森山伊三外七百七十名）（島上善五郎君紹介）（第三五〇八号）、同（請願者　京都市南区唐橋羅城門町十七番地檀嘉次）（加賀田進君紹介）（第三六六〇号）、同（請願者　富山市下二越町八丁目四十四番地須加貞夫外千五百四十名）（佐野憲治君紹介）（第四〇〇九号）、同（請願者　金沢市殿町四十六番地丸山三樹雄外八十四名）（有馬輝武君紹介）（第四二七四号）、同（請願者　福岡県久留米市諏訪野町五丁目光橋綾子外百三十五名）（板川正吾君紹介）

介）（第四四八一号）、同（請願者　東京都町田市本町田四百五十四番地佐藤賢外千二百十四名）（田中武夫君紹介）（第四五一二号）、同（請願者　栃木県今市市倉ケ崎沼尾悦子外四百七十七名）（肥田次郎君紹介）（第四五一三号）、同（請願者　和歌山市関戸四十二番地大野宏外五百八十七名）（平林剛君紹介）（第四五一四号）、同外一件（請願者　宮崎県延岡市本小路六十六番地上村勝郎外七百六十四名）（森本靖君紹介）（第四五一五号）、同（請願者　静岡県加茂郡西伊豆町田子千五百五十五番地の一松田菊代外四百六十九名）（山中吾郎君紹介）（第四五一六号）、同外一件（請願者　京都市左京区一乗寺高槻町一丁目十番地田中治子外三百十七名）（石橋政嗣君紹介）（第四五六一号）、同（請願者　福島県大沼郡高田町黒石勇吉外三百七十八名）（野口忠夫君紹介）（第四五九七号）、同（請願者　京都府福知山市岡の上八十七番地高木卓二外三百三十六名）（加藤清二君紹介）（第四六一〇号）、同（請願者　愛知県半田市栄町三丁目七十九番地安井まさえ外二百八十名）（加藤進君紹介）（第四六六三号）、同外一件（請願者　大阪市東淀川区塚本町一丁目二十四番地時光邦次外四百二十一名）（川上貫一君紹介）（第四六六四号）、同（請願者　京都府福知山市秋津ケ丘佐藤成美外二百八十三名）（谷口善太郎君紹介）（第四六六五号）、同外一件（請願者　長野県飯山市瑞穂豊二千二百六十番地江村きぬ代外五百八十三名）（林百郎君紹介）（第四六六六号）及び同（請願者　福岡市友泉住宅公団アパート百二十六号吉柳丈夫外百十名）（谷口善太郎君紹介）（第四八四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の最低賃金法は、労資の交渉と合意によつて賃金を決定するという原則を踏みにじり、労働者の権利を一方的に奪い、日本の低賃金を合理化する手段となつているなど、真の最低賃金制とは全く異なつたものであるから、この際、次記事項について措置されたいというのである。(一)現行最低賃金法を即時廃止すること、(二)次の内容を基本とする全国一律最低賃金法を制定すること、(1)労使同数の代表が団体交渉で賃金を決定するための最低賃金委員会を確立し、その委員会に法律上の権限を与えること、(2)この最低賃金は就業労働者ばかりでなく、失業手当、生活保護の給付額及び農漁民、中小零細業者の自家労賃の基準として適用すること、(三)最低賃金法と関連し、家族手当法の制定及びこれを基準とする社会保障制度を総合的に確立すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

P・T制度化に伴う経過措置に関する請願（請願者　愛知県西尾市米津町蓮台六の十一番地藤田定治）（伊藤よし子君紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

P・T制度化に伴い、病院または診療所において、マッサージ及びその他の理学療法に関する業務に従事する請願者らの大半は、医療類似行為としてのあんま免許をもつて、より高度な医療行為としての理学療法に従事し、医学の進歩と社会福祉の増進を目的として、常に時代の要請に沿うべく、日本整形外科学会及び日本温泉気候物理医学会の教導のもとに、全国的に統一された研修会を実施し、各職域における研究成果の集大成を目ざして日本理学治療会を開催したり、W・C・P・T（世界理療連合）によるP・T養成カリキュラムとその職務内容を検討し、補習教育を目的とする自主研修の実施を全国的に実施している。ついては、厚生省は昭和三十九年度中に新職種としてのP・T、O・Tを確立したい意向であり、身分制度調査打合せ会を設置して、近く国会に法案を提出すべく準備中であるが、請願者らは、さらに理学療法従事者の一員として、その責任を果すよう、あらゆる努力を続けて行く所存であるから、国家的な補習教育と資格認定のための特例試験によるP・Tへの道を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

結核対策の充実に関する請願外一件（請願者　東京都府中市武蔵台二の九番地都立府中病院明星会中野礼次郎外四十一名）（吉村吉雄君紹介）（第三九〇号）、同（請願者　山形県西村山郡大江町左沢光風園内山形県患者団体連合会長青野正寿）（華山親義君紹介）（第五三三号）、同（請願者　千葉市仁戸名町六百八十八番地国立千葉療養所松韻会平林軍四郎外三十七名）（長谷川保君紹介）（第一〇八四号）及び同外二件（請願者　千葉市仁戸名町六百八十八番地国立千葉療養所村田辰之助外四十名）（大原亨君紹介）（第二七九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核対策について、次記諸事項を解決する具体的措置を講じられたいというのである。(一)新しい結核治療指針を完全実施し、薬剤予算を大幅増額すること、(二)看護婦の一人夜勤をやめ、必ず二名以上にすること、(三)入院中の患者の生活費を保障すること、(四)医療費の患者負担をなくし、全額国と資本家の負担とすること、(五)入院中の生活保護患者を結核予防法の命令入所へ移し換えることをやめ、患者が移し換えに反対するときは、生活保護の医療扶助に戻すこと、(六)国立療養所の二割引き制廃止、地方公営企業法の財務規定適用、医療機関の総合、廃止、縮小など医療の合理化と営利化をやめること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

じん肺法の一部改正等に関する請願（請願者　北海道岩見沢市東乙区全国じん肺患者同盟北海道岩見沢支部長石田旭）（篠田弘作君紹介）（第四六五号）、同

（請願者　岡山県和気郡吉永町吉永中小郷義男外四十六名）（黒田壽男君紹介）（第四二六〇号）、同外四件（請願者　岡山県和気郡三石町福島サカエ外二十九名）（亀山孝一君紹介）（第四三〇〇号）、同外二件（請願者　岡山市築港緑町一丁目五十二番地井上健五外二十名）（橋本龍太郎君紹介）（第四三二〇号）、同外二件（請願者　岡山県和気郡吉永町南方滝川正雄外四十七名）（亀山孝一君紹介）（第四三四四号）、同（請願者　兵庫県尼崎市御園字北浦五百四十六番地西山正雄外九十五名）（吉村吉雄君紹介）（第四四〇〇号）及び同外二件（請願者　岡山県和気郡和気町平病院浦上九二夫外四十五名）（橋本龍太郎君紹介）（第四六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

じん肺患者は、昭和三十五年四月施行の「じん肺法」により一応長期療養の道を開かれたが、同法は不備欠陥が多く、また最近の消費者物価の高騰は家族の生活を困窮のどん底にまで追いやつているが、患者のほとんどは戦前、戦後を通じて国のため管理予防皆無の職場で、身を挺して働き続けて来た結果の犠牲者であるから、最低限度の生活ができるよう早急に次記事項を措置されたいというのである。（一）じん肺について、補償、予防を包含した単独法を制定すること、（二）最低補償費月額一万五千円を支給すること、（三）休業補償費は平均賃金の一〇〇％を支給すること、（四）休業補償費及び長期給付スライドは、現行の二〇％以上を平均給与額の一〇％上昇ごとに改めること、（五）労災給付額から厚生年金法の障害年金五七・五％控除をやめて、完全併給とすること、（六）長期傷病給付は第一種、第二種療養ともに支給日数を五十日分増加すること、（七）第一種療養者の医療費を全額無料にすること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

視力障害者のP・T受験資格等に関する請願（請願者　鹿児島市薬師町三百二十二番地鹿児島県鍼灸マッサージ師会長北園英蔵）（床次徳二君紹介）（第四七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生大臣の諮問機関であるP・T制度調査打合せ会は、昭和三十八年十二月十七日最終的に答申を行なつたが、「点字による受験は認めない」等違憲的要素を含む答申となつたことはまことに遺憾である。元来P・T業務内容はマッサージ及び機能訓練、電気療法、温熱療法、水治療法等で現在マッサージ師が行なつている業務内容と大同小異であり、特に病院に勤務するマッサージ師が行なつているものと全く同様であること、マッサージ師のこの種業務は半世紀以上の実績をもつていること、世界各国いずれの国においても、この種法律に盲人を欠格として規定していないのみでなく、イギリスをはじめヨーロッパ諸国においては現に盲人が同業務に従事し、成果をあげていること、最も視力の精密度を必要とする医師でさえ矯正視力一メートルの距離において指数を分別できる程度まで認められていること、等の理由により、この種の業務が盲人にも可能であることを確信するものであり、世論もまたこの主張を支持するものと信じている。なおあん摩業務については、さきに行なわれた医療制度調査会の答申においても、新しい医療制度のもとにおけるあん摩師等の業務のあり方について再検討の必要性が指摘されており、あん摩師等はその業務を通じて国民の健康の保持増進に多大の貢献をしている事実を認識され、またこれら業務は視力障害者にとつて現在ほとんど唯一の適職であることを考慮されてP・T制度の法制化に際しては、次記事項について措置されたいというのである。（一）医療マッサージ師が、その業務の一部門または数部門を行ない得るよう準用規定を設けること、（二）同法の欠格条項を「身体的又は精神的に能力を有しない者（盲人を除く）」とすること、（三）試験に関する条項に「点字による受験も可」と規定すること、（四）さきの第三十九回国会におけるあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部改正の際の附帯決議の主旨を徹底すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

水源の汚染防止に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

表流水を水源とする水道施設では、工場、住宅等から排出される汚水の流入によつて極度に水源が汚染されつつあるが、現行水道法第二条等、関係法律の消極的な規定では十分にその安全を保持することができないので、早急に水源の汚染を防止する措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

水利の水道優先に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時工業の発達に伴う水源の利用は増大しつつあるが、水は生存に絶対必要なものであり、水道水利のひつ迫している現況から、水道の水利が優先されるよう、早急に法令を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

精神衛生法の改正に関する請願（請願者　京都府舞鶴市森本町二十六番地の二京都府精神衛生推進懇談会連合会長水上嘉市郎）（柳田秀一君紹介）（第五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の精神衛生法は、患者の基

本的人格と自由の尊厳がそこなわれたものが随所にあること、精神衛生推進と病者の完全治療という面で不十分なところが多いこと、精神障害者の社会復帰と福祉が配慮されていないこと、不足している収容施設、治療要員の充足が約束されていないこと、等幾多の欠点があるが、精神病者に対しては、その人の身になつて基本的人格と自由を尊重し、理解と愛情をささげる態度こそ治療の基本であると考える。ついては、次記諸事項を内容として関係法規をすみやかに改正されたいというのである。（一）患者の基本的人格自由の尊厳、すなわち患者家族の反省はもちろん、政治、社会、治療の面で反省と理解をもつこと、（二）入院費、治療費を半額公費負担とすること、（三）前項半額公費負担の要治療域を発病から完全社会復帰までとし、その間社会復帰のための指導訓練施設を設け、専門的指導をすること、（四）患者の収容、治療施設並びに要員を合理化充足すること、（五）精神障害者にも身体障害者福祉法の適用資格を認めること、（六）国立精神病研究機関を設置強化すること、（七）国及び府県等の精神衛生行政機構を強化拡充すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

消費生活協同組合の育成強化等に関する請願外六件（請願者　熊本県水俣市浜町七百五番地生活協同組合水光社田上静雄外千九百二十八名）（川村継義君紹介）（第五三五号）、同（請願者　大分県津久見市大字下青江三千五百六十七番地池田定夫外二百五十八名）（二宮武夫君紹介）（第七二七号）、同外十四件（請願者　松山市二番町五十七番地の二愛媛県消費生活協同組合連合会長菅芳一外四百七十三名）（湯山勇君紹介）（第八六三号）、同（請願者　広島市金屋町百十九番地広島県生活協同組合連絡協議会長清水吉次郎外二千七名）（大原亨君紹介）（第一一一七号）、同（請願者　山口県美弥市大嶺町白岩大嶺山陽消費生活協同組合植畑松市外六百二十三名）（細迫兼光君紹介）（第一二一八号）及び同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町猪岡短百三十番地大川幹児外三千百四十七名）（佐々木更三君紹介）（第一五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の国民生活が公共料金をはじめとする諸物価の大幅な値上がりにより圧迫され、その不安が増大しつつある折、国民生活の安定向上のために消費生活協同組合の果す役割はますます増大しつつあると考えられる。ついては、国民生活の安定向上のため次記事項を措置されたいというのである。

（一）消費生活協同組合育成強化の方針を明らかにし、特に生協関係予算を拡大され、生協課税の軽減をはかるとともに、消費生活協同組合法を強化改正すること、（二）中小企業基本法及び関連諸法律の運用、並びに改正にあたつては非営利の消費生活協同組合の果す役割にかんがみ、これを規制または調停の対象としないこと、（三）公共料金等消費者物価値上げ抑制策を講じること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国民健康保険制度の体質改善に関する請願（請願者　高知市帯屋町高知市役所内高知県国民健康保険団体連合会理事長氏原一郎外十一万五千三百二十六名）（濱田幸雄君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険の体質改善について、次記事項を早急に措置されたいというのである。（一）療養給付の給付割合は、昭和三十九年度から全被保険者に対して七割以上とし、これに対する国庫負担金を五割以上に引き下げること、（二）事務費に対する国庫負担金は、実質十割を交付すること、（三）国民健康保険税（料）の減額対象となる所得額を二十万円以上に引き上げ、減額分を全額国庫負担とすること、（四）国民健康保険団体連合会の診療報酬審査支払い事務費は、全額国庫負担とすること、（五）国保保健婦設置補助金は現行三分の一を三分の二以上に引き上げること、（六）国保直営診療施設の運営費に対して、国庫補助の方途を講ずる等地域医療対策について、根本的に改善方策を確立すること、（七）国民健康保険組合に対する療養給付費国庫負担金の定額補助方式を改め、市町村と同様に定率補助とすること、（八）再診料等医療費値上げについては、医業の実態調査を行ない、値上げする場合は、その全額を国庫負担とすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

P・T師法の制定及びあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の改正等に関する請願（請願者　盛岡市三ッ割下名須川五十一番地岩手県鍼灸マッサージ師連合会菅野長治）（岩動道行君紹介）（第六六六号）、同（請願者　兵庫県尼崎市塚口西浦九百二十一番地兵庫県鍼灸按摩師会長松本富雄）（渡海元三郎君紹介）（第六六七号）、同（請願者　滋賀県彦根市三筋町八番地滋賀県はり、きゆう、マッサージ師会小沢温石）（宇野宗佑君紹介）（第六六八号）、同（請願者　千葉県成田市成田四百四十六番地千葉県鍼灸按マッサージ師会酒井弘育）（臼井荘一君紹介）（第六六九号）、同（請願者　岐阜市加野千八百五十九番地の二岐阜県鍼灸按摩師会長大野武雄）（野田卯一君紹介）（第六七〇号）、同（請願者　高松市今新町六丁目三番地大熊久次郎）（藤本孝雄君紹介）（第六七一号）、同（請願者　奈良県五条市東浄本町五条市鍼灸マッサージ師会馬場浅香）（前田正男君紹介）（第六七二号）、同（請願者　奈良県北葛城郡香芝町下田奈良県鍼灸按マッサージ師会連合会長梅崎由雄）（八木一男君紹介）（第六七三号）、同（請願者　京都市中京区両替町通二条上ル北小路町九十六番地京都府鍼灸按マッサージ師会関野光雄）（小川半次君紹介）（第七二〇号）、同（請願者　長野県上伊那郡箕輪町長野県鍼灸按師会長山田幸

吾）（吉川久衛君紹介）（第七二一号）、同（請願者　和歌山県新宮市新宮七千百七十一番地全和歌山県鍼灸按マッサージ師会御本小一郎外三名）（辻原弘市君紹介）（第七二二号）、同（請願者　松山市本町八丁目愛媛県盲人福祉センター内愛媛県あんまはりきゅう業権対策協議会長栗田豊次郎）（湯山勇君紹介）（第七二三号）、同（請願者　福島市万世町三十七番地福島県鍼灸按マッサージ師会遠藤久太郎）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七九六号）、同（請願者　名古屋市中区矢場町一丁目三十三番地愛知県鍼灸按師会連盟会長朝倉金三）（辻寛一君紹介）（第八二七号）、同（請願者　神奈川県小田原市緑二丁目百四十八番地神奈川県鍼灸按摩マッサージ師会山田醇一郎）（小金義照君紹介）（第九二四号）、同（請願者　和歌山市新堀八丁目一番地和歌山県鍼灸マッサージ師連合会長坂東幸太郎）（山口喜久一郎君紹介）（第一六〇八号）、同外一件（請願者　和歌山県海草郡下津町下津千四百十五番地和歌山県鍼灸マッサージ師連合会副会長平井勝外一名）（坊秀男君紹介）（第一七六七号）、同（請願者　東京都新宿区新宿三丁目二十二番地全日本鍼灸按マッサージ師会連盟会長小守良勝）（臼井荘一君紹介）（第三五三二号）、同（請願者　兵庫県西宮市甲子園口三丁目百五十番地兵庫県鍼灸按摩師等共済会理事浜田利峻）（山下榮二君紹介）（第三八六三号）及び同（請願者　東京都新宿区新宿三丁目二十二番地全日本鍼灸按マッサージ師会連盟山口秀夫）（大坪保雄君紹介）（第四三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生省は今国会において、P・T（仮称理学療法）制度を創設するための立法措置を講ずべく作業中であり、その際この制度から盲人を締め出そうとしているが、P・Tの業務内容とマッサージ師（盲人を含む）の業務内容とは大同小異であり、現にヨーロッパ諸国においては、盲人がP・Tとして現場に活躍し、成果を挙げている事実からしても、このような厚生省の意図は理解に苦しむところであるのみならず、これは現行あん摩師の既得権侵害であり、特に盲人の人権じゅうりんであり、まことに遺憾である。ついては、P・T制度に「盲人または同様主旨を理由とする」欠格条項を排除し、現行あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法により、あん摩師の免許を所有する者すべてに病院等に勤務しているあん摩師と同様、高卒の履歴を有する者は開業歴一年、中卒の履歴を有する者は開業歴五年をもつて、P・Tの受験資格を与えるための経過規定を設けるなどを措置されたい。また、関係法令の不備に乗じて、無免許、もぐり業者の横行、不当業者の急増によつて、斯界は混乱を招き、行動の不自由な盲人の苦境は、見るに忍びないものがあるから、同法の改正のみにとどまらず、関係法令の改正または立法によつて、斯界を清浄化し、弱小者を保護されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に関する請願（請願者　北海道小樽市真栄町三番地前野留次郎外一名）（椎熊三郎君紹介）（第六七七号）、同（請願者　北海道旭川市中常盤町二丁目北沢勇太郎）（松浦周太郎君紹介）（第六七八号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会理事長栃倉晴二）（南條徳男君紹介）（第七二八号）、同（請願者　北海道帯広市東一条南八丁目北海道公衆浴場環境衛生同業組合真下元次郎外三十四名）（本名武君紹介）（第七二九号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目四十八番地兵庫県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長上山信二外七百三十二名）（渡海元三郎君紹介）（第七七四号）、同（請願者　大阪市南区笠岡町一番地堀善吉外四百二十名）（和爾俊二郎君紹介）（第七七五号）、同（請願者　静岡市七軒町十七番地静岡県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長小長井誠蔵外百三十八名）（西村直己君紹介）（第一三三九号）、同（請願者　東京都荒川区日暮里町三丁目九百三十六番地富川源吾外百八十三名）（天野公義君紹介）（第一四一〇号）及び同（請願者　福島県郡山市堂前町二十八番地村越武）（吉村吉雄君紹介）（第一五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場業は、物価統制令、公衆浴場法、環境衛生法等の法令により、その営業並びに施設について、種々規制を受けているが、公衆浴場業者といえども適正な営業利潤を得、正当な生活権を確保する権利があると信ずるから、公衆浴場業の健全経営維持管理のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）公衆浴場業に対する所得税の課税は、租税特別措置法の中において適用し取り扱うこと。（二）公衆浴場の修、改築等の工事に要する資金について特別融資の制度（中小企業金融公庫に別ワク窓口設定）を設けること、（三）公衆浴場業の営業用建物の取得（改築、譲受、新設）に対する不動産取得税を免除すること（四）公衆浴場業に対する事業税、公衆浴場用土地建物に対する固定資産税、公衆浴場営業用設備、什器に対する償却資産税を免除すること、（五）公衆浴場業の上水道料金を低廉扱いにし、下水道料金を免除すること、（六）公衆浴場業の電灯、電力料金を低廉扱いにすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

医学部卒業生のインターン制度改革に関する請願外三件（請願者　東京都大田区大森四丁目七十七番地上島権兵衛外二百四十七名）（滝井義高君紹介）（第六七九号）、同（請願者　東京都北多摩郡保谷町上保谷百四十五番地桜井徹志）（滝井義高君紹介）（第七一九号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡田無町六百八十三番地押切岡之外三百三十七名）（小林進君紹介）（第八三一号）及び同（請願者　東京都渋谷区原宿三丁目三百三番地竹森節子外七十一名）（細迫兼光君紹介）（第一二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大学の医学部を卒業した学生が、医師国家試験の受験資格を得るためには、必らず一年間の実地

修練（インターン）を受けなければならないが、同制度は、戦争のため荒廃した医学教育の不備を補うために昭和二十一年設置されたものであり、十八年を経過した現在に至るまで国はその理念を満たし、裏付ける施策をなんら講ずることなく放置してきた。このため平均二十六才になるインターン生は身分も職もない状態で社会にほうり出され、さらにインターン指定病院の劣悪な教育環境の中で、生活困難のうちに無為徒労の一年を送らねばならない実情にある。ついては、今年全国の医科大学専門課程四年生は、一人残らずインターン願書を無期限保留し、実地修練制度の抜本的改革を待っているから、その実態を深く分析され、実地修練の所期の目的が達せられるよう、国家が保障する方向で改革されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国民健康保険事業に対する国庫負担増額等に関する請願（請願者　福島市杉妻町二番三号福島県町村議会議長会長　藤田芳之助）（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険の体質改善について、次記事項を措置されたいというのである。（一）国保の全被保険者に対し、すみやかに七割給付を実施し、給付費に対する国庫負担を五割以上とすること、（二）事務費に対する国庫負担は、実質全額を交付すること、（三）国保診療施設の経営に対し、国の施策を強化することについて、(1)施設の整備費補助金を交付すること、(2)施設の経営費に対して国庫補助金を交付すること、(3)施設の赤字に対して長期低利の融資の方途を講ずること、(4)施設の勤務医師確保対策を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に関する請願（請願者　名古屋市中村区名楽町一丁目三番地荻須照男外五百九十二名）（辻寛一君紹介）（第八二八号）、同（請願者　大阪市東区北久太郎町五丁目十七番地西村勇作外四百五十一名）（押谷富三君紹介）（第八六一号）、同（請願者　大阪府河内長野市古野町百三十番地乾勝彦外百十名）（古川丈吉君紹介）（第八六二号）、同（請願者　札幌市南十一条西八丁目坪田明治外八百二十六名）（椎熊三郎君紹介）（第八八六号）、同（請願者　和歌山市州崎町五番地和歌山県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長川合小弥太外二百四十二名）（坊秀男君紹介）（第八八七号）、同（請願者　山口県下関市上田中町千三百八十二番地松隈サヨ外二百十九名）（田中龍夫君紹介）（第一一一四号）、同（請願者　新潟市礎町通り上一ノ丁千九百二十六番地新潟県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長熊谷忠作外二百名）（小沢辰男君紹介）（第一二五五号）、同（請願者　高松市片原町三十七番地香川県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長松本義一外百二十九名）（藤本孝雄君紹介）（第一二八六号）、同（請願者　東京都江東区深川門前仲町一丁目十七番地沢井秀雄外百九十六名）（島村一郎君紹介）（第一四八一号）、同（請願者　東京都足立区島根町千百七十二番地川口平馬外二百四十名）（鯨岡兵輔君紹介）（第一五四一号）、同外一件（請願者　前橋市清王寺町四百四十六番地群馬県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長有坂竹男外百八名）（長谷川四郎君紹介）（第一五四二号）、同（請願者　福島県須賀川市西一丁目十八番地福島県公衆浴場業環境衛生同業組合広川寅吉）（澁谷直藏君紹介）（第一五七一号）、同（請願者　福島市新町十七番地福島県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長酒井武治外八十二名）（八田貞義君紹介）（第一五七二号）、同（請願者　前橋市岩神町六百五十五番地鈴森鎌二外五十名）（藤枝泉介君紹介）（第一五七三号）、同（請願者　福島市新町十七番地福島県公衆浴場業環境衛生同業組合副理事長七島幸治）（粟山秀君紹介）（第一五七四号）、同（請願者　栃木県足利市通二丁目二千七百十四番地栃木県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長若林浅次郎外八十七名）（森下國雄君紹介）（第一五七五号）、同（請願者　福島市新町十七番地渡辺長吉）（天野光晴君紹介）（第一五九二号）、同（請願者　東京都豊島区日出町二丁目百十一番地香川四郎外五十名）（中村梅吉君紹介）（第一五九三号）、同（請願者　千葉市長州町一丁目百三番地千葉県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長大橋栄太郎外三百四十八名）（川島正次郎君紹介）（第一六〇五号）、同（請願者　三重県尾鷲市中井浦六番地仲邦太郎外三百三十六名）（田村元君紹介）（第一六〇六号）、同（請願者　金沢市中町三番地石川県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中道久男外百六十八名）（坂田英一君紹介）（第一六五六号）、同（請願者　東京都中央区日本橋堀留一丁目十一番地東京都公衆浴場商業協同組合中央五区連合会油本外次郎）（四宮久吉君紹介）（第一六五七号）、同（請願者　東京都千代田区神田錦町一丁目二番地村山藤之助外四百二十二名）（田中榮一君紹介）（第一六五八号）、同（請願者　三重県伊勢市常盤町三百三十六番地西川清太郎外三百五十八名）（濱地文平君紹介）（第一六五九号）、同（請願者　埼玉県春日部市粕壁六千二百五十番地森木善一外五十七名）（青木正君外一名紹介）（第一六八一号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字石原千九百九十八番地舘喜代次外五十六名）（荒松清十郎君外一名紹介）（第一六八二号）、同（請願者　仙台市土橋通り五十二番地宮城県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長高橋勝彦外百五十八名）（大石武一君紹介）（第一六八三号）、同（請願者　浦和市仲町二丁目百一番地埼玉県公衆浴場業環境衛生同業組合理事丸山健吉外二百二十名）（福永健司君外一名紹介）（第一六八四号）、同（請願者　埼玉県川越市新富町一丁目七番地の十一川島春吉外三十七名）（松山千恵子君外一名紹介）（第一六八五号）、同（請願者　石川県珠洲市正院町正院十九番地坂口清太郎外九十五名）（南好雄君紹介）（第一六八六号）、同（請願者　三重県四日市市西新地十五の十七番地松葉信次郎外三百五

十六名）（山手滿男君紹介）（第一六八七号）、同（請願者　東京都渋谷区金王町四番地　宮野重蔵）（岡崎英城君紹介）（第一七一〇号）、同（請願者　津市上浜町二丁目百十五番地和賀秋生外三百四十九名）（川崎秀二君紹介）（第一七一一号）、同（請願者　長野県松本市金山町長野県公衆浴場業環境衛生同業組合理事西原安雄）（増田甲子七君紹介）（第一七九三号）、同（請願者　長野県松本市南土井尻町長野県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中沢博）（唐澤俊樹君紹介）（第一八五八号）、同（請願者　松山市南立花町一丁目愛媛県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長坂田幾太郎）（關谷勝利君紹介）（第一九二六号）、同（請願者　京都市北区紫竹井若町三十番地二木俊雄外六百二十四名）（田中伊三次君紹介）（第一九三八号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区亀城町三丁目八番地浅見源重）（春日一幸君紹介）（第二二二三号）、同（請願者　福岡市馬出通り町高丘芳美外六百四十二名）（藏内修治君紹介）（第二二二四号）、同（請願者　兵庫県伊丹市永長町四百二十番地伊丹浴場組合支部長中村一雄）（原健三郎君紹介）（第二二二五号）、同（請願者　名古屋市昭和区滝子通三丁目七番地亀井初次郎）（赤松勇君紹介）（第二四一八号）、同（請願者　盛岡市大沢川原三丁目一番地岩手県公衆浴場業環境衛生同業組合村上三郎外百三十二名）（岩動道行君紹介）（第二四一九号）、同（請願者　広島市尾長町三本松広島県公衆浴場協同組合理事長高土一三外百三十三名）（高橋禎一君紹介）（第二四二〇号）、同（請願者　愛知県幡豆郡一色町大字味浜字中乾地一番地真保常吉外八十四名）（中垣國男君紹介）（第二四二一号）、同（請願者　神戸市東灘区本山町小路井村勝外六百三十六名）（砂田重民君紹介）（第二五一四号）、同（請願者　甲府市三日町十二番地山梨県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長小野熊平）（金丸信君紹介）（第二五九二号）、同（請願者　愛知県海部郡蟹江町西福田字中畑佐藤要次郎）（佐藤觀次郎君紹介）（第二五九三号）、同（請願者　広島市江波町二百三番地松野仁右ヱ門外百二十三名）（竹内黎一君紹介）（第二五九四号）、同（請願者　東京都品川区大井森下町四千八十二番地坂詰吉太郎外百二十三名）（宇都宮徳馬君紹介）（第二七〇四号）、同（請願者　愛知県豊橋市羽田町七十四番地岡本修司外五十一名）（上村千一郎君紹介）（第二七〇五号）、同（請願者　静岡県静岡市七間町十七番地の三静岡県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長小長井誠蔵外八十七名）（西村直己君紹介）（第二七〇六号）、同（請願者　愛知県豊橋市西小田原町山本一二）（福井勇君紹介）（第二七〇七号）、同（請願者　愛知県瀬戸市陶原三丁目四十九番地高木高次郎）（早稻田柳右ヱ門君紹介）（第二七〇八号）、同（請願者　愛知県西尾市花ノ木町二丁目二十番地榊原一郎外八十三名）（中野四郎君紹介）（第二七八九号）、同（請願者　静岡市馬渕一丁目十五番地大石とく外百五十五名）（神田博君紹介）（第二八七七号）、同（請願者　広島市江波町千百八十二の六十九番地進藤勇外百三十三名）（永山忠則君紹介）（第二九九四号）、同（請願者　名古屋市中村区名楽町一丁目三番地荻須照男）（横山利秋君紹介）（第二九九五号）、同（請願者　愛知県岡崎市矢作町西林寺一番地加藤正市外八十名）（浦野幸男君紹介）（第三〇六八号）、同（請願者　愛知県豊川市豊川町也通十五番地平松為一外四十九名）（穂積七郎君紹介）（第三一一三八号）、同（請願者　盛岡市三十軒二十六番三号若山高子外七十三名）（野原正勝君紹介）（第三一七九号）、同（請願者　群馬県高崎市新町百十八番地の四岩田友作外七十二名）（中曾根康弘君紹介）（第三二六六号）、同（請願者　秋田市田中町二十三番地秋田県公衆浴場環境衛生同業組合理事長北条俊夫外百十五名）（笹山茂太郎君紹介）（第三三六三号）、同外一件（請願者　愛知県一宮市花岡町一丁目十五番地服部繁雄外百三十六名）（江崎真澄君紹介）（第三四一五号）、同（請願者　愛知県半田市新居町四丁目五十七番地竹内弘）（加藤清二君紹介）（第三四三八号）、同（請願者　秋田市川尻町総社前渡部吾郎外百十八名）（佐々木義武君紹介）（第三四三九号）、同（請願者　盛岡市大沢川原三丁目一番二号岩手県公衆浴場業環境衛生同業組合理事若山直太外百二十八名）（鈴木善幸君紹介）（第三六五八号）、同外一件（請願者　大津市膳所西庄東町三百十六番地滋賀県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長西村惣三郎外一名）（宇野宗佑君紹介）（第四二八三号）、同（請願者　秋田市亀ノ丁西土手町菅原新一郎外百十二名）（石田博英君紹介）（第四五〇八号）及び同（請願者　佐賀市寺町七番地栗原ハマ外八十九名）（大坪保雄君紹介）（第四五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場業は、物価統制令、公衆浴場法、環境衛生法等の法令により、その営業並びに施設について種々規制されているが、公衆浴場業者といえども適正な営業利潤を得、正当な生活権を確保する権利があると信ずるから、公衆浴場業の健全経営維持管理のため、次記事項を措置されたいというのである。（一）公衆浴場業に対する所得税の課税に、租税特別措置法の中において適用し取り扱うこと、（二）公衆浴場の修、改築等の工事に要する資金について特別融資制度を設置すること、（三）公衆浴場業の営業用建物の取得に対する不動産税は免除すること、（四）公衆浴場業に対する事業税、公衆浴場用土地建物に対する固定資産税、公衆浴場営業用設備、什器に対する償却資産税は免除すること、（五）営業継続の意思をもつて相続する公衆浴場営業用土地建物、機械装置、その他の付属設備に対する相続税は免除すること、（六）公衆浴場業の上水道料金は低廉扱いとし、下水道料金は免除すること、（七）公衆浴場業の電灯、電力料金は低廉扱いとすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（ただし良質紙は二十円）（配送料とも）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地　大蔵省印刷局　電話　東京（九八〇）二（代）（九四二）二（代）（九四三）一（代）　官報課

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十九年六月二十六日

○第四十六回国会　衆議院会議録追録（五）

請願に関する報告書

〔第四十二号（その一）参照〕

社会労働委員会

かつお漁業従事者の失業保険適用に関する請願（請願者　愛媛県南宇和郡西海町越田　清水秀吉）（湯山勇君紹介）（第八六七号）及び同（請願者　高知県土佐清水市中ノ浜西川恵与市）（森本靖君紹介）（第一五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆近海及び三陸沖近海で三十九―百トンのかつお船の乗組員として、毎年三月から約八―九カ月間家郷を離れて、かつお漁業に従事している者は、漁期終了後は翌年三月まで失業を余儀なくされるが、これらの者は船員保険法において季節労務者とみなされ、就労期間が八―九カ月あるのにかかわらず、失業保険の適用から除外されている。これは六カ月以上事業主との雇用があれば失業保険が適用されるとある同法の趣旨に反すると考えられるのみならず、日雇労働者にも失業保険が給付されている今日、はなはだ不平等な取り扱いである。ついては、かつお漁業従事者に失業保険を適用するよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

動員学徒、女子挺身隊、徴用工犠牲者援護に関する請願（請願者　長崎市西山町一丁目三百六十四番地西本浅吉外三百十九名）（田口長治郎君紹介）（第九七三号）に関する請願書

一、請願の要旨及び目的

第四十三回国会において、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正をみたが、なお動員学徒、女子挺身隊、徴用工犠牲者に対する援護は、不十分であるから、同法を改正し、遺族給与金年額を八万円に、傷害年金を倍額にそれぞれ引き上げるとともに第七項症を制定され、これらの者が安心して生きて行くことができるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

看護人の名称改正に関する請願（請願者　松山市朝美町三丁目六百番地大森勇外十六名）（湯山勇君紹介）（第九八六号）、同（請願者　佐賀県鳥栖市田代上町二百三十四番地北村喬）（河野正君紹介）（第一七三〇号）、同（請願者　山形県鶴岡市番田乙百六十二番地牧野俊夫外十六名）（加藤精三君紹介）（第二〇〇七号）、同（請願者　宇都宮市花房町千八百四十一番地医療法人至誠会滝沢病院長滝沢テル外六十一名）（小平久雄君紹介）（第二四二五号）、同（請願者　千葉市辺田町五百七十八番地国立千葉療養所　上岡仲八郎外三十名）（臼井荘一君紹介）（第二八七五号）、同（請願者　千葉市誉田町一丁目八十六番地古田本雄）（姫関伊平君紹介）（第二八七六号）及び同（請願者　大阪府堺市八田南之町二百七十七番地井上ミドリ外十六名）（松原喜之次君紹介）（第四一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

精神病院、らい療養所等に勤務する男子看護人は、教育、試験、資格、免許、業務内容に至るまで看護婦となんら変りない資格を持ちながら、男子であるというだけで旧態通りの看護人の呼称で扱われているが、単に看護人と呼称されては一般看護者と混同される場合も多く、また看護という重要な職域に専心する者に一そうの働く意欲と職業的地位の自覚と向上をはかるためにも、看護人の名称を看護士と改正されるよう、すみやかにこれが立法措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

あん摩業における盲人優先の確保に関する請願外七件（請願者　甲府市若松町五十番地浅利勝外七百三名）（内田常雄君紹介）（第一〇四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会に提出予定と聞いているあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の改正案の審議に当つては、同法改正の主要目的であるあん摩業における盲人優先の確保について、次記事項を措置されたいというのである。（一）保健あん摩師（仮称）は視力〇・三以下の強度の視力障害者（盲人）の専業とすること、（二）保健あん摩師類似業の根絶と無免許営業者の取り締まり強化のため、保健あん摩業とは施術者の手指を用いて被術者の身体をさすり、もみ、ひねり、押し、叩き、四肢及び関節を動かし被術者の健康を増進し疲労を回復せしめる業をいうとの定義を設けるとともに、無免許営業者に一万円以上五万円以下の罰金刑を科すること、（三）健康増進、疲労回復を目的とする電気光線の施術も保健あん摩免許またはその他の免許所有者に限定すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

農林水産業の失業保険適用に関する請願（請願者　札幌市北四条西一丁目桶谷利男外一万三千九百四十六名）（松浦周太郎君紹介）（第一一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林水産業は、事業の近代化、企業形態の整備が認められ、昭和三十七年より失業保険法の任意包括加入の道が開かれたとはいえ、労働条件がほぼ同一の林道、治山及び建設などの事業が同法の当然適用がなされているのに比べて不均衡であり、このため労務者の確保に支障をきたしているが、農林水産業は、経営構造の改善、近代化が進み、他産業の雇用形態と遜色なく、特に生産法人化が進みつつあり、同法における当然適用の条件が整いつつある現況から、これが当然適用事業主となるよう措置されるとともに、雇用審議会で決定をみた、五人未満の事業主に対しても強制適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願（請願者　福岡市大字田島千六百六十七番地の四浦田国民年金法第六十六条第二項の削除に関する請願（請願者　大阪府布施市足代北三丁目三十二番地松井善次郎外二十六名）（久保田鶴松君紹介）（第一一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民年金法第六十六条第二項においては、扶養義務者の収入によつて、傷害福祉年金支給の制限をしているが、老人が恵まれた環境にあるか、どうかは収入の如何によるものではなく、扶養義務者の修養あるいは家庭の事情による要素も多いのであるから、このような制限は妥当でない。ついては、受給権者には（一定の収入のある者を除き）国民年金法の精神に従い支給するのが当然かつ最善と確信されるから、同法第六十六条第二項を削除し、本人に収入なきものには、ひとしく支給するよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

寅治郎外十七名）（進藤一馬君紹介）（第二一一九号）、同（請願者　宮崎市神宮西町三百十八番地高橋忠道外一名）（相川勝六君紹介）（第二三一九号）、同（請願者　岡山市原尾島六百四十番地服部勇）（逢澤寛君紹介）（第一三二〇号）、同（請願者　鳥取県米子市皆生南大境二百十三番地の三八原博道）（赤澤正道君紹介）（第一三六三号）、同（請願者　山口県萩市新川西区安藤修道外二十四名）（田中龍夫君紹介）（第一三六四号）、同（請願者　新潟市新崎四千七百三十三番地小林小森外十一名）（高橋清一郎君紹介）（第一三六五号）、同（請願者　京都市北区小山中溝町十六番地酒井忠邦外二十一名）（小川半次君紹介）（第一四七七号）、同（請願者　福岡市草香江町二丁目十四番地の三百二十五津川直志外六名）（中村寅太君紹介）（第一五〇五号）、同（請願者　熊本県山鹿市大字小坂千五百四番地浦本三子夫外十名）（大久保武雄君紹介）（第一五三九号）、同（請願者　北海道千歳郡恵庭町文京町大野謹之助）（壽原正一君紹介）（第一五九五号）、同（請願者　東京都杉並区上荻窪二丁目七十八番地沼口匡隆外十四名）（岡崎英城君紹介）（第一七〇九号）、同外二件（請願者　佐賀県唐津市坊主町四百六十四番地樋口敬七郎外十一名）（大坪保雄君紹介）（第二〇一一号）、同（請願者　長野県小県郡東部町田中斎藤照之助外六名）（羽田武嗣郎君紹介）（第二〇七〇号）及び同（請願者　福岡市姪ノ浜三千百三十二番地浅野幸雄外十名）（中村寅太君紹介）（第二一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犯罪裁判による有罪服役者の労賃、非有罪者の刑事補償については、国は平和条約第十九条において、その請求権を放棄したので、右関係者はその請求をすることができなくなつたことと、同裁判において占領軍は日本政府をして逮捕した容疑者の財産の差し押えを行なわしめたため、容疑者留守家族はその生活を破壊され、しかも釈放により差し押えを解除されたときは、貨幣価値の大変動のあとで無価値にひとしいという損害を受けたことに対し、次のように補償の方途を講ぜられたいというのである。（一）戦争犯罪裁判有罪服役者のうち、恩給法の適用を受けていない者三千二百九十人に対し、服役日数に応じ一時金を支給すること、（二）同裁判の結果、無罪となつた者及び犯罪容疑者として逮捕拘禁されたが裁判を受けることなく、釈放となつた者千四百八人に対し、拘禁日数に応じ補償金を支払うこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

業務上の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所高橋善一）（金丸徳重君紹介）（第一四〇七号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所全国脊髄損傷患者療友会山梨療養支部木村伊四郎）（山口喜久一郎君紹介）（第一六〇七号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所全国脊髄損傷患者療友会山梨

養支部藤本七三）（吉村吉雄君紹介）（第一六二四号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所全国脊髄損傷患者療友会山梨療養支部安平郡基）（松浦周太郎君紹介）（第一六六二号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所菅野秀吉）（粟山秀君紹介）（第一六九一号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所山口本雄）（西村英一君紹介）（第一六九二号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所大野恒文）（八田貞義君紹介）（第一七一三号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所宮崎緑次郎）（河野正君紹介）（第一七三一号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所矢島光和）（本島百合子君紹介）（第二〇〇五号）、同（請願者　長崎県佐世保市瀬戸越町百五十二番地長崎労災病院内宮崎精）（井手以誠君紹介）（第二一九八号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養所佐野貞夫）（田邊國男君紹介）（第二九六五号）、同外十八件（請願者　福岡県北九州市小倉区曾根町九州労災病院内全国脊髄損傷患者療友会九州労災支部坂口利治外九百八十三名）（田原春次君紹介）（第三〇四四号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地山梨療養支部井上義夫）（泊谷裕夫君紹介）（第三八六二号）、同（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内和泉政雄外五十三名）（小金義照君紹介）（第四二一九号）、同（請願者　北海道岩見沢市七条西十丁目坂本悟外十九名）（岡田春夫君紹介）（第四三二六号）、同（請願者　新潟県直江津市大字至徳寺新潟労災病院内全国脊髄損傷患者療友会新潟労災支部長坂口仁一郎外三十四名）（塚田徹君紹介）（第四三四六号）、同（請願者　福島県郡山市字池台百三十五番地柳沼正外三十五名）（粟山秀君紹介）（第四五〇九号）、同（請願者　佐賀県多久市北多久町字前田竹広峰男外二十一名）（井手以誠君紹介）（第四七五四号）及び同（請願者　静岡県伊東市鎌田二百二十二番地国立重度障害者センター山口政義外二十四名）（木部佳昭君紹介）（第四九三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年四月労災法の一部が改正されて、業務上の災害による外傷性せき髄障害者の重度障害者には終身補償の道がひらかれたが、その補償給付率はあまりにも低率であり、そのうえ諸物価の急騰により患者の生活は極度に困窮している。ついては、せき髄障害者だけの単独法を制定して、次の諸点を実現されたいというのである。（一）外傷性せき髄障害者の長期傷病給付および休業補償費の給付率を平均賃金全額支給に引き上げること、（二）外傷性せき髄障害者のうちで補償給付が特に低額である障害者の平均賃金を、時の物価水準に即した額まで引き上げ、その全額を支給すること、（三）第一種長期給付（自宅療養者）を受けているせき髄障害者の医療費を全額国庫負担とし、介護料を支給すること、（四）三十五年四月労災法改正の際、特別保護法、臨時措置法が切れていた旧労災せき髄障害者に現行法（長期給付）を適用すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

生活保護基準の倍額引き上げ等に関する請願（請願者　東京都新宿区諏訪町六十六番地全国生活と健康を守る会連合会長赤岩栄）（谷口善太郎君紹介）（第一四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護並びに医療行政等について、次記事項を措置されたいというのである。（一）生活保護の減額や打ち切りとなる一切の収入認定をしないこと、（二）生活保護基準を直ちに二倍に引き上げること、（三）憲法第二十五条に反する一切の保護行政をしないこと、（四）地方自治を無視した地方厚生局を設置しないこと、（五）生活保護費の銀行払いをしないこと、（六）国と資本家負担により健保、国保を十割給付とすること、（七）健康保険、生活保護などの予防給付を認め、あらゆる伝染病の予防、治療、後保護を無料にすること、（八）全国一律最低賃金制を確立すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

緊急就労対策事業の打切り反対に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡厳木町本山二百七十二番地諸石源次郎外千名）（井手以誠君紹介）（第一四七八号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡相知町伊岐佐林田峯応外千名）（井手以誠君紹介）（第一五〇三号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡厳木町本山稗田福松外九百九十九名）（井手以誠君紹介）（第一五四九号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡北波多村岸山古賀義雄外千名）（井手以誠君紹介）（第一五七六号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡北波多村矢代町鈴木孝一外千名）（井手以誠君紹介）（第一五九七号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡玄海町普恩寺池田功外千名）（井手以誠君紹介）（第一六二二号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡厳木町岩屋新坑東市三外千名）（井手以誠君紹介）（第一六六〇号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡相知町町切千五百三十八番地小松峰夫外千名）（井手以誠君紹介）（第一六九六号）、同（請願者　佐賀県伊万里市大川町三十四番地吉永亮外千名）（井手以誠君紹介）（第一七二九号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡玄海町大島中村磯海外千名）（井手以誠君紹介）（第一七五二号）、同（請願者　佐賀県伊万里市大川町小川末吉外千名）（井手以誠君紹介）（第一七八〇号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡相知町天神二丁目山口熊雄外千名）（井手以誠君紹介）（第一七九九号）、同（請願者　佐賀県伊万里市大川町立樋脇シノブ外千名）（井手以誠君紹介）（第一八一九号）、同（請願者　佐賀県伊万里市波多津町板木前田友四郎外千名）（井手以誠君紹介）（第一八六六号）、同（請願者　佐賀県東松浦郡相知町末広町原田一男外千名）（井手以誠君紹介）（第一八九九号）及び同（請願者　佐賀県東松浦郡北波多村竹有一児慶枝外六百五十九名）（井手以誠君紹介）（第一九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府・自民党は、昭和三十四年十二月炭鉱離職者臨時措置法をつ

くり、その法律に基づいて緊急就労対策事業を起したが、同事業は三十五年以後だけでも十二万にのぼる膨大な炭鉱失業者に対し、わずかに七千人分の予算しか組まれておらず、全くゴマカシの制度であり、政府はきびしい体力検査をはじめ、種々やかましい基準を設け、炭鉱離職者がこの事業に流れ込むのを極力抑えている。これは失対事業の打ち切りと全く同じものであり、失業者を分散させ、無権利、低賃金の労働者に再編成していくとともに、そのことを通じ全体の労働者の賃金水準をさらにみじめな状態に追い込もうとするものである。ついては、次記事項を実現されたいというのである。（一）緊急就労対策事業の時限立法を撤廃し、無期限延長で事業を継続すること、（二）適格基準、体力基準を撤廃し、離職者はだれでも働かせること、（三）一般失業対策事業及び緊急就労対策事業のワクを大幅に拡大し、失業者はだれでも無条件で働かせること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

失業者就労事業紹介対象者の賃金引き上げ等に関する請願（請願者　福岡県鞍手郡鞍手町原三千人）（伊藤卯四郎君紹介）（第一五四三号）、同（請願者　福岡県久留米市南町岡田山住宅中の七十二号宗盛士）（稲富稜人君紹介）（第一五四四号）、同外一件（請願者　広島県因島市土生町平本俊一外一名）（内海清君紹介）（第一五四五号）、同外四件（請願者　札幌市南十一条西一丁目池田勝吾外四名）（地崎宇三郎君紹介）（第一五四六号）、同外五件（請願者　広島県呉市広町名田湊一郎外五名）（前田榮之助君紹介）（第一五四七号）、同外三十五件（請願者　東京都目黒区上目黒八丁目二百四十二番地中田庄一外三十五名）（本島百合子君紹介）（第一五四八号）及び同（請願者　神戸市長田区北町三丁目地先白石敬三郎）（砂田重民君紹介）（第一八五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第四十三回国会において緊急失業対策法の一部を改正されたが、この運営に要する昭和三十九年度予算の内容は、法改正の趣旨とはあまりにもかけ離れているので、これを是正して、失業対策事業の運営を発展的なものとするため、次記事項を措置されたいというのである。（一）昭和三十九年度予算中、失業対策事業に働く者に対する賃金の単価を七百五十円に引き上げること、（二）期末手当について、臨時に支払われる賃金という観念を離れて、実体をもととして、公務員に準じ明確に制度化すること、（三）退職金の制度化をはかり、就職仕度金及び自営業等に対する貸付金は、転出するための経費を十分にまかない得る金額とすること、（四）失業対策法の内容を、雇用の促進、労働効果に見合う労働条件の獲得並びに高齢者等の生活安定をはかるよう改正すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

厚生年金保険法の老齢年金給付額引き上げに関する請願（請願者　福岡市新室見町八百十一番地の一尾畑善太郎）（河野正君紹介）（第一六五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生年金保険法の老齢年金給付額は、月平均三千五百円に過ぎず、扶養家族に至つては一日当り十三円という電車の片道切符さえ買うことができない僅少額であるが、いまや経済は高度に発展し、厚生年金の積立金も数千億円に達している今日、同制度が公共企業体、国公、地公の年金制度と比較し、平等に取り扱われていないのはまことに遺憾である。ついては、老齢年金受給者は老齢のため働くこともできず、たとえ働けたとしても正規の就職口もないので、日雇いや臨時雇い等であるため、毎日の生活に不安を感じている実情にあるから、当面すみやかにこれが給付額を四倍に引き上げるよう、厚生年金保険法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願（請願者　兵庫県津名郡一宮町郡家池上みちよ外千二百三十七名）（堀昌雄君紹介）（第一七五一号）、同外八十九件（請願者　福岡県鞍手郡小竹町一丁目三番地竹森利助外七百七十七名）（楢崎弥之助君紹介）（第一七七四号）、同外一件（請願者　長野県岡谷市長地中屋高木春美外二千百六十八名）（原茂君紹介）（第一七七五号）、同（請願者　福岡県北九州市若松区大字畑字細道千六十四番地森山富枝外七十五名）（川上貫一君紹介）（第三五三三号）、同（請願者　高知市長浜二百十一番地酒井瑛子外六十五名）（大出俊君紹介）（第四〇六七号）、同（請願者　大阪市東区東雲町二丁目百四十九番地本田妙子外二百四十九名）（有馬輝武君紹介）（第四二七五号）、同名）（多賀谷眞稔君紹介）（第一七七六号）、同外四十八件（請願者　福岡県北九州市小倉区新川町久保善夫外四百八十九名）（河野正君紹介）（第一八〇一号）、同外八十三件（請願者　福岡県北九州市若松区大畠通り末光政男外八百十名）（河野正君紹介）（第一八六四号）、同（請願者　福岡県北九州市戸畑区中本町松尾善雄外千二百六十九名）（松本七郎君紹介）（第一九二八号）、同外一件（請願者　福岡県飯塚市本町秋山豊次外千九百七十二名）（滝井義高君紹介）（第二二二八号）、同（請願者　千葉県佐倉市上志津千六百六十八番地小野崎実外百二十七名）（桜井茂尚君紹介）（第二二二九号）、同（請願者　兵庫県三原郡西淡町山口千賀子外百三十名）（山口丈太郎君紹介）（第二三三〇号）、同（請願者　山口県光市室積北町中川久雄外百九十三名）（前田榮之助君紹介）（第二九六七号）、同（請願者　東京都品川区荏原二丁目二百三十四番地高橋一夫外二百三十八名）（村山喜一君紹介）（第三二四四号）、同（請願者　神戸市垂水区舞子町字細道千六十四番地森山富枝外七十五名）（川上貫一君紹介）（第三五三三号）、同（請願者　高知市長浜二百十一番地酒井瑛子外六十五名）（大出俊君紹介）（第四〇六七号）、同（請願者　大阪市東区東雲町二丁目百四十九番地本田妙子外二百四十九名）（有馬輝武君紹介）（第四二七五号）、同

（請願者　名古屋市西区松西町一丁目五十二番地大野茂美子外五百三十二名）（加藤清二君紹介）（第四四四三号）、同（請願者　大阪市東成区森町南一丁目二十五番地早崎充清外四十七名）（有馬輝武君紹介）（第四五六〇号）及び同（請願者　福岡県北九州市門司区小森江北川町二番地平野淑江外二千名）（谷口善太郎君紹介）（第四八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の最低賃金法は、その基本が業者間協定にあつて賃金の決定に労使対等の立場において参加する労働者の権利を奪つており、きわめて不満であるから、同法を廃止し、次記事項に沿つて、全国一律最低賃金制を即時法制化されたいというのである。（一）全国一律に最低賃金を設定すること、（二）最低賃金額を決定する権限を持つ最低賃金委員会を設置すること、この委員会は労使同数で同等の立場にたつ代表により構成し、中立委員は労使委員の同意を得て選出し、法議権は持たない、（三）最低賃金額の決定にあたつては、労働者の生計費を基礎とし、また賃金委員会の算出する生計費の上昇に応じてスライドすること、（四）最低賃金制実施のため、必要にして、十分な監督機構と罰則を設けること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願（請願者　静岡県田方郡天城湯ヶ島町大川政之外三十名）（久保田豊君紹介）（第一七七一号）、同（請願者　奈良市五条町五条山植平一馬外一万四千八十二名）（和田博雄君紹介）（第一七七二号）、同外一件（請願者　北海道三石郡三石町字本桐今井宏外六千六百八名）（岡田春夫君紹介）（第一八〇三号）、同外五件（請願者　北海道帯広市西五条十二丁目加田朝子外三千九百八十七名）（松浦定義君紹介）（第一八〇四号）、同（請願者　北海道有珠郡壮瞥町滝之町吉田タネ外七百三十名）（山内広君紹介）（第一八二一号）、同外一件（請願者　長野県下高井郡山之内町永井万市外一万七千四百九十八名）（原茂君紹介）（第一八二二号）、同（請願者　秋田県河辺郡河辺町岩見石塚政男外一万百三十五名）（川俣清音君紹介）（第一八三六号）、同外二件（請願者　長野県西筑摩郡開田村中畑はる外三万一千四百八十四名）（原茂君紹介）（第一八三七号）、同（請願者　宮崎県北諸県郡高城町四家平野春美外百三十四名）（八木昇君紹介）（第一八三八号）、同（請願者　高知県香美郡物部村久保古味代九郎外千五百名）（湯山勇君紹介）（第一八三九号）、同外三百六十一件（請願者　北海道網走郡津別町相生高沢武夫外一万七百十名）（永井勝次郎君紹介）（第一八七〇号）、同外十三件（請願者　鹿児島県川内市中村町四千九百九十二番地原園三郎外四千二百七十四名）（八木昇君紹介）（第一八七一号）、同外四件（請願者　宮崎県西臼杵郡日之影町水無平多賀敬助外六百四十七名）（八木昇君紹介）（第一九〇一号）、同外十四件（請願者　北海道名寄市西五条北三丁目中川晋市外一万一千七百五十四名）（安井吉典君紹介）（第一九六六号）、同外十一件（請願者　長野県西筑摩郡上松町永井喜作外百六十七名）（下平正一君紹介）（第二〇一四号）、同外三件（請願者　北海道瀬棚郡北檜山町古沢繁義外二千二百五十二名）（山内広君紹介）（第二〇一五号）、同外十七件（請願者　宮崎県西臼杵郡日影町鹿川中島光志外三千三百四十八名）（八木昇君紹介）（第二四九七号）、同（請願者　長野県西筑摩郡平滝村堅通弘外一万一千九百九十五名）（楯兼次郎君紹介）（第二六二三号）、同外十二件（請願者　宮崎県小林市下西町萩原輝也外二千六十八名）（八木昇君紹介）（第二八三一号）、同外十二件（請願者　宮崎県小林市南西方五千七百七十三番地大田水平吉外千九百九十四名）（八木昇君紹介）（第二九〇六号）、同外十八件（請願者　鹿児島県肝属郡高山町前田福留坂下末吉外四千二百十三名）（八木昇君紹介）（第二九七三号）、同外九件（請願者　鹿児島市春日町百二十番地山本勲外二千百四十二名）（八木昇君紹介）（第三〇一四号）、同外八件（請願者　宮崎県東諸県郡綾町入野三行智江子外千七百七十四名）（八木昇君紹介）（第三〇七二号）、同外四件（請願者　岩手県花巻市湯口志戸平三十八番地畠山ソメ外四千四百十五名）（淡谷悠蔵君紹介）（第四四二三号）及び同外三十四件（請願者　岩手県上閉伊郡宮守村照井孝郎外二万八千四百十五名）（淡谷悠蔵君紹介）（第四四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林労働者約十五万人のうち、十万人は、毎年雇用、解雇を繰り返され、その上身分差別によつて賃金、手当、休暇、厚生施設、社会保障などあらゆる条件に差別をつけられている身分不安定な労働者であるが、これらの者は、国有林周辺の農山村民で、国有林で働く以外生活の方法がない者たちであるから、一年を通じて安心して働くことができ、人並みの賃金と条件を与えられるよう、現状の差別待遇を撤廃し、次記事項を措置されたいというのである。（一）賃金を一日百四十円引き上げること、（二）扶養手当を日給制というだけで半分にせず、配偶者及び第一子にはそれぞれ六百円、その他の者には一人四百円とすること、（三）寒いところで働く者には、他の公務員と同様寒冷地手当を支給し、生活保護世帯より低い薪炭手当、石炭手当を増額すること、（四）一年に四日以下という現行年次休暇の日数をふやし、その他の休日休暇も有給とすること、（五）雇用期間を延長し、年間を通じて働ける常用化を実現し、定員繰り入れを行なうこと、（六）気候や事業の都合で年間を通じて働けない場合は、定期作業員以上の身分の者に対しては、その期間休業手当を支給するという「雇用安定法」（待期制度）を早期に制定すること、（七）「雇用安定法」が制定されるまでの間、実働二十二日以上なければ適用されないという「失業保険」や「退職手当」の現行制度をあらため、さらに「共済年金」制度を確立すること、（八）民間林業労働者に、「失業保険」「健康保険」「厚生年金」などを全面的に適用すること、（九）労力がありながら就労の機会に恵まれない地域では、国有林で事業を興したり拡大して、地元民の雇用をはかること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

身体障害者に対する義務雇用及び安全就業等に関する請願（請願者　東京都港区麻布本村町十四番地花田政国外八千六百名）（黒田壽男君紹介）（第一八三四号）、同（請願者　岡山県小田郡矢掛町字内八百四十番地有吉茂外八千六百名）（江田三郎君紹介）（第一八六七号）及び同（請願者　鹿児島県川辺郡川辺町平山六千八百二十一番地小牟田ユミ子外八千六百名）（山崎始男君紹介）（第一九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

身体障害者が、人間として生きるに値する生活が保障され、また職場が広く保障されるよう、次記事項の措置を講じられたいというのである。（一）身体障害者に対する差別雇用を排除し、職場を確保するため、雇用を怠る官公庁、会社、事業場等に強制雇用させるよう、勧告する権限を身体障害者雇用促進法に明記するとともに、国、地方公共団体、国鉄等の一・四―一・五％までの雇用率を五％に、民間のそれを三％にすみやかに引き上げ、完全雇用をはかること、（二）職種制限を緩和するとともに、職場管理の適正化により安全就業ができるよう、規制を強化すること、（三）最低賃金制を実施すること、（四）身体障害者に対する職業訓練施設の増設、医療保障、生活保障を拡大強化するため予算の増額を行なうこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

理学療法士及び作業療法士の制度化に関する請願（請願者　甲府市北口一丁目四番地川手薫）（田邉國男君紹介）（第一八三五号）、同外一件（請願者　愛知県江南市東野長谷川元一外一名）（海部俊樹君紹介）（第二〇四六号）、同外三十二件（請願者　京都市左京区聖護院川原町五十三番地京都大学医学部付属病院理学的療法部内京滋理学治療技師会辻幸一外三十三名）（小川半次君紹介）（第二七八八号）、同（請願者　長野県更級郡更北村青木島青柳清）（小坂善太郎君紹介）（第二八八六号）、同（請願者　名古屋市千種区仲田本通四丁目二番地近藤健）（春日一幸君紹介）（第二九六六号）、同（請願者　高松市七番丁一番地高松赤十字病院内浜野武一外八名）（藤本孝雄君紹介）（第三〇四六号）、同（請願者　愛知県刈谷市西境吉見正雄）（伊藤よし子君紹介）（第三〇四七号）、同外十四件（請願者　滋賀県八日市市中野町小島幸男外十四名）（宇野宗佑君紹介）（第三四三七号）及び同（請願者　静岡県浜松市肴町一番地藤田栄治外二名）（長谷川保君紹介）（第四二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理学療法士及び作業療法士の制度化にあたつては、次の事項が実現されるよう措置されたいというのである。（一）身体障害者に対するすべての欠格事由を削除されたい。なお、どうしてもこれを規定しなければならない場合でも、この法律施行の際、現に理学療法または作業療法の業務に従事している者に対しては、免許の特例及び受験資格の特例において、欠格事由の特例を認めること、（二）現に理学療法及び作業療法に従事する者全員に対して、再教育を目的とする講習会を国の責任において実施されたい。しかし国家予算の面から完全実施は不可能と思われるので、経費は厚生省及び各都道府県予算、関係団体負担金及び受講料をもつて充当すること、等、（三）受験資格の特例に関して、一定の基準を設けることは当然であるが、病院、診療所その他政令に定める施設に対して、その設備及び職務内容に基づく厚生大臣の指定は、削除すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国有林労働者の待期制度の制度化に関する請願外十六件（請願者　北海道留萌郡小平村達布増田勇外二万一千六百四十七名）（芳賀貢君紹介）（第一八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林野の大部分の労働者は、毎年秋から年末にかけてわずかばかりの退職金で職場を失い、翌年の春まで失業保険金を受けながら、不安な生活を繰り返しているから、国有林野事業の夏の仕事と冬の仕事を合理的に組み合せ、年間を通じて多くの労働者が働くことができるようにされ、もしこれが困難な場合には、これらの者を解雇しないで、その期間を休職扱いとして、保障給を支給し、次の事業が開始されるまで待期させるよう制度化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

らい予防法の改正等に関する請願（請願者　岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百三十九番地全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会議長下川亘）（亀山孝一君紹介）（第一八九六号）、同（請願者　青森市大字石江字平山十九番地戸井田吉之助）（淡谷悠蔵君紹介）（第一九一九号）、同（請願者　岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百三十九番地全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会井上敏夫）（黒田壽男君紹介）（第一九二〇号）、同（請願者　青森県弘前市大字福村字福富三十番地の一福島力男）（島口重次郎君紹介）（第一九二一号）、同外一件（請願者　静岡県御殿場市神山千九百十五番地小泉孝之外十一名）（長谷川保君紹介）（第一九二二号）、同（請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津千六百六十番地多摩全生園内光岡良二）（山花秀雄君紹介）（第一九二三号）、同（請願者　青森県八戸市小中時町大町一丁目佐々木秀文）（米内山義一郎君紹介）（第一九二四号）、同外三件（請願者　岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百三十九番地全国国立療養

所ハンセン氏病患者協議会小田猛外三名）（勝間田清一君紹介）（第二〇〇八号）、及び同（請願者　岡山県邑久郡邑久町虫明六千五百三十九番地全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会大島支部長中石俊夫）（木村武千代君紹介）（第二〇四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ハンセン氏病医学の定説を無視し、患者の人権を不当に侵しているらい予防法をすみやかに改正するとともに、次記事項について措置されたいというのである。（一）長期の隔離生活から解放された退所者のために、退所支度金、生業資金、住宅及び就職のあっせん等について十分な保障を行なうこと、（二）誤った強制収容、隔離政策によって受けた患者の損失を補償すること、（三）病気をなおすための医療を充実し、あわせて療養生活全般の改善をはかること、（四）不自由者看護の職員切り替えがすみやかにできるよう、施設を整備し、看護要員を増員すること、（五）患者の労働力を不当に搾取している作業制度を改め、正当な賃金を支払うこと、（六）病状の特殊性を考慮し、傷害福祉年金受給範囲を拡げ、あわせて盲人級の新設、外国人不自由者の待遇改善を行なうこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

駐留軍労働者の雇用安定等に関する請願（請願者　埼玉県所沢市住吉町六百三十三番地山田辰三外四十一名）（平岡忠次郎君紹介）（第一九一〇号）、同（請願者　神奈川県横須賀市三春町四丁目十七番地小幡てい子外百五十六名）（山花秀雄君紹介）（第一九一一号）、同（請願者　神奈川県横須賀市池上町四千三百八十七番地桑原チュ外三十四名）（秋山徳雄君紹介）（第二〇〇二号）、同（請願者　神奈川県相模原市小山二千六百十番地桐生繁子外三名）（野間千代三君紹介）（第二〇〇三号）、同（請願者　神奈川県相模原市上鶴間三百八十五番地成島正外百十六名）（秋山徳雄君紹介）（第二六二〇号）、同（請願者　横浜市港北区菊名町百二十九番地小林卓也外百五十五名）（重盛寿治君紹介）（第二六二一号）、同（請願者　東京都昭島市拝島町二千八百十七番地前田義伸外百十二名）（山田耻目君紹介）（第二六二二号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺千五百四十九番地関原孝一郎外百二十二名）（石橋政嗣君紹介）（第二八二七号）、同（請願者　横浜市神奈川区神大寺町六百七十一番地矢萩完男外百三十八名）（泊谷裕夫君紹介）（第二八二八号）、同（請願者　神奈川県川崎市東古市場百十八番地長沢重三外百二十四名）（野間千代三君紹介）（第二八二九号）、同（請願者　埼玉県北足立郡足立町小松沢政一外百四名）（畑和君紹介）（第二八三〇号）、同（請願者　埼玉県所沢市北野二千三百四十五番地小葉あい外百四十七名）（大出俊君紹介）（第二九〇三号）、同（請願者　神奈川県横須賀市田浦町六丁目十三番地山崎義政外百七十一名）（米内山義一郎君紹介）（第二九〇四号）及び同（請願者　横浜市保土ケ谷区川島町鈴木利夫外百五十二名）（大村邦夫君紹介）（第三〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍労働者に対する抜本的な雇用安定対策確立のため、次記事項の措置を講じられたいというのである。（一）現在発表されている人員整理は政府が救済措置を講ずるまで延期すること、（二）退職手当の増額と制度を改正すること、（三）雇用安定をはかる特別法を制定すること、（四）特別給付金を大幅に増額すること、（五）雇用奨励金の適用及び就職促進手当を支給し、駐留軍離職者の雇用拡大をはかること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

進行性筋萎縮症児救済に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡日野町内池八百八番地徳田篤俊外四十一名）（田中正巳君紹介）（第一九二七号）、同（請願者　長崎県佐世保市新橋町九十三番地藤崎巌外四十一名）（白濱仁吉君紹介）（第二〇四九号）及び同（請願者　長崎県佐世保市白岳町六百五十三番地川崎菊一外四十一名）（田口長治郎君紹介）（第二〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

進行性筋萎縮症に侵された患者は、年とともに漸次進行悪化する身体の不自由に悩まされ、幼年より青年に至る成長教育期に当る十数年あるいはそれ以上に及び苦しい闘病生活に明け暮れながら回復の見込みもなく若年にして一生を終つているのが現状であるが、現在の医学においては、これに対し原因と治療法が発見されないため、施す術がない実情であり、一方患者の家族は患者とともに長年にわたり物心両面における辛苦は並み大低でなく、このまま推移すれば人道的、社会的観点から、はなはだ憂慮すべき問題と考える。ついては、政府は国家的見地より同問題を真剣に検討され、積極的対策を講じ、同病に対しても他の難病（小児まひ、肺結核、がん、肢体不自由者等）に対すると同様に病理研究機関、患者収容施設等を設置し、同病患者のみを集結収容して治療に専念できるよう具体的対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

理学療法士及び作業療法士の法制化に伴う経過措置に関する請願（請願者　名古屋市東区手代町二丁目二十二番地宇佐美男惇）（辻寛一君紹介）（第一九七一号）、同（請願者　愛知県犬山市鵜飼町奥田冨男）（海部俊樹君紹介）（第二〇四七号）、同（請願者　名古屋市守山区大字小幡字野萩二十四番地吉田和昭）（春日一幸君紹介）（第二二三一号）、同（請願者　京都市東山区下河原町四百七十六番地稲田鹿造）（小川半次君紹介）（第二四二四号）、同（請願者　高松市七番丁一番地高松赤十字病院内河井昌明外二名）（藤本孝雄君紹

介）（第三〇四五号）、同（請願者　大阪市東住吉区田辺西ノ町八丁目九番地山野久和）（菅野和太郎君紹介）（第三二四三号）、同（請願者　滋賀県八日市市中野町小島幸男）（宇野宗佑君紹介）（第三四三六号）、同（請願者　長野県松本市西堀町二百五十番地日本病院マッサージ協会長野県支部山本勇一）（唐澤俊樹君紹介）（第三五〇七号）及び同（請願者　長野県伊那市伊那中央総合病院病理学療法室日本病院マッサージ協会長野県支部山岸誠）（吉川久衛君紹介）（第三六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理学療法士及び作業療法士の法制化に伴う経過措置として次記事項を実施し、病院において、マッサージを行なつている請願者ら全員にP・Tへの道を開かれたいというのである。（一）講習は都道府県別に行ない、できるだけ勤務に支障のないようスケジュールを組むこと、（二）学歴において不足する部分は、関係免許所有者には免許すること、（三）経験年数は特例試験受験日において五カ年とすること、（四）身体障害者、特に全盲者に対する欠格事由の取り扱いに関しては、英国の例にならうこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

業務外の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願（請願者　長崎県佐世保市瀬戸越町百五十二番地長崎労災病院内堺幸生）（石橋政嗣君紹介）（第二〇〇四号）、同（請願者　長崎県佐世保市瀬戸越町百五十二番地長崎労災病院内宮崎精）（井手以誠君紹介）（第二一九九号）、同（請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地国立箱根療養所内佐藤寛治外五十三名）（安藤覺君紹介）（第四二五一号）、同（請願者　北海道岩見沢市労災病院内沢渡トヨ）（岡田春夫君紹介）（第四三二七号）、同（請願者　新潟県直江津市大字至徳寺新潟労災病院内全国脊髄損傷患者療友会新潟労災支部長坂口仁一郎外三十四名）（塚田徹君紹介）（第四三四五号）、同（請願者　富山県高岡市関町二十番地酒井富光）（正力松太郎君紹介）（第四三五五号）、同（請願者　福島県郡山市字池台百三十五番地柳沼正外三十五名）（粟山秀君紹介）（第四五一〇号）、同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地全国脊髄損傷患者療友会山梨療養所支部長金子清吉）（金丸徳重君紹介）（第四六六七号）、同外一件（請願者　福島県大沼郡会津高田町下町山本孝市外三十二名）（渋谷直藏君紹介）（第四六六八号）、同（請願者　佐賀県多久市北多久町字前田竹広峰男外二十一名）（井手以誠君紹介）（第四七五五号）、同（請願者　山梨県山梨市全国脊髄損傷患者療友会山梨療養所支部矢島光和）（内田常雄君紹介）（第四七五六号）及び同（請願者　山梨県山梨市落合八百六十番地全国脊髄損傷患者療友会山梨療養所支部安平邦基）（本島百合子君紹介）（第四八五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

業務外の災害によるせき髄障害者は主として生活保護法、国民健康保険法により、生活補償および療養補償を受けているが、その特殊な症状と長期性を改めて考慮され、入院費については、入院入所療養者はもちろん、自宅療養者でも治療を必要とする場合、その費用は全額国庫負担とし、さらに各種年金は収入と見なさず生活費の一部として認めるとともに、せき髄障害者が家族とともに入所できる施設を設置するよう、それぞれ措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

肢体障害者の援護対策に関する請願（請願者　東京都世田谷区太子堂四百七十四番地厚生車両人団長事務取扱渡辺聖火）（本島百合子君紹介）（第二〇〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

肢体障害は、盲・ろうと異なり障害部位により、その対策は一様でなく、その苦悩にも大差があり、なかでも両下肢機能喪失者の深刻な憂傷の実情については、あまり理解されていない。たとえば、重度肢体不自由児を含めた推定八万人は、車両類を日常生活の必需品とする者、またそのために普通人、一般障害者に比し、著しく多額の経費を要したり、選挙の権利及び納税の義務等に支障をきたしたり、結婚生活に入ることすらできない等の特殊事情下におかれているのに、その根本的対策が全く放任されている。このことは、高度の福祉国家及び近代国家としてまことに遺憾であるから、次記事項を実現されるとともに、東京においては、緊急にその模範的措置を企画され、実現されるよう特に熱望するというのである。

（一）車両対策として、⑴車椅子は、現物交付の単一制を改め、本人の希望を容易に採り入れるため、本人自身または任意の一般業者を選んで作るときは、法定価格の八割以内に相当する現金を、製作確認の上交付するとともに、車椅子予算を大幅に増額すること、⑵専用自動車類に改造する場合には、軽自動車以下に限り、前記を併用し、第二種原付自転車の三、四輪を下肢不自由者に限り認めること、⑶自動車税、物品税、ガソリン税を課税の対象から除外するか、または法的に免税とすること、⑷専用車両は差し押え処分から除外すること、⑸駐車禁止制度に緩和策を講じること、等、（二）本人の特殊住宅または特殊店舗を新築、改増築するときは、一定限度まで低利資金貸し出しの途を開くこと、（三）障害福祉年金は、傷痍軍人年金の八割までを規準とし、軽重に応じて引き上げる方針をすみやかに樹立すること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、一時金の不均衡

是正に関する請願（請願者　愛媛県大洲市田処　愛媛県傷痍軍人会連合会長長岡綾夫外一名）（今松治郎君紹介）（第二一一〇号）、同（請願者　香川県丸亀市酒屋町六十八番地村上一夫）（加藤常太郎君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　富山市泉町三番地森田忠平）（佐伯宗義君紹介）（第二一一二号）、同（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町上妻幸次郎外一名）（進藤一馬君紹介）（第二一一三号）、同（請願者　北海道磯谷郡蘭越町字初田北川佐太郎）（壽原正一君紹介）（第二一一四号）、同（請願者　京都市北区平野鳥居前町六番地京都府傷痍軍人会副会長園木敏生）（高橋等君紹介）（第二一一八号）、同（請願者　広島県福知山市字堀二千五百四十八番地の二京都府傷痍軍人会副会長足立信治）（谷垣専一君紹介）（第二一一九号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町巽町一丁目四十番地　福井県傷痍軍人会副会長板谷静佳）（坪川信三君紹介）（第二一二〇号）、同外一件（請願者　千葉県旭市寺田二千八百八十番地鈴木義一外一名）（寺島隆太郎君紹介）（第二一二一号）、同（請願者　北海道雨竜郡沼田町本通五丁目三浦由吉）（南條徳男君紹介）（第二一二二号）、同（請願者　静岡県清水市下清水百七十六番地後藤栄）（西村直己君紹介）（第二一二三号）、同（請願者　長野市県町長野県傷痍軍人会長下村正五）（羽田武嗣郎君紹介）（第二一二四号）、同（請願者　香川県綾歌郡綾歌町栗熊西九十二番地広田甚太郎）（福田繁芳君紹介）（第二一二五号）、同（請願者　高松市今里町二百七十六番地の二白井要平）（藤本孝雄君紹介）（第二一二六号）、同（請願者　広島県庄原市本町広島県傷痍軍人会副会長森島芳市）（永山忠則君紹介）（第二二〇一号）、同（請願者　福岡県八女市新庄金納友雄）（荒木萬壽夫君紹介）（第二二九五号）、同（請願者　福井市佐佳枝上町福井県傷痍軍人会長富田武）（植木庚子郎君紹介）（第二二九六号）、同（請願者　京都市中京区富小路御池上ル京都府傷痍軍人会長山科喜一）（小川半次君紹介）（第二二九七号）、同（請願者　香川県三豊郡高瀬町大字下勝間千三百一の二番地矢野弓之助）（大平正芳君紹介）（第二二九八号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉正一）（菅野和太郎君紹介）（第二二九九号）、同（請願者　岡山県西大寺市傷痍軍人会西大寺支部長藤原武夫外一名）（小枝一雄君紹介）（第二三〇〇号）、同（請願者　兵庫県相生市大谷相本春男）（河本敏夫君紹介）（第二三〇一号）、同（請願者　福島県須賀川市西六丁目一番地添田千代治）（澁谷直藏君紹介）（第二三〇二号）、同（請願者　富山県東砺波郡福野町中島和作）（正力松太郎君紹介）（第二三〇三号）、同（請願者　長崎市住吉町三百四十六番地川崎猪三）（白濱仁吉君紹介）（第二三〇四号）、同（請願者　愛媛県北条市小山田愛媛県傷痍軍人会松田義一）（鬮谷勝利君紹介）（第二三〇五号）、同（請願者　山口県大津郡油谷町五百十八番地乃美巌）（田中龍夫君紹介）（第二三〇六号）、同（請願者　高知県土佐市高岡町高知県傷痍軍人連合会副会長高石聲）（田村良平君紹介）（第二三〇七号）、同（請願者　島根県簸川郡佐田村島根県傷痍軍人会簸川郡支部長三原高由）（竹下登君紹介）（第二三〇八号）、同（請願者　札幌市南五条西二丁目北海道傷痍軍人会長本田貞三）（地崎宇三郎君紹介）（第二三〇九号）、同（請願者　広島市千田町三丁目広島県傷痍軍人会長山本玉行外二名）（中川俊思君紹介）（第二三一〇号）、同（請願者　福岡県朝倉郡小石原村梶原需外一名）（中島茂喜君紹介）（第二三一一号）、同（請願者　大分市新川町東八組柏亀夫）（西村英一君紹介）（第二三一二号）、同（請願者　福岡県嘉穂郡穂波町天道小野山幾太郎）（野見山清造君紹介）（第二三一三号）、同（請願者　兵庫県尼崎市神田北通五丁目百二十七番地下垣菊一）（原健三郎君紹介）（第二三一四号）、同（請願者　大阪府豊中市熊野町四丁目七十五番地豊中市傷痍軍人会長芳丸竜雲）（松田竹千代君紹介）（第二三一五号）、同（請願者　埼玉県川越市大字砂久保三十九番地加藤百太郎）（松山千恵子君紹介）（第二三一六号）、同（請願者　新潟県新発田市三の丸松村重次外三名）（渡邊良夫君紹介）（第二三一七号）、同（請願者　徳島県板野郡北島町徳島県傷痍軍人会長新居幸男）（秋田大助君紹介）（第二四四四号）、同（請願者　愛媛県新居浜市角野町西泉愛媛県傷痍軍人連合会河上実）（井原岸高君紹介）（第二四四五号）、同（請願者　大津市布施屋町滋賀県傷痍軍人会長沢幸吉）（宇野宗佑君紹介）（第二四四六号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区城野富七見町一丁目坂本峰吉外一名）（田中六助君紹介）（第二四四七号）、同（請願者　静岡県浜松市亀山町山口重太郎）（高見三郎君紹介）（第二四四八号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡霧島町大久保堀之内義雄）（中馬辰猪君紹介）（第二四四九号）、同（請願者　兵庫県加古川市寺家町一番地三木一雄）（渡海元三郎君紹介）（第二四五〇号）、同（請願者　岡山県井原市井原町三千三百三十三番地岡山県傷痍軍人会副会長佐藤勇外一名）（藤井勝志君紹介）（第二四五一号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉キクノ）（古川丈吉君紹介）（第二四五二号）、同（請願者　宮城県名取市下増田字屋敷三十二番地森修）（保科善四郎君紹介）（第二四五三号）、同（請願者　広島県山県郡戸河内町三百五十の三番地広島県傷痍軍人会松本栄一）（森下元晴君紹介）（第二四五四号）、同（請願者　新潟県高田市南城町一丁目九十番地渡辺直一郎外一名）（小沢辰男君紹介）（第二五二五号）、同（請願者　福島県常磐市場本町宝海小沢武夫）（齋藤邦吉君紹介）（第二五三六号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目百十三番地藤井八郎）（砂田重民君紹介）（第二五三七号）、同（請願者　長崎市岩川町三十五番地川上保）（田口長治郎君紹介）（第二五三八号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原四百六十六番地志村行雄）（有田喜一君紹介）（二六〇八号）、同（請願者　金沢市広坂通り二丁目石川県傷痍軍人会長徳田保久）（井村重雄君紹介）（第二六六七号）、同（請願者　名古屋市守山区大字守山字山屋敷十四番地愛知県傷痍軍人会副会長杉村倉太郎外一名）（久野忠治君紹介）（第二六六八号）、同（請願者　大津市川口町十二番地滋賀県傷痍軍人会副会長橋本富夫）（草野一郎平君紹介）（第二六六九号）、同（請願者　秋田県由

利郡象潟町秋田県傷痍軍人連合会長寺田寿三外一名）（笹山茂太郎君紹介）（第二六七〇号）、同（請願者　山梨県韮崎市穴山町五千百六番地島津定信）（田邊國男君紹介）（第二六七一号）、同（請願者　福島市杉妻町十六番地遠藤金盛）（粟山秀君紹介）（第二六七二号）、同（請願者　名古屋市熱田区森後町一丁目七十五番地長尾昶）（江崎真澄君紹介）（第二七六六号）、同外二件（請願者　津市大字下部田字徳田三十二番地松村黄次郎外二名）（木村俊夫君紹介）（第二七六七号）、同（請願者　札幌市北二十一条西五丁目高田克衛）（松浦周太郎君紹介）（第二七六八号）、同（請願者　埼玉県羽生市大字北袋五百七十七番地吉沢照次）（青木正君紹介）（第二八六七号）、同（請願者　奈良市油留木町二十五番地奈良県傷痍軍人会長辻本保）（奥野誠亮君紹介）（第二八六八号）、同（請願者　熊本県水俣市江添四百十六番地堤下一男）（坂田道太君紹介）（第二九三二号）、同（請願者　長野県南佐久郡臼田町役場内南佐久傷痍軍人会長日向大典）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一七二号）、同（請願者　熊本県菊池郡菊陽村久保田椿幸男）（松野頼三君紹介）（第三一七三号）、同（請願者　長野県更埴市大字屋代傷痍軍人埴科協会長三井清司）（羽田武嗣郎君紹介）（第三二七三号）、同（請願者　山形県酒田市十王堂町四十五番地高橋二郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第三二七四号）、同（請願者　鳥取県東伯郡羽合町上浅津島田安夫）（赤澤正道君紹介）（第三二三二号）及び同（請願者　佐賀市北川副町大字光法二百三十三番地武藤勝善）（大坪保雄君紹介）（第三二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者に対する障害年金、障害一時金の支給要件及びその対象は均衡を失し、かつ狭隘で特に旧軍人に対する取り扱いは全く不均衡であるから、国はその責任の所在を明らかにし、次記事項について措置されたいというのである。（一）本邦等で勤務に関連（陸、海軍学校生徒を含む）して生起した旧軍人の傷痍、疾病に対し障害年金を支給すること、（二）年金、一時金の支給範囲の制限（軍属は新第三款症、その他は第六項症までに制限されている）を廃止し恩給法同様新第五款症まで支給すること、（三）年金、一時金の選択の制限（年金か一時金かの決定は職権により一方的に決定されている）を廃し、受給権者に年金、一時金の選択の自由を与えること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

戦傷病者中央援護福祉施設建設費助成に関する請願（請願者　山梨県愛媛県大洲市田処愛媛県傷痍軍人会連合会長長岡綾夫外一名）（今松治郎君紹介）（第二一二七号）、同（請願者　大阪府豊中市熊野町四丁目七十五番地豊中市傷痍軍人会長芳丸竜雲）（大倉三郎君紹介）（第二一二八号）、同（請願者　香川県丸亀市富屋町六十八番地村上一夫）（加藤常太郎君紹介）（第二一二九号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡櫛形町小笠原宮川勝馬）（金丸信君紹介）（第二一三〇号）、同（請願者　富山市泉町三番地森田忠平）（佐伯宗義君紹介）（第二一三一号）、同（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町力丸佐七外一名）（進藤一馬君紹介）（第二一三二号）、同（請願者　北海道厚岸郡蘭越町字初田北川佐太郎）（壽原正一君紹介）（第二一三三号）、同（請願者　京都市北区平野鳥居前町六番地京都府傷痍軍人会副会長高田松二郎）（田中伊三次君紹介）（第二一三四号）、同（請願者　栃木県小山市渋井鶴見清一郎外一名）（高瀬傳君紹介）（第二一三五号）、同（請願者　新潟県高田市南城町一丁目九十番地渡辺直一郎外一名）（高橋清一郎君紹介）（第二一三六号）、同（請願者　広島県福山市三之丸町甲六十七番地広島県傷痍軍人会副会長園木敏生）（高橋等君紹介）（第二一三七号）、同（請願者　京都府福知山市字堀二千五百四十八番地の二京都府傷痍軍人会副会長足立信治）（谷垣專一君紹介）（第二一三八号）、同外二件（請願者　千葉県旭市琴田二千八百八十番地鈴木義一外二名）（寺島隆太郎君紹介）（第二一三九号）、同（請願者　広島県庄原市本町広島県傷痍軍人会副会長森島芳市）（永山忠則君紹介）（第二一四〇号）、同（請願者　北海道雨竜郡沼田町本通り五丁目三浦由吉）（南條徳男君紹介）（第二一四一号）、同（請願者　静岡県浜松市亀山町山口重太郎）（西村直己君紹介）（第二一四二号）、同（請願者　長野市県町長野県傷痍軍人会長下村正五）（羽田武嗣郎君紹介）（第二一四三号）、同（請願者　香川県三豊郡高瀬町大字下勝間千三百一番地矢野弓之助）（福田繁芳君紹介）（第二一四四号）、同（請願者　高松市今里町二百七十六番地の二白井要平）（藤本孝雄君紹介）（第二一四五号）、同（請願者　大阪府豊中市庄内幸町豊中市傷痍軍人会副会長三浦義男）（和爾俊二郎君紹介）（第二一四六号）、同（請願者　福岡県八女市新庄金納友雄）（荒木萬壽夫君紹介）（第二一三一八号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町巽町一の四十番地板谷静佳）（植木庚子郎君紹介）（第二一三一九号）、同（請願者　京都市中京区富小路御池京都府傷痍軍人会長山科喜一）（小川半次君紹介）（第二一三二〇号）、同（請願者　高松市栗林町三丁目九百十七番地佐々木隆好）（大平正芳君紹介）（第二一三二一号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉正一）（菅野和太郎君紹介）（第二一三二二号）、同（請願者　岡山県西大寺市傷痍軍人会西大寺支部長藤原武夫外一名）（小枝一雄君紹介）（第二一三二三号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原四百六十六番地志村行雄）（小島徹三君紹介）（第二一三二四号）、同（請願者　兵庫県相生市大谷相本春男）（河本敏夫君紹介）（第二一三二五号）、同（請願者　福島県須賀川市西六丁目一番地添田千代治）（瀧谷直藏君紹介）（第二一三二六号）、同（請願者　富山県東礪波郡福野町中島和作）（正力松太郎君紹介）（第二一三二七号）、同（請願者　長崎市住吉町三百四十六番地川崎猪三）（白濱仁吉君紹介）（第二一三二八号）、同（請願者　松山市府中町一丁目一番地古河福義）（關谷勝利君紹介）（第二一三二九号）、同（請願者　山口県大津郡油谷町五百十八番地乃美巖）（田中龍夫君紹介）（第二一三三〇号）、同（請願者　高知県土佐市高岡町高知県傷痍軍人連合会副会長高石馨）（田村良平君紹介）（第二一三三一号）、同（請願者　島根県簸川郡佐田村三原高内）（竹下登君紹介）（第二一三三二

号）、同（請願者　札幌市南五条西二丁目北海道傷痍軍人会長本田貞三）（地崎宇三郎君紹介）（第二三三三号）、同（請願者　広島市千田町三丁目広島県傷痍軍人会長山本玉行外二名）（中川俊思君紹介）（第二三三四号）、同（請願者　福岡県朝倉郡小石原村梶原需外一名）（中島茂喜君紹介）（第二三三五号）、同（請願者　福岡県嘉穂郡穂波町天道小野山幾太郎）（野見山清造君紹介）（第二三三六号）、同（請願者　兵庫県尼崎市神田北通五丁目百二十七番地下垣菊一）（原健三郎君紹介）（第二三三七号）、同（請願者　埼玉県川越市大字砂新田百五十一番地白川正三）（松山千　恵子君紹介）（第二三三八号）、同（請願者　新潟県新発田市三ノ丸松村重次）（渡邊良夫君紹介）（第二三三九号）、同（請願者　徳島県板野郡北島町徳島県傷痍軍人会長新居幸男）（秋田大助君紹介）（第二四五五号）、同（請願者　愛媛県新居浜市泉川町坂井愛媛県傷痍軍人会連合会山本勉）（井原岸高君紹介）（第二四五六号）、同（請願者　滋賀県伊香郡木本町滋賀県傷痍軍人会副会長藤田賢三）（宇野宗佑君紹介）（第二四五七号）、同（請願者　大阪市西淀川区柏里町一丁目七十一番地西淀川区傷痍軍人会長佐野透）（押谷富三君紹介）（第二四五八号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区城野　富士見町一丁目坂本峰吉）（田中六助君紹介）（第二四五九号）、同（請願者　静岡県浜松市亀山町山口重太郎）（高見三郎君紹介）（第二四六〇号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡霧島町大久保堀之内義雄）（中馬辰猪君紹介）（第二四六一号）、同（請願者　兵庫県加古川市寺家町三木一雄）（渡海元三郎君紹介）（第二四六二号）、同（請願者　岡山県井原市井原町三千三百三十三番地岡山県傷痍軍人会副会長佐藤勇外一名）（藤井勝志君紹介）（第二四六三号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉キクノ）（古川丈吉君紹介）（第二四六四号）、同（請願者　宮城県名取市下増田字屋敷三十二番地森修）（保科善四郎君紹介）（第二四六五号）、同（請願者　広島県山県郡戸河内町三百五十の三番地広島県傷痍軍人会松本栄一外一名）（森下元晴君紹介）（第二四六六号）、同（請願者　新潟市関屋本村町一丁目百一番地松本久吾外一名）（小沢辰男君紹介）（第二五三九号）、同（請願者　福島県常磐市湯本町宝海小沢武夫）（齋藤邦吉君紹介）（第二五四〇号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目百十三番地藤井八郎）（砂田重民君紹介）（第二五四一号）、同（請願者　長崎市岩川町三十五番地川上保）（田口長治郎君紹介）（第二五四二号）、同（請願者　大津市川口町十二番地橋本富夫）（今松治郎君外一名紹介）（第二五四三号）、同（請願者　金沢市広坂通り二丁目日本傷痍軍人会石川県支部長徳田保久）（井村重雄君紹介）（第二六七三号）、同（請願者　名古屋市守山区大字守山字山屋敷十四番地愛知県傷痍軍人会副会長杉村倉太郎外一名）（久野忠治君紹介）（第二六七四号）、同（請願者　秋田県由利郡象潟町寺田寿三）（筧山　茂太郎君紹介）（第二六七五号）、同（請願者　山梨県韮崎市穴山町五千百六番地島津定信）（田邉國男君紹介）（第二六七六号）、同（請願者　福島市杉妻町十六番地遠藤金盛）（粟山秀君紹介）（第二六七七号）、同（請願者　名古屋市熱田区森後町一丁目七十五番地長尾昶）（江崎真澄君紹介）（第二七六九号）、同外二件（請願者　津市大字下部田字徳田三十二番地松村黄次郎外二名）（木村俊夫君紹介）（第二七七〇号）、同（請願者　札幌市北二十一条西五丁目高田克衛）（松浦周太郎君紹介）（第二七七一号）、同（請願者　埼玉県羽生市大字北袋五百七十七番地吉沢照次）（青木正君紹介）（第二八六九号）、同（請願者　奈良市油留木町二十五番地奈良県傷痍軍人会長辻本保）（奥野誠亮君紹介）（第二八七〇号）、同（請願者　熊本県水俣市江添四百十六番地堤下一男）（坂田道太君紹介）（第二九三三号）、同（請願者　埼玉県秩父郡荒川村大字上田野千四百六十八番地今井林蔵）（荒船清十郎君紹介）（第三〇四一号）、同（請願者　長野県南佐久郡臼田町役場内南佐久傷痍軍人会長日向大典）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一七四号）、同（請願者　熊本県菊池郡菊陽村久保田椿幸男）（松野頼三君紹介）（第三一七五号）、同（請願者　長野県小諸市小原小諸市傷痍軍人会長塩川繁）（羽田武嗣郎君紹介）（第三二七五号）、同（請願者　山形県酒田市十王堂町四十五番地高橋二郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第三二七六号）、同（請願者　鳥取県東伯郡羽合町上浅津島田安夫）（赤澤正道君紹介）（第三三二四号）、同（請願者　佐賀市北川副町大字光法二百三十三番地武藤勝善）（大坪保雄君紹介）（第三三二五号）及び同（請願者　長野県小県郡塩田町南波直幸）（羽田武嗣郎君紹介）（第三三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者に対する援護については、終戦までは国の責任においてあらゆる施策が行なわれてきたので、地方公共団体及び国民もその国の方針と戦傷病者の特異性を深く理解協力し、官民一体の援護が行なわれていたが、終戦後これらの援護は消滅し、長い間激動する社会に放置されていたのを、昭和二十七年戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、二十八年には恩給が復活し、さらに三十八年に戦傷病者特別援護法が制定され、戦傷病者の身分と援護の方向が示されたのであるが、それは精神面が主となつていて、必ずしも実のある援護は期せられていない状態である。現在、戦傷病者を対象とする生活指導、施設はわが国には絶無であつて、諸外国では多くの国々で専門の施設をもつて真剣に戦傷病者対策を実施しているところであり、幸い政府においてはこの施設の建設用地の譲渡を決定され、また戦傷病者自身もこの施設建設のためにその費用の一部を拠出する等の努力を続けているから、国のため傷痍疾病をうけた戦傷病者の福祉更生と援護の充実を期し、傷病による障害を克服し、社会経済活動に参与するために建設する戦傷病者中央援護福祉施設の建設費を助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

戦傷病者特別援護法の改正に関する請願（請願者　愛媛県大洲市田処愛媛県傷痍軍人会長長岡綾夫外一名）（今松治郎君紹介）（第二一四七号）、同（請願者　香川県綾歌郡綾歌町広田甚太郎）（加藤常太郎君紹介）（第二一四八号）、同（請願者　山梨県

中巨摩郡櫛形町小笠原宮川勝馬）（金丸信君紹介）（第二一四九号）、同（請願者　富山県泉町三番地森田忠平）（佐伯宗義君紹介）（第二一五一号）、同（請願者　北海道磯谷郡蘭越町字初田北川佐太郎）（壽原正一君紹介）（第二一五二号）、同（請願者　京都市北区平野鳥居前町六番地京都府傷痍軍人会副会長高田松二郎）（田中伊三次君紹介）（第二一五三号）、同（請願者　栃木県小山市渋井鶴見清一郎外一名）（高瀬傳君紹介）（第二一五四号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町三十四番地相田房雄外一名）（高橋清一郎君紹介）（第二一五五号）、同（請願者　広島県福山市三之丸町広島県傷痍軍人会副会長園木敏生）（高橋等君紹介）（第二一五六号）、同（請願者　京都府福知山市字堀二千五百四十八番地京都府傷痍軍人会副会長足立信治）（谷垣專一君紹介）（第二一五七号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町福井県傷痍軍人会副会長板谷静佳）（坪川信三君紹介）（第二一五八号）、同外二件（請願者　千葉県旭市琴田二千八百八十番地鈴木義一外二名）（寺島隆太郎君紹介）（第二一五九号）、同（請願者　福岡県甘木市庄屋町才田一彦外一名）（中村寅太君紹介）（第二一六〇号）、同（請願者　広島県庄原市本町広島県傷痍軍人会副会長森島芳市）（永山忠則君紹介）（第二一六一号）、同（請願者　長野市県町長野県傷痍軍人会長下村正五）（羽田武嗣郎君紹介）（第二一六二号）、同（請願者　北海道雨竜郡沼田町本通五丁目三浦由吉）（南條徳男君紹介）（第二一六三号）、同（請願者　静岡県清水市下清水後藤栄）（西村直己君紹介）（第二一六四号）、同（請願者　高松市今里町二百七十六番地の二白井要平）（福田繁芳君紹介）（第二一六五号）、同（請願者　香川県三豊郡高瀬町大字下勝間千三百一番地矢野弓之助）（藤本孝雄君紹介）（第二一六六号）、同（請願者　大阪府豊中市庄内幸町豊中市傷痍軍人会副会長三浦義男）（和爾俊二郎君紹介）（第二一六七号）、同（請願者　福岡県八女市新庄金納友雄）（荒木萬壽夫君紹介）（第二三四〇号）、同（請願者　福井市佐佳枝上町福井県傷痍軍人会長富田武）（植木庚子郎君紹介）（第二三四一号）、同（請願者　京都市中京区富小路御池上ル京都府傷痍軍人会長山科喜一）（小川半次君紹介）（第二三四二号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地日本傷痍軍人会大阪府会長松倉正一）（菅野和太郎君紹介）（第二三四三号）、同（請願者　岡山県西大寺市日本傷痍軍人会西大寺支部長藤原武夫外一名）（小枝一雄君紹介）（第二三四四号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原四百六十六番地日本傷痍軍人会氷上支部長志村行雄）（小島徹三君紹介）（第二三四五号）、同（請願者　兵庫県相生市大谷町本春男）（河本敏夫君紹介）（第二三四六号）、同（請願者　福島県須賀川市西六丁目一番地添田千代治）（澁谷直藏君紹介）（第二三四七号）、同（請願者　富山県東砺波郡福野町中島和作）（正力松太郎君紹介）（第二三四八号）、同（請願者　長崎市住吉町三百四十六番地川崎猪三）（白濱仁吉君紹介）（第二三四九号）、同（請願者　松山市府中町一丁目一番地古河福義）（關谷勝利君紹介）（第二三五〇号）、同（請願者　山口県大津郡油谷町五百十八番地乃美巌）（田中龍夫君紹介）（第二三五一号）、同（請願者　高知県土佐市高岡町高知県傷痍軍人連合会副会長高石馨）（田村良平君紹介）（第二三五二号）、同（請願者　島根県簸川郡佐田村島根県傷痍軍人妻の会簸川郡支部長三原高由）（竹下登君紹介）（第二三五三号）、同（請願者　札幌市南五条西二丁目北海道傷痍軍人会長本田貞三）（地崎宇三郎君紹介）（第二三五四号）、同（請願者　福岡県朝倉郡小石原村梶原需外一名）（中島茂喜君紹介）（第二三五五号）、同（請願者　福岡県嘉穂郡穂波町天道小野山幾太郎）（野見山清造君紹介）（第二三五六号）、同（請願者　兵庫県尼崎市神田北通五丁目百二十七番地下垣菊一）（原健三郎君紹介）（第二三五七号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉キクノ）（古川丈吉君紹介）（第二四七六号）、同（請願者　宮城県名取市下増田字屋敷三十二番地森修）（保科善四郎君紹介）（第二四七七号）、同（請願者　広島県山県郡戸河内町三百五十の三番地広島県傷痍軍人会松本栄一外一名）（森下元晴君紹介）（第二四七八号）、同（請願者　新潟県高田市南城町一丁目九十番地渡辺直一郎外二名）（小沢辰男君紹介）（第二五四四号）同（請願者　福島県常磐市湯本町宝海小沢武夫）（齋藤邦吉君紹介）（第二五四五号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目百十三番地藤井八郎）（砂田重民君紹介）（第二五四六号）、同（請願者　長崎市岩川町三十五番地川上保）（田口長治郎君紹介）（第二五四七号）、同（請願者　滋賀県伊香郡木之本町藤田賢三）（今松治郎君外一名紹介）（第二五四八号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原四百六十六番地志村行雄）（有田喜一君紹介）（第二六〇九号）、同（請願者　金沢市広坂通り二丁目日本傷痍軍人会石川県支部長徳田保久）（井村重雄君紹介）（第二六七八号）、同（請願者　名古屋市守山区大字守山字山屋敷十四番地愛知県傷痍軍人会副会長杉村倉太郎外一名）（久野忠治君紹介）（第二六七九号）、同（請願者　大津市布施屋町滋賀県傷

痍軍人会長沢幸吉）（草野一郎平君紹介）（第二六八〇号）、同（請願者　秋田県本荘市駅前斎藤由三外一名）（笹山茂太郎君紹介）（第二六八一号）、同（請願者　福島市杉妻町十六番地遠藤金盛）（粟山秀君紹介）（第二六八二号）、同（請願者　名古屋市熱田区森後町一丁目七十五番地愛知県傷痍軍人会長長尾昶）（江崎真澄君紹介）（第二七七二号）、同外二件（請願者　津市大字下部田字徳田三十二番地三重県傷痍軍人会長松村黄次郎外二名）（木村俊夫君紹介）（第二七七三号）、同（請願者　札幌市北二十一条西五丁目北海道傷痍軍人会副会長高田克衛）（松浦周太郎君紹介）（第二七七四号）、同（請願者　奈良市油留木町二十五番地奈良県傷痍軍人会長辻本保）（奥野誠亮君紹介）（第二八七一号）、同（請願者　熊本県水俣市江添四百十六番地堤下一男）（坂田道太君紹介）（第二九三四号）、同（請願者　埼玉県秩父郡荒川村大字上田野千四百六十八番地今井林蔵）（荒舩清十郎君紹介）（第三〇四〇号）、同（請願者　長野県南佐久郡臼田町役場内南佐久傷痍軍人会長日向大典）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一七〇号）、同（請願者　熊本県菊池郡菊陽村久保田椿幸男）（松野頼三君紹介）（第三一七一号）、同（請願者　長野県小諸市西原小諸市傷痍軍人会長塩川繁）（羽田武嗣郎君紹介）（第三二七七号）、同（請願者　山形県鶴岡市十三軒町三十一番地菅原貞蔵）（松澤雄藏君紹介）（第三二七八号）、同（請願者　鳥取県東伯郡羽合町上浅津島田安夫）（赤澤正道君紹介）（第三三二六号）、同（請願者　佐賀市北川副町大字光法二百三十三番地武藤勝善）（大坪保雄君紹介）（第三三二七号）、同（請願者　長野県小県郡塩田町南波直幸）（羽田武嗣郎君紹介）（第三三九八号）及び同（請願者　水戸市北三ノ丸百十八番地茨城県傷痍軍人会連合会長三村勇）（登坂重次郎君紹介）（第三四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者特別援護法に規定されている援護は、同法制定以前から実施されていたものを統合したのみであり、また今国会に提出された戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案も、ごく一部の手直し程度にとどまつているため、戦傷病者に対する援護の完璧は期せられないばかりか、戦傷病者間にも援護の不均衡が残されているから、すみやかに国家補償により次記事項を実施されたいというのである。（一）戦傷病者中央援護福祉施設設置の助成、（二）戦傷病者相談員の設置、（三）財団法人日本傷痍軍人会及びその支部に対する援護福祉事業等の委託及び助成、（四）職務関連傷病者の身分確立と各種援護の適用、（五）国鉄無賃取り扱いの改善、（六）国税、地方税の減免、（七）休養施設の設置及び収容、（八）恩給診断の無料取り扱い、戸籍書類の無料交付、（九）補装具の種類、支給基準の改善、（十）国民金融公庫が行なう傷病恩給担保融資額の増額、（十一）官公営住宅の優先割当、（十二）子女の育英、（十三）放送聴視料の免除、（十四）結核回復者後保護施設への収容、予後手当、援護手当の支給、（十五）長期療養患者のため、家族の見舞旅費の支給、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願（請願者　愛媛県大洲市田処大洲市傷痍軍人妻の会長長岡トヨコ外一名）（今松治郎君紹介）（第二一六八号）、同（請願者　大阪府豊中市熊野町四丁目七十五番地芳丸千代子）（大倉三郎君紹介）（第二一六九号）、同（請願者　富山市泉町三番地森田キミ）（佐伯宗義君紹介）（第二一七〇号）、同（請願者　福岡県宗像郡津屋崎町上妻幸次郎外一名）（進藤一馬君紹介）（第二一七一号）、同（請願者　栃木県小山市渋井鶴見ツネ）（高瀬傳君紹介）（第二一七二号）、同（請願者　新潟市関屋本村町一丁目百一番地松本錫子外一名）（高橋清一郎君紹介）（第二一七三号）、同（請願者　広島県福山市三之丸町広島県傷痍軍人会副会長園本敏生）（高橋等君紹介）（第二一七四号）、同（請願者　京都府福知山市字堀二千五百四十八の二番地足立操）（谷垣專一君紹介）（第二一七五号）、同（請願者　千葉市幕張町四丁目八百十番地高橋初子）（寺島隆太郎君紹介）（第二一七六号）、同（請願者　福岡県甘木市庄屋町才田一彦外一名）（中村寅太君紹介）（第二一七七号）、同（請願者　広島県庄原市本町広島県傷痍軍人妻の会森島清子）（永山忠則君紹介）（第二一七八号）、同（請願者　香川県綾歌郡綾歌町栗熊西三十六の二十一番地広田トシエ）（福田繁芳君紹介）（第二一七九号）、同（請願者　高松市多肥上町加藤和子）（藤本孝雄君紹介）（第二一八〇号）、同（請願者　福岡県八女市新庄金納友雄）（荒木萬壽夫君紹介）（第二三六一号）、同（請願者　福井県坂井郡丸岡町巽町一丁目四十番地福井県傷痍軍人会妻の会副会長板谷三枝子）（植木庚子郎君紹介）（第二三六二号）、同（請願者　京都市中京区富小路御池上ル京都府傷痍軍人妻の会長今西操）（小川半次君紹介）（第二三六三号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉正一）（菅野和太郎君紹介）（第二三六四号）、同（請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原四百六十六番地志村タマ）（小島徹三君紹介）（第二三六五号）、同（請願者　富山県東砺波郡野町中島みさ子）（正力松太郎君紹介）（第二三六六号）、同（請願者　松山市府中町一丁目一番地愛媛県傷痍軍人妻の会工藤ハル子）（關谷勝利君紹介）（第二三六七号）、同（請願者　山口県大津郡油谷町五百十八番地乃美ムメ）（田中龍夫君紹介）（第二三六八号）、同（請願者　広島県山県郡戸河内町広島県傷痍軍人会戸河内町分会妻の会長山本フユミ外二名）（谷川和穂君紹介）（第二三六九号）、同（請願者　札幌市南五条西二丁目北海道傷痍軍人妻の会長木田米子）（地崎宇三郎君紹介）（第二三七〇号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目百十三番地三原さゑ子）（原健三郎君紹介）（第二三七一号）、同（請願者　埼玉県児玉郡児玉町児玉二千四百八十五番地田島好美）（松山千恵子君紹介）（第二三七二号）、同（請願者　新潟県新発田市三ノ丸松村重次）（渡邊良夫君紹介）（第二三七三号）、同（請願者　徳島県板野郡北島町新居タカ）（秋田大助君紹介）（第二四七九号）、同（請願者　愛媛県伊予三島市寒川町五百一番地藤原玲子）（井原岸高君紹

介）（第二四八〇号）、同（請願者　福岡県北九州市小倉区城野富士見町一丁目坂本峰吉外一名）（田中六助君紹介）（第二四八一号）、同（請願者　静岡県清水市下清水後藤栄）（高見三郎君紹介）（第二四八二号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡高城町麓九千六百六十五番地一松富美栄）（中馬辰猪君紹介）（第二四八三号）、同（請願者　大阪市生野区南生野町二丁目三十一番地松倉キク）（古川丈吉君紹介）（第二四八四号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町三十四番地相田トク外一名）（小沢辰男君紹介）（第二五四九号）、同（請願者　神戸市生田区中山手通二丁目百十三番地藤井節子）（砂田重民君紹介）（第二五五〇号）、同（請願者　滋賀県伊香郡木ノ本町藤田秀子）（今松治郎君外一名紹介）（第二五五一号）、同（請願者　金沢市下本多町五番丁浦川あや子）（井村重雄君紹介）（第二六八三号）、同（請願者　秋田県本荘市駅前斉藤よし子外一名）（笹山茂太郎君紹介）（第二六八四号）、同（請願者　山梨県韮崎市穴山町五千百六番地島津つる子）（田邊國男君紹介）（第二六八五号）、同（請願者　名古屋市南区戸部町一丁目四十二番地今枝ふく）（辻寛一君紹介）（第二六八六号）、同（請願者　福島県郡山市大野町四十三番地遠藤りか）（粟山秀君紹介）（第二六八七号）、同（請願者　札幌市北二十一条西五丁目北海道傷痍軍人妻の会理事高田春江）（松浦周太郎君紹介）（第二七七五号）、同（請願者　埼玉県羽生市大字北袋五百七十七番地吉沢照次）（青木正君紹介）（第二八七二号）、同（請願者　奈良市油留木町二十五番地奈良県傷痍軍人妻の会長山崎初子）（奥野誠亮君紹介）（第二八七三号）、同（請願者　熊本県水俣市江添四百十六番地堤下一男）（坂田道太君紹介）（第二九三五号）、同（請願者　名古屋市熱田区森後町一丁目七十五番地愛知県傷痍軍人妻の会長池田あさ）（江崎眞澄君紹介）（第二九三六号）、同外二件（請願者　三重県伊勢市岡本町二百四十番地伊勢市傷痍軍人妻の会長辻村婦で外二名）（木村俊夫君紹介）（第二九三七号）、同（請願者　長野県南佐久郡臼田町南佐久傷痍軍人会妻の会長小池つゆ子）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一七六号）、同（請願者　山形県酒田市十王堂町四十五番地高橋和恵外一名）（松澤雄藏君紹介）（第三二七九号）、同（請願者　鳥取県西伯郡中山町田中真山君子）（赤澤正道君紹介）（第三三二八号）、同（請願者　佐賀市北川副町大字光法二百三十三番地武藤勝善）（大坪保雄君紹介）（第三三二九号）、同（請願者　長野県小県郡塩田町下之郷日本傷痍軍人妻の会長南波道枝）（羽田武嗣郎君紹介）（第三三九九号）及び同（請願者　水戸市北三ノ丸百十八番地茨城県傷痍軍人会連合会長三村勇）（登坂重次郎君紹介）（第三四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者の妻は、嗜好や女としての望みも捨て、障害に苦しみ稼動能力を極度に失つた夫を助け、子供を養育してきたが、これからも戦傷病者の妻である自覚と誇りを持ち、激しく変動する社会経済と環境の中で清く、正しく、子供の将来に責任と希望を持つて生活してゆきたいと考えている。また昨年制定された戦没者等の妻に対する特別給付金支給法は、昭和三十八年四月一日までの死没者のみを対象とし、同月二日以降の死亡者は一切除外されており、まことに不均衡である。ついては、これらの事情を理解され、戦傷病者の妻及び昭和三十八年四月二日以降死亡した戦傷病者の遺族（妻）に特別給付金（二十万円）を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

看護職員の労働条件改善等に関する請願外一件（請願者　山形県鶴岡市大字湯田川三ッ沢鉄蔵外七十五名）（五島虎雄君紹介）（第二五九六号）、同（請願者　東京都千代田区六番町林秀雄外五十八名）（秋山徳雄君紹介）（第二六一九号）及び同（請願者　山形市看町七百三十五番地武田ハナ子外九十名）（黒金泰美君紹介）（第三〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者らは、看護職員の不足を解決するため、労働条件の改善を中心に関係省に交渉を続けてきたが、若干の前進をみたにすぎないから、次記事項を措置されたいというのである。（一）看護婦不足を解決するため、抜本策を講ずること、（二）看護婦の養成費は公費負担とすること、（三）保健婦助産婦看護婦法の改正について、(1)看護婦養成所を各種学校から学校教育法に基づく短大もしくは大学とすること、(2)准看護婦が正看護婦になる道（別科コース以外）を検討すること、(3)同法の改正にあたつては、全国の職場に働いている看護婦の意見を十分に聞き、意見が一致するまでは改正を行なわないこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

らい予防法の改正に関する請願（請願者　岡山県議会議長杉本昌太）（亀山孝一君紹介）（第二七七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近代医学の進歩は、従来のハンセン氏病に対する認識をくつがえし、患者に治癒の曙光をもたらすとともに社会復帰の夢さえ実現するに至つたが、現行らい予防法は、このような医学の長足の進歩にもかかわらず、依然として予防及び医療中心主義で貫かれ、患者の更生援助またはその更生に必要な保護措置等時代に即応した配慮を欠いているように見受けられる。ついては、社会復帰の希望に燃えて療養に努めつつある患者の福利を増進し、その更生意欲をさらに助長するため、近代医学及び時代の要請に即応するよう、らい予防法の改正をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

石渕ダム建設に伴う補償関係者救済に関する請願（請願者　岩手県胆沢郡胆沢村若柳愛宕石渕ダム水没犠牲者更生連盟高橋亀治）（千葉七郎君紹介）（第三一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川総合開発事業の一環としての胆沢川上流石渕ダム建設のため祖先伝来の耕地、山林、宅地を奪われた請願者らは、その後生活の窮状は言語に絶するものがあり、ダム建設による水没地の用地買収代金及び家屋移転料その他の補償は、当時インフレの暴発的高進時期であったので、代替地購入も家屋移転も不可能に近く、水没用地の補償金はあまりにも低額であったから代替用地等を買い求めることができず、また従来までの収入源であった製材工場は、ダム建設のため十キロメートルも下流に移転したため、現金収入の道がたたれた状態である。ついては、同ダム建設によって犠牲になった住民の救済をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

公衆浴場営業用上水道及び下水道料金減免に関する請願（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事渋木岩男）（鯨岡兵輔君紹介）（第三一八四号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十二番地染谷盛一）（四宮久吉君紹介）（第三一三五号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事富川源吾）（天野公義君紹介）（第三一七二号）、同（請願者　北海道小樽市真栄町三番地北海道公衆浴場業環境衛生同業組合理事長前野留治郎）（椎熊三郎君紹介）（第三四一三号）、同（請願者　長崎市西浜町長崎県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長伊藤政蔵）（田口長治郎君紹介）（第三四一四号）、同（請願者　金沢市田丸町百九番地石川県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中道久男）（坂田英一君紹介）（第三四四二号）、同（請願者　浦和市仲町二丁目百一番地埼玉県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長丸山健吉）（福永健司君外一名紹介）（第三五九二号）、同（請願者　埼玉県越谷市大沢三千八百六十六番地金子ゆき子）（青木正君外一名紹介）（第三八九六号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事小穴隆太郎）（岡崎英城君紹介）（第三八九七号）、同（請願者　埼玉県川越市新富町一丁目七番地の十一埼玉県公衆浴場業環境衛生同業組合理事川島春吉）（松山千恵子君紹介）（第三九九九号）、同（請願者　長野県松本市南土井尻町長野県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中沢博）（唐澤俊樹君紹介）（第四一三八号）、同（請願者　奈良県磯城郡田原本町郭内逸崎義彦外十二名）（奥野誠亮君紹介）（第四三一一二号）、同（請願者　福井市豊町福井県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中野利三八）（坪川信三君紹介）（第四三一三号）、同（請願者　奈良県大和高田市高砂町二丁目大中幹夫外二十四名）（服部安司君紹介）（第四三一四号）、同（請願者　奈良県吉野郡下市町下市堀内政信外十三名）（前田正男君紹介）（第四三一五号）及び同（請願者　奈良県橿原市内膳町田中益之助外十二名）（八木一男君紹介）（第四三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場業は、国民大衆の保健衛生機関として公共的施設であるとの理由から、その入浴料金は物価統制令で規制され、利益追求の営利行為は許されず、しかも同料金算定の原価計算は、公衆浴場業にとつて、過酷な方式で定められている。ついては、公衆浴場の営業用上水道は、きわめて低廉な料金で供給されるとともに、下水道料金は免除され、公衆浴場利用者の負担軽減の特別措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

父子家庭の援護に関する請願（請願者　神戸市垂水区西垂水町高丸市営住宅百九十五号父子家庭福祉施設促進運動本部楫山政治）（谷口善太郎君紹介）（第三四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

父子家庭の援護対策として、次記事項を措置されたいというのである。（一）児童福祉法の改正と社会福祉事業として父子寮、父子アパートの建設、（二）父子年金、児童扶助手当の支給、（三）十歳未満児童の保護収容、（四）母がわりの巡回、生活指導、相談員の配置、（五）被生活保護世帯と低所得世帯に無料ホームの設置、ヘルパー派遣、（六）愛情教育の実施、（七）税金の減免。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

動員学徒犠牲者の援護に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡一宮町江島牧野正水）（上村千一郎君紹介）（第三六五三号）、同（請願者　福岡市大坪町二丁目四十八番地和才誠司）（中島茂喜君紹介）（第三六五四号）、同（請願者　長崎市西山町一丁目三百六十四番地西本浅吉外三名）（田口長治郎君紹介）（第三六五五号）、同（請願者　京都府綾部市新庄町京都府遺族会長小室繁太郎）（谷垣專一君紹介）（第三六五六号）、同（請願者　愛知県宝飯郡一宮町江島牧野正水方山王則男）（福井勇君紹介）（第三六五七号）、同外一件（請願者　岐阜県益田郡金山町今井はる外一名）（渡辺栄一君紹介）（第三七八六号）、同（請願者　島根県大田市大田町城山大崎雪枝）（櫻内義雄君紹介）（第三八六一号）、同（請願者　愛知県半田市亀崎高根町八丁目二十二番地板垣忠雄）（久野忠治君紹介）（第三九五五号）、同（請願者　東京都港区青山南町三丁目四十五番地動員学徒援護会長大橋武夫）（亘四郎君紹介）（第四一九一

号）及び同（請願者　愛知県宝飯郡一宮町江島牧野正水）（江崎真澄君紹介）（第四三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第四十三回国会において、戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正を見、動員学徒犠牲者に対する処遇は、かなり改善されたものの、なお軍人、軍属に比して、あまりに不均衡であり、障害年金及び遺族給与金は軍属の半額以下にすぎない。ついては、同法を次記のとおり改正されたいというのである。

（一）障害年金の支給額現行二分の一を全額支給すること、（二）遺族年金の支給額現行二分の一を全額支給すること、（三）障害年金の支給範囲として、新たに第七項症を設け、款症程度の障害には障害一時金を支給すること、（四）内臓疾患、精神障害及び原爆ケロイドによる障害者並びに死没者に対し、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律並みに援護法の拡大適用をすること、（五）障害年金及び遺族給与金の支給対象として、旧国家総動員法及び旧関東州国家総動員令の施行外の外地における戦没者、障害者に対し、援護法の拡大適用をすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

身体障害者雇用促進法の一部改正に関する請願（請願者　広島市袋町五十五番地の一県社会館内広島県身体障害者団体連合会長向井佐歳外四百九十五名）（永山忠則君紹介）（第三七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の身体障害者雇用促進法では、その雇用率があまりに低いので、同法の一部を改正して、次記事項を措置されたいというのである。（一）現行の雇用率はあまりにも低く、ほとんど新規雇用の恩恵に浴することができないので、これを三―五％まで引き上げること、（二）身障者の雇用を推し進めるためには特別の助成が必要なので、身障者を雇用した事務所に対して税金控除及び雇用促進手当の支給制度を設けること、（三）現行法では強制雇用の義務付けが抜けているので、雇用を怠る官公庁、会社、工場及び事業所等に強制雇用させるよう勧告できる強制雇用法にすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

駐留軍労務者の離職対策に関する請願（請願者　埼玉県議会議長三ッ林弥太郎）（福永健司君外十二名紹介）（第三八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在日米軍に勤務する駐留軍労務者は、戦後十八年、風俗習慣の異なる在日米軍基地において困難な国家的賠償労務を忠実に遂行してきたものである。しかるに近時、在日米軍の漸減、ドル防衛政策等の影響を受け離職を余儀なくされる者が多く、埼玉県においても、現在六千二百余名の労務者が、県内の各基地に勤務しているが、このような情勢から、きわめて不安定な状況におかれている。ついては、これら労務者の法律上の雇用主である国は、これら労務者の離職後の再就職並びに生活保障対策について十分の措置、特に、雇用促進法の制定等所要の手続きを行なうよう特段の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

予防接種費の国庫負担に関する請願（請願者　埼玉県議会議長三ッ林弥太郎）（福永健司君外十二名紹介）（第三八七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時、新法定伝染病ともいうべき急性灰白髄炎、インフルエンザ等の予防薬の発展とともに、その予防投与を積極的に進めることは、近代国家の必須要件であり、共同社会の当然の義務履行と考えられるので、これらの投与を国の全額負担において行なわれるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

し尿処理施設整備費国庫補助率引き上げ等に関する請願（請願者　埼玉県議会議長三ッ林弥太郎）（福永健司君外十二名紹介）（第三八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

し尿処理施設整備は、現在市町村の義務となつているが、これらの施設整備のためには、多額の経費を必要とするので、市町村の財政力ではとうてい完備することができない現状にある。ついては、し尿処理施設整備のため国庫補助率を二分の一に引き上げ、起債のワクを拡大し、これが財源の確保を容易にするとともに、広域的高能率の処理施設普及のため特段の

措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

リウマチの医療対策に関する請願（請願者　静岡県伊東市鎌田二百二十二番地国立伊東温泉病院内日本リウマチ友の会島田広子外二千四名）（西村英一君紹介）（第三九八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

リウマチは、かかる原因もわからず、治療のきめ手がないやっかいな病気であるが、一般に老人病と思われがちであり、死亡率も低く、伝染することもないため、認識が浅く重要視されていない。しかし、一たびかかつたら最後、激しい痛みを伴いつつ、身体の全関節が次々におかされて、曲がつたり、固定して、長年病んだ末、身体障害者となる者も少なくなく、そのための重度身体障害者は全国で二、三万人と推定され、闘病生活における本人の肉体的苦痛はもちろん、家族の精神的、経済的負担は多大なものがある。最近の医学では、早期に発見し、適正な治療によれば、なおすことも不可能ではなく、重度身障者もリハビリテーションにより一般の日常生活ができるようになると聞き及ぶが、わが国にはリウマチの専門病院はもとより、一般病院でもリウマチ専門の指導をしているところはほとんどなく、現在の国立温泉病院のリウマチセンターも、その設備は不十分で、年間約六百名を取り扱つているにすぎず、全国約五十万のリウマチ患者に対し、その数ははなはだしく少なく、患者はみすみす悪化の道をたどつている実情である。ついては、この際、リウマチの悪化、身体障害を未然に防ぐため、早期発見、早期治療及びリハビリテーションを一貫して行なうことのできるリウマチ専門病院、施設の設置並びに現在ある厚生省リウマチセンターを拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

診療報酬引き上げに関する請願外四十七件（請願者　京都市南区東九条北烏丸町十一番地稲垣宏外五百五十三名）（小川半次君紹介）（第四〇三五号）、同（請願者　京都市東山区大和大路四条下ル高木孝敬外六百七十五名）（岡本隆一君紹介）（第四〇三六号）、同外五十二件（請願者　京都市北区小松原北町百十三番地前田義照外五百七十名）（田中伊三次君紹介）（第四〇三七号）、同（請願者　京都府舞鶴市字浜五百八十二番地上林昌生外六百十一名）（柳田秀一君紹介）（第四〇三八号）、同外三件（請願者　京都府綾部市広小路三丁目田中栄外四十三名）（田中伊三次君紹介）（第四〇五五号）、同外四十件（請願者　東京都港区芝白金三光町二十五番地川村栄郎外二百四十二名）（田中榮一君紹介）（第四〇五六号）、同（請願者　京都府福知山市字堀二千六百八十五番地人見璟洙外三百三十七名）（柳田秀一君紹介）（第四〇五七号）、同外三十六件（請願者　横浜市保土ケ谷区川島町千五百五番地加藤俊夫外五十五名）（門司亮君紹介）（第四〇九三号）、同（請願者　京都府宮津市鶴賀藤田八太朗外百八十七名）（岡本隆一君紹介）（第四〇九四号）、同（請願者　京都府上京区衣棚通寺ノ内下ル大久保徳明外千八十二名）（谷口善太郎君紹介）（第四一一七号）、同（請願者　京都市左京区岡崎天王町七十六番地田中政夫外千二百三十二名）（永末英一君紹介）（第四一一八号）、同外三件（請願者　新潟市下所島二百四十八番地林与吉外四百五十五名）（稲村隆一君紹介）（第四一二六号）、同外三十四件（請願者　神奈川県横須賀市日ノ出町一丁目六番地倉静子外二百二十四名）（田川誠一君紹介）（第四一二七号）、同外九十九件（請願者　京都府竹野郡網野町網野上田稔外千九名）（玉置一徳君紹介）（第四一二八号）、同外六十三件（請願者　京都府舞鶴市市場町十三番地岸忠男外六百四十八名）（谷垣專一君紹介）（第四一二九号）、同外五十八件（請願者　東京都世田谷区代田一丁目六百五十二番地塩谷信男外千二百五十名）（本島百合子君紹介）（第四一七五号）、同外四十件（請願者　神奈川県横須賀市内川新田七百七十五番地田中広宜外四十名）（田川誠一君紹介）（第四三六四号）、同外百十三件（請願者　横浜市戸塚区矢部公団住宅九号五百一福山峯子外百十三名）（門司亮君紹介）（第四三七九号）、同外百九十八件（請願者　横浜市中区本牧町一丁目百三十二番地藤見鈴江外百九十八名）（門司亮君紹介）（第四三八九号）、同（請願者　大阪市大正区泉尾松ノ町二丁目十九番地鈴木診療所鈴木正朗外千八十六名）（原田憲君紹介）（第四五九五号）及び同外五十五件（請願者　大阪市西淀川区姫島町四丁目八番地藤井勇外六百七十六名）（野原覺君紹介）（第四九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年の諸物価高騰にもかかわらず、診療報酬のみが据え置きになつているから、診療報酬を即時三割以上引き上げ、これが費用負担の増加は、国庫支出によつて措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において

採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国民健康保険の療養給付費国庫負担率引き上げ等に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡溝辺町長野村秀雄）（池田清志君紹介）（第四〇九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険は、相次ぐ医療費の引き上げ、給付範囲の拡大、受診率の上昇等により、その給付費は増加する傾向にあるが、被保険者の大多数は低所得者層で占められているため、担税力にも限界があり、また同事業に対する国の財政措置がきわめて不十分なので、財政運営は危機に直面している実情である。ついては、同事業の健全な発展と普及の促進をはかるため、次記事項を措置されたいというのである。（一）療養給付費の国庫負担率を五割とすること、（二）事務費国庫負担金の算定方式を実情に沿うよう改善し、実質十割交付すること、（三）財政調整交付金を大幅に引き上げ、その算定方式は実質財政調整の役割りを果たすよう抜本的改正を行なうこと、（四）療養費の七割給付を促進し、四カ年計画をさらに短縮すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

国民年金事務費の全額国庫負担に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡横川町長横内保典）（池田清志君紹介）（第四一〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民年金事務は、国の委任事務であり、その処理に要する経費は全額国庫において負担すべきである。しかるに、その負担額は実際の所要額をはるかに下回わるため、やむなく多額の一般財源を充当している実情であり、このまま推移すれば、逼迫した地方財政にますます重圧を加え、ひいては同事務の円滑な運営は期待できないものと思量する。ついては、すみやかに同事務に対する市町村の支出額を全額国庫において負担されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

離島、へき地診療所の医師確保等に関する請願（請願者　鹿児島市山下町自治会館内鹿児島県町村会長角市左衛門）（池田清志君紹介）（第四一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

離島、へき地の医療問題については、無医村がある、診療施設を設けても医師がいない、またその経営には多大の経費と赤字を覚悟しなければならないという問題があり、弱小町村の悩みとなつているが、かかる理由から医療問題を等閑視することは、住民の生命に影響を与えることになり、これら町村は、放置することもできないので憂慮している。ついては、憲法でいう健康で明るい生活を保障し得る医療行政の確立を早急に措置するとともに、当面次記事項を実現されたいというのである。（一）離島、へき地診療所の医師の確保についての具体策の確立、（二）診療所経営の赤字解消対策の樹立。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

重度肢体不自由児援護に関する請願（請願者　名古屋市東区城番町三番地近藤玲子外二名）（辻寛一君紹介）（第四一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軽度肢体不自由児には、施設があり救護されているが、重度肢体不自由児は、付添人を必要とするため外出することもできず、家庭内にあつて適切な医療措置も受けられぬまま廃人同様の日々を送つており、両親の精神的、経済的、肉体的苦痛はまことに大である。ついては、重度肢体不自由児援護対策として、次記事項を実現されたいというのである。（一）義務教育免除の児童数の実情調査と肢体不自由児の実数把握制度の採用、（二）肢体不自由児を持つ家庭に対し、保健所の毎月巡回治療の実施、育成補助金の交付、地方税の減免、（三）国公立病院内に付属施術室の設置と療養施策の樹立、（四）各県、市、条例を定め、援護の方途を講ずる指示。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

日雇労働者健康保険制度の改善等に関する請願（請願者　長野

県篠ノ井市御幣川更埴建築技術労働組合長宮尾一政）（中澤茂一君紹介）（第四三二八号）、同（請願者　長野県諏訪郡下諏訪町下諏訪土建産業労働組合長山田定）（原茂君紹介）（第四三二九号）、同（請願者　長野県下高井郡野沢温泉村岳北地区土建労働組合内堀安雄）（中澤茂一君紹介）（第四三六一号）、同（請願者　長野県伊那市大字伊那四千八百九十五番地上伊那土建労働組合長堀本喜一）（林百郎君紹介）（第四三八八号）、同（請願者　長野県須坂市春木町八百二十四番地篠原直作）（小坂善太郎君紹介）（第四四五三号）、同（請願者　千葉県船橋市海神町西一丁目七百五十一番地船橋建設従業者組合芦田良光）（吉川兼光君紹介）（第四五一一号）、同（請願者　長野県伊那市四千八百九十五番地上伊那土建労働組合副組合長小池宗夫）（原茂君紹介）（第四七五八号）、同（請願者　東京都大田区堤方町六百八十九番地吉井安蔵）（八木一男君紹介）（第四七五九号）、同（請願者　東京都練馬区中村一丁目三番地東京土建労働組合練馬支部長堀越昭司）（井谷正吉君紹介）（第四九二六号）、同（請願者　東京都板橋区大山金井町三十七番地東京土建一般労働組合板橋支部岡田榮）（神近市子君紹介）（第四九二七号）及び同外一件（請願者　東京都豊島区池袋一丁目三十八番地東京土建一般労働組合豊島支部村田武雄）（滝井義高君紹介）（第四九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日雇労働者健康保険の給付内容はきわめて劣悪であるが、日雇労働者の保険料負担能力の限界から、七割以上の国庫負担を行い、これを制度的に安定させ、その内容を次のとおり改善されたい。（一）傷病手当、出産手当及び療養期間の給付期間を国民健康保険並みに延長し、待期期間を撤廃すること、（二）被扶養者の療養給付を十割に引き上げること、（三）擬制適用事業所を強制適用事業所にすること、（四）特別療養期間は十割給付とし、給付を受けている間に他の疾病が起きたり、被扶養者が疾病にかかつたときには、受給資格がない場合でも受診できるよう特別措置を行なうこと。

また日雇労働者は、老後の保障が全くないので、次の条件に基づいて厚生年金制度を即時適用されたいというのである。（一）現行厚生年金法の適用を基本とし、第一種の特例、または第五種（仮称）等により五割以上の国庫負担をつけること、（二）基本年金額は、最低賃金との関係から月一万円以上とすること、（三）保険料算定の基礎になる標準報酬は、現行日雇健康保険の賃金日額の等級区分に準ずること、（四）資格取得期間については、特例を設け五十歳以上の高齢者に対しての経過措置を行なうこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

老人の福祉対策に関する請願（請願者　山口県下関市大坪町一丁目千百九番地の一下関老人クラブ連合会長藤本万次郎）（今澄勇君紹介）（第四五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十五年、国民年金制度が設けられ、老齢年金が支給されることになつたが、老人の福祉は金銭だけで満されるものではなく、また老齢人口が年々多くなり、家族制度が崩壊しつつある現在、老人の健康を維持し、老後の生活を有意義に送ることができる国の総合的施策の必要性を痛感する。ついては、老人の福祉対策として次記事項を配慮されたいというのである。（一）老齢年金について現行七十歳以上を六十五歳に、月額千百円を三千円にそれぞれ引き上げるとともに、一律無差別、無条件に支給すること、（二）九月十五日老人の日を国民の祝祭日と定め、長寿を祝うこと、（三）老人クラブに対する現行補助金千五百円を三千円に引き上げること、（四）老人に福祉手帳を発行し、その内容として健康診査、国鉄、バス、船舶等の割り引きをすること、（五）老人専用住宅の設置と、養老施設を設け、健康維持と老後の生活が自由に楽しめるようにすること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

最低生活保障並びに失業対策事業賃金の引き上げ等に関する請願（請願者　静岡県清水市但沼町三百四十六番地の一深沢一雄外九名）（谷口善太郎君紹介）（第四八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業就労者の平均世帯構成は三人余りであるが、その賃金は、月平均一万円そこそこ、低い地域では八千円たらずであり、これではとうてい人間的生活は営なめず、またこのような生活状態に置かれている者は、零細企業に働く労働者、臨時工、社外工、日雇労働者、零細農漁民及び被生活保護者、内職生活者など、全国で一千万人に及んでおり、さらに老齢や傷病、失業などに対するまともな社会保障制度が確立していないため、一たんこのような災厄に直面すれば、国民のほとんどが同じような不安な状態に転落せざるをえない現状である。ついては、健康で文化的な最低限度の生活を保障するよう最低賃金制を確立するとともに、次記事項を措置されたいというのである。（一）失

業対策事業就労者の家族三人の最低限の生活を保障するよう、その賃金をただちに一律四百円引き上げて、最低八百円（月二万円）とすること、（二）臨時工、日雇労働者、社外工等の不安定な雇用を禁止し、すべての人に安定した雇用と生活を保障すること、（三）老齢年金を大幅に引き上げ、健康保険を全額国で負担し、生活保護基準を二倍に引き上げ、傷病や老後の生活を保障すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

全国一律最低賃金制の法制化に関する請願（請願者　東京都豊島区目白町三丁目三千五百二十二番地桜井鈴子外百五十名）（谷口善太郎君紹介）（第四八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の工業生産性は、世界的水準に達しているにもかかわらず、低賃金は少しも改善されず、一万円以下の労働者は全労働者の二五％を占めており、これら労働者の生活の安定と向上をはかるためには、労働時間の短縮、社会保障の拡充、完全雇用とともに、全国一律最低賃金制の法制化は最も基本的政策である。ついては、当面全国一律一万円の最低賃金制をすみやかに法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

原爆被害者援護に関する請願（請願者　長崎市片渕町一丁目三十五番地長崎原爆病院患者会長沖田嘉久義）（田口長治郎君紹介）（第四九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者は精神的、肉体的苦痛はもちろん、長期療養を必要とする関係上、生活の切実な問題があり、現在医療法が適用されていても、生活保護が伴わないので、安心して療養できない実情である。ついては、次項の援護措置を講ぜられたいというのである。

（一）被爆者で原爆傷害作用に起因する身体障害が存するものには、（原爆症と認められる内科疾患を含む）障害年金を支給すること、（二）認定被爆者については、現行医療手当を増額し、できれば、特別被爆者まで適用を拡大すること、（三）通院患者に交通費を支給すること、（四）原爆症患者の死亡した場合、葬儀料と遺族扶助料を支給すること、（五）社会復帰のための職業補導施設を新設すること、（六）被爆者に老人ホームを設置すること、（七）原爆症患者には身体障害福祉法の適用がないので、この法律を全面的に適用すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

社会労働委員長　田口長治郎

衆議院議長船田中殿

商工委員会

新産業都市建設に関する請願（請願者　新潟県議会議長　平田早苗）（田中彰治君紹介）（第一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新産業都市建設促進法に基づく新潟県の新潟地区新産業都市建設事業が円滑に実施できるよう、昭和三十九年度から次記事項を措置されたいというのである（一）新産業都市の建設にあたつては、国家資金の計画的、かつ重点的な投入が行なわれるよう配慮すること、（二）公共投資の重点的配分に対応して地元負担の増大が予想されるので、これが軽減をはかるため公共事業に対する高率補助を行なうこと、（三）建設資金の確保をはかるため、起債ワク及び起債対象事業の拡大と充当率の引き上げを行なう等地方債について特別の配慮をすること、（四）道路事業については、これを適債事業化して起債の充当を認めるほか、人口増に伴う学校、公営住宅の建設、住宅用地の確保等について配慮すること、（五）起債の元利償還については、その財源確保のため、地域の開発に伴う一般財源の増加に対応した償還ができるよう特別の措置を講じ、後年度の財政負担緩和について配慮すること、等。

二、請願の議決理由

新産業都市の円滑な建設を期するために、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

中小企業近代化促進法指定業種拡大等に関する請願（請願者　長野県議会議長西沢寛志）（増田甲子七君紹介）（第二九二号）、同（請願者　長野県議会議員林義郎）（下平正一君紹介）（第三七六号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七七号）及び同（請願者　長野県議会議員堀込義雄）（松平忠久君紹介）（第四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業の設備を近代化することは、中小企業の経営基盤を強化する基本的条件であるが、これを促進するためには、金融、税制面から国の積極的施策が必要であり、特に先般制定公布された中小企業基本法の関連法律である中小企業近代化促進法及び租税特別措置法の適用または取り扱いについて改善をはかることが急務であると確信される。ついては、これが実現のため次記措置を講じられたいというのである。（一）中小企業近代化促進法の指定業種を昭和三十九年度において大幅拡大すること、（二）租税特別措置法による合理化機械等の特別償却の適用を受けるための証明の取り扱いは、資本金一千万円以上で従業員三百人以上の中小企業向け合理化機械及び協同事業向け合理化機械等の場合には、現在通商産業局長の権限になつているが、これを県知事に委譲すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、中小企業の近代化を促進する措置として、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

鉱業政策の充実強化に関する請願（請願者　愛媛県議会議長宇都宮光明）（井原岸高君紹介）（第二九五号）及び同（請願者　愛媛県議会議員飯尾増雄）（藤田高敏君紹介）（第三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金属鉱業は、貿易の自由化に伴い重大な危機に直面し、現在の国における施策のみでは問題の解決をはかることは困難な現状にあるが、金属鉱業の盛衰は多くの関係鉱山を有する愛媛県にとつて多大な影響があるのみならず、わが国の産業経済にも影響を及ぼすものであるから、これが対策としてさらに鉱山、製練所等合理化の投融資確保と、中小鉱山に対する指導強化を早急かつ強力に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

金属鉱業は貿易の自由化を迎え困難な事態に直面している。本請願はかような金属鉱業の事態に対処するものとして適切妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

離島林道事業国庫補助率引き上げに関する請願（請願者　鹿児島県出水郡東町長長野祐祥）（池田清志君紹介）（第四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

離島振興法制定の際、建設、農地関係の事業については、おおむね国庫補助率の引き上げが実施されたが、林業関係の公共事業については、なんらの特別措置も講ぜられることなく今日に至つており、特に林道事業は、離島における経済的基礎条件並びに産業の振興、ひいては離島住民の福祉に及ぼす影響が大きく、このまま推移すれば離島はますますその後進性から脱却することが困難である。ついては、過般同法の適用期間が延長された精神にかんがみ、同法施行以来十年間にわたつて生じた地域格差を是正するよう離島林道事業に対する国庫補助率は、内地林道事業に対する国庫補助率に一割を加算されたものとされたいというのである。

二、請願の議決理由

離島における不利不便を解消し、離島を振興せしめることは、きわめて必要なことである。かかる観点に立つて本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

上水道事業用電力の特別料金設定に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上水道の電力料金は次記理由により、農事用電力料金なみの低廉な特別料金制度を設定されたいというのである。（一）水道事業は国民の保健および環境衛生の完全を期することを目的とする高度の公益事業であつて、国民生活上また給水普及上、同料金は低廉でなければならない、（二）水道用の電力料金は、冬季の渇水期に少なく、夏季の豊水期に多く使用されるばかりでなく、昼間および夜間使用の差異が少ないという、他の事業にみられない配電操作に寄与する特殊性がある、（三）水道事業には消火せん（栓）の設置義務があり、また消防用に供するため夜間も常時一定以上の水圧を保持しなければならないので、巨額の設置費用を要するばかりか、多額の電力料金を費消しているが、消防用水に対しては、法律上料金を徴収することができず、すべて水道事業者の犠牲的負担となつている。

二、請願の議決理由

水道事業における電力料金の及ぼす影響はきわめて大きく、水道事業の公益性等特殊な実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

鹿児島地方を中規模地方開発都市として建設促進に関する請願

（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第六一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方開発都市建設は、地域間の格差を是正し、国土の総合的発展に資するため、きわめて緊要な課題であるが、鹿児島市を中心とする広域都市圏は、名実ともに南九州の地方開発拠点であつて、南九州の中枢として主導的機能を十分果し得るものと考えられるので、同地区を中規模地方開発都市として、九州地方開発促進計画の中に位置づけられ、その建設を促進するとともに、国の財政措置等を明確にする特別立法措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

国土総合開発の一環として低開発地域である南九州を開発することは必要なことであり、これが中核体として鹿児島市地区を中規模開発都市として建設せしめることはきわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

姫路皮革工業協同組合施設の近代化に関する請願（請願者　兵庫県姫路市花田町高木三百六十の一番地姫路皮革工業協同組合理事長坂谷健次）（田中武夫君紹介）（第一六一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

姫路皮革工業協同組合施設を近代化するには、相当額の資金を要するが、組合員の出資増額は困難な現状であり、また、長期融資等をもつて充当することは、利潤を目的としない協同組合施設の改善であるため不可能であるから、この際、同和事業授産所開設方式の転用により、国庫助成措置を行ない、次記計画を検討され、これが具体的について協力されたいというのである。（一）造建築約百五十坪を地下一階地上三階の鉄筋建築に改造すること、（二）地下一階は電冷式倉庫にして、皮革原料皮の保管に充てること、（三）地上一階は現作業マシン等に充てること、（四）地上二階は計量作業を集約して実施する室とし、その一部に作業員の食堂、更衣室を設置すること、（五）地上三階は組合員及び業者の製品の検査、展示室とし、一部に販売あつせんに使用する事務所、応接室を設置すること、（六）各階にエレベーターを設置すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、わが国の皮革工業協同組合の事業の高度化に資するため、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

電気工事業登録制度の法制化に関する請願（請願者　愛知県一宮市天王町二丁目十三番地浅井巡一名一名）（海部俊樹君紹介）（第一六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業文化の進展につれて、電力需要の伸びは著しく、その使用目的の複雑高度化に伴い、電気による災害事故も増大しているが、この際危険事故に対処し、かつ電気用品取締法、電気工事法及び近く改正が予想される電気事業法等の目的の完全化を期するため、産業経済の原動力配分のにない手であり、社会公共性という重要性をもつ電気工事者を法律で規制し、工事施工に誤まりがないようにするとともに、電気工事業を一般建設業界から独立分離させ、その健全な育成をはかるための電気工事業登録義務制度を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気工事業の社会公共性と、電気による災害防止の見地より、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

奄美群島の電気事業に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市長大津鉄治外二名）（伊東隆治君紹介）（第一七六八号）、同（請願者　鹿児島県名瀬市議会議員泉祐憲）（床次徳二君紹介）（第一九三三号）、同（請願者　鹿児島県名瀬市松里町一班吉原重喜外五万二千九百五十三名）（伊東隆治君紹介）（第二八九〇号）及び同（請願者　鹿児島県名瀬市長大津鉄治外二名）（池田清志君紹介）（第三〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美群島の電気事業は、昭和二十六年の電力再編令施行当時祖国に復帰していなかつたので、同令の適用外に放置され、そのため九大電力会社のいずれにも属さない大島電力株式会社によつて大部分を営まれ、一部を町村営で行なつているという特異な現象を生み出している。すなわち、祖国復帰以来、現在までに八四％の点灯率になつたとはいえ、群島経済の向上と、文化施設の拡充に伴つて、小資本による狭域経営は、その電気料金において、本土で一、二位の高さにある九州電力株式会社に比べても、従量電灯で二・五倍、業務用電力で二・四倍と割高になつており、このことは、全国最低の所得をもつ群島民の本土との格差をますます大きくしている。その上、大島電力株式会社の電力供給規定は、基本料金を受け口一個灯当たりに計算する一種の権利金で、文化生活の取り入れに大きな障害となつており、深夜料金については、本土とは逆に割高のため、各工場を困らせている現状である。このような電力事情の不安

定は、特産大島つむぎのねん糸の不均一を招いたり、あわもりしようちゆうはじめ各種産業の近代化、病院、テレビによる視聴覚教育等に大きな支障を来しており、もはや一私企業の問題ではなく、公益事業であり、基礎産業である電気事業が広域経営でなければならないことをもの語るものである。ついては、このような各種の矛盾と限界を改め、同群島の産業、経済、文化の発展と向上のため、奄美群島の電気事業を九州電力株式会社という広域経営の供給区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

離島振興対策の一環として奄美大島の開発を促進することは目下の急務であり、これに重大な関係を有する電気の確保について大島電力を九州電力に合併し合理的な電力需給の体制を整備しようという本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

物価値上げ反対並びに独占価格の引き下げ等に関する請願（請願者　秋田県由利郡西目村高橋茂外二千百八十名）（栗林三郎君紹介）（第一九三二号）、同（請願者　青森県八戸市大字柏崎新町二十八番地佐々木繁美外二千三百九十九名）（久保三郎君紹介）（第二二三九号）、同外二十件（請願者　広島市皆実町二丁目中井由紀外三千八十名）（桜井茂尚君紹介）（第二二四〇号）、同外二件（請願者　広島県豊田郡瀬戸田町大字瀬戸田四百三十八番地福田重子外千五百三十七名）（島口重次郎君紹介）（第二二四一号）、同外八件（請願者　岡山市内山下七十二番地木村君江外三千百四十五名）（田口誠治君紹介）（第二二四二号）、同（請願者　東京都中央区銀座西三丁目一番地読売新聞労働組合渡辺正己外九百四十二名）（泊谷裕夫君紹介）（第二二四三号）、同（請願者　広島市仁保町高杉松恵外千九百八十一名）（野口忠夫君紹介）（第二二四四号）、同（請願者　広島市二葉の里五十四番地大松秀子外九百六十名）（畑和君紹介）（第二二四五号）、同（請願者　山口県熊毛郡平生町大野国鉄労働組合柳井支部山田博子外千一名）（山田耻目君紹介）（第二二四六号）、同外三件（請願者　広島県世羅郡世羅町岡崎徳士外二千百五十四名）（米内山義一郎君紹介）（第二二四七号）、同外七件（請願者　和歌山市湊二百二十七番地石本勝彦外三千六百九名）（赤松勇君紹介）（第二三九六号）、同（請願者　和歌山市松江五百二十五番地松下清外千三百六十九名）（秋山徳雄君紹介）（第二三九七号）、同外二件（請願者　神奈川県川崎市古川町百十五番地飯塚敏子外六千二名）（淡谷悠蔵君紹介）（第二三九八号）、同外二件（請願者　東京都台東区上野桜木町四十五番地佐藤誠外六千七十五名）（井谷正吉君紹介）（第二三九九号）、同外六件（請願者　神奈川県川崎市東渡田一丁目六十三番地中村芳夫外五千二百四十四名）（岡田春夫君紹介）（第二四〇〇号）、同（請願者　富山県魚津市大町百五十九番地米田美三男外千四百九十五名）（千葉七郎君紹介）（第二四〇一号）、同（請願者　兵庫県西宮市今津水波町百八十番地田中良雄外二百八十六名）（川崎寛治君紹介）（第二四〇二号）、同（請願者　福島県白河市石切場七十四番地木戸元将外三千六百五名）（河上丈太郎君紹介）（第二四〇三号）、同（請願者　岡山県邑久郡邑久町大富庄司鹿夫外八十一名）（黒田壽男君紹介）（第二四〇四号）、同（請願者　新潟県北浦原郡中条町大字中条松本美智代外四千十二名）（田中武夫君紹介）（第二四〇五号）、同外二件（請願者　青森市野沢字沢辺九十三番地新山兼良外二千六百九十二名）（泊谷夫裕君紹介）（第二四〇六号）、同（請願者　兵庫県西脇市和田町百六十二番地の三絹川一成外千六百五十八名）（堀昌雄君紹介）（第二四〇七号）、同外一件（請願者　名古屋市東区東芳野町一丁目七十八番地池田嘉夫外千八百七十七名）（村山喜一君紹介）（第二四〇八号）、同（請願者　名古屋市中村区塩池町三丁目百二十五番地吉川隆治外千五百五十七名）（伊藤よし子君紹介）（第二五〇三号）、同（請願者　神奈川県川崎市井田中町百三十九番地油井孝人外千六百八十九名）（大柴滋夫君紹介）（第二五〇四号）、同（請願者　岐阜県大垣市千森町西川紋治郎外千七百二十五名）（金丸徳重君紹介）（第二五〇五号）、同（請願者　仙台市光禅寺通り七十五番地半沢孝守外千五百四十九名）（沢田政治君紹介）（第二五〇六号）、同（請願者　大阪市生野区田島町三丁目百五番地東良一外二千三百三十三名）（多賀谷眞稔君紹介）（第二五〇七号）、同外二件（請願者　福岡県北九州市八幡区清田町五丁目古谷治彦外七百六十一名）（細谷治嘉君紹介）（第二五〇八号）、同外十九件（請願者　兵庫県多紀郡篠山町東岡屋酒井安子外三千三名）（八木昇君紹介）（第二五〇九号）、同（請願者　神奈川県川崎市上小田中千四百二十三番地鈴木一美外五百五十二名）（湯山勇君紹介）（第二五一〇号）、同（請願者　岡山県津山市堀坂千五十番地岡本純盛外千百八十名）（和田博雄君紹介）（第二五一一号）、同（請願者　広島市仁保町大迫四百七十六番地内田義人外八百七十四名）（勝澤芳雄君紹介）（第二五六二号）、同（請願者　北海道夕張市鹿島常盤町九丁目八番地佐々木多恵子外三千百七十五名）（川俣清音君紹介）（第二五六三号）、同（請願者　兵庫県明石市本王子町二丁目五百三十五番地西川一使外千六百七十一名）（河野正君紹介）（第二五六四号）、同外一件（請願者　北海道夕張市栄町二十六番地の一佐々木紀美子外三千九百八十九名）（五島虎

雄君紹介）（第二五六五号）、同（請願者　福島県会津若松市栄町八百四十四番地渡部義雄外五千四百八十二名）（加藤清二君紹介）（第二五六六号）、同（請願者　北海道函館市高盛町二十九番地田島実外千六百七十一名）（卜部政巳君紹介）（第二五六七号）、同（請願者　福島県郡山市堂前町十四番地大島フジエ外四千二百二十七名）（佐野憲治君紹介）（第二五六八号）、同外六件（請願者　北海道夕張市緑町四丁目五番地相沢喜一外二千五十四名）（華山親義君紹介）（第二五六九号）、同（請願者　北海道千歳市春日町四丁目根本敏美外二千二百十九名）（原彪君紹介）（第二五七〇号）、同外一件（請願者　山形県新庄市十日町千三百七番地渡辺久雄外千百七十四名）（松井誠君紹介）（第二五七一号）、同外二件（請願者　北海道夕張市住初鉄道宿舎朝倉光夫外九千二名）（山中日露史君紹介）（第二五七二号）、同外八件（請願者　神戸市灘区新在家南町二丁目一番地内尾安生外三千九百三十名）（板川正吾君紹介）（第二六三六号）、同（請願者　北海道岩見沢市七条東一丁目内田タケ外六百七十五名）（岡田春夫君紹介）（第二六三七号）、同外八件（請願者　広島市大手町四丁目二十五番地ＮＨＫ広島放送会館内日本放送労働組合中国支部執行委員長藤田浩円外四千四百四十一名）（久保田豊君紹介）（第二六三八号）、同外二件（請願者　名古屋市北区大野町一丁目十三番地岡本仁外千三百八十三名）（東海林稔君紹介）（第二六三九号）、同外二件（請願者　神奈川県川崎市上小田中三百番地折田和三郎外六百五十七名）（千葉七郎君紹介）（第二六四〇号）、同外二件（請願者　広島県呉市阿賀町新関日野新次郎外二千二百十九名）（畑和君紹介）（第二六四一号）、同外十一件（請願者　宮崎県西都市三納長谷黒木弘一外二千二百八十二名）（肥田次郎君紹介）（第二六四二号）、同外六件（請願者　北海道北見市清水町三十八番地岩本秀正外五千八百五十一名）（穂積七郎君紹介）（第二六四三号）、同外七件（請願者　神戸市垂水区西垂水町天ノ下五十一番地粟山イク子外三千五百九十四名）（細迫兼光君紹介）（第二六四四号）、同外三件（請願者　山口県下関市長府町中六波神鋼古城アパート百十三号浜田要外四千五百七十三名）（松浦定義君紹介）（第二六四五号）、同外四件（請願者　秋田県鹿角郡尾去沢町佐藤佐二郎外二千百七名）（山内広君紹介）（第二六四六号）、同外一件（請願者　名古屋市千種区大久手町五丁目二十番地名鉄大久手寮内桑木野健一外二千七百三十名）（山田耻目君紹介）（第二六四七号）、同外四件（請願者　神戸市東灘区住吉町瀬川千三百二十六番地三瓶光子外二千五百九名）（吉村吉雄君紹介）（第二六四八号）、同外二件（請願者　北海道苫小牧市浜町百二十八番地古河原静江外二千七百八十三名）（茜ケ久保重光君紹介）（第二七一六号）、同外一件（請願者　新潟県南蒲原郡中之島村大字中之島石田宏三外七百十七名）（井岡大治君紹介）（第二七一七号）、同外二件（請願者　宮崎県児湯郡高鍋町大字村田柳田義雄外五千十五名）（井谷正吉君紹介）（第二七一八号）、同（請願者　神奈川県川崎市中野島高橋弥吉外千二百六十九名）（大原亨君紹介）（第二七一九号）、同外九件（請願者　島根県八束郡島根村加賀松本幸夫外千九百十七名）（角屋堅次郎君紹介）（第二七二〇号）、同外三件（請願者　横浜市港北区樽町五百三十三番地河村喜好外二千七百四十一名）（久保田鶴松君紹介）（第二七二一号）、同（請願者　神奈川県川崎市下沼部千九百十番地富塚功外千二百七十名）（河野正君紹介）（第二七二二号）、同（請願者　兵庫県高砂市荒井町新浜二千七百六十番地中野弘外四千八十一名）（實川清之君紹介）（第二七二三号）、同（請願者　北海道夕張市鹿島一代々木町二丁目十七番地間橋金太郎外三百六十九名）（橋兼次郎君紹介）（第二七二四号）、同外二件（請願者　兵庫県尼崎市東向島西之町一番地篠原健蔵外三千四百十六名）（辻原弘市君紹介）（第二七二五号）、同外一件（請願者　北海道夕張市鹿島一番地栄町久保貢外六百九十四名）（楢崎弥之助君紹介）（第二七二六号）、同（請願者　岡山県倉敷市西岡千二十八番地林義秀外二千百十一名）（藤田高敏君紹介）（第二七二七号）、同外二件（請願者　名古屋市千種区千種町茂佐裏二千六百三十四番地駒形キヨ子外三千四百名）（松平忠久君紹介）（第二七二八号）、同（請願者　佐賀県杵島郡北方町西町五十一棟木村栄次外四百四十八名）（武藤山治君紹介）（第二七二九号）、同外二件（請願者　神奈川県川崎市大島五丁目五十六番地吉田弥五七外九百八十二名）（安井吉典君紹介）（第二七三〇号）、同（請願者　兵庫県姫路市大津アパート百回の二十三山田敏子外三千四百三十八名）（山中吾郎君紹介）（第二七三一号）、同外九件（請願者　長崎市住吉町六百十番地山脇静子外三千六百四十二名）（山口丈太郎君紹介）（第二七三二号）、同外十八件（請願者　福岡県北九州市八幡区宮ノ町一丁目中村正樹外二千七百三十一名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二七三三号）、同外十五件（請願者　兵庫県姫路市大津区大津アパート五十六棟二十二号石橋良子外四千六十七名）（横山利秋君紹介）（第二七三四号）、同（請願者　岡山市滝本町四十八番地上野大恵外千百一名）（和田博雄君紹介）（第二七三五号）、同外一件（請願者　長崎市本郷片町加藤敏子外四千六百三十四名）（井谷正吉君紹介）（第二七三六号）、同外二件（請願者　神奈川県川崎市小倉千五百三十六番地小泉繁外六百九十九名）（河野

正君紹介）（第二八三六号）、同外三件（請願者　広島県呉市阿賀町沖田八十九番地新谷ヨシエ外二千八十八名）（戸叶里子君紹介）（第二八三七号）、同（請願者　北海道山越郡長万部町十六番地池田勇外千三十二名）（泊谷裕夫君紹介）（第二八三八号）、同（請願者　東京都大田区調布嶺町大久保勇吾外四百十三名）（中澤茂一君紹介）（第二八三九号）、同外五百十三件（請願者　滋賀県彦根市上魚屋町喜田保外五千百二十七名）（中村高一君紹介）（第二八四〇号）、同（請願者　岩手県釜石市中妻緑町高橋亀松外千八百十五名）（野間千代三君紹介）（第二八四一号）、同（請願者　名古屋市中村区上老島町安福清一外四千九百八十九名）（原茂君紹介）（第二八四二号）、同（請願者　名古屋市中村区岩塚町三十五番地古山良次外六百七名）（森義視君紹介）（第二八四三号）、同（請願者　長崎県佐世保市藤原町一番地稲富泰男外百三十五名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二八四四号）、同（請願者　東京都杉並区高円寺六丁目六百五十二番地小川昭外四千百四十二名）（柳田秀一君紹介）（第二八四五号）、同外五件（請願者　岡山県倉敷市浦田千六百九十番地味野岸子外八百六十七名）（山崎始男君紹介）（第二八四六号）、同外九件（請願者　兵庫県印南郡志方町西中広瀬博章外四千七百四十三名）（石野久男君紹介）（第二九〇七号）、同（請願者　福島県郡山市深沢百番地高田弘外八千六百九十六名）（江田三郎君紹介）（第二九〇八号）、同外三件（請願者　秋田県鹿角郡花輪町横丁九十一番地松岡留之助外千三百二十一名）（大出俊君紹介）（第二九〇九号）、同外十八件（請願者　和歌山市松江七百七十九番地石田勝巳外千五百七十五名）（川村継義君紹介）（第二九一〇号）、同外一件（請願者　三重県鈴鹿市柳町千二百九十番地川出正信外二千六百十六名）（栗林三郎君紹介）（第二九一一号）、同（請願者　福島県勿来市関田町障子川小野義雄外四千四百四十八名）（楯兼次郎君紹介）（第二九一二号）、同（請願者　名古屋市南区東又兵ヱ町四丁目六番地稲沢実男外七百五十五名）（中井徳次郎君紹介）（第二九一三号）、同外二十六件（請願者　愛知県海部郡美和町蜂須賀五百九十四番地林盛太郎外四千三百三十三名）（西村関一君紹介）（第二九一四号）、同（請願者　大津市雄琴町七の九番地河野すみ江外三千三百六十三名）（長谷川保君紹介）（第二九一五号）、同外二件（請願者　福岡県北九州市戸畑区菅原町大谷公団千百二十二号町野早苗外千四百二十九名）（三木喜夫君紹介）（第二九一六号）、同外二件（請願者　富山市草島川端俊一外四百八十九名）（石田宥全君紹介）（第二九七四号）、同（請願者　福島県会津若松市甲賀町八十七番地永峯春美外千二百九十九名）（大村邦夫君紹介）（第二九七五号）、同外三件（請願者　愛知県西尾市平坂町北新田三十二番地宮地一矢外九千六百六十五名）（鈴木茂三郎君紹介）（第二九七六号）、同外三百八十五件（請願者　富山市中屋三百二十二番地芳尾松佳外二千四百十八名）（永井勝次郎君紹介）（第二九七七号）、同（請願者　名古屋市南区道徳本町二丁目五十二番地岩田公子外千五百十名）（二宮武夫君紹介）（第二九七八号）、同外二件（請願者　愛知県岡崎市板屋町百七十七番地藤綱馨外四千五十六名）（前田榮之助君紹介）（第二九七九号）、同外六件（請願者　広島県呉市草里町二十九番地吉兼和人外四千九百名）（八木一男君紹介）（第二九八〇号）、同外七件（請願者　北海道夕張市鹿島一番地松田歳子外二千七百二十九名）（勝間田清一君紹介）（第三〇一六号）、同外一件（請願者　神奈川県川崎市宿河原二千二百四十九番地飯塚金三外二千八百七十一名）（帆足計君紹介）（第三〇一七号）、同（請願者　長野県南安曇郡豊科町丸山守正外二百四十七名）（井岡大治君紹介）（第三〇八五号）、同外一件（請願者　横浜市港北区太屋町六百四十四番地安部信一外四千三百三十五名）（稲村隆一君紹介）（第三〇八六号）、同（請願者　名古屋市中村区則武町六丁目二十二番地樹神良男外四千百八十六名）（片島港君紹介）（第三〇八七号）、同外四件（請願者　愛知県犬山市羽黒増墨五十八番地稲垣保民外五百四名）（佐藤観次郎君紹介）（第三〇八八号）、同外十二件（請願者　新潟県三島郡寺泊町夏戸風間あつ子外四千百五十名）（下平正一君紹介）（第三〇八九号）、同外九件（請願者　愛知県瀬戸市東権現町五十二番地金谷紀代美外一万九千七百四十九名）（滝井義高君紹介）（第三〇九〇号）、同外三件（請願者　新潟県南魚沼郡六日町寺尾林文子外三千七百七十名）（井岡大治君紹介）（第三一四四号）、同（請願者　岡山市岩井二十七番地の十一立花静夫外十一名）（江田三郎君紹介）（第三一四五号）、同外四件（請願者　名古屋市西区江向町二丁目三番地中村陽子外三百八十七名）（五島虎雄君紹介）（第三一四八号）、同（請願者　岡山県勝田郡勝田町梶並字野秋夫外七百八十名）（和田博雄君紹介）（第三一四九号）、同（請願者　岩手県釜石市小佐野社宅二百五十一番地の五高橋キヱ外百九十八名）（佐藤観次郎君紹介）（第三一五〇号）、同外一件（請願者　山口県玖珂郡和木村南重三郎外五千四百四十七名）（坂本泰良君紹介）（第三一五一号）、同（請願者　岡山県久米郡柵原町吉ヶ原谷本哲夫外百九十名）（佐藤観次郎君紹介）（第三一五二

号）、同外一件（請願者　兵庫県高砂市米田町新二十番地鎌田正一外千三百五十八名）（久保田鶴松君紹介）（第三三五二号）、同外一件（請願者　三重県四日市市羽津緑ヶ丘昭石社宅内永野郁夫外三百十二名）（佐藤観次郎君紹介）（第三三五三号）、同外一件（請願者　新潟県高田市寺町二丁目丸山誠外三百二十名）（佐藤観次郎君紹介）（第三三五八号）、同（請願者　愛知県春日井市大和通二丁目一番地福岡義信外三千四十三名）（中井徳次郎君紹介）（第三三八二号）、同外一件（請願者　宮崎市橘通三丁目三番地荒川安行外三千五十五名）（安宅常彦君紹介）（第三四一八号）、同外三件（請願者　熊本県八代郡坂本村小崎森本トモエ外三千六百二十五名）（島上善五郎君紹介）（第三四四八号）、同（請願者　岡山県笠岡市広浜七百三十五番地東山勝外百三十名）（江田三郎君紹介）（第三四六九号）、同外一件（請願者　宮崎市丸山町百六十二番地の三矢野徳男外二百九十四名）（佐藤観次郎君紹介）（第三四七〇号）、同（請願者　愛知県犬山市今井石蔵八十二番地林忠重外七十九名）（佐藤観次郎君紹介）（第三四九一号）、同（請願者　宮崎市大字小松千十四番地長嶺鉄男外三十七名）（佐藤観次郎君紹介）（第三五四四号）、同（請願者　岡山県上房郡北房町大字五名宮宗孝永外百二十九名）（山崎始男君紹介）（第三五六二号）、同（請願者　高知市栄田町一丁目五十四番地森本厚子外百五十四名）（大出俊君紹介）（第四〇七一号）、同外二件（請願者　神奈川県川崎市東小田町百五十一番地中沢敬治外二千二百八十四名）（山花秀雄君紹介）（第四〇七二号）、同（請願者　岡山市平井下町六百七十九番地難波文枝外九十一名）（黒田寿男君紹介）（第四一九〇号）、同（請願者　長野県伊那市大字伊那三千五百三番地務台則良外三十五名）（原茂君紹介）（第四二二一号）、同（請願者　岩手県釜石市甲子町角田敏夫外十名）（久保三郎君紹介）（第四六一二号）、同（請願者　大阪市東区大手前之町全建労近畿地方本部峠谷喜一郎外百名）（川上貫一君紹介）（第四七四七号）、同（請願者　岩手県釜石市大只越一丁目岩城茂孝外六十六名）（谷口善太郎君紹介）（第四七四八号）及び同（請願者　福島県双葉郡広野町上北迫村上幸外二十七名）（加藤進君紹介）（第四八六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消費者物価はうなぎのぼりに上がつているため、勤労者の実質所得は低下し、生活はますます苦しくなつているが、このような物価の値上がりは、第一に政府の高度成長政策により大企業に対する貸し出しが急速にふえ、その結果貨幣価値が下がり、いわゆる信用インフレになつたからであり、第二には独占資本の価格支配によるものである。ついては、このような国民生活を破壊し、独占資本の利益にのみ奉仕する物価騰貴に終止符をうつため次記事項を措置されたいというのである。（一）独占価格を引き下げ、公共料金の値上げをやめること、（二）ラジオ聴取料を廃止し、国鉄・私鉄の定期運賃の値上げをやめること、（三）電力・水道料金の大口需要と一般消費用との不当な料金差別をなくすこと、（四）間接税を撤廃し、それに相当する物価値下げをすること、（五）固定資産の評価がえと増税をやめること、（六）各種消費者物価の値上がりをおさえること。

二、請願の議決理由

公共料金その他諸物価の値上がりの防止は、国民生活の安定を図る上において喫緊の要務である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

物価値上げ抑制等に関する請願

（請願者　山口県宇部市東区恩田長沢広田笑子外二百二十五名）（戸叶里子君紹介）（第二三九五号）及び同（請願者　北海道芦別市北一丁目西一番地田中源一外百七十七名）（吉村吉雄君紹介）（第二六四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民は相次ぐ物価の値上がりに困つているから、次記措置をとられたいというのである。（一）公共料金の引き上げは今後絶対に行なわないこと、（二）生産性の向上している独占資本が造り出す物資の価格を引き下げること、（三）協定値段による物価、料金の引き上げは絶対に行なわないこと、（四）生活必需品の値上げは絶対に行なわないこと、（五）生活必需品に対す

る消費税、物品税を廃止し、価格の引き下げを行なうこと、（六）特選米制度は食管法を消費面から破壊するものであるから、特選米は即時取りやめるとともに、現行食管制度を堅持すること、（七）物価の安定をはかるため流通機構の整備に強力な行政措置をとること、等。

二、請願の議決理由

公共料金その他諸物価の値上がりの防止は、国民生活の安定を図る上において喫緊の要務である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

公共料金及び諸物価引き下げに関する請願（請願者　甲府市上石田町三井嘉洋外六十九名）（柳田秀一君紹介）（第二八三三号）

及び同（請願者　福岡県荒尾市緑ケ丘桂町三十二棟柿原重光外五百二十二名）（前田榮之助君紹介）（第二九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

物価はもつともな理由をつけて、どんどん上がつているが、その原因は国鉄運賃をはじめとする公共料金の値上げにあり、公共事業が先頭をきつて値上がりムードをかきたてたのである。ついては、すみやかに公共料金をはじめとする諸物価の値上がりをおさえ、むしろこれを引き下げる政策を早急にとられたいというのである。

二、請願の議決理由

公共料金その他諸物価の値上がりの防止は、国民生活の安定を図る上において喫緊の要務である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

公衆浴場業に対する特別融資並びに電灯、電力の料金軽減に関する請願（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事渋木岩男）（鯨岡兵輔君紹介）（第三二八三号）、同（請願者　東京都文京区新諏訪町十二番地染谷盛一）（四宮久吉君紹介）（第三三三四号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事冨川源吾）（天野公義君紹介）（第三三七一号）、同（請願者　北海道小樽市真栄町三番地北海道公衆浴場業環境衛生同業組合理事長前野留治郎）（椎熊三郎君紹介）（第三四一一号）、同（請願者　長崎市西浜町長崎県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長伊藤政蔵）（田口長治郎君紹介）（第三四一二号）、同（請願者　金沢市田丸町百九番地石川県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中道久男）（坂田英一君紹介）（第三四四一号）、同（請願者　埼玉県大宮市下町二丁目十八番地埼玉県公衆浴場業環境衛生同業組合理事川島久治郎）（福永健司君外一名紹介）（第三五九一号）、同（請願者　埼玉県岩槻市岩槻二千四百九十七番地柴田武次）（青木正君外一名紹介）（第三八九四号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地東京都公衆浴場商業協同組合常務理事小穴隆太郎）（岡崎英城君紹介）（第三八九五号）、同（請願者　奈良県磯城郡田原本町小室岸田秀治郎外十二名）（奥野誠亮君紹介）（第四三一六号）、同（請願者　福井市豊町福井県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長中野利三八）（坪川信三君紹介）（第四三一七号）、同（請願者　奈良県大和高田市本郷通り二丁目奈良県公衆浴場業環境衛生同業組合理事長森久平外二十五名）（服部安司君紹介）（第四三一八号）、同（請願者　奈良県吉野郡下市町下市堀内政信外十三名）（前田正男君紹介）（第四三一九号）及び同（請願者　奈良県橿原市内膳町田中益之助外十二名）（八木一男君紹介）（第四三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場業は、国または地方公共団体から何らの保護助成を受けない自己資本による弱小企業であるが、国民大衆の保健衛生機関として、公共的社会的施設であるとの理由により、その入浴料金は、物価統制令で規制され、利益追求の営利行為は許されておらず、しかも入浴料金算定の原価計算は、業者に過酷な方式をもつて定められている。ついては、公衆浴場の修改築及び近代化に要する資金について特別融資の制度を設けるとともに公衆浴場営業用の電灯、電力を低廉な料金で供給されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆浴場の公共的社会的な性格にかんがみ、本請願の趣旨は妥当

なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

岡山県笠岡井原地区の工業整備特別地域加入に関する請願（請願者　岡山県議会議長杉本昌太）（星島二郎君紹介）（第三三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県備後地区は、昭和三十八年七月十二日の閣議決定により、工業整備特別地域に指定されたが、これに隣接する岡山県笠岡井原地区は、従来からこの地区と自然的、社会的、経済的に深いつながりをもち、一体的に発展してきており、特に、将来においては、同指定地域内の広島県福山沖に建設されている日本鋼管株式会社福山製鉄所の繰業に必要な電力、石油精製等の関連工場群は、笠岡井原地区に建設される見通しであつて、県境を越えて一大コンビナートが形成されることになり、さらに周辺における工業開発の進展に伴い両地区の関係は従来にも増して一層緊密なものとなると同時に、岡山県の笠岡井原地区も広島県の備後地区と同様に公共施設等の整備を緊急に進めなければならなくなる。ついては、全国総合開発の見地から、両地区が将来瀬戸内海工業地帯の中核として発展するよう、岡山県笠岡井原地区をすみやかに備後工業整備特別地域に加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

工業整備特別地域整備促進法の制定に伴い指定地域に隣接する岡山県笠岡井原地区の立地の条件等を勘案し、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

物価の適正化対策樹立等に関する請願（請願者　福島市南沢又柳清水三十番地菅野八千代外一万五千百六十二名）（粟山秀君紹介）（第三三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

年ごとの物価上昇に国民生活がおびやかされているので、政府においても、昭和三十九年度は、公共料金の値上げを行なわない方針を打ち出しているが、三月現在ですでに水道料金、タクシー料金が少しずつ値上げされており、今後の物価問題が思いやられる。ついては、次記事項を措置されたいというのである。（一）消費者物価が郵便貯金利子を上回らないような物価対策を立てること、（二）公共料金の値上がりを押え、本年は絶対に値上げしないこと、（三）学校建設、設備等の費用を全額県費でまかなうなど、教育費の父母負担の軽減をはかること。

二、請願の議決理由

公共料金その他諸物価の値上がりの防止は、国民生活の安定を図る上において喫緊の要務である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

中小企業振興に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三六九六号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三六九七号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三六九八号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六三号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八一四号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九二五号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九二六号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九二七号）及び同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、中小企業に対する施策を逐年強化されているにもかかわらず、同業界は依然として、わが国経済の高度成長の底流にあえいでいる実情にあり、まことに憂慮にたえない。ついては、中小企業の健全な成長を阻害している諸条件を除去し、その安定をはかるため、次記事項について早急に措置を講じられたいというのである。

（一）中小企業の体質改善に関する設備の近代化、構造の高度化をはかるための助長措置の強化、

（二）関係金融機関への政府資金ワクの大幅増額。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、資本力、信用力の弱い中小企業者の健全な成長を促進するための措置として妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

新産業都市の建設促進に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫）（吉川久衛君紹介）（第三六九九号）、同（請願者　長野県議会議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第三七〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第三七〇一号）、同（請願者　長野県議会議員横内与三次郎）（唐澤俊樹君紹介）（第三七六五号）、同（請願者　長野県議会議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第三八一六号）、同（請願者　長野県議会議員堀込義雄）（松平忠久君紹介）（第三八一七号）、同（請願者　長野県議会議員伊藤洋三）（小川平二君紹介）（第三九二八号）、同（請願者　長野県議会議員関沢敏夫）（下平正一君紹介）（第三九二九号）、同（請願者　長野県議会議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第三九三〇号）及び同（請願者　長野県議会議員小坂卓郎）（原茂君紹介）（第三九七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県松本諏訪地区は新産業都市の正式指定を受けるに至つたが、新産業都市建設の所期の目的を達成するためには、用地の先行取得はもとより、道路、鉄道、通信の整備をはじめ用水の確保、住宅の建設及び教育文化施設、厚生施設、職業訓練施設等に膨大な財政資金が必要であつて、県及び市町村の財政力ではどうにもならず、特に松本諏訪地区は、内陸唯一の新産業都市として他の地区とは異なり、その地理的条件と恵まれた自然的条件を活用して工業、農業、観光の開発発展をはかる上において、道路、鉄道の整備充実が緊急の課題であつて、より大幅な公共投資を必要とするものである。ついては、次記事項を早急に実現されたいというのである。

（一）国家資金を計画的かつ重点的に大幅投入すること、（二）新産業都市建設事業に係る国の負担の特例制度の立法化を実現すること、（三）起債対象事業の拡大及び起債充当率を引き上げること、（四）地方交付税の需要額の算定にあたり特別補正等をすること。

二、請願の議決理由

新産業都市の円滑な建設を期するために本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

中国経済貿易展覧会北九州市開催に関する請願（請願者　福岡県北九州市小倉区船頭町二十八番地高橋芳樹外千三百五十八名）（田中六助君紹介）（第四二四一号）、同（請願者　福岡県北九州市若松区中畑町中上勝義外千三百四十四名）（多賀谷眞稔君紹介）（第四二五二号）、同（請願者　福岡県北九州市門司区花山通五丁目山中勝次郎外千六十名）（中島茂喜君紹介）（第四二五三号）、同（請願者　福岡県北九州市八幡区穴生萩原井堀進外千二百十六名）（伊藤卯四郎君紹介）（第四二七七号）、同（請願者　福岡県北九州市門司区大里神田町出畑タツ子外九百九十九名）（藏内修治君紹介）（第四三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日中両国間の経済交流は、近年飛躍的な発展を遂げ、貿易額も、戦後最高の規模に達し、ますます日中両国の経済発展が期待されるに至りつつあり、本年北九州市においては、一昨年十二月調印された日中民間貿易議定書に基づき、中国経済貿易展覧会が開催されることになつているが、聞くところによると福岡（北九州市）での開催は見送るとの意向が、政府連絡会議で示されたように報道されていることは、まことに遺憾にたえない。福岡は、中国大陸に対して歴史的にも地理的にも最も身近かであり、対中国貿易に対しては深い関心を持ち、国際的な視野のもとに大なる意欲を持つものとして黙視しがたいところであり、また同県内の経済状況は、石炭産業の斜陽化、鉄工業の不振等により、著しく不況に向いつつあるとき、これが挽回の一助としても海外貿易にその活路を求めることは、けだし喫緊の重要課題であると考える。ついては、日中貿易促進のため中国経済貿易展覧会の福岡（北九州市）開催の実現を積極的に推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、福岡（北九州市）における経済発展を促進し、

日中両国間の経済交流に資するため適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

中性洗剤の販売、使用禁止に関する請願（請願者　東京都杉並区下井草四丁目十六番地柳沢文正）（辻寛一君紹介）（第四三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由から中性洗剤の販売、使用を禁止されたいというのである。（一）石油系中性洗剤（ハード型）の毒性により、あやまつて飲んで死亡した事故が起きている、（二）主婦が中性洗剤を果物、野菜洗い等に不注意かつ危険な使用をするため、皮膚障害や肝臓機能を侵されたり、その他諸種の身体障害を誘発している、（三）現在の中性洗剤は細菌により分解されないため、下水処理を極度に妨げ、これがため上水道にまで混入し、その量が年々増加している、（四）中南米、中国等に輸出している肥料、農薬等にも中性洗剤が混入しているので、国際問題に発展する可能性がある、（五）西ドイツ、アメリカの一部の州では、ハード型洗剤は法律により、製造、販売を禁止し、米国連邦議会にも同様の法案が提出されている。

二、請願の議決理由

中性洗剤は、一般家庭に急速に普及してきたが、その毒性及び公害への影響に関する調査研究と対策は必ずしも十分ではないので、本請願の趣旨をも勘案の上、関係行政庁間の協力のもとに、早急に研究と対策を進める必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

電話加入者事業協同組合の政府資金導入に関する請願（請願者　東京都千代田区神田西福田三番地全国電話加入者事業協同組合連合会代表理事大塚正外二十一名）（田中伊三次君紹介）（第四六一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電話加入者事業協同組合は、中小企業等協同組合法並びに電話加入権質に関する臨時特例法の精神に基づき、中小企業者特に小規模企業者に対して、電話の新設を容易にし、かつ電話加入権を質とすることにより、低利安全な資金の融資が得られ、もつて事業の発展を期することを目的としている。同組合は通産省、中小企業庁の特別の指導により、商工組合中央金庫の融資によつて昭和三十四年発足以来こんにちまで、全国にわたり逐次組織を強化し、昭和三十九年三月末日現在においては、総貸付件数八万件、累計額約四十八億円にのぼつているが、最近中小企業の倒産が続出している現況から、同組合の実績と基盤を政府資金を大幅に導入することにより、さらに拡大し、小規模企業者に電話だけでなく、適当な保証人二人の保証を条件として手形割り引きを行ない、経営上必要な資金の貸し付け及び他の融資の媒介を行ない、もつてその事業活動を促進し、中小企業対策の一環としての使命を完遂することが当面の急務であると信ずる。ついては、電話加入者事業協同組合の小規模企業者貸付年間必要資金として五十億円の政府資金を導入されるよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

資本力、信用力の弱い中小企業者に対しては、金融の円滑化等の諸施策を講ずる必要があり、従つて本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

加古川公共用水域の汚濁防止に関する請願（請願者　兵庫県高砂市長中須義男外一名）（渡海元三郎君外二名紹介）（第四九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東播平野を流れる加古川は、兵庫県高砂市の水道源であるが、同川沿岸の兵庫パルプ工場及び西脇市所在の染色工場の廃液放流により、昭和三十年十二月中旬より極度に汚染されはじめ、現在悪化の一途をたどつており、ために同市民の保健衛生と各種産業に多大の悪影響を与え、かつ漁獲並びに農作物等生活環境に大なる影響を及ぼしている。ついては、これまでも繰り返し善処を要望してきたが、最早座視できない事態に立ち至つたので、水源汚染の実情を調査の上、汚濁防止措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

河川の汚染は、公衆衛生、工業及び農林水産業等にきわめて悪影

響を与えつつあるので、河川ごとに、早急に汚濁防止措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

商工委員長　二階堂　進

衆議院議長船田中殿

衆議院会議録第三十一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
九八	二	一四	確一性	画一性

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（ただし良質紙は二十円）
（配送料とも）

発行所　東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局　電話　東京（五八一）九〇八〇（代）
官報課　（五八一）九〇三一（代）